

第3編 災害応急対策

第1章 活動態勢（組織の動員配備）

○ 基本方針

市長は、法第23条の2の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織として災害対策本部をできる限り速やかに設置し、その活動態勢を確立する。

また、各防災関係機関は災害の発生を防御し、応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための活動態勢を整備する。

各防災関係機関は、複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象)の発生可能性を認識し、備えるものとする。

要員(資機材も含む。)の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。

一定規模以上の災害が発生した際における災害救助事務について、県又は救助実施市(令和元年12月2日名古屋市指定)が救助の主体となり災害救助を実施する。

○ 主な機関の応急復旧対策 ☹=災害対策本部

機関名	発災	数時間	1日	3日	1週間
	初動態勢の確立期		応急対策期		
☹ 防災局 ☹ 企画部	【職員の勤務時間内】 ○本部の設置 ○非常配備態勢の発令 ○本部員会議の開催 ○非常配備態勢の確立				
	【職員の勤務時間外】 ○本部の設置 ○非常配備態勢の発令 ○本部員会議の開催 ○職員の参集 → ○非常配備態勢の確立 ○参集途上の市内被害状況を報告 ○被災者の救助・救出 ○避難所等の開設準備、避難者受入れ等 ○国又は他市町村職員などの派遣要請				

第1節 災害対策本部の設置・運営（防災局・協力部）

法第23条の2の規定により、市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めたときは、速やかに災害対策本部(以下この項では「本部」という。)を設置する。

なお、市の地域に相当規模の災害が発生している場合で、市長が必要と認めた場合に、災害地に現地災害対策本部を設置するものとする。

(1) 本部の設置

ア 設置・廃止基準

本部の設置に当たっては、別に定める「災害対策本部設置基準及び非常配備基準」に基づくものとする。

本部は、災害発生のおそれが解消し、又は災害応急対策がおおむね完了したと本部長（市長）が認めたとときに廃止する。

また、本部は、災害対策本部員会議を開催せずに警報等が解除され市内に被害が発生しなかった場合は、自動的に解除できるものとする。なお、その場合は、本部において決定する。

イ 本部の設置場所

本部は、田原市役所本庁舎6階防災センター（講堂）に設置する。

(2) 本部の組織及び運営等

本部の組織運営は、法及び田原市災害対策本部条例に定めるところによることとし、災害情報の収集及び伝達、応急措置、被災者の救難、救助等災害の発生の防御又は拡大の防止のための各種措置を図る。

本部の組織、所掌事務、非常配備体制及び勤務時間外等における職員の動員方法については、市の各行政組織における平常時の事務及び業務を基準とし、災害に即応できるよう定めるものとする。

さらに、本部の下に防災活動の基本方針等を協議決定する本部員会議を設置し、迅速かつ的確な災害応急諸対策の実施を期するものとする。

なお、必要に応じて、東三河総局、警察、自衛隊、中部地方整備局、日本赤十字社、西日本電信電話株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、株式会社 JERA その他関係機関から連絡要員の派遣を受け入れる。

(3) 本部並びに本部職員等の標識

本部の所在、本部長、副本部長、職員の身分を明確に表示するため、標識及び腕章を定めておくものとする。

(4) 本部長の代行者の指名順位

市長が不在のときの本部長の代行者の指名順位は、次のとおりとする。

ア 副市長

イ 教育長

ウ 防災局長

エ 総務部長

(5) 設置又は廃止の報告等

市長は、本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を本部員及び知事へ報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報するものとする。また、必要に応じて災害応急対策に係る措置について報告又は指示等を行うものとする。

(6) 職員の動員体制

災害応急対策を円滑に実施するため市職員の動員体制、非常配備体制及び他機関に対する出動要請、応援要請に関する事項を確立しておき、非常の際はこれに基づき速やかに行動するものとする。

ア 配備の編成

各部長は、所管の部ごとにあらかじめ「配備編成計画」を立てて、これを本部長に報

告するとともに所属の部員に対して周知徹底しておかなければならない。

イ 非常連絡員

各部長は、各部における非常連絡、所要職員の動員を円滑に行うため、その所管する部に非常連絡員を定め、あらかじめ防災局長に届けておく。

ウ 非常連絡並びに動員

- (ア) 消防署指揮係職員は、勤務時間外、休日等において、関係機関から非常配備に該当する注意報、警報等を受領したときは、直ちに防災対策課長を経由して防災局長に報告するとともに、その他必要と認める上司に報告しなければならない。また、宿日直勤務職員は、地区等から災害に関する緊急情報を受領したときは、直ちに防災対策課長を経由して防災局長に報告するとともに、その他必要と認める上司に報告しなければならない。
- (イ) 消防署指揮係職員又は宿日直勤務職員は、災害対策に関し防災局長から指示を受けたとき、又は当該指示を受ける以前であっても状況により自らが必要と判断したときは、速やかに関係者並びに各部の非常連絡員に緊急連絡（電話）を行う。
- (ロ) 各部の非常連絡員は、指揮係職員又は宿日直勤務職員から連絡を受けたときは、直ちに関係上司に報告するとともに、部内の非常配備担当職員に連絡しなければならない。
- (ハ) 各部の非常配備担当職員は、非常連絡員から連絡を受けた場合は、直ちに登庁し、所要の配備体制に就くものとする。
- (ニ) 各部長は、あらかじめ部員の非常連絡の系統並びに動員計画を定め、所属の部員に対して周知徹底しておかなければならない。
- (ホ) 本部連絡員は、本部長の指示又は本部員会議等で協議決定された指示事項等を各部に速やかに連絡する。

エ 非常参集

職員は、勤務時間外、休日等において災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあることを知ったときは、以後の状況の推移に注意し、進んで所属の部と連絡を取るとともに自らの判断で所定の場所（原則、勤務場所）に参集しなければならない。

なお、職員は、参集途上において知り得た被害情報を本部事務局に報告するものとする。

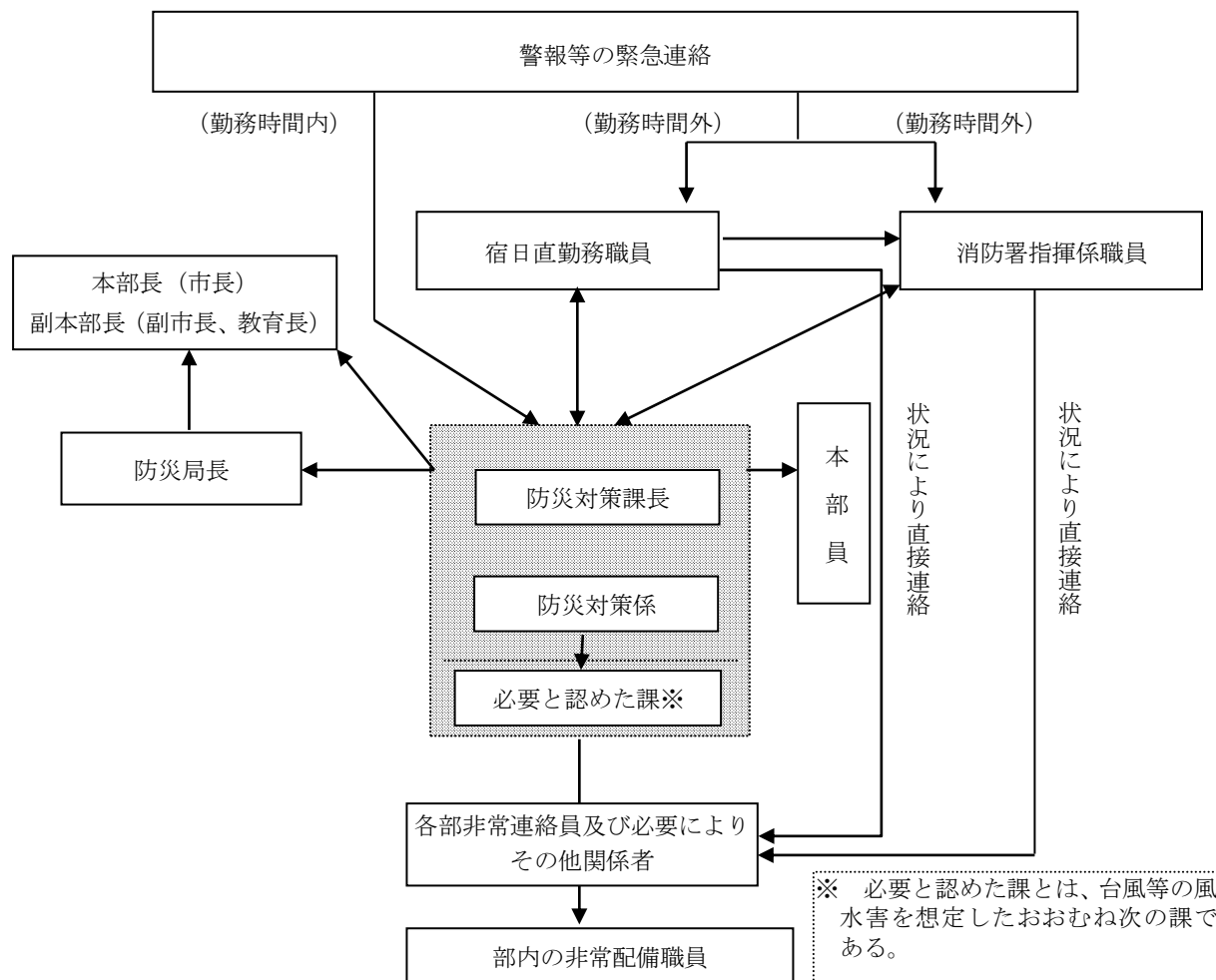
オ 非常配備体制

非常配備の種別、内容、時期等は別に定める「災害対策本部等設置基準及び非常配備基準」及び「災害対策本部の組織及び所掌業務表」に基づくものとする。

(7) 職員参集メールシステム

市では、一定の条件の災害が発生した場合、職員に災害情報と安否・参集確認のメールを配信し、安否・参集可否のメールを返信してもらう職員参集メールシステムを導入している。災害発生時には、防災対策課又は消防署指揮係が手動でのメール配信により、状況に応じて柔軟な参集体制を築くものとする。

[職員の参集、連絡手段体制(概略)]



※ 必要と認めた課とは、台風等の風水害を想定したおおむね次の課である。
1 農政課
2 維持管理課
3 下水道課
4 渥美支所 地域課

- ◎ 警報等の緊急連絡とは次のとおりである。
 - (1) 大雨警報
 - (2) 暴風警報
 - (3) 洪水警報
 - (4) 高潮警報
 - (5) 暴風雪警報
 - (6) 愛知県外海又は伊勢・三河湾に対して津波注意報、津波警報、大津波警報
 - (7) 特別警報
 - (8) 県内に震度4以上の地震が発生したとき
 - (9) 気象庁の南海トラフ地震に関連する情報
 - (10) 各地区等からの災害に関する情報
- ◎ 連絡手段については、電話(携帯電話含む。)を使用する。ただし、非常配備を一斉に行うときは、「職員参集メールシステム」を用いる。
- ◎ 大規模地震による激甚災害が発生したときの各職員の参集については、田原市災害対策本部運営チェックマニュアルによる。

第2節 職員の派遣要請

第1 市における措置

(1) 国の職員の派遣要請(災害対策基本法第29条)

市長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり当該機関の職員のみでは不足する場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(2) 他市町村の職員の派遣要請(地方自治法第252条の17)

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(3) 職員派遣のあっせん要求(災害対策基本法第30条)

市長は、知事に対し災害対策基本法第29条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、市長は、知事に対して地方自治法第252条の17の規定による他の市町村職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

(4) 被災市町村への市職員の派遣

市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

第2 県（防災安全局）における措置

(1) 被災市町村への県職員の派遣

県は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

第3節 業務継続計画の策定

災害時には、被災者支援などの災害対応業務を最優先とし活動するが、出生・死亡に伴う戸籍事務や介護・福祉関係業務などの通常業務も遅滞なく実施する必要があるため、災害時における優先業務をあらかじめ決定し、早期復旧を目的として市の業務継続計画(BCP)を策定する必要がある。

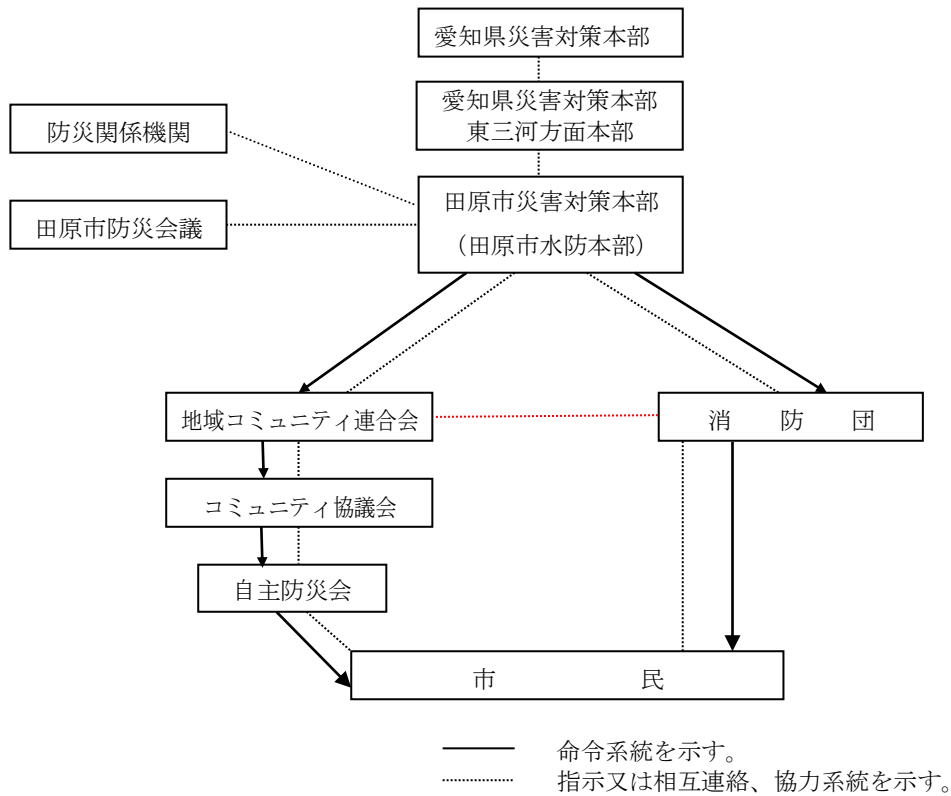
市では、災害発生時の迅速かつ的確な初動態勢を確立するため、災害時であっても優先させるべき通常業務を洗い出し、あらかじめ優先順位を決定した業務継続計画及び「災害対策本部運営チェックマニュアル」により、迅速な復旧体制を構築するものとする。

第4節 関係機関等との相互協力

市内の公共的団体等防災機関は、市の防災組織に合わせ、協力体制を整えるものとする。

市は、愛知県災害対策本部と連絡を密に取り、「災害時における市町村への職員派遣に関する要綱」に基づいて市に派遣される愛知県職員との協力体制を整えるものとする。

[災害対策系統図]



第2章 災害救助法の適用

○ 基本方針

災害により市内に大規模な災害が発生したときは、市長は、県知事に災害救助法の適用を申請（被害報告）し、応急的な救助により被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

第1節 災害救助法の適用基準

第1 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、本市における具体的な適用基準（平成27年10月1日国勢調査時点）は、次のいずれかに該当する場合である。

- (1) 市の区域内の住家の滅失した世帯の数が80世帯以上であること。
- (2) 県の区域内の住家の滅失した世帯の数が2,500世帯以上であって、うち本市の区域内の住家の滅失した世帯の数が40世帯以上であること。
- (3) 県の区域内の住家の滅失した世帯の数が12,000世帯以上の場合又は災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯（最低5世帯以上）の住家が滅失したこと。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

第2 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼するなど著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂堆積等により一時的に居住できない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

第3 住家被害の認定

1 住家の滅失等の認定

- (1) 住家全壊（全焼・全流失）

住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、いわゆる、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修しても元通りに再使用が困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

- (2) 住家半壊（半焼）

住家はその居住のための基本的機能を一部喪失したもの、いわゆる、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

《参考》

被災者生活再建支援法の区分の

『大規模半壊』

住家はその居住のための基本的機能を一部喪失したもの、いわゆる、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。

『一部損壊』

住家の損壊程度が、半壊に達しない程度のもので、補修を必要とするもの(窓ガラスが数枚破損した程度の極めて小さなものは除く。)

2 世帯及び住家の単位

(1) 世帯

生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

(2) 住家

現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているものなどについては、それぞれをもって1住家として取り扱う。

第2節 災害救助法の適用手続（企画部）

第1 知事への報告

災害に際し、市内の災害が本章第1節第1に掲げる災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長は、直ちに次に掲げる事項について、知事（「愛知県災害対策本部東三河方面本部」。以下、本節において同じ。）に電話又はFAX（県高度情報通信ネットワーク）で報告するとともに、速やかに災害の状況及び取られた措置の概要を県防災情報システムに入力するものとする。

ただし、災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置について知事の指揮を受けなければならない。

（「愛知県災害救助の手引き」の様式1の1「発生情報」により報告）

- (1) 災害の発生日時、場所、原因及び被害の概況
- (2) 被害状況調
- (3) すでに行った措置
- (4) 今後取ろうとする措置
- (5) その他必要事項

第2 知事への要請

市長は、災害救助法の適用を要請する場合、知事に対し、次に掲げる事項について、速やかに電話又はFAX（県高度情報通信ネットワーク）で要請し、後日文書により改めて処理するものとする。（「愛知県災害救助の手引き」の様式2「災害救助法の適用について」により要請）

- (1) 被害の状況
- (2) 災害救助法施行令第1条第1項の該当条項
- (3) すでに行った措置
- (4) 今後取ろうとする措置

第3 災害救助法による救助内容

- (1) 避難所の供与
- (2) 飲料水の供給
- (3) 炊き出しその他による食品の給与
- (4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (5) 医療
- (6) 助産
- (7) 災害にかかった者の救出
- (8) 死体の搜索
- (9) 死体の処理
- (10) 埋葬
- (11) 応急仮設住宅の供与
- (12) 災害にかかった住宅の応急修理
- (13) 障害物の除去
- (14) 学用品の給与
- (15) 生業に必要な資金の貸与等
- (16) 応急救助のための輸送費
- (17) 応急救助のための賃金職員等雇上費

※ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間については、附属資料を参照

第4 特別基準の協議

災害救助法施行細則の基準(一般基準)では救助の適切な実施が困難な場合は、県に対し、電話又はFAX(県高度情報通信ネットワーク)で施行細則に定められた救助の期間内に特別基準の協議を行うものとする。

※ 協議書の記載項目については、「愛知県災害救助の手引き」を参照

第5 「中間情報」の報告

災害救助法が適用されたら速やかに被害状況を取りまとめ、FAX(県高度情報通信ネットワーク)又は電子メールで速やかに県へ報告する。また、報告内容に大幅な変更があった場合は、随時、報告するものとする。

※ 記載項目、報告様式等については、「愛知県災害救助の手引き」を参照

第6 救助実施状況の報告

災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の精算事務に必要となるため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、市長は知事に報告するものとする。

※ 災害実施記録日計票等の様式については、「愛知県災害救助の手引き」を参照

第3節 災害救助法の適用

第1 県(防災安全局、県民文化局、福祉局、保健医療局、建築局、教育委員会)における措置

(1) 災害救助法の適用

知事は、災害救助法に定める程度の災害が発生した市町村(救助実施市を除く。以下この節

において同じ。)の区域について、災害救助法を適用する。なお、災害が発生するおそれがある場合、国に設置された特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部の所管区域内においても、災害救助法を適用することができる。

(2) 救助の実施

知事は、災害救助法が適用された市町村において、現に救助を必要とする者に対して応急的に必要な救助を行う。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。ただし、この基準により救助を適切に実施することが困難な場合は、知事は内閣府に協議し、その同意を得て特別基準により実施するものとする。また、災害が発生するおそれがある場合に、当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対して行う主な救助の種類は、次表のとおり。

救助の種類	実施者	
	局地災害の場合	広域災害の場合
避難所の供与	市町村（県が委任）	
要配慮者の輸送	市町村（県が委任）	

(3) 市町村への委任

知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長に委任する。

なお、委任は災害救助法が適用された都度、市町村に通知することにより行うものである。事務委任により想定している各救助事務の実施者は次表のとおり。

救助の種類	実 施 者	
	局地災害の場合	広域災害の場合
避難所の供与	市町村（県が委任）	
要配慮者の輸送	市町村（県が委任）	
応急仮設住宅の設置	県（建築局）	
食品の給与	市町村（県が委任）	
飲料水の供給	市町村（県が委任）	
被服、寝具の給与	市町村（県が委任）	
医療、助産	市町村（県が委任）	県（福祉局、保健医療局）、 日本赤十字社愛知県支部
被災者の救出	市町村（県が委任）	
住宅の応急修理	市町村（県が委任）	県（建築局）
学用品の給与		
市立学校等児童生徒分	市町村（県が委任）	
県立学校等、私立学校等児童生徒分	県（県民文化局、教育委員会）	
埋葬	市町村（県が委任）	
死体の搜索及び処理	市町村（県が委任）	
住居又はその周辺の土石等の障害物の除去	市町村（県が委任）	

(4) 救助の委任の留意点

市町村へ事務委任した場合であっても、その救助の実施責任は県にあるので、県は常にその状況把握に努め、万一、市町村において、事務の遂行上不測の事態が生じた場合等には、県において委託元としての責任を持って市町村に対する助言を行う等、適切な事務の遂行に努めることとする。

(5) 日本赤十字社愛知県支部への委託

知事は、医療及び助産等の実施に関して必要な事項を日本赤十字社愛知県支部に委託する。ただし、必要がある場合は、知事は委任に関わらず医療及び助産等のために必要な措置を講じる。

(6) 災害救助法が適用された場合の留意事項

知事は、救助実施市を含む複数の市町村に災害救助法が適用されるような大規模災害時には、災害救助法に基づき県の広域調整の下で救助を実施するため、被災者に公平かつ迅速な救助を行えるよう、災害救助に係る愛知県資源配分計画に基づき、救助実施市の長と必要な情報を共有し、救助を行うものとする。

第2 市における措置（災害救助法第13条）

(1) 救助の実施

市長は、市の区域に災害救助法が適用され、知事の委任を受けた場合、災害救助法に基づく救助を行う。

(2) 県が行う救助の補助

市長は、知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。

第3 日本赤十字社愛知県支部における措置（災害救助法第15条、第16条）

日本赤十字社愛知県支部は、その使命に鑑み、救助に協力するとともに、知事及び救助実施市の長の委託を受けて、次に掲げる事項を行う。

(1) 避難所の設置の支援として、生活環境の整備及び心のケアを行う。

(2) 医療、助産及び死体の処理(一時保存を除く。)を行う。

第3章 公用負担

○ 基本方針

市長は、市の区域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、公用負担等を命じることができる。

第1 公用負担の種類

市長(水防管理者)が災害時に命じることができる公用負担の種類は、次のとおりである。

根拠法	命令の種類	従事事務又は物件等の内容	従事命令等対象者	備考
災害対策基本法	一時使用 使用・収用除去	1 土地、建物その他の工作物の一時使用 2 土石、竹木の使用及び収用 3 災害を受けた工作物及び物件で応急措置に支障となるものの除去その他の措置	占有者、所有者	第64条
	従事命令	応急措置全般	1 区域内の住民 2 現場にある者	第65条
水防法	一時使用 使用・収用処分	1 土地の一時使用 2 土石、竹木その他資材の使用及び収用 3 車両、その他運搬具若しくは器具の使用 4 工作物、その他障害物の処分	占有者、所有者	第28条

第2 公用負担の権限

公用負担の権限は、市長(水防管理者)若しくはその委任を受けて市職員が行使するが、市長若しくは当該職員がいないとき又はこれらの者から要求があったときは、警察官、海上保安官又は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官、若しくは消防長が、市長の職権を行使することができる(法第64条、水防法第28条)。

この場合、水防管理者又は消防長にあっては、その身分を示す証明書を、その他これらの委任を受けた者にあっては、公用負担権限証明書を携帯し、必要がある場合にはこれを提示するものとする。

公用負担権限証明書	
○○○○ ○ ○ ○ ○	
上記の者に	の区域における災害対策基本法第64条の権限行使を委任
したことを証明します。	
年 月 日	
	田原市長 □ □ □ □ 印

第3 公用負担命令票

法第64条及び水防法第28条の規定により、公用負担の権限を行使するときは、公用負担

の対象となる物件、数量、負担内容、期間、適用など必要事項を記載した公用負担命令票を作成し、その1通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡すものとする。ただし、現場の事情により、時間的余裕がないときは、事後速やかに処理するものとする。

公 用 負 担 命 令 票				
第 号	住 所 氏 名			
負担者				
物件	数量	負担内容(使用、収用、処分等)	期間	適用
〇〇法第〇条の規定により上記物件を収用(使用又は処分)する。				
年 月 日				
命令者 身分 氏 名				印

第4 損失補てん

市は、公用負担権限の行使によって損失を受けた者に対して、法に基づき、時価によりその損失を補償する。なお、従事命令により従事した者に対して実費弁償は行わない。ただし、応急措置業務に従事したことにより、死傷等をしたときは田原市消防団員等公務災害補償条例に基づき損害補償するものとする。

第4章 応援協力・派遣要請

○ 基本方針

各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、災害時に当たっては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施するものとする。

市長は、災害応急対策又は災害復旧及び復興を実施するため必要と認めるときは、県知事若しくは、指定地方行政機関、指定公共機関、特定公共機関、関係地方行政機関及び他の地方公共団体の長に対し、関係職員の派遣又はあっせん等を要請し、また、応援の要請があった場合にはこれに協力するよう、相互応援協力についての計画を定める。

陸上自衛隊第10師団は、知事等の要請を受け、まず東海地方所在部隊をもって人命救助を第一義とする緊急救援活動を行い、引き続きその他の部隊を集中し、組織的救援活動を行う。状況により、中部方面隊区域内諸隊の増援を受ける。航空自衛隊及び海上自衛隊もこれに準じた処置を講ずる。

被災地の速やかな自立や復興を進めるために、事前に登録されたボランティアグループなどの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まるボランティアについての窓口を設置して適切な受入れを行うことにより、ボランティア活動が円滑に行われるよう努める。

○ 主な機関の応急復旧対策

☹=災害対策本部

機関名	発災	数時間		1日	3日	1週間
	初動態勢の確立期	応急対策期				復旧対応期
☹ 企画部 ☹ 総務部 ☹ 消防部	○県への広域応援要請 ○他市町村への応援要請 ○自衛隊への災害派遣要請 ○県への緊急消防援助隊の要請					
☹ 健康福祉部	○社会福祉協議会への災害ボランティアセンター運営要請 ○災害ボランティアセンターの設置					
自衛隊	○災害派遣					→
第四管区海上保安本部	○自衛隊への災害派遣要請					
県(防災安全局)	○広域応援要請 ○他市町村への応援内容指示 ○緊急消防援助隊の要請 ○自衛隊への災害派遣要請 ○広域ボランティア支援本部の設置					
県(防災安全局・関係局)	○県災害対策本部(災害情報センター)の設置 ○本部員会議の開催 ○災害対策要員の確保 ○国又は他都道府県職員の派遣要請					→

第1節 応援協力

第1 応援措置の要請等（企画部、総務部）

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事及びその他の機関に対し、職員の派遣又は応急措置の実施等を求める場合には、次に掲げる事項について、とりあえず口頭又は電話をもって要請し、後日文書により改めて処理する。

1 職員の派遣

指定地方行政機関の長又は指定公共機関に職員の派遣を要請する場合、若しくは指定行政機関、指定地方行政機関、特定公共機関又は他の普通地方公共団体の長に職員を派遣するようそのあつせんを知事に求める場合

- ア 派遣を要請する又はあつせんを求める理由
- イ 派遣を要請する又はあつせんを求める職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣された職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣、あつせんについて必要なこと

2 応急措置等

知事又は他の市町村長に応急措置の実施又は応援を要求する場合

- ア 災害の状況及び応援（応急措置の実施）を要請する理由
- イ 応援を希望する物資、資材、機械器具等の品名及び数量
- ウ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所、機関
- エ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- オ その他必要な事項

3 災害救助法の適用

本編第2章「災害救助法の適用」を参照

4 緊急消防援助隊等の要請

本章第2節「応援部隊等による広域応援等」を参照

5 自衛隊の派遣要請

本章第3節「自衛隊の災害派遣の要請」を参照

■職員の派遣と応援の相違点

区分	職員の派遣(法第29条)	応援(法第67条、第68条、第74条)
性質	職員個人の有する技術・知識・経験等に着眼	労働力としての人員に着眼が多い
期間	原則として長期間	短期間
事務	災害応急対策又は災害復旧に関し必要なこと	応急措置の実施に必要なこと
身分	派遣先の身分と併任	身分の移動を伴わない
指揮監督	個人的に派遣先に分属	応援隊が一隊となって派遣先の指揮下に入る

■職員の派遣の要請と派遣のあつせんの条文関係（災害対策基本法関係）

要請側	派遣側				
	区分	市町村	都道府県	指定地方行政機関	指定行政機関
市町村	派遣要請	地方自治法第252条の17	地方自治法第252条の17	法第29条第2項	
	派遣あつせん（あつせん者）	法第30条第2項（知事）	法第30条第2項（知事）	法第30条第1項（知事）	
都道府県	派遣要請	地方自治法第252条の17	地方自治法第252条の17	法第29条第1項	法第29条第1項
	派遣あつせん（あつせん者）		法第30条第2項（総理大臣）	法第30条第1項（総理大臣）	法第30条第1項（総理大臣）

■職員の派遣の要請と派遣のあっせんの条文関係(大規模災害からの復興に関する法律関係)

要請側	派遣側 区分	関係行政機関	関係地方行政機関	他の地方公共団体
市町村	派遣要請		復興法第53条第2項	地方自治法第252条の17
	派遣あっせん (あっせん者)		復興法第54条第1項 (知事)	復興法第54条第2項 (知事)
都道府県	派遣要請	復興法第53条第1項	復興法第53条第1項	地方自治法第252条の17
	派遣あっせん (あっせん者)	復興法第54条第1項 (総理大臣)		復興法第54条第2項 (総理大臣)

第2 要請の方法等（総務部）

- (1) 市長は、本部員会議の協議・決定等に基づき、応援の要求又は応急措置実施の要請を決定し、その要請を人事管理班に指示する。
- (2) 人事管理班は、他の地方公共団体等への要請を行うとともに、応援職員の宿泊施設の確保等受入れ準備を関係部班に指示する。
- (3) 地方公共団体相互間の応援
市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市の災害応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事又は他の市町村長に対し、応援を求める。また、応援を求められた場合には、特別な事情がない限り、その求めに応ずるものとする。
- (4) 応援職員の活動
応援職員は、応援を受けた部の長の指揮を受けて活動するものとする。

第3 県による応援要請（防災安全局）

- (1) 指定行政機関等に対する災害応急対策の実施の要請（法第70条・同法第74条の4）
知事は、県内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長に対し、道路の啓開や港湾・漁港施設の応急復旧その他の応援の求めや応急措置又はその他の災害応急対策の実施等を要請する。なお、国の現地災害対策本部が設置された場合は、同本部との合同会議を活用する等により応援を要請する。
- (2) 中部9県1市における応援要請
県は、中部9県1市（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市）において災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合で、避難、救助等の対策を実施するために必要があると認めるときは、「災害時等の応援に関する協定」に基づき、相互に応援を要請する。
- (3) 全国都道府県における応援要請
県は、大規模災害が発生した場合で、「災害時等の応援に関する協定(中部9県1市)」では避難、救助等の対策が十分実施できないため必要があると認めるときは、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づき、全国知事会を通じて広域応援を要請する。
- (4) 国（内閣総理大臣）に対する応援要請（法第74条3）
県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、「災害時等の応援に関する協定（中部9県1市）」及び「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」

では避難、救助等の対策が十分実施できない等、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し応援を要請する。

(5) 市に対する応援

ア 知事は、市から災害応急対策を実施するために応援を求められた場合は、県の災害応急対策の実施との調整を図りながら、必要と認められる事項について最大限協力する。

イ 知事は、市の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、市長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長に対して、市の災害応急対策の実施状況を勘案しながら、市町村相互間の応援について必要な指示又は調整を行う。さらに、県と一体となった応援が効果的であると認められるときは、県市長会及び県町村会の協力を得て、県及び他の市町村が連携した応援の実施について調整を行う。

ウ 知事は、被害状況の現地調査や災害応急対策活動を支援するため、県職員を派遣する。県職員は、被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。

(6) 市の応急措置の代行（災害対策基本法第73条）

県は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市に与えられた次の権限のうち、実施すべき応急措置の全部又は一部を、市に代わって行う。

ア 警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限

イ 他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限

ウ 現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限

エ 現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限

第4 中部地方整備局における措置

(1) 市の応急措置の代行（法第78条の2）

中部地方整備局は、被災により、市及び市を包括する県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市に与えられた次の権限のうち、実施すべき応急措置の全部又は一部を、市に代わって行う。

ア 他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収容する権限

イ 現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限

ウ 緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去や航路啓開のための港湾区域内の流木の除去等をする権限

エ 現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限

第5 防災関係機関による応援要求

(1) 防災関係機関相互においては、あらかじめ定められた手続等に基づき、応援要求又は応急措置の要請を行う。

(2) 防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。

第6 災害緊急事態の布告

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、愛知県内が関係地域の全部又は一部となった場合、市、県を始め防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、県の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

第7 派遣職員の処遇及び経費の負担（総務部人事管理班）

派遣職員の処遇及び経費の負担については、法第32条、第92条、同法施行令第17条から第19条に定めるところによる。

- (1) 国から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他の都道府県、他の市区町村から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、法施行令第18条（派遣職員の給与等）、地方自治法第252条の17（派遣職員）及び田原市災害派遣手当等の支給に関する条例（昭和38年田原町条例第6号）の定めるところによる。

■ 国から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担

給与等の種別	給与等支払者	経費負担
俸給 俸給の特別調整手当 初任給調整手当 扶養手当 調整手当 住居手当 特地勤務手当 期末手当 勤勉手当 寒冷地手当 公務災害補償に要する費用又はこれらに相当するもの	国 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	国が派遣した職員に対して支給した額及び国が負担した負担金のうち派遣職員に係る額について、派遣を受けた市が負担する。
退職手当 共済制度による給付	国 〃	国において負担する。
通勤手当 単身赴任手当 特殊勤務手当 超過勤務手当 休日給 夜勤手当 宿日直手当 災害派遣手当 旅費	市 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	市が負担する。

■ 都道府県、市区町村から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担

給与等の種別	給与等支払者	経費負担
給料手当（災害派遣手当・退職手当を除く。） 旅費 退職手当	派遣した都道府県、市区町村が支給する。	市が負担する。 市が負担する。 派遣した都道府県、市区町村が負担する。
災害派遣手当	市	市が負担する。

- (2) 指定公共機関等が市に協力した場合の経費負担については、その都度あるいは事前に相互に協議して定める。

第2節 応援部隊等による広域応援等

第1 市による措置（総務部・消防部）

(1) 緊急消防援助隊等の応援要請

ア 市長は、大規模災害が発生した場合は、緊急消防援助隊の要請を行うものとし、消防長は、局地的な災害が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請を行う。

イ 応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。

ウ 消防部において緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。

(2) 海上保安庁の応援要請の依頼

ア 市長は、災害の発生に際し必要な場合は、知事に対して、海上保安庁の応急措置の実施の要請を依頼するものとする。

イ 依頼は、第2の(2)のイの事項を明示した要請書により行うものとする。

ただし、緊急を要するときは、口頭又は電信若しくは電話をもって依頼し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

また、知事に応急措置の実施要請を依頼できない場合は、直接海上保安署を通じて、第四管区海上保安本部長に対して要請することができるものとする。この場合、市長は、事後速やかにその旨を知事に連絡するものとする。

第2 県による措置（防災安全局）

(1) 緊急消防援助隊等の応援要請

県は、県内における大規模災害の発生に際し、消防庁長官に対して、人命救助活動等に当たる他の都道府県で編成している緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行う。

また、愛知県消防応援活動調整本部を県庁に設置し、緊急消防援助隊及び愛知県内広域消防相互応援協定に基づく消防活動の調整等を実施するとともに、『愛知県緊急消防援助隊受援計画』に基づく的確な受入体制を早期に確立する。

その際、南海トラフ地震など個別の緊急消防援助隊運用方針及びアクションプランに基づく活動が進められる場合や、最大震度に応じた迅速出動が行われる場合には、地震発生直後のより早い段階から受け入れ態勢の確立を図るものとする。

(2) 海上保安庁への応援要請

ア 県は、災害の発生に際し必要な場合は、第四管区海上保安本部長に対して、応急措置の実施の要請を行うものとする。

イ 要請は、次の事項を明らかにした要望書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電信若しくは電話をもって要請し、事後速やかに要請書を送付するものとする。

(ア) 災害の状況及び応急措置を要請する理由

(イ) 応急措置を希望する期間

(ウ) 応急措置を希望する区域

(エ) 活動内容

①傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送

②巡視船を活用した医療活動場所の提供

③巡視船を活用した災害応急対策従事者への宿泊場所の提供

④その他県及び市が行う災害応急対策の支援等

ウ 応急措置に係る要請書、受入等については、自衛隊の災害派遣に準じて行うものとする。

第3 警察災害派遣隊等の要請（県公安委員会）

県公安委員会は、県内において大規模災害が発生した場合は、警察法に基づき他の都道府県警察に対し、災害警察活動に当たる警察災害派遣隊等の援助の要求を行うものとする。

第4 応援要員の受入体制（総務部・県）

防災関係機関が災害応急対策を実施するに当たり、各機関が県外から必要な応援要員を導入した場合、知事及び市長は、これらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて、可能な限り準備するものとする。

第5 防災ヘリコプターの応援要請（防災局）

市長は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ名古屋市消防航空隊（夜間は名古屋市防災指令センター）に電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を提出するものとする。

- ア 災害の種別
- イ 航空機隊に求める活動の内容
- ウ 災害の発生場所
- エ 災害発生場所の気象及び地形の状況
- オ 離着陸場所の所在地
- カ 現場指揮本部の無線の呼出名称
- キ その他必要な事項

[緊急時応援要請連絡先 名古屋市消防航空隊 電話 0568-54-1190 F A X 0568-28-0721
（夜間 名古屋市防災指令センター 電話 052-961-0119 F A X 052-953-0119）]

第3節 自衛隊の災害派遣

第1 派遣の要請（企画部）

(1) 大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。

(2) 市長は、自ら保有する手段では対応が困難と判断し、自衛隊の災害派遣を必要と認めたときは、次に掲げる事項を明らかにし、速やかに県東三河方面本部を通じ知事に対し自衛隊の派遣を要請する。この場合において、市長は、その旨及び市内の災害状況を関係自衛隊に対して、必要に応じ通知する。

ア 災害の状況及び派遣を要請する理由

イ 派遣を希望する期間

※混乱した状況下で知事が派遣要請する時点において知り得た情報から判断し得る程度を示すこと。

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となる事項

※知事が派遣要請をする際に、派遣を希望する人員・車両・航空機等の概数を明らかにできるときは、参考となるべき一事項として当該事項を示すこと。

- (3) 事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話により連絡し、事後速やかに文書を提出する。
- (4) 市長は、法第68条の2第1項及び第2項の規定により災害の状況等を自衛隊に通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。
- (5) 市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに知事に対して撤収要請を依頼する。

■派遣要請依頼書(様式) (用紙:A4判)

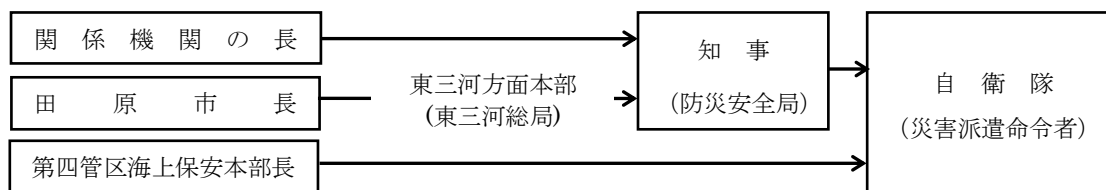
	〇〇田防第 号 年 月 日
愛知県知事 殿	
田原市長 氏 名	
部隊等の派遣要請依頼書	
災害を防除するため、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を依頼します。	
1 災害の状況及び派遣要請を要請する事由 災害の状況(特に派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。) 派遣を要請する事由	
2 派遣を希望する期間	
3 派遣を希望する区域及び活動内容	
(1) 区域	
(2) 活動内容(遭難者の捜索援助、道路啓開、水防、輸送、防疫等)	
4 その他参考となるべき事項 その他の細部については、 において調整する。	

※2項は、具体的に表現することが不可能な場合には、「救援活動終了するまでの間」等の定性的な表現

■災害派遣部隊撤収要請依頼書(様式) (用紙:A4判)

	〇〇田防第 号 年 月 日
愛知県知事 殿	
田原市長 氏 名	
災害派遣部隊撤収要請依頼書	
災害派遣を要請中のところ、派遣目的が達成されたことに伴い、 月 日をもって派遣部隊を撤収要請されるよう依頼します。	

第2 災害派遣要請等手続系統(企画部、県(防災安全局)、第四管区海上保安本部等)



- (注1) 市は、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事(防災安全局)に派遣要請を依頼する。この場合もできる限り、速やかに東三河方面本部(東三河総局)へ連絡すること。
- (注2) 災害派遣要請者は、市長又は関係機関の依頼を受けたとき、又は依頼がない場合でも周辺市町村の被害、通信の状況等の全般状況から判断し、明らかに要請の必要性があると認められる場合は、直ちに関係自衛隊に対して派遣要請の手続を取る。
- (注3) 事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話により連絡し、事後速やかに文書を提出すること。
- (注4) 災害派遣を要請した場合並びに要請が予想される場合で、特に自衛隊との連絡を密にする必要があると認めるときは、あらかじめ自衛隊連絡幹部の派遣を依頼し、情報の交換、部隊の派遣等に関し連

絡調整を図ること。
(注5) 災害派遣要請者は、市長又は関係機関の長から自衛隊の撤収要請依頼を受けたときは、速やかに撤収要請を行うこと。

■自衛隊の連絡先

災害派遣命令者	所在地	電話番号
陸上自衛隊第10師団長	名古屋市守山区守山3-12-1 陸上自衛隊第10師団司令部	<ul style="list-style-type: none"> ・(加入電話)052-791-2191 課業時間内：内線 531(防衛班) 課業時間外：内線 301(当直室) ・(防災行政無線)8-8230-31(作戦室) 32(当直) 33(防衛班) ・(衛星電話) 89-023-230-31
陸上自衛隊第35普通科連隊長	名古屋市守山区守山3-12-1 陸上自衛隊第35普通科連隊	<ul style="list-style-type: none"> ・(加入電話)052-791-2191 課業時間内：内線 460(防衛班) 課業時間外：内線 477(当直室) ・(防災行政無線)8-8230-34 ・(衛星電話) 89-023-230-34
陸上自衛隊第10特科連隊長	豊川市穂ノ原1の1 陸上自衛隊第10特科連隊	<ul style="list-style-type: none"> ・(加入電話)0533-86-3151 課業時間内：内線 3232(第3科) 課業時間外：内線 3302(当直室) ・(防災行政無線)8-8240-31(作戦室) 32(当直) 33(第3科) ・(衛星電話) 89-023-240-31
陸上自衛隊第10後方支援連隊長	春日井市西山町無番地 陸上自衛隊第10後方支援連隊	<ul style="list-style-type: none"> ・(加入電話)0568-81-7183 課業時間内：内線 232(第3科) 課業時間外：内線 302(当直室)
航空自衛隊第1輸送航空隊司令 (小牧基地司令)	小牧市春日寺1-1 航空自衛隊第1輸送航空隊	<ul style="list-style-type: none"> ・(加入電話)0568-76-2191 課業時間内：内線 4032(防衛部) 課業時間外：内線 4017(基地当直) ・(防災行政無線)8-8250-31(作戦室) 32(当直) ・(衛星電話) 89-023-250-31
海上自衛隊横須賀地方総監	神奈川県横須賀市西逸見町1丁目無番地 海上自衛隊横須賀地方総監部	<ul style="list-style-type: none"> ・(加入電話) 課業時間内 046-822-3522 (第3幕僚室) 課業時間外 046-823-1009 (オペレーション) ・(衛星電話) 89-012-637-721

第3 災害派遣部隊の活動範囲及び活動内容等(自衛隊)

- (1) 陸上自衛隊第10師団長等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害派遣要請者から人命財産の保護のための災害派遣の要請を受けた場合には、その内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等派遣の必要の有無を判断し、適切な措置を取る。
- (2) 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、部隊等の長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することができる。この際、要請を待たないで部隊等を派遣した後に、知事等から要請があった場合には、その時点から要請に基づく救援活動を実施する。
- (3) 災害派遣の要請を受けることができる者及び担任地域

災害派遣の要請を受けることができる者		担任地域
陸上自衛隊	第10師団長	県内全域
	第10特科連隊長(豊川駐屯地司令)	県東部(西三河北部・南部、東三河北部・南部)

航空自衛隊第1輸送航空隊司令(小牧基地司令)	県内全域
海上自衛隊横須賀地方総監	県内全域

(4) 災害派遣の活動範囲

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときには、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合には、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対して応急医療、救護及び防疫等を行うが薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に特に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行うものとする。
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。
入浴支援	被災者に対し、入浴支援を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	自衛隊の能力の範囲内における火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
その他	その他臨機の必要に応じ自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置を取る。

(5) 連絡要員の派遣

自衛隊は、災害派遣要請を受けたとき、又は災害派遣要請を受けることが予想されるときは、必要に応じて、市災害対策本部に連絡要員を派遣する。

第4 災害派遣部隊の受入れ態勢(企画部)

(1) 市長は、次の事項に留意して派遣部隊の活動が十分に行えるよう受入れに万全を期する。

ア 職員の中から派遣部隊との連絡責任者を指名する。

イ 早期に派遣された自衛隊の連絡要員を災害対策本部に受け入れ、被災状況の情報交換を行うとともに、救援活動の実施要領、作業計画、派遣部隊の進入経路、活動拠点、宿泊場所などについて直ちに調整を行う。

ウ 応援を求める救援活動内容、所要人員等について速やかに作業計画を策定するとともに、必要な資機材等の確保に努め、派遣部隊到着後、速やかに作業が開始できるよう準備する。

エ 派遣部隊到着後は、派遣部隊が救援活動を行う目的地に誘導するとともに、部隊指揮官と協議して、作業が他機関の活動と競合重複することがないよう所要の調整を行う。

併せて、派遣部隊の活動に対して周辺住民の積極的な協力を求める。

(2) 災害派遣部隊の活動拠点

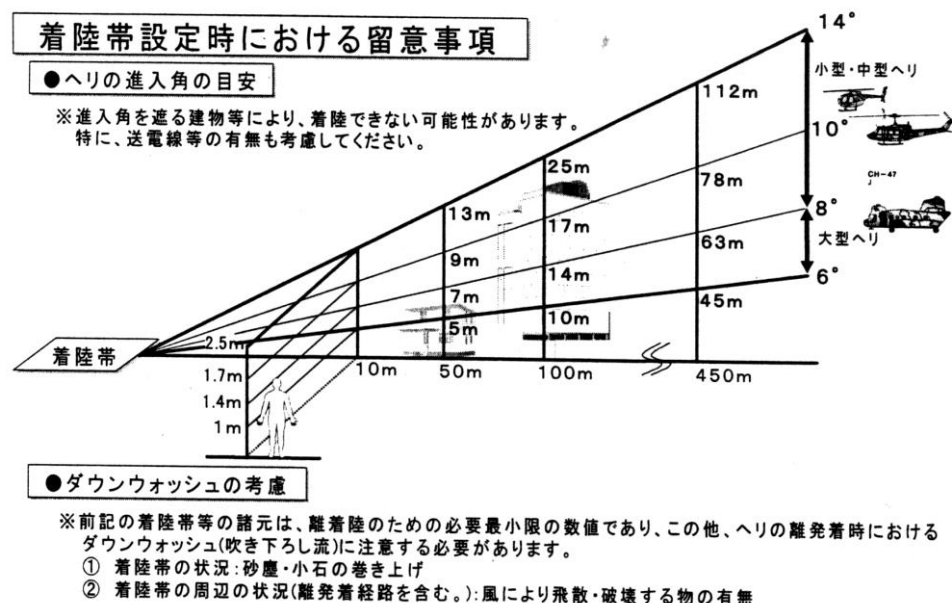
自衛隊の宿泊施設又は野営施設及び車両等の保管場所は、県立渥美農業高等学校の屋外運動場及び第3農場とする。

(3) 災害救援活動施設

ア ヘリコプター離発着可能拠点

(ア) 事前の準備

- a ヘリポート用地として、下記の基準を満たす地積を確保する。その際、土地所有者又は管理者との調整を確実に実施しておく。なお、ヘリコプターの離発着可能場所は、県立渥美農業高校屋外運動場の外、附属資料のとおり。
- b ヘリポートの位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図(縮尺1万分の1程度)を提供する。
- c 夜間等の災害派遣に備えて、ヘリコプターの誘導のための照明器具を配備するとともに緯度・経度によりヘリポート位置を明らかにする。
- d 自衛隊があらかじめ行う各ヘリポートへの離着陸訓練の実施に対して協力する。



第4節 南海トラフ地震の発生時における広域受援

第1 市(防災局、関係部局)、県(防災安全局、保健医療局、建設局、都市・交通局)及び防災関係機関における措置

南海トラフ地震の発生時においては、国が、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づき、あらかじめ定められた拠点等に対し、応援部隊等を派遣するとともに、物資の輸送等を行うこととなっている。

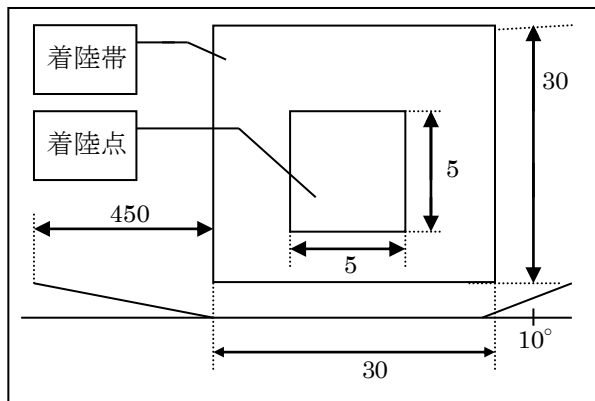
市、県、防災関係機関は、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に基づき、国が実施する災害応急対策活動に対し、次の広域的な受援活動を実施するものとする。

(1) 緊急輸送ルート確保の確保

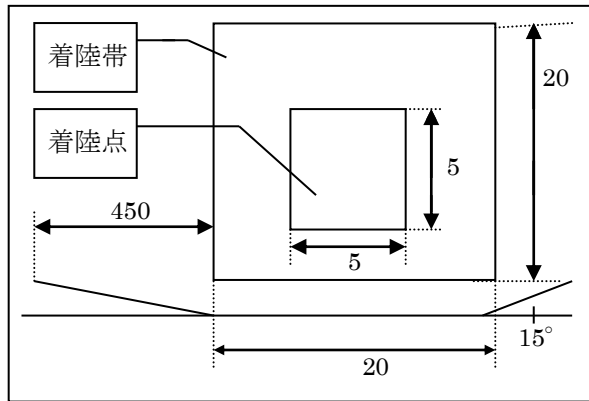
被害が甚大な地域への人員・物資・燃料等の輸送活動が迅速かつ円滑に行われるための緊急輸送ルートの確保のための活動

- (2) 救助・救急、消火活動
あらかじめ定めた救助活動拠点を開設し、広域応援部隊を迅速かつ円滑に受け入れるための活動
- (3) 災害医療活動
全国から派遣された DMAT 等による被災地域内における医療機関への支援・調整を行う活動
- (4) 物資調達
国が被災県からの具体的要請を待たず支援する避難所避難者への支援物資の受入、配分に係る活動
- (5) 燃料・電気・ガスの供給
災害応急活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料・電気・ガスを確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する活動

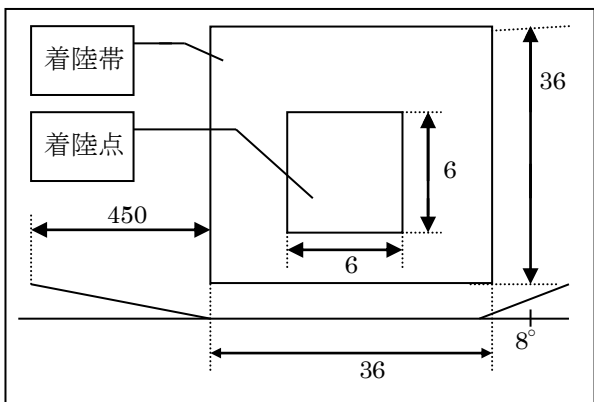
a-1 小型機(OH-6)の場合《標準》 単位:m



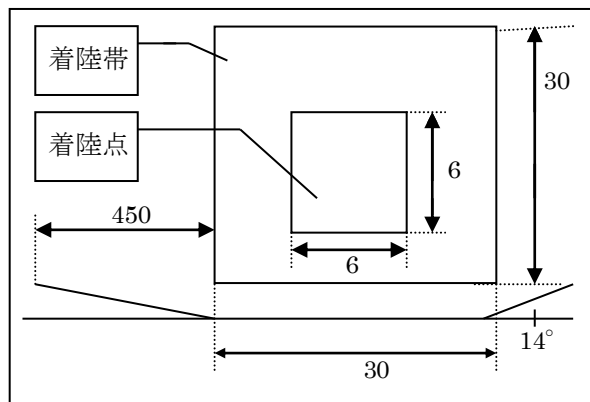
a-2 小型機(OH-6)の場合《応急》 単位:m



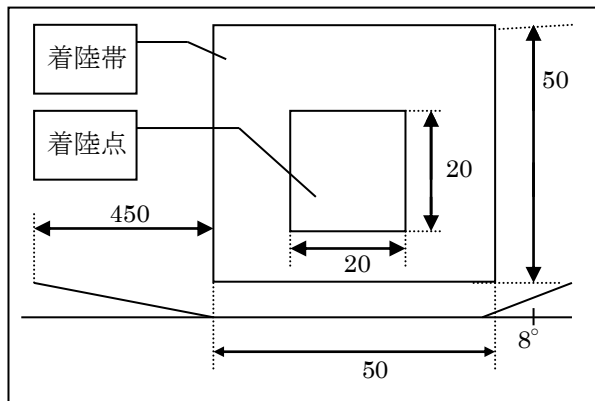
b-1 中小型機(UH-1)の場合《標準》



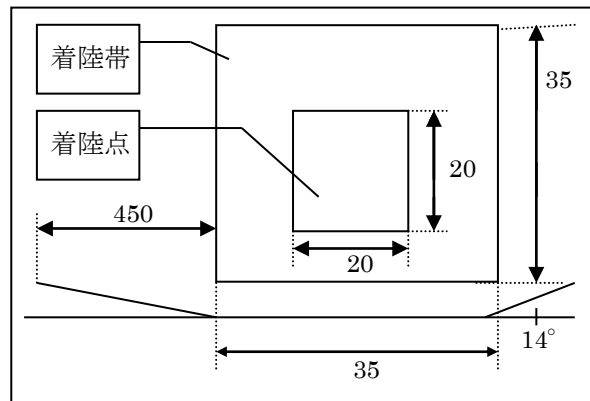
b-2 中小型機(UH-1)の場合《応急》



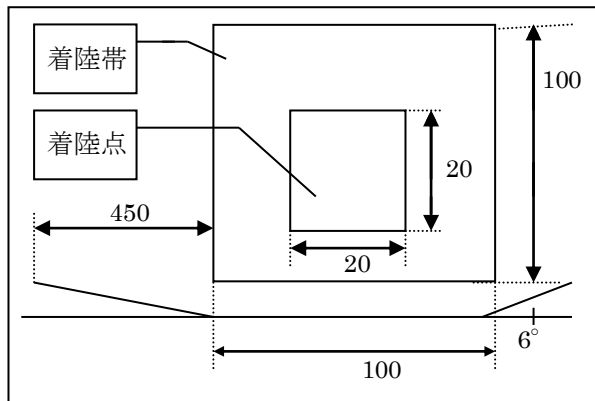
c-1 大型機(UH-60J)の場合《標準》



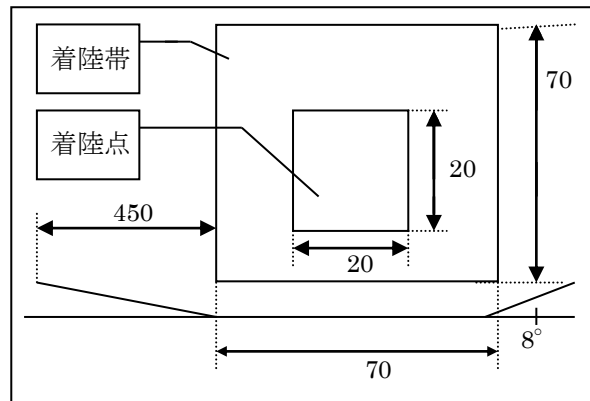
c-2 大型機(UH-60J)の場合《応急》



d-1 大型機(CH-47)の場合《標準》

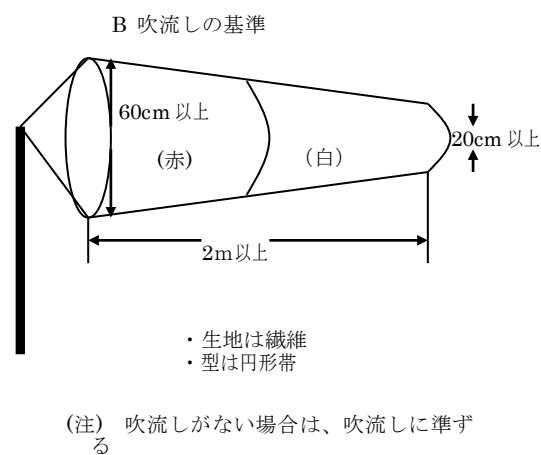
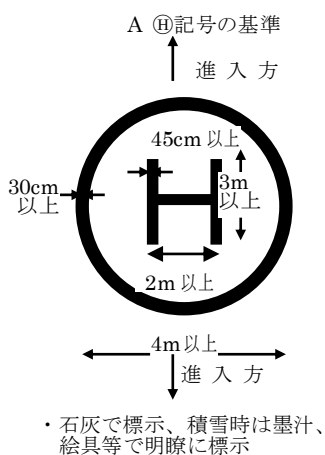


d-2 大型機(CH-47)の場合《応急》



(イ) 受入時の準備

- a 離着地点には、下記基準のH記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。
- b ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- c 砂塵の舞い上がる時は、散水、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。
- d ヘリポート付近の住民に対してヘリコプターの離着陸等について広報を実施する。
- e 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
- f 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせない。



イ 船艇等接岸可能地点

港湾名	名称	位置	延長 (m)	エプロン 幅(m)	水深 (m)	耐震化 済	係船能力	
							トン数	隻数
三河港	田原埠頭 1 号岸壁	緑が浜 田原埠頭	120	15.0	-4.5		700	2
	田原埠頭 2 号岸壁	緑が浜 田原埠頭	400	14.0	-5.5	1 隻分	2,000	4
伊良湖港	魚市場前岸壁	伊良湖町 渥美魚市場前	75	15.0	-4.0			
	魚揚岸壁	伊良湖町 渥美魚市場前	50	11.3	-4.0			

第2 災害派遣に伴う経費の負担区分

- (1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、次の基準とする。
 - ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
 - イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費(自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。)水道料、汚物処理料、電話等通信費(電話設備費を含む。)及び入浴料
 - ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達及び借上げ並びにその運搬及び修理費
 - エ 県及び市町村が管理する有料道路の通行料
- (2) 負担区分に疑義が生じた場合又はその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議して決めるものとする。

第5節 ボランティアの受入れ態勢

第1 災害ボランティアセンターの設置（市（健康福祉部）及び市社会福祉協議会）

- (1) 市は、災害対策本部において、災害ボランティアの活動調整等を実施する組織の設置が必要と認めるときは、田原福祉センター内に、又は被害の状況に応じて渥美福祉センター内に災害ボランティアセンターを設置するものとし、市社会福祉協議会は協定に基づき運営に携わるものとする。
- (2) センターの実施する業務は、次のとおりとする。
 - ・災害ボランティアの受入れ及び活動依頼
 - ・災害ボランティアの需要状況の把握及び提供
 - ・災害ボランティア活動の情報発信及び受信
 - ・災害ボランティア活動に必要な物品の調達
 - ・災害対策本部等との連絡調整
 - ・その他災害ボランティア活動に必要な業務

第2 広域ボランティア支援本部の設置（県防災安全局）

- (1) 県は、広域ボランティア支援本部を速やかに設置し、コーディネーターの派遣を協力団体に要請する。併せて、机、椅子及び電話等必要な資機材を確保する。
- (2) 広域ボランティア支援本部に配置された県職員は、ボランティアの受入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、県災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等を行うなどの支援を行うものとする。
- (3) 広域ボランティア支援本部においては、コーディネーターから依頼があったときは、愛知県防災ボランティアグループ登録制度推進要綱に基づき、登録ボランティアグループにボランティア協力応援を依頼する。

第3 コーディネーターの役割

- (1) 災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れ（受付、需給調整等）やボランティアへの支援要請の内容把握等を行う。
- (2) 広域ボランティア支援本部のコーディネーターは、災害ボランティアセンターのボランティアの受入れが円滑に行えるように、次のような支援を行う。
 - ア 災害対策本部やボランティア関係団体等を通じて得たボランティアへの支援要請の内容やボランティアの確保・あっせんなどの情報を提供する。
 - イ ボランティアの受入れに必要な物資等の調整を行う。
 - ウ 協力団体やその他 NPO・ボランティア関係団体等と連携して、コーディネーターの交替要員の確保・あっせんを行う。
 - エ NPO・ボランティア関係団体等と連携し、必要なボランティアの確保・あっせんを行う。
 - オ 必要に応じ、広報班を通じ、ボランティアの受入れに関する情報を報道機関に提供する。
- (3) コーディネーターは、行政機関、協力団体、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層進めるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるように努めるものとする。

第4 NPO・ボランティア関係団体等との連携

市及び県は、県内及び県外から被災地入りしている NPO・ボランティア関係団体等と、情報を共有する場において、被災地のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携の取れた支援活動を展開するよう努める。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

第5 協力が予想される NPO・ボランティア関係団体等

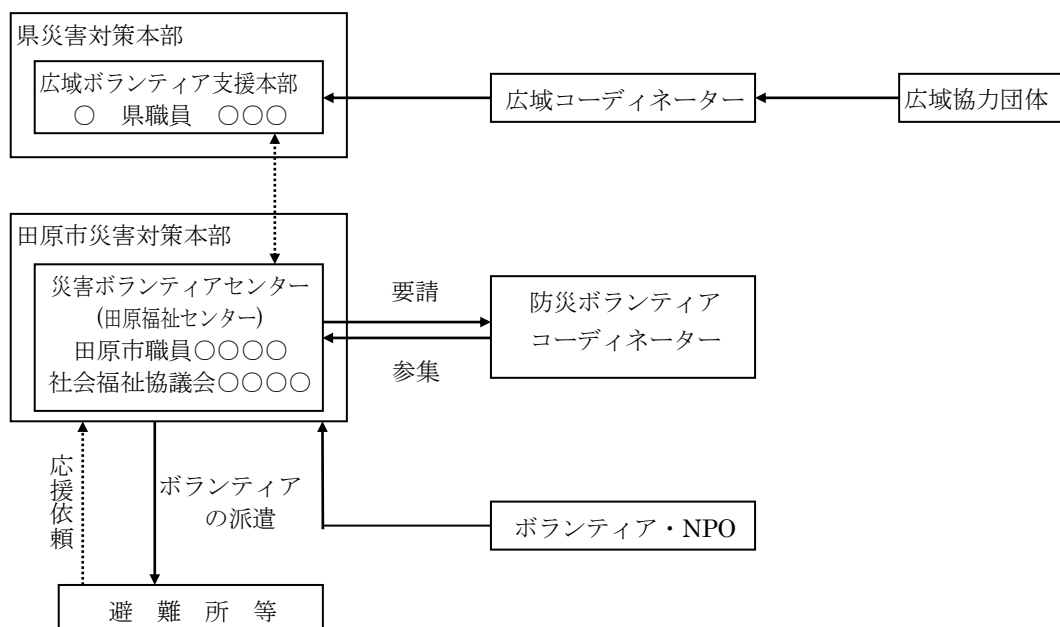
- (1) 県と「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結している団体

日本赤十字社愛知県支部、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会、一般社団法人日本ボーイスカウト愛知連盟、一般社団法人ガールスカウト愛知県連盟、愛知県青年団協議会、公益財団法人愛知県国際交流協会、認定特定非営利活動法人レスキューストックヤード、公益財団法人名古屋 YMCA、公益財団法人名古屋 YWCA、一般社団法人日本アマチュア無線連盟愛知県支部、トヨタボランティアセンター、認定特定非営利法人愛知ネット、社会福祉法人愛知県共同募金会、公益社団法人日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会、日本労働組合総連合会愛知県連合会

- (2) その他のボランティア団体等

愛知県防災ボランティアグループ、田原市社会福祉協議会、田原市ボランティア連絡協議会加入団体、赤十字奉仕団、高等学校、大学、高等技術専門校、各種団体、県外からのボランティア等

[ボランティア受入の流れ]



第6節 防災活動拠点の確保等

第1 防災活動拠点の確保（市（防災局、市民環境部、産業振興部）及び県（防災安全局））

市及び県は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、人員・資機材・物資の集結・集積に必要な拠点について、関係機関との調整の上、確保を図るものとする。

■防災活動拠点の区分と要件等

要件等		地区防災活動拠点	地域防災活動拠点
設置主体		市	県
災害想定規模		市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な土砂災害等	複数の市町村に及ぶ災害 ・相当規模の林野火災 ・相当規模の風水害、土砂災害等
応援規模		隣接市町村等	県内市町村等
役割		被災市町村内の活動拠点	郡単位、広域圏単位の活動拠点
拠点数		市町村で1箇所程度	郡又は圏域単位で1箇所程度
要件	面積	1ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能	3ヘクタール程度以上 中型ヘリコプターの離着陸が可能
	施設設備	できれば倉庫等	できれば倉庫、宿泊施設等

(1) 地区防災活動拠点

市は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点を次のとおりとし、被害の状況に応じて引き続き地区防災活動拠点の確保を図るものとする。

施設名	面積ha	利用区分	付帯施設等	備考	想定災害	施設管理者	施設電話番号
県立渥美農業高校 屋外運動場	1.4	自衛隊 災害派遣部隊	校舎、武道場、屋内運動場、プール等	ヘリ可能	地震	学校長	22-0406
赤羽根文化広場	7.2	警察 広域緊急援助隊 緊急消防援助隊	ふれあい会館、パターゴルフ場	ヘリ可能	地震	市(教)	45-2823
赤羽根 市民センター	2.5		図書館、文化会館、赤羽根福祉センター				
田原市消防署 消防署訓練場	0.7	緊急消防援助隊	訓練塔		風水害	市	23-0119
はなのき広場	3.6	自衛隊・警察	図書館、文化会館、体育館、駐車場		風水害	市(教)	22-6061
JA愛知みなみ 東部管理センター	0.9	物資集積拠点			地震	JA	23-1800
田原青果センター	0.9	物資集積拠点			地震	前澤物産	27-0201
※ 田原 福祉センター	1.2	ボランティア 集結拠点	立体駐車場		地震 風水害	市	23-3811
※ 必要に応じて 渥美福祉センター	0.8	ボランティア 集結拠点	ディサービスセンター、駐車場		地震	市	33-0386

注意:太枠内を地区防災活動拠点とし、※印の2施設は参考

(2) 地域、広域、中核広域、航空広域、臨海広域の防災活動拠点

県は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、地域防災活動拠点、広域防災活動拠点、中核広域防災活動拠点、航空広域防災活動拠点及び臨海広域防災活動拠点の確保を図る。なお、市内では臨海広域防災活動拠点が指定されている。

施設名	面積ha	付帯施設	内容	備考	施設管理者	施設電話番号
三河港田原埠頭 2号岸壁	1.0	3号荷捌き地	耐震強化岸壁(-5.5m) 1バース100m	ヘリ可能	県三河港務所	0532-31-4155

(3) 物資の輸送拠点について、市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に

物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

(4) 道の駅の整備・充実

道の駅は、大規模災害時において、地区防災活動拠点を補完する有効な施設として期待できることから、防災機能を有する道の駅として、計画的な整備・充実を推進する。

施設名	駐車台数	付帯施設等	施設管理者	備考
道の駅 田原めっくんはうす	バス6、身障者専用3、 乗用車150	トイレ、EV・PHV充電器、Wi-Fi	市	指定管理者
道の駅 あかばねロコステーション	バス3、身障者専用2、 乗用車57	トイレ、EV・PHV充電器、Wi-Fi	市	指定管理者
道の駅 伊良湖クリスタルボルト	バス4、身障者専用2、 乗用車102	トイレ、EV充電器、Wi-Fi	市	—

第5章 労務供給対策

○ 基本方針

大規模災害時には、職員のみでの労働力では必ずしも十分ではないため、労働力不足を補い、救助作業等の円滑な推進を図るため、労働力の確保に努めるものとする。

第1節 労務供給計画（総務部）

第1 要員の確保

災害時における必要な要員の確保、配分及び職業安定所等との連絡は、総務部が行う。

各部が労働者を必要とする場合、次の事項を明示し総務部を通じて、関係機関に依頼し雇用するものとする。

- (1) 雇用の理由
- (2) 所要職種別人員
- (3) 作業内容
- (4) 雇用期間
- (5) 就労場所
- (6) 賃金の額
- (7) 労働者の輸送方法
- (8) その他必要な事項

2 要員の確保が困難な場合の対応

市は、その地域内で要員の確保が困難な場合には、次により要員の確保に努める。

- (1) 相互応援協定等に基づく他市町村に対する応援要請
- (2) 県への要員確保依頼
- (3) 指定地方行政機関の長に対する当該職員の派遣要請又は知事に対する指定行政機関、指定行政機関若しくは指定公共機関の職員の派遣についてあっせん要求

第2節 災害救助法を適用した場合の要員の確保

市、県の職員の労働力だけでは応急対策に十分な効果をあげることが困難な場合、次の基準により公共職業安定所を通じて救助に必要な労働者を雇用し、救助活動の万全を期す。

要員の確保については、災害救助法の規定に基づき、市又は県が行う。

第1 対象

次に掲げる活動に要する労働者で、市又は県が雇用するものとする。

- (1) 被災者の避難
- (2) 医療及び助産
- (3) 被災者の救出、その救出に要する機械等の資材の操作、後始末
- (4) 飲料水の供給
- (5) 死体の捜索
- (6) 死体の処理(埋葬を除く。)

(7) 救済用物資の整理配分

第2 費用の限度

当該地域における通常の実費とする。

第3 期間

1の各救助の実施が認められる期間(ただし(1)については1日程度)。なお、それぞれの種目ごとの救助の期間が厚生労働大臣の承認を得て延長された場合は、その救助に伴う輸送の期間も延長する。

また、各救助の実施期間は延長しないが、なお職務が残るような場合において、必要がある場合、事前に厚生労働大臣の承認を得て、これらに使用する労働者の雇用期間のみ延長する。

第6章 避難行動

○ 基本方針

被害を最小限にとどめるため、気象業務法に基づく警報、注意報及び情報、水防法に基づく洪水予報及び水防警報並びに土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒情報等を迅速かつ確実に住民等に伝達する。

災害応急対策責任者(法第50条)は、気象警報等の発受伝達が迅速かつ正確になされるよう、自らの機関の体制及び関係機関との連携体制を整備する。津波警報等及び地震情報等の内容や伝達の方法等を定め、関係機関の防災対策に資するものとする。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意するものとする。

高齢者等避難の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。

市長は、法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置を行うことにより、生命及び身体の安全の確保に努める。

○ 主な機関の応急復旧対策 ☹=災害対策本部

機関名	発災	数時間		
	初動態勢の確立期	1日	3日	1週間
☹ 防災局 ☹ 企画部	○伝達された情報等の住民等への周知徹底	→		
	○津波の自衛措置	→		
県(防災安全局・関係局)	○立退きの指示	→		
	○避難行動要支援者の安否確認・避難誘導	→		
県(防災安全局・関係局)	○警報等の市町村等への伝達	→		
	○立退き指示等の代行	→		

第1節 気象警報等・地震情報等の伝達

第1 市(防災局、企画部)

(1) 市長は、情報等の受領に当たっては、関係部課に周知徹底し得るよう、あらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておくものとする。

(2) 市長は、情報等の伝達を受けたとき、又は市に設置した計測震度計等により地震発生を知ったときは、市地域防災計画に定めるところにより、正確かつ分かりやすい情報として、速やかに住民その他関係のある公私の団体に周知徹底するものとする。

なお、大津波、大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達するものとする。

(3) 市は、受信した緊急地震速報を市防災行政無線等により住民等への伝達に努めるものとする。伝達に当たっては、市防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

(4) 市は、強い地震(震度4程度以上)に加え、弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、次の措置を取る。

ア 市長は自らの判断で、海浜にある者、海岸付近の住民等にただちに避難すべき地域から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示を行うこと。

イ 津波警報等の情報収集にあつては、放送機関からの情報にも留意し聴取する責任者を定めるなどの体制をとり、収集した情報の迅速かつ的確な伝達を行うこと。

第2 気象庁及び名古屋地方気象台

(1) 津波警報等の発表及び伝達

地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報を発表・伝達する（大津波警報は特別警報に位置付けられる。）。

(2) 地震に関する情報等の発表及び伝達

気象庁及び名古屋地方気象台は、地震に関する情報等を発表・伝達する。

ア 緊急地震速報

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する（震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報、震度5弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は地震動警報に位置付けられる。）。

また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想等されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上のものを特別警報に位置付けている。

イ 地震に関する情報の種類

種 類	内 容 等
震度速報	地震発生約1分半後、震度3以上の全国約188に区分した地域名と地震の発生時刻を発表(愛知県は気象庁本庁からも緊急情報衛星同報受信システムにより受信)
震源に関する情報	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配なし」を付加して発表
震源・震度に関する情報	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	愛知県内で震度1以上となる地震が観測されたときに、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、愛知県及び隣接県(静岡・長野・岐阜・三重の各県)内の各観測点の震度を発表
その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・地震回数に関する情報(以下に示す地域で地震が多発した時に、震度1以上を観測した地震の回数を発表) 「長野県北部、長野県中部、長野県南部、岐阜県飛騨地方、岐阜県美濃東部、岐阜県美濃中西部、静岡県伊豆地方、静岡県東部、静岡県中部、静岡県西部、愛知県東部、愛知県西部、三重県北部、三重県中部、三重県南部、伊豆半島東方沖、駿河湾、駿河湾南方沖、遠州灘、三河湾、伊勢湾、三重県南東沖、和歌山県南方沖、東海道南方沖、南海道南方沖」 ・その他、顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表

(3) 気象警報等の発表、伝達

名古屋地方気象台は、気象業務法に基づく特別警報・警報（該当する警戒レベル相当情報を含む。ただし、航空機、鉄道、電気事業等の利用に適合するものを除く。）を発表・切り替え・解除した場合は、消防庁・県・第四管区海上保安本部・西日本電信電話株式会社・日本放送協会・国土交通省機関に通知しなければならない。

名古屋地方気象台は、気象業務法に基づく情報及び同法施行令に定める注意報等（ただし、航空機、鉄道、電気事業等の利用に適合するものを除く。以下「注意報等」とする。）を発表・切り替え・解除した場合は、消防庁・県・第四管区海上保安本部・日本放送協会・国土交通省機関に伝達する。

また、名古屋地方気象台は、報道機関及び警報・注意報等により措置の必要があると認める機関に対しては、専用通信施設及び公衆通信施設により、警報・注意報等を伝達する。

第3 県（防災安全局）

- (1) 気象庁及び名古屋地方気象台から伝達された情報を県が受領し、関係市町村に通知（緊急地震速報を除く。）するものとする。
- (2) 震度情報ネットワークシステムにより計測した震度情報については、防災安全局災害対策課において収集し、名古屋地方気象台及び県内市町村に伝達する。なお、震度3以上を計測した場合は、県警察にも伝達するものとする。

第4 高潮に係る水位情報の周知（県（建設局）における措置）

県は、三河湾・伊勢湾沿岸（田原市伊良湖町地先から弥富市鍋田町地先まで）について、水位が高潮特別警戒水位（警戒レベル5相当情報[高潮]）に達したときは、高潮氾濫発生情報を、関係機関に通知するとともに、県民に周知する。

第5 水防警報（中部地方整備局及び県における措置）

県は、愛知県沿岸について、洪水又は高潮によって災害が起こるおそれがあると認められたときは、水防警報を発表し、関係機関に連絡する。

第6 土砂災害警戒情報（名古屋地方気象台及び県（建設局）における措置）

名古屋地方気象台及び県は、市町村ごとに、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、共同して土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報 [土砂災害]）を発表し、関係機関に連絡する。

また、県は、土砂災害警戒情報を補足し、避難情報の発令対象地域を特定するための参考情報として、降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報（メッシュ情報）を該当する警戒レベル相当情報を付して市町村や住民に提供する。

第7 土砂災害緊急情報（中部地方整備局及び県（建設局）における措置）

中部地方整備局及び県は、大規模な土砂災害（河道閉塞による土石流・湛水、地すべりなど）が急迫した場合は、緊急調査を実施し、重大な土砂災害の切迫した危険があると認めるときは、その結果を土砂災害緊急情報として関係市町村へ通知するとともに、県民に周知する。

第8 報道機関

日本放送協会は、気象庁から大津波警報、津波警報、緊急地震速報（警報）が通知されたときは、直ちに当該情報の放送を行う。

また、報道機関は、気象庁及び名古屋地方気象台から情報等が伝達されたときは、速やかに放送等を行うよう努めるものとする。

第9 その他防災関係機関

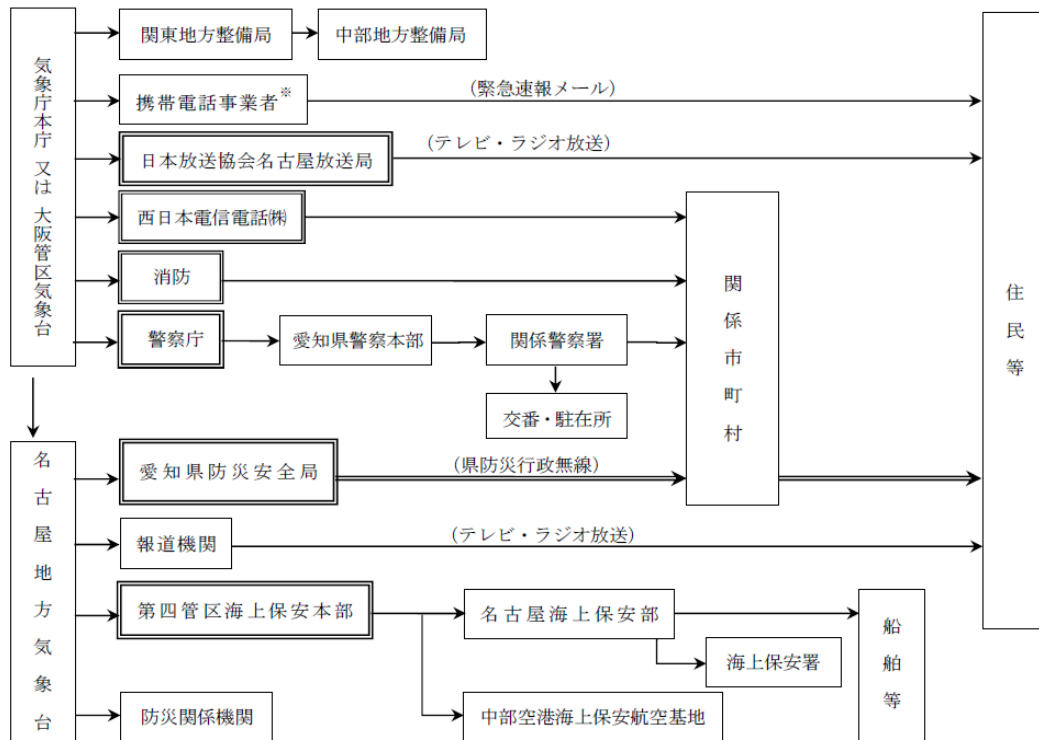
- (1) 気象庁及び名古屋地方気象台から直接情報等を受けない防災関係機関は、ラジオ放送、テレビ放送に留意し、さらに市、県と積極的に連絡を取り、関係機関相互協力して情報等の周知徹底を図るものとする。
- (2) 中部地方整備局及び県は、大規模な土砂災害（河道閉塞による土石流・湛水、地すべりなど）が急迫した場合は、緊急調査を実施し、その結果を土砂災害緊急情報として関係市町村へ通知することにより、市町村の警戒避難体制を支援する。

第10 情報の伝達

1 津波警報等情報の伝達

- (1) 津波警報等、地震情報等は、関係機関は次の伝達系統により迅速かつ的確に伝達する。

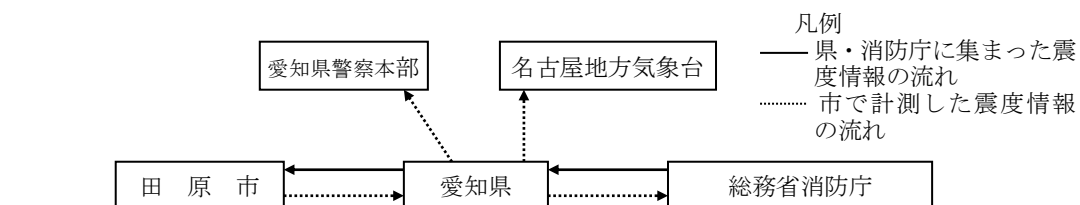
[津波警報等の伝達系統図]



※緊急速報メールは、大津波警報・津波注意報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。
注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1項の規定に基づく法定伝達先。
注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

- (2) 注意報、警報の内容を全文伝達することは、相当時間を要し、災害防止に機を失することもあるので、気象通報票により受伝達の迅速化を図るものとする。
また、受伝達については、送信者、受信者の氏名を確認し合うものとする。
- (3) 県防災安全局災害対策課において震度情報ネットワークシステムにより収集した震度情報については、次の伝達系統図のとおりとする。

[震度情報ネットワークシステム情報の伝達系統図]

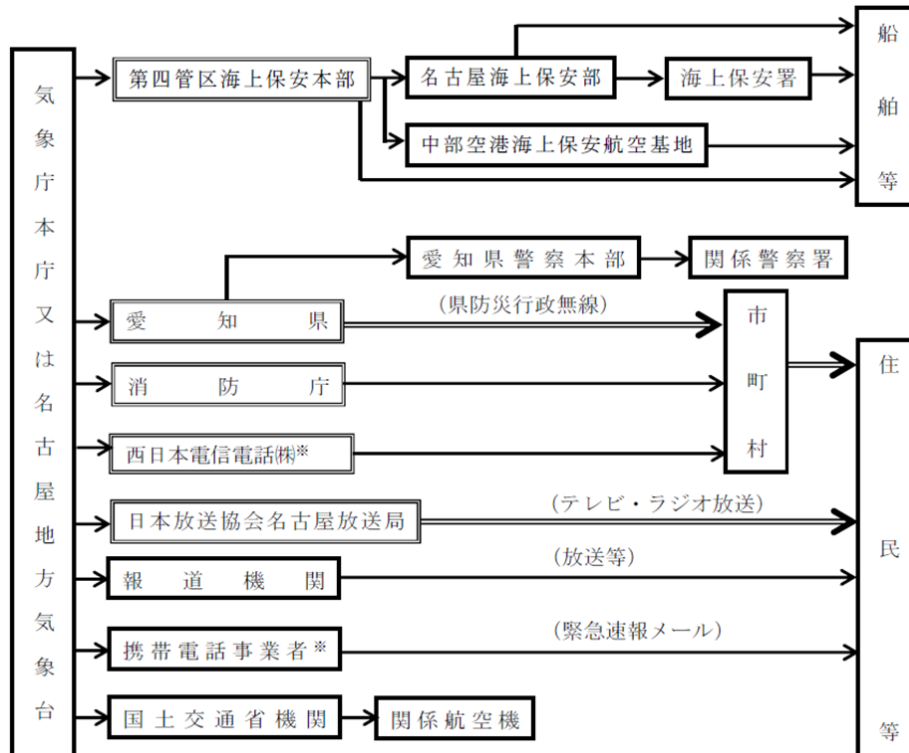


- (4) 発見者の通報義務

地震に伴う災害が発生し、又は拡大するおそれのある異常な現象(以下「異常現象」という。)を発見した者は、直ちに市長又は警察官若しくは海上保安官に通報するものとする。
なお、警察官又は海上保安官が通報を受けた場合は、その旨を速やかに市長に通報するものとする。

2 気象警報等の伝達系統等

(1) 気象・水象に関する特別警報・警報等は伝達系統により迅速かつ的確に伝達する。



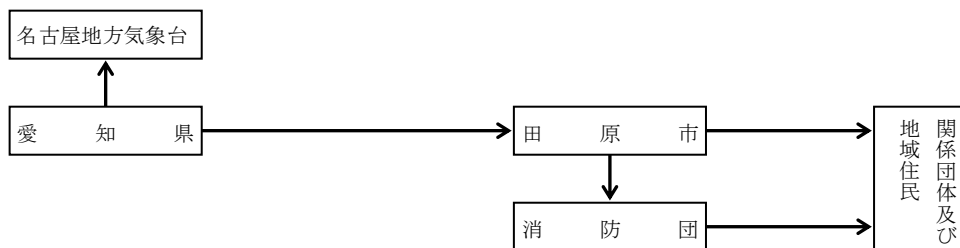
※気象庁から西日本電信電話㈱には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。

※緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象庁本庁又は大阪管区気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

(注)二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。

(注)二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

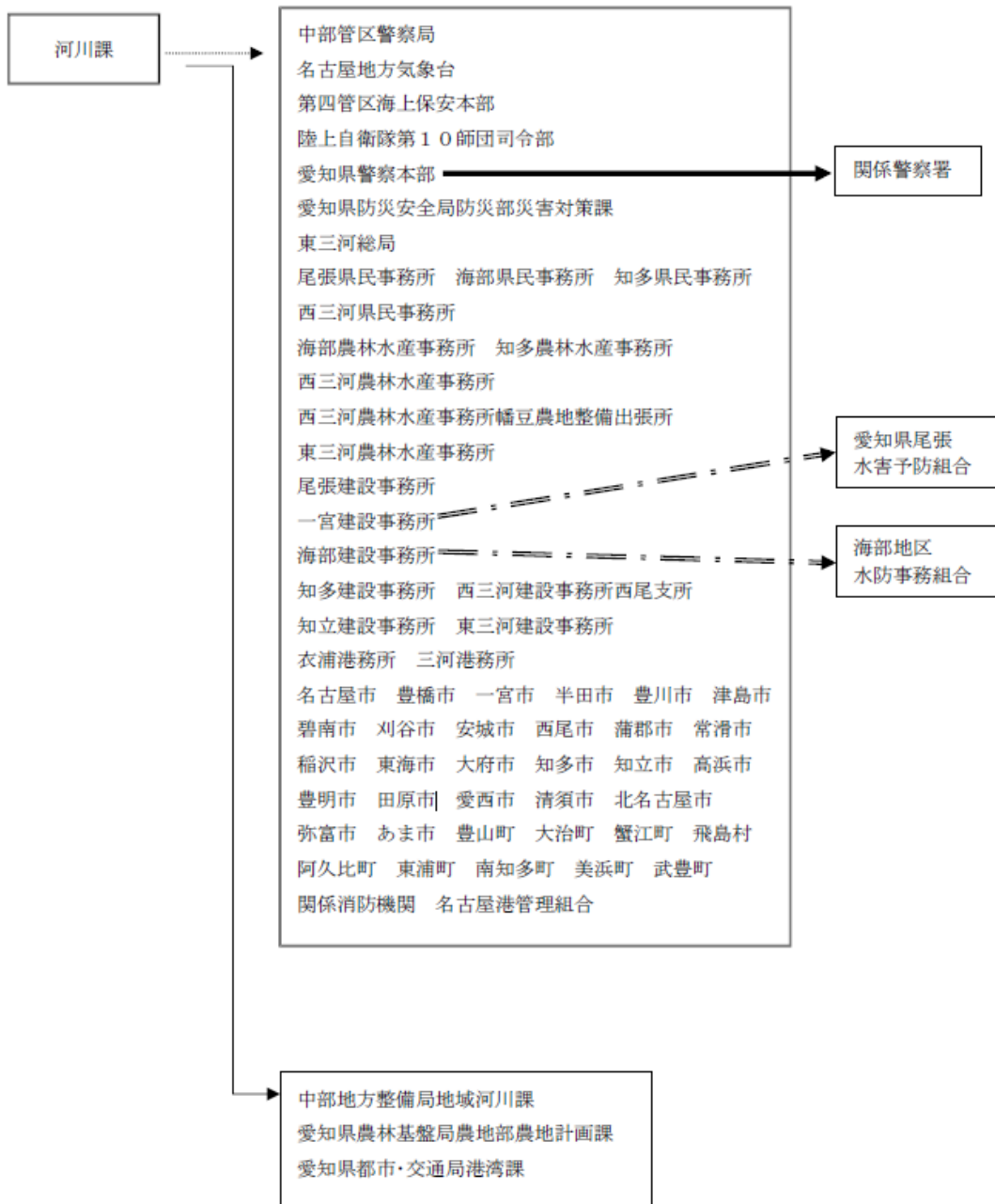
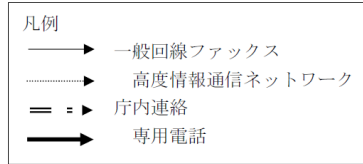
(2) 水防警報の伝達系統(知事による愛知県沿岸水防警報、愛知県津波水防警報)により迅速かつ的確に伝達する。



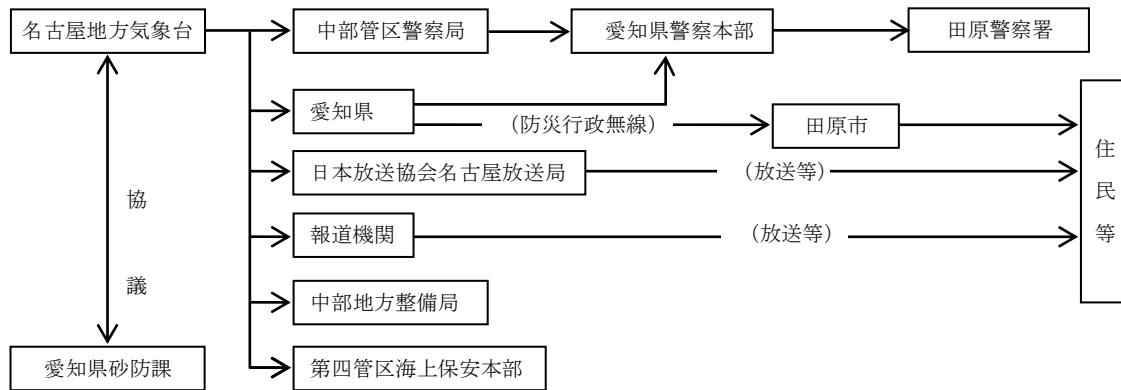
(3) 水位周知海岸の水位情報（高潮氾濫発生情報）

■知事が通知する水位周知海岸
（高潮氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[高潮]））

・三河湾・伊勢湾沿岸



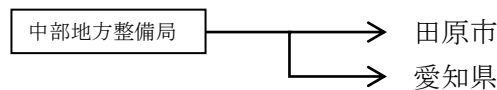
(4) 土砂災害警戒情報の伝達系統（警戒レベル4相当情報「土砂災害」）



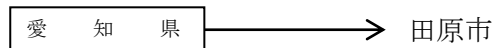
(注) 土砂災害警戒情報は名古屋地方気象台と愛知県建設局砂防課が協議の上、愛知県建設局と名古屋地方気象台が共同して発表する。

(5) 土砂災害緊急情報

ア 大規模な土砂災害(河道閉塞による土石流、湛水など)

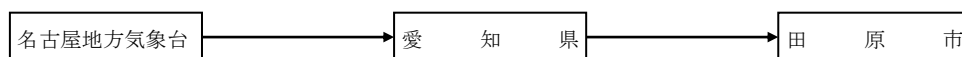


イ 大規模な土砂災害(地すべり)

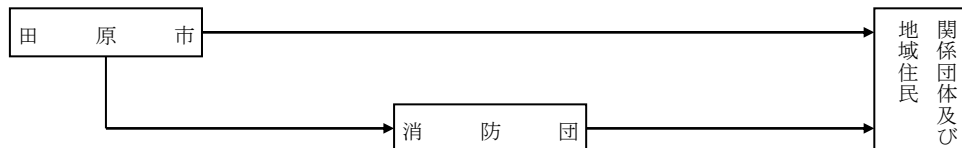


(注) 土砂災害緊急情報は、大規模な土砂災害(河道閉塞による土石流・湛水、地すべりなど)が急迫した場合に、国・県が実施する緊急調査の結果に基づき、市へ通知される情報で、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報。

(6) 火災気象通報



(7) 火災警報



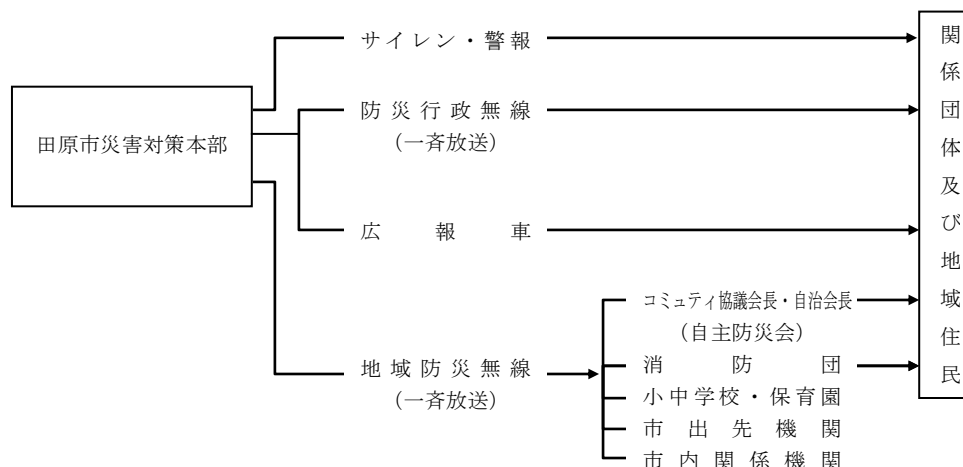
(8) 異常現象の通報

災害の発生が予想される異常な現象(以下「異常現象」という。)を発見した者は、直ちに市長又は警察官若しくは海上保安官に通報するものとする。

なお、警察官又は海上保安官が通報を受けた場合は、その旨を速やかに市長に通報するものとする。

また、異常現象を承知した市長は、直ちに名古屋地方気象台その他関係機関に通報するものとする。

3 予警報等受領時における市の伝達系統



第2節 避難情報

第1 市（防災局、企画部、都市建設部）

(1) 避難情報

速やかに立ち退き避難を促す情報は、[警戒レベル4] 避難指示とし、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、発令するものとする。洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能である。

また、既に災害が発生又は切迫している状況 [警戒レベル5] において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること。

ア [警戒レベル5] 緊急安全確保

災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立ち退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。

イ [警戒レベル4] 避難指示

気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難指示の発令基準に基づき、速やかに的確な[警戒レベル4]避難指示を発令するものとする。

その他、河川管理者や水防団(消防団)等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立ち退きを指示する。

また、夜間、早朝に避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の時刻時点において避難指示を発令する。

津波警報等を覚知した場合、市長は直ちに避難指示を行うなど、速やかに的確な避難情報を発令するものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に避難情報を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難情報の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。

地震に伴うその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要が

あると認められるときは、避難のための立退きを指示する。

ウ [警戒レベル3] 高齢者等避難

避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の人にも避難準備や自主的な避難を呼びかける。

また、必要に応じ、[警戒レベル3] 高齢者等避難の発令等とあわせて避難場所を開設する。

なお、夜間、早朝に高齢者等避難を発令するような状況が予想される場合には、その前の夕刻時点において[警戒レベル3]高齢者等避難を発令する。

エ 対象地域の設定

避難情報を発令するにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。

オ 避難情報の伝達

避難情報を発令するにあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに、避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごと取るべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

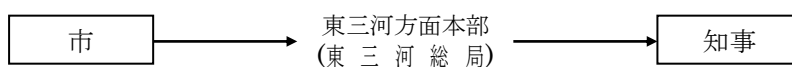
カ 事前の情報提供

避難情報を発令に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。特に、台風や線状降水帯等による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

(2) 知事等への助言の要求

市長は、避難のための立退きを指示し、又は「緊急安全確保」の措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。

(3) 報告（法第60条第4項）



(4) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

(5) 広域一時滞在に係る協議等

市は、災害が発生し、被災した住民の、市の区域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、同一都道府県内の他の市町村への受入れについて、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。

[避難指示等の判断基準]

避難指示等は、以下の基準を参考に気象予測や巡視等からの報告を含めて総合的に判断し発令する。また、ここに定めるもののほか、避難の必要がある場合には、避難指示等を発令する。

水害（浸水害・洪水害）	河川名	二級河川汐川	二級河川新堀川	二級河川免々田川	二級河川天白川	その他の中小河川、水路等
	対象地区	川岸・漆田三区・サンコートの全域 漆田一区・漆田二区・東赤石・赤石・一番東・四番組南・四番組東・萱町・新町の一部及び堤防の隣接地区	江比間・伊川津の一部	福江・保美の一部	中山・小中山・亀山の一部	
高齢者等避難	柳町水位観測所の水位が氾濫注意水位1.5mを超えた場合	新堀川水位観測所の水位が1.7mを超えた場合	免々田川水位観測所の水位が1.8mを超えた場合	天白川水位観測所の水位が1.7mを超えた場合	近隣で浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高い場合	
避難指示	柳町水位観測所の水位が出動水位1.9mを超え、かつ、住民に被害が心配される場合	新堀川水位観測所の水位が2.2mを超え、かつ、住民に被害が心配される場合	免々田川水位観測所の水位が1.8mを超え、かつ、住民に被害が心配される場合	天白川水位観測所の水位が1.9mを超えた場合	近隣で浸水被害、道路冠水が発生し、被害が拡大している場合	
緊急安全確保	①大雨警報（浸水害）または洪水警報が発表され、かつ、浸水害又は洪水害の危険度分布（キキクル）が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報）となった場合 ②堤防に軽微な漏水、侵食等が発見された場合 ③高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近する・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）					
避難指示	①大雨警報（浸水害）又は洪水警報が発表され、かつ、浸水害又は洪水害の危険度分布（キキクル）が「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報）となった場合 ②堤防に異常な漏水、侵食等が発見された場合 ③避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ④避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合					
緊急安全確保	①浸水害又は洪水害の危険度分布（キキクル）が「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報）となった場合 ②堤防に異常な漏水、侵食の進行や亀裂・すべり発生等により決壊のおそれが高まった場合 ③樋門・水門等の施設の機能支障が発表された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合 ④大雨特別警報（浸水害）が発表された場合 ⑤堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合					
高潮	海岸	三河湾側、外海側				
	高齢者等避難	①台風情報や強風注意報等を参考に判断する。 ②高潮注意報が発表され、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が言及される場合（夕刻時点で発表）				
	避難指示	①高潮警報が発表された場合 ②高潮注意報が発表されており、警報に切り替える可能性が言及され、かつ暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合 ③海岸堤防の倒壊の発生 ④水門、陸閘等の異常 ⑤異常な越波、越流の発生 ※暴風雨の状況の見極めが必要				
緊急安全確保	①高潮特別警報が発表された場合 ②高潮氾濫発生情報が発表された場合					
土砂災害	対象地域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域				
	高齢者等避難	①大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布（キキクル）が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報）となった場合 ②高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近する・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）				

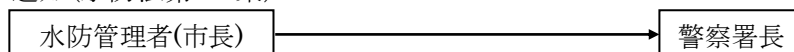
避難指示	①土砂災害警戒情報が発表された場合（発令対象区域を適切に絞り込む） ②土砂災害の危険度分布（キキクル）で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報）となった場合 ③避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ④避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合 ⑤大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ⑥土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、山鳴り、流木の流出等）が発見された場合				
	緊急安全確保 ①大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 ②土砂災害の危険度分布（キキクル）で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報）となった場合 ③土砂災害の発生が確認された場合				
津波	津波予報区	愛知県外海、伊勢・三河湾			
	区分	警報等の種類	発表される津波の高さ	巨大地震の場合 対象範囲	
	避難指示	津波注意報	1 m	表記なし	海岸堤防等より海側の地域
		津波警報	3 m	高い	高さ3 mの津波で浸水が想定される地域
	大津波警報	5 m、10m、10m超	巨大	最大クラスの津波で浸水が想定される地域	
遠地震の場合は、「遠地地震に関する情報」により、高齢者等避難、避難指示を判断する。					

第2 水防管理者（市長）

(1) 立退きの指示

洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、立退くことを指示する。

(2) 通知(水防法第29条)



第3 県（知事又は知事の命を受けた職員）

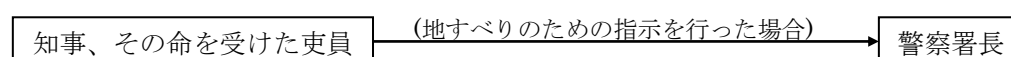
(1) 洪水のための立退きの指示

水防管理者の指示と同様

(2) 津波、地すべりのための立退きの指示

知事等は地震に伴う津波の襲来及び地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、立退きを指示する。

(3) 通知(地すべり等防止法第25条)



(4) 市長への助言、ホットラインによる情報提供・共有

ア 市長への助言

知事は、市長から避難情報の対象地域、判断時期について助言を求められた場合は、必要な助言を行う。

また、時機を失することなく避難情報が発令されるよう、市に積極的に助言するものとする。

イ ホットラインによる情報提供・共有

「洪水時等危険情報伝達ホットライン」により水位情報等を河川管理者(建設事務所長)から市長へ直接電話連絡を行い、避難情報に資する情報提供を行う。

(5) 市長の事務の代行

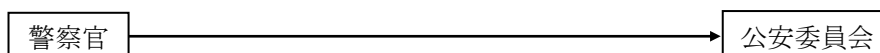
知事は、当該災害の発生により、市長が避難の指示等の事務を全部又は大部分実施できないときは、市長に代わって立退き等の指示を行う。

- (6) 第四管区海上保安本部、自衛隊、県警察に対する応援要請
県は、市からの避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材の応援要求事項の実施が困難な場合、第四管区海上保安本部、自衛隊、県警察へ応援を要請する。
- (7) 他市町村に対する応援指示
県は、市の実施する避難の誘導及び移送につき、特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。
- (8) 広域一時滞在に係る協議等
県は、県域を越える避難について、避難先である都道府県と協議を行う。
県は、市から求められたときは、広域一時滞在に関する事項について助言を行う。
また、県は災害により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、避難の必要があると認める場合には、市に代わって協議を行う。(県もその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、必要に応じて国が協議等を代行する。)

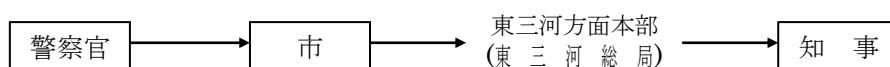
第4 県警察（警察官）

- (1) 警察官職務執行法第4条による措置
災害で危険な事態が生じた場合、警察官は、その場に居合せた者、その事物の管理者、その他関係者に必要な警告を発し、及び危害を受けるおそれのある者を避難させ、又は必要な措置を取る。
- (2) 法第61条による指示
市長による避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」の措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立退き又は「緊急安全確保」の措置を指示する。
- (3) 報告・通知等

ア (1)の場合（報告・警察官職務執行法第4条第2項）

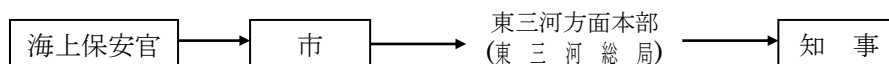


イ (2)の場合（通知及び報告・法第61条第3項及び4項）



第5 第四管区海上保安本部（海上保安官）

- (1) 法第61条による指示
第4(2)の警察官に準ずるものとする。
- (2) 報告・通知等（通知及び報告・法第61条第3項及び同条第4項）



第6 自衛隊（自衛官）

- (1) 避難等の措置
自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいらない場合に限り、第4(1)「警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置を執る。
- (2) 報告（自衛隊法第94条）

自衛官

防衛大臣の指定するもの

第7 避難指示の時期

- (1) 避難指示は、危険が切迫する前に十分な余裕を持って行うものとし、住民が自主的に家屋被害に対する対策、衣類や食料品の準備等、最低限の措置を講じて避難所へ向かうことができるように努める。
- (2) 避難指示に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。
- (3) 避難指示を発令する基準について、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断到達情報、水防警報の発令など、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努めるものとする。

なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らし合わせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。

第8 避難の指示の内容

市長等避難の指示をする者は、次の内容を明示して実施するものとする。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難指示の理由
- (5) その他の必要な事項

第9 避難の措置と周知

避難の指示をした者又は機関は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、当該地域の住民に対してその内容の周知を図るものとする。

- (1) 住民への周知徹底

ア 避難の指示等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線を始めとした伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速・的確に伝達する。

イ 伝達手段としては、防災行政無線(屋外拡声器、戸別受信機)、コミュニティFM、ケーブルテレビ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、広報車の巡回、警鐘、吹き流しあるいは自主防災組織・自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達等による。

このほか、災害情報共有システム(Lアラート)に情報を提供することにより、テレビ、ラジオや携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。

ウ 避難の指示は、できる限り、その理由、対象地域、避難先、避難経路及び避難上の留意事項の伝達に努める。

エ 夜間や早朝に突発的局地豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、各市町村の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

- (2) 関係機関の相互連絡

県、県警察、市、自衛隊及び第四管区海上保安本部は、避難の措置を行ったときは、そ

の内容について相互に通報連絡するものとする。

第10 避難の誘導等

- (1) 市職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努めるものとする。
- (2) 誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織・自治会・町内会ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。
- (3) 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施に当たっては、社会福祉施設を含め、民生委員・児童委員や地域住民と連携して行う。
- (4) 消防団員、民生委員・児童委員、警察官、市職員等、避難誘導・支援に当たる者の危険を回避するため、安全確保等には十分留意するものとする。
- (5) 市は、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

第3節 要配慮者の支援

第1 市（防災局、健康福祉部）

- (1) 要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、気象警報の発表、避難情報の発令については、高齢者や障害者等にも分かりやすい表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるように努めるものとする。
さらに、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達も活用するなど、多様な手段を活用して情報伝達を行うものとする。
- (2) 避難行動要支援者の避難支援
避難支援等関係者は、平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報及び個別避難計画情報に基づいて避難支援を行うものとする。
また、市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報及び個別避難計画情報を提供することができる。この場合、名簿情報及び個別避難計画情報を提供することについての本人の同意は要しない。
- (3) 不同意者を含む避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報漏えい防止のための措置
市は、名簿情報及び個別避難計画情報の提供を受けた避難支援等関係者その他の者が、適正な情報管理を図るよう、第2編第8章第2節第2（7）アからオに掲げた措置のほか、次の措置を講ずるものとする。
ア 利用目的を達成した場合には、名簿情報及び個別避難計画情報の返却を行うよう指導すること。
- (4) 避難支援等関係者の安全確保
市は、避難支援等関係者その他の者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮するものとする。
- (5) 障害者に対する情報提供

障害者には災害情報や支援情報等が伝達されにくいことから、複数の手段を組み合わせるなど伝達方法を工夫して、情報の提供を行う。

第4節 広域避難

第1 広域避難に係る協議

(1) 市町村における措置

市町村は、災害が発生するおそれがある場合において、避難指示の発令による避難先を当該市町村内の指定緊急避難場所その他避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町村に滞在させる必要があると認められるときは、当該居住者等の受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。なお、他の都道府県の市町村への受入れについては、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、他の都道府県の市町村に直接協議することができる。

(2) 県における措置

県は、県域を越える避難について、市町村から要求があった場合は、避難先都道府県と協議を行う。県は、市町村から求められたときは、広域避難に関する事項について助言を行う。

第2 居住者等の運送

(1) 県における措置

県は、災害が発生するおそれがある場合であって、居住者等の生命又は身体を当該災害から保護するため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、居住者等の運送を要請することができる。要請にあつては、次の内容を示すものとする。

- ア 運送すべき人
- イ 運送すべき場所
- ウ 期日

第7章 災害情報の収集・伝達

○ 基本方針

発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努める。

災害応急対策責任者(法第51条)は、災害に関する情報の収集及び伝達が迅速かつ正確になされるよう、活動体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意する。

市及び県は、災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう努める。

市、県及び関係機関は、重要通信の疎通を確保するとともに、効果的な通信の運用を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行う。

被災者等への確かつ分かりやすく情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問い合わせに対応する。

各防災関係機関は、広聴活動を通じて災害地域住民の動向と要望事項の把握に努める。

○ 主な機関の応急復旧対策 ☒=災害対策本部

機関名	発災	数時間	1日	3日	1週間
	初動態勢の確立期	応急対策期			復旧対応期
☒ 防災局 ☒ 企画部	○被害状況等の情報収集及び県等への報告	→			
	○即報基準に該当する災害の報告	→			
	○住民への災害広報	→			
	○相談窓口等の開設	→			
県(防災安全局・関係局)	○市町村へ職員派遣	→			
	○災害状況の収集伝達	→			
	○国への報告	→			
	○県災害対策本部設置の通知	→			
	○専用通信施設の応急措置	→			
	○災害広報の実施	→			
	○相談窓口等の開設	→			

第1節 被害状況等の収集・伝達

第1 市(防災局、協力部)

(1) 被害情報の収集

市長は、人的被害の状況(行方不明者の数を含む。)、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集する。

特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集に当たる。

なお、収集にあつては119番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告

市長は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む。）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

報告にあたり、市長は、県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。

(3) 安否不明者・行方不明者の情報収集

搜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無に関わらず、市の区域（海上を含む。）内で安否不明者・行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、安否不明者・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡するものとする。

(4) 火災・災害等即報要領に基づく報告

ア 市は、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号。以下「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。（第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。）

また、一定規模以上の災害（即報要領「第3直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を直接消防庁に対しても原則として30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行う。

なお、消防機関への119番通報が殺到した場合については、即報要領様式に関わらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。

イ 確定報告にあつては、災害応急対策完了後15日以内に文書により県に報告する。

なお、消防機関への119番通報が殺到した場合については、即報要領様式に関わらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。

ウ 被災者台帳の作成

被災した住民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。

第2 県（防災安全局、関係局）

(1) 市への職員派遣による情報収集

県は、必要に応じて市に職員を派遣し、市被災状況等の情報収集に努め、派遣された職員は、逐次、県へ連絡するものとする。

(2) 方面本部構成機関による情報収集等

方面本部構成機関は、管内区域の被災状況及び応急対策実施状況に関する情報の収集に努め、関係局及び方面本部へ連絡する。

- (3) 防災ヘリコプター等による災害状況の収集
県は、防災ヘリコプターや災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局、無人航空機を活用するとともに、調査班を編成し、より積極的に災害状況の収集伝達を行う。
- (4) 災害の状況及び応急対策活動情報の国への報告
市からの報告、自らの調査及び防災関係機関等の情報により、法第53条による報告、災害報告取扱要領(昭和45年4月10日消防防第246号)及び火災、即報要領による報告を一体として内閣総理大臣(消防庁経由)に行うとともに、応急対策終了後20日以内に法及び消防組織法に基づく確定報告を行う。
- (5) 市への連絡
県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。
- (6) ライフライン事業者への情報提供
県は、情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努める。
- (7) 人的被害の数の一元的な集約・調整
県は、人的被害の数(死者・行方不明者の数)について、一元的な集約・調整を行う。その際県は、市、県警察、自衛隊、第四管区海上保安本部を始めとする防災関係機関が把握している人的被害の数について収集し、整理・突合・精査を行う。
また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市と密接に連携しながら適切に行うものとする。
なお、安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表については、別に定める公表方針に基づき実施するものとする。
- (8) 県災害対策本部の設置又は廃止の通知
県は、愛知県災害対策本部が設置又は廃止されたときは、直ちに関係機関に通知する。

第3 県警察、自衛隊、第四管区海上保安本部及び航空機を所有する各機関

大規模な災害が発生し、甚大な被害が予想される場合、県警察、自衛隊、第四管区海上保安本部及び航空機を所有する各機関は次の事項に重点を置き、速やかに被害状況の偵察活動を実施し、その結果を災害対策本部災害情報センターに通報するものとする。

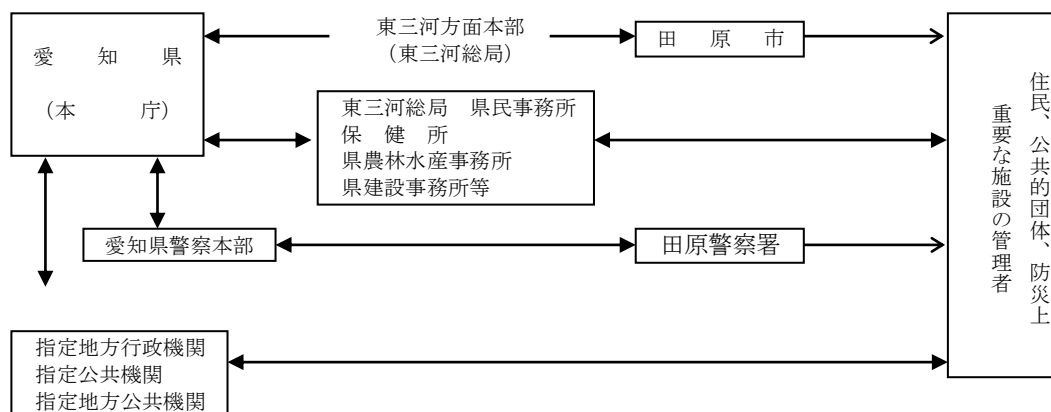
- (1) 災害発生場所、延焼の状況
- (2) 道路被害状況(道路交通機能確保状況)
- (3) 建築物の被害状況(概括)
- (4) 公共機関及び施設の被害状況
- (5) 港湾施設、船舶等の被害状況
- (6) 住民の動静
- (7) その他

なお、偵察活動の結果は、必要に応じて、市に連絡するものとする。

第4 被害状況等の一般的収集、伝達系統

- (1) 被害状況等の一般的収集、伝達系統は次のとおりである。

[情報の一般的収集伝達系統図]



- (2) 各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報(画像情報を含む。)及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとし、特に大津波警報の発表中など、津波災害のおそれがある場合は、津波想定浸水区域内に立ち入らないこと。
- (3) 情報の収集伝達については、本編第7章第2節「通信手段の確保」に記載した各種の方法を有効に活用するものとし、防災行政無線及び一般電話(FAXを含む。)の他、あらかじめ災害時優先電話を登録した上での非常通話や緊急通話の取り扱い、あるいは、携帯電話を利用する。
- (4) 同時多発的に災害が発生した場合には、電話が輻湊するので直接電話、災害時優先電話により防災関係機関相互の回線を確保する。
- (5) 通信連絡用機器の設置に当たっては、非常用電源を備えるとともに、災害時に途絶しないように設置箇所等に留意する。
- (6) 災害時に住民へ確実に情報を提供するため、複数の情報伝達手段を利用することとし、地域性やそれぞれの手段の特性を考慮しながら整備を進める。
- (7) 報道機関と緊密な連携を図り、効率的な情報の伝達に努める。

第5 重要な災害情報の収集伝達

- (1) 国に対する逐次の情報伝達
関係機関は、自己の所管する事項について、災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を、逐次、電話等により県又は国(内閣総理大臣)に対して速やかに伝達を行う。
- (2) 災害の規模の把握のために必要な情報
市は、非常災害であると認められるときは、災害の規模の把握のために必要な情報の収集に特に留意する。
- (3) 安否情報
市、県は、被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。

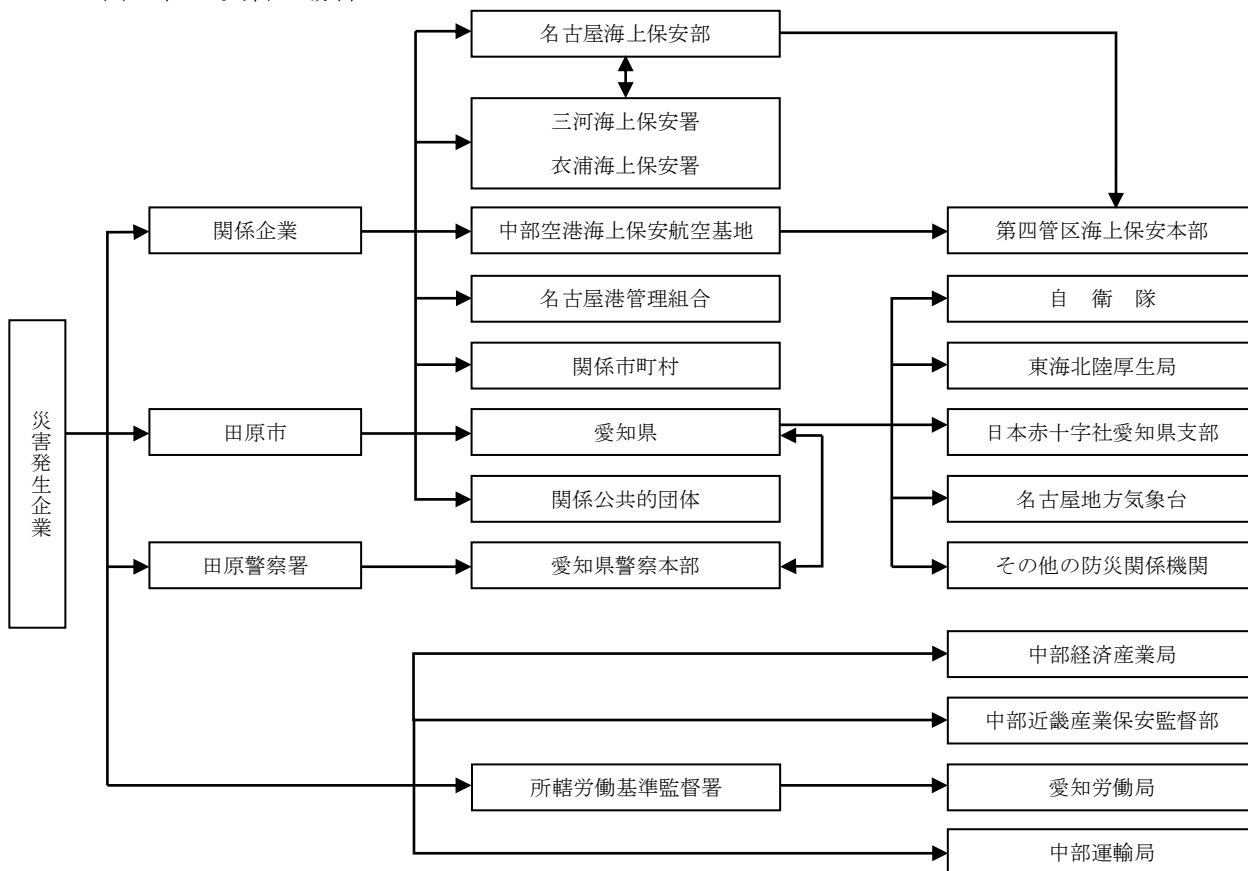
ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供に当たっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。

(4) 孤立集落に係る情報

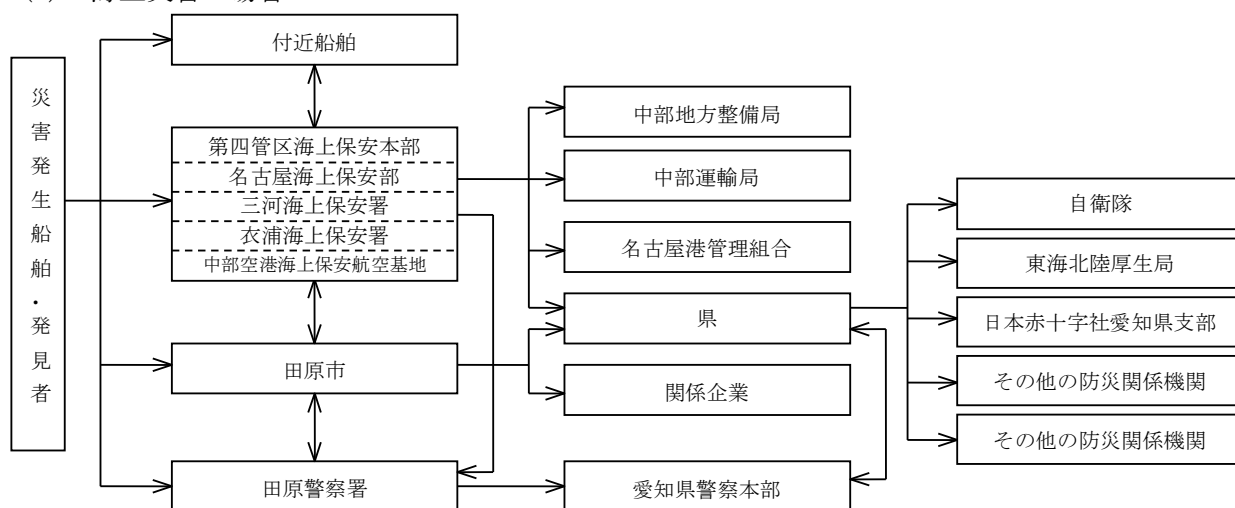
道路等の途絶による孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、市、県は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、市、県に連絡するものとする。また、市、県は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

第6 特殊災害に関する情報の収集及び伝達の系統

(1) 陸上災害の場合



(2) 海上災害の場合

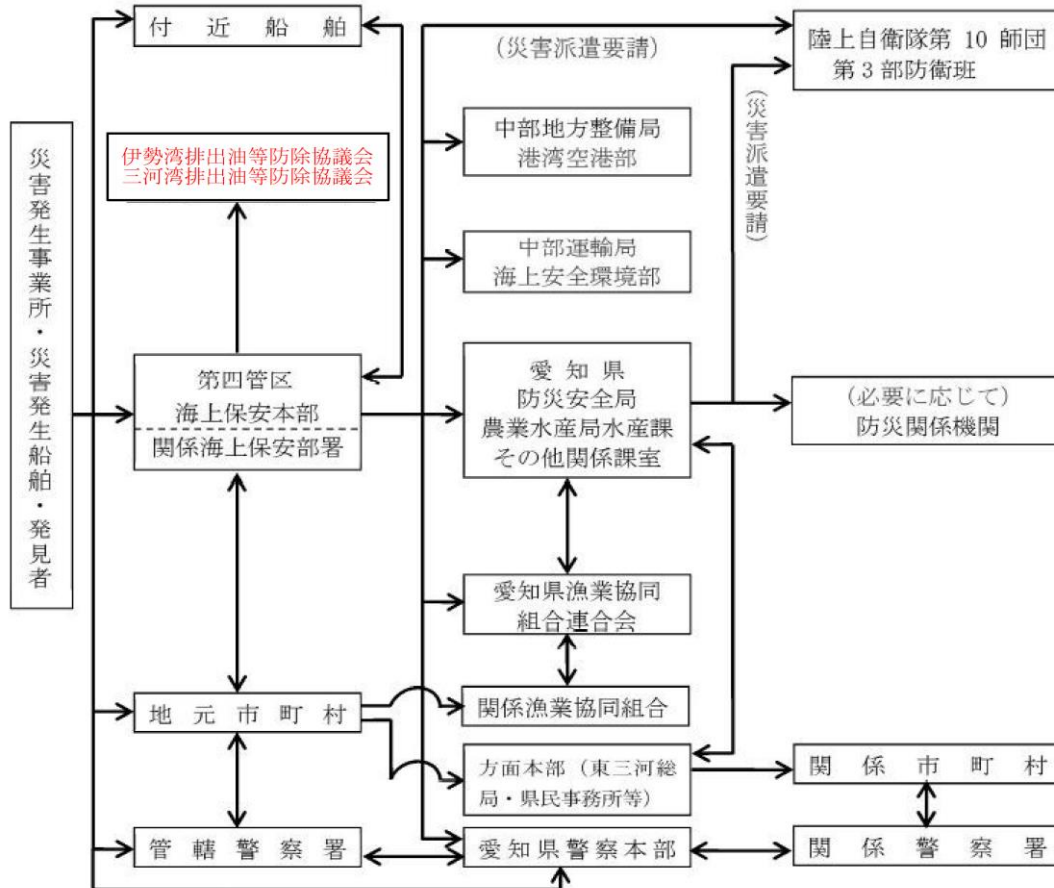


(3) 航空災害の場合

本編第3章「航空災害対策」による。

第7 海上排出油等に関する情報の収集・伝達系統

大量排出油等の事故が発生した場合における情報の収集、伝達系統は次のとおりである。

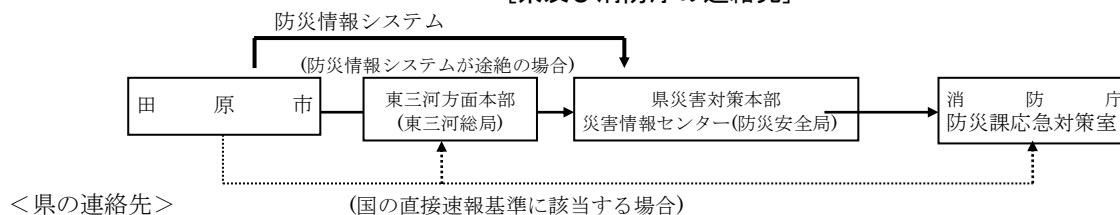


第8 その他の情報の収集伝達

各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して収集した被害状況等災害に係る情報については、内容を検討し、関係機関に伝達する。

	伝達の対象となる被害	伝達内容
災害発生状況等	被害状況・災害対策本部の設置状況・応急対策状況(全般)	様式1・2によること
人、住家被害等	人的被害	様式3によること
	避難状況、救護所開設状況	様式4によること
公共施設被害	河川・海岸・貯水池・ため池等、砂防被害	様式5によること 〔確定報告は、被害か所数、被害額、被害地域名等について各関係機関の定める様式により行うものとする。〕
	港湾及び漁港施設被害	
	道路被害	
	鉄道施設被害	
	電信電話施設被害	
	電力施設被害	
	ガス施設被害	
水道施設被害		

[県及び消防庁の連絡先]



< 県の連絡先 > (国の直接速報基準に該当する場合)

		平時	第1非常配備	第2非常配備 (準備体制)	第2非常配備 (警戒体制)	第3非常配備	
		東三河総局防災安全課内			東三河方面本部災害対策センター		
NTT		0532-54-5111 内線 226~227			0532-54-5111(代表) 内線 691~692, 698(統括部総括班) 内線 693~694(統括部情報班) 内線 695(統括部総務班) 内線 696(支援部支援班)		
NTT (FAX)		0532-54-5582			0532-54-5582		
防災行政無線		610-2-226~227			610-2-691~692, 698(統括部総括班) 610-2-693~694(統括部情報班) 610-2-695(統括部総務班) 610-2-696(統括部支援班)		
防災行政無線 (FAX)		610-1150			610-1152		
e-mail		higashimikawa@pref.aichi.lg.jp					
		本庁舎 2階防災安全局内			自治センター 6階災害情報センター		
勤務 時間 内	NTT	052-951-3800(災害対策課) 052-951-1382(消防保安課) 052-961-2111(代表) 内線 2512(災害) 内線 2512(特殊災害) 内線 2522(火災) 内線 2522(危険物) 内線 2539(救急・救助) (直通) 052-954-6193(災害、特殊災害) 052-954-6141(救急・救助) 052-954-6144(火災、危険物)			052-971-7104(広報部広報班) 052-971-7105(総括部統括班) 052-961-2111(代表) 内線 5302~5304(総括部統括班) 内線 5306~5307(総括部渉外班) 内線 5314~5316(総括部復旧班) 内線 5308~5310(広報部広報班) 内線 5311~5312(情報部整理班) 内線 5313~5316(情報部部局・公共機 関班) 内線 5317~5319(情報部方面班) 内線 5328(情報部調査班) 内線 5323~5324(運用部庶務班) 内線 5325~5327(運用部運用班) 内線 5328(運用部財務会計班)		
	NTTFAX	052-954-6912(2階災害対策課内(災害、特殊災害)) 052-961-3622(6階災害対策課通信グループ) 052-954-6913(2階消防保安課内(火災・危険物)) 052-961-6994(1階消防保安課内(救急・救助))			052-971-7106 052-971-7103 052-973-4107		
	防災行政無線	600-1128(2階災害対策課内) 600-2512(災害) 600-2512(特殊災害) 600-2522(火災) 600-2522(危険物) 600-2539(救急・救助)			600-1360~1362(総括部統括班・復旧班) 600-1363(総括部渉外班) 600-1367(総務部復旧班) 600-1364(広報部広報班) 600-1365(情報部部局・公共機関班) 600-1366(情報部方面班) 600-1368(情報部調査班) 600-1321(県警連絡員) 600-1324(自衛隊連絡員)		
	防災行政無線 (FAX)	600-1510			600-1514		
勤務 時間 外	NTT	052-954-6844(宿日直室)			上記勤務時間内の欄に同じ		
	NTTFAX	052-954-6995(宿日直室)			同上		
	防災行政無線	600-5250~5253(宿日直室)			同上		
	防災行政無線 (FAX)	600-4695(宿日直室)			同上		
e-mail		saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp			aichi-saitaihonbu21@lion.ocn.ne.jp		

< 消防庁の連絡先 >

通常時 (平日 (祝日、年末・年始を除く) 9:30~18:15) (消防庁応急対策室)

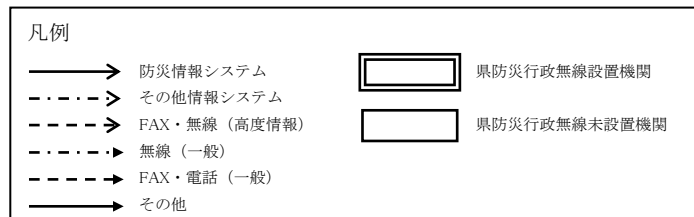
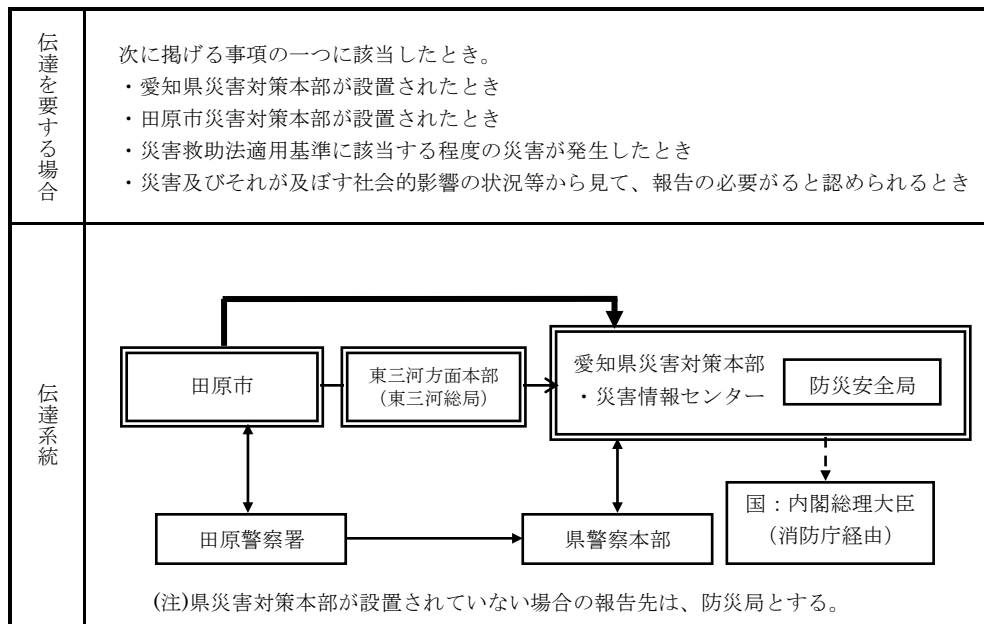
(NTT回線) 03-5253-7527 03-5253-7537 (FAX)	(消防防災無線) 92-90-43422 92-90-49033 (FAX)	(地域衛星通信ネットワーク) 9-048-500-90-43422 9-048-500-90-49033 (FAX)
---	--	--

夜間・休日時 (消防庁宿直室)

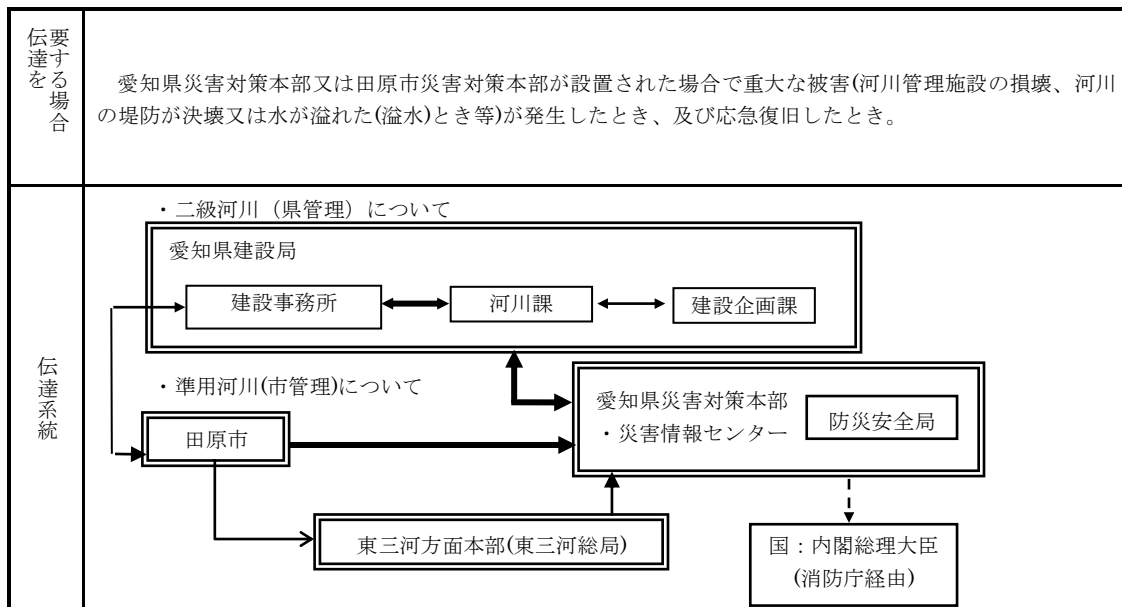
(NTT回線) 03-5253-7777 03-5253-7553 (FAX)	(消防防災無線) 92-90-49102 92-90-49036 (FAX)	(地域衛星通信ネットワーク) 9-048-500-90-49102 9-048-500-90-49036 (FAX)
---	--	--

[被害情報の伝達要領]

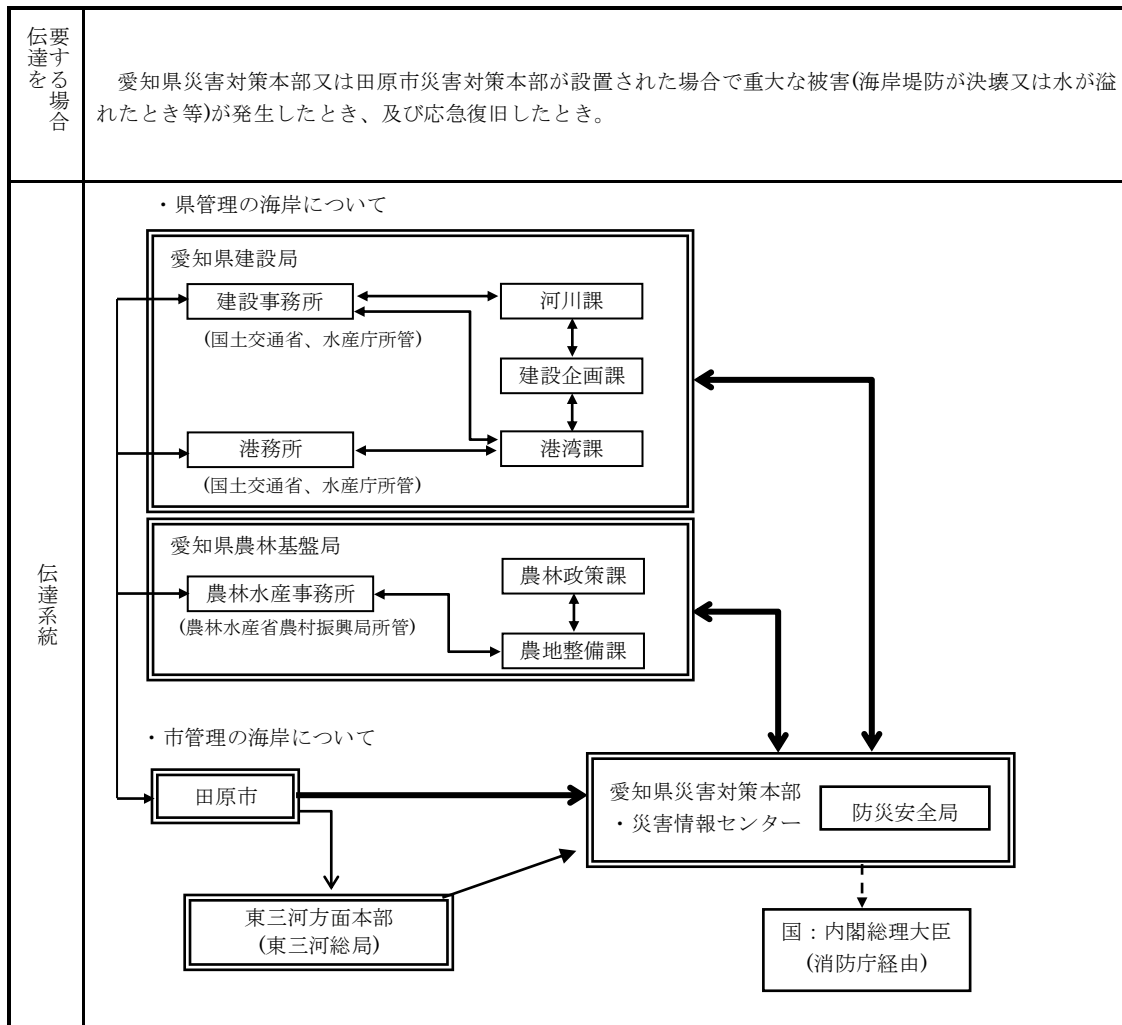
① 人、住家被害等



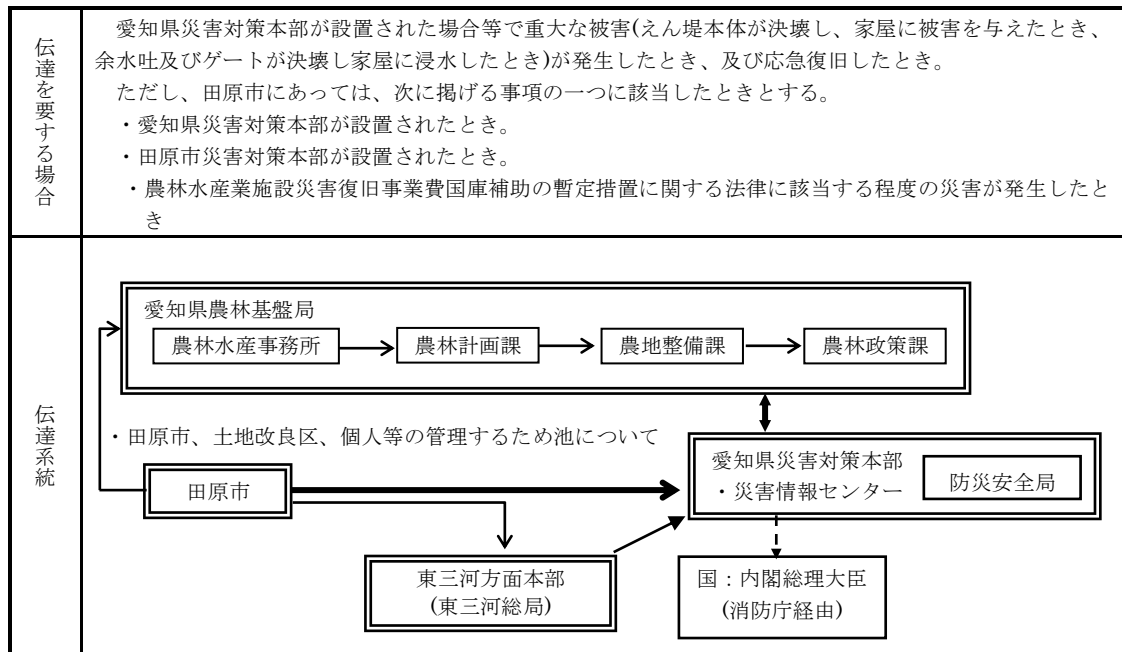
② 河川被害



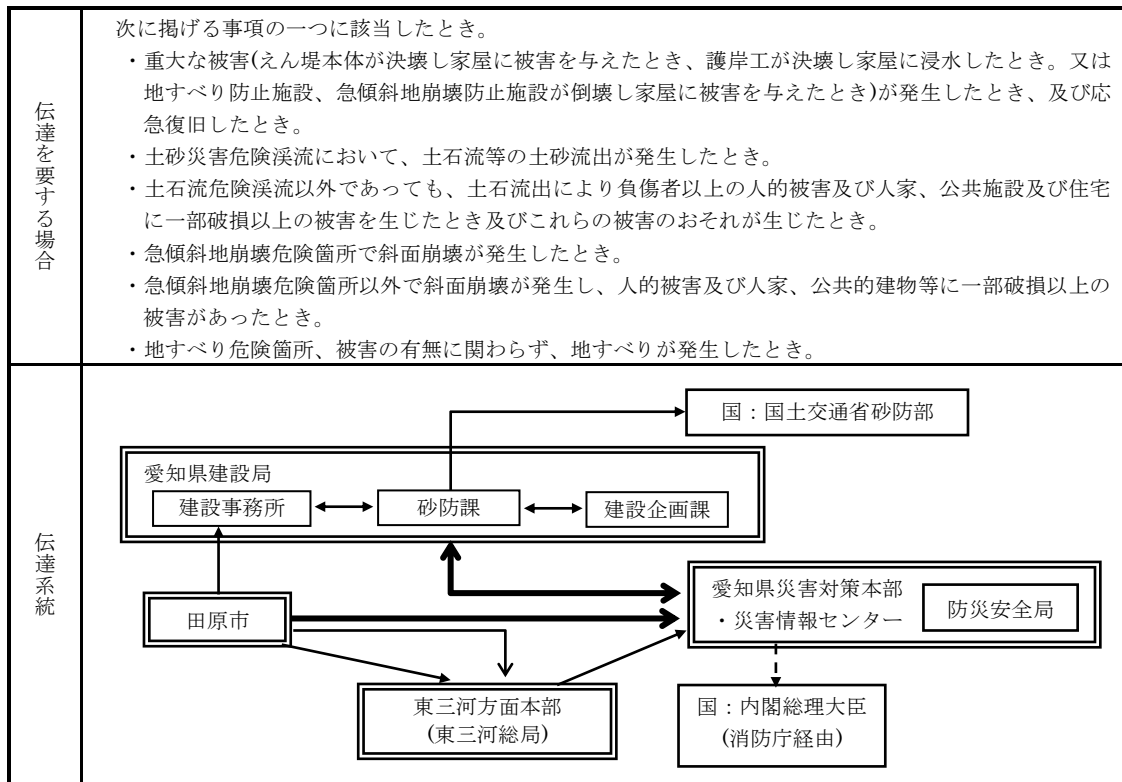
③ 海岸被害



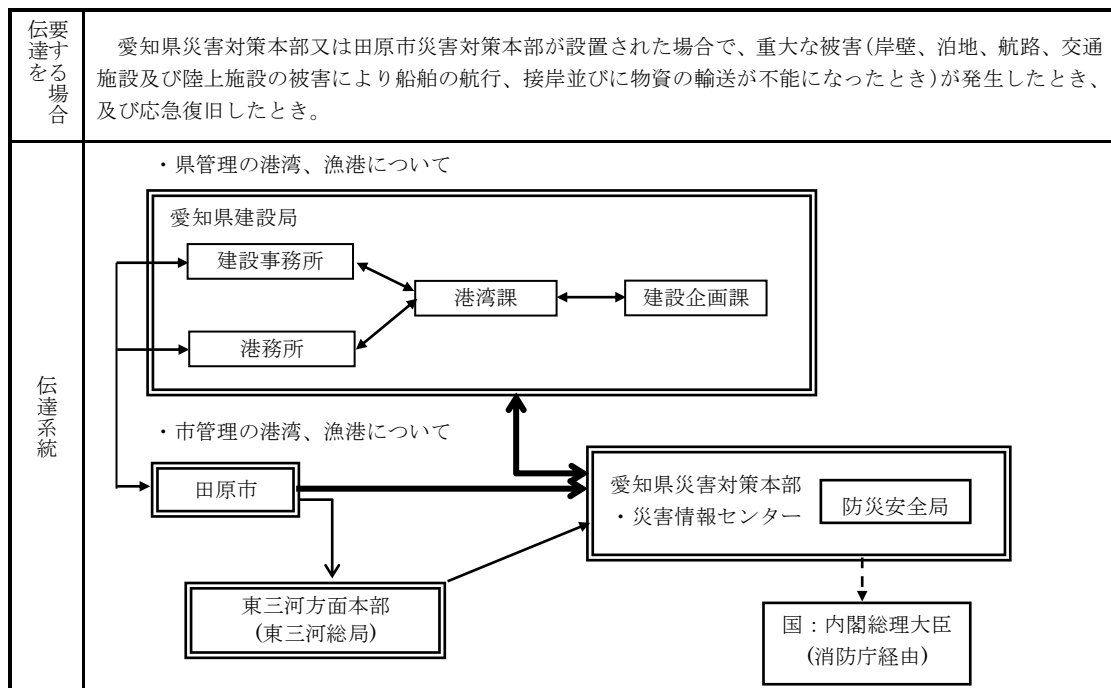
④ 貯水池・ため池等被害



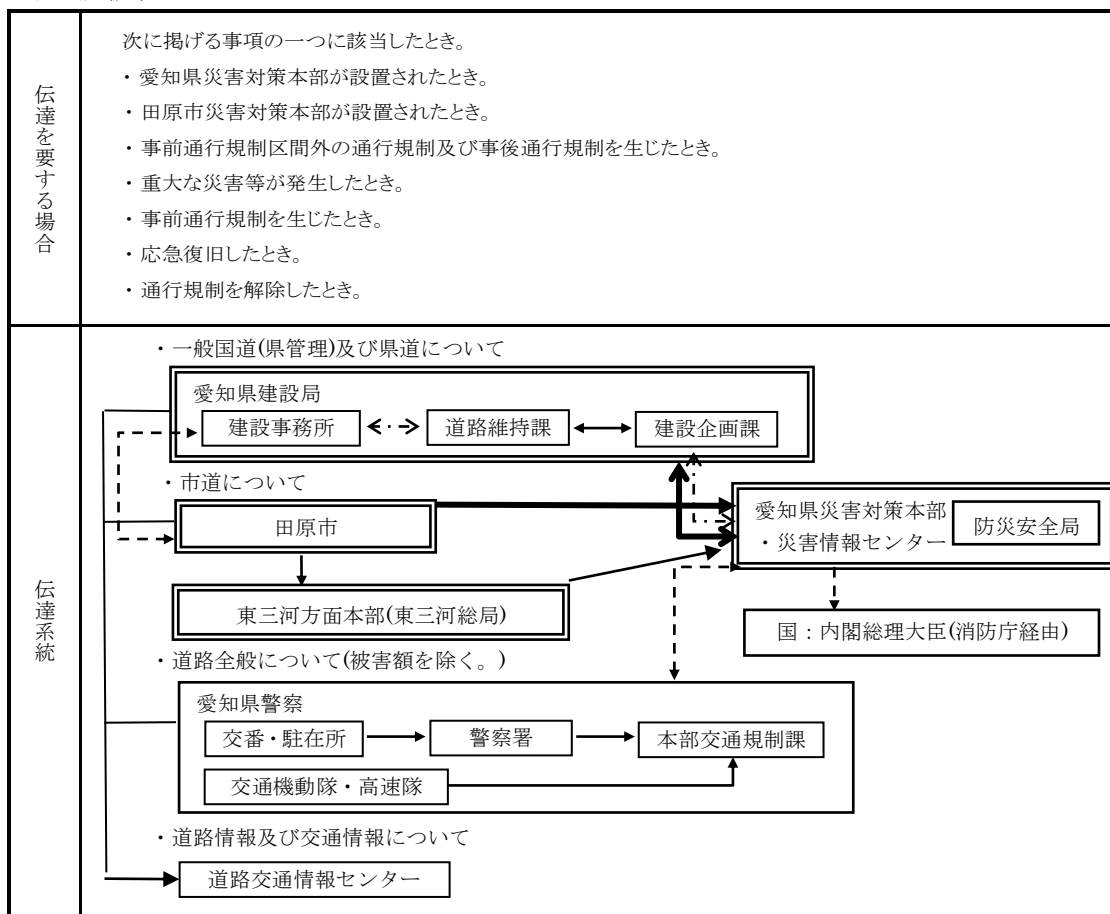
⑤ 砂防施設被害



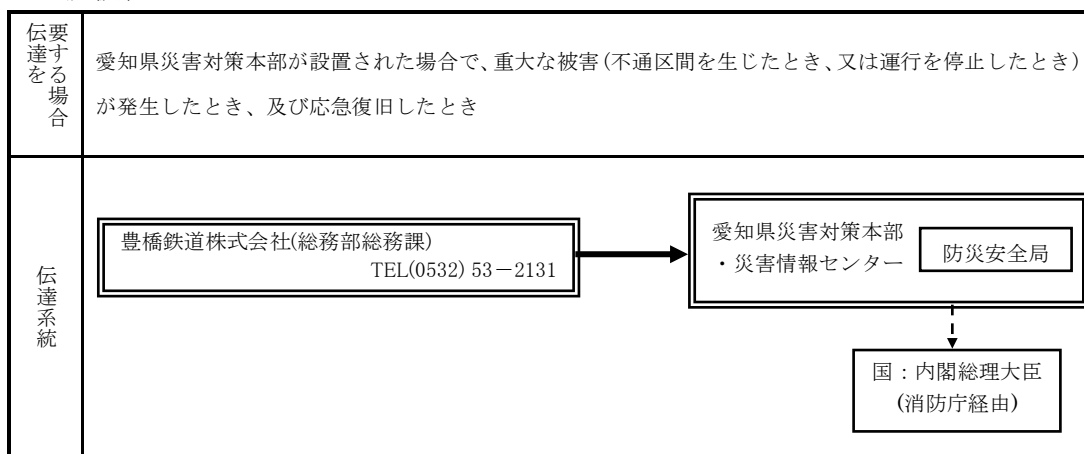
⑥ 港湾及び漁港施設被害



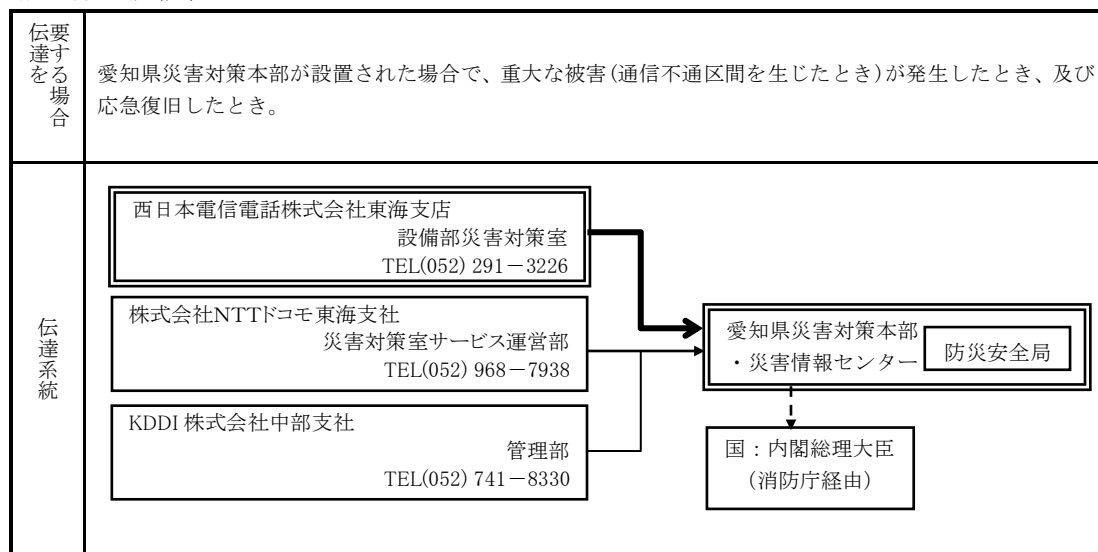
⑦ 道路施設被害



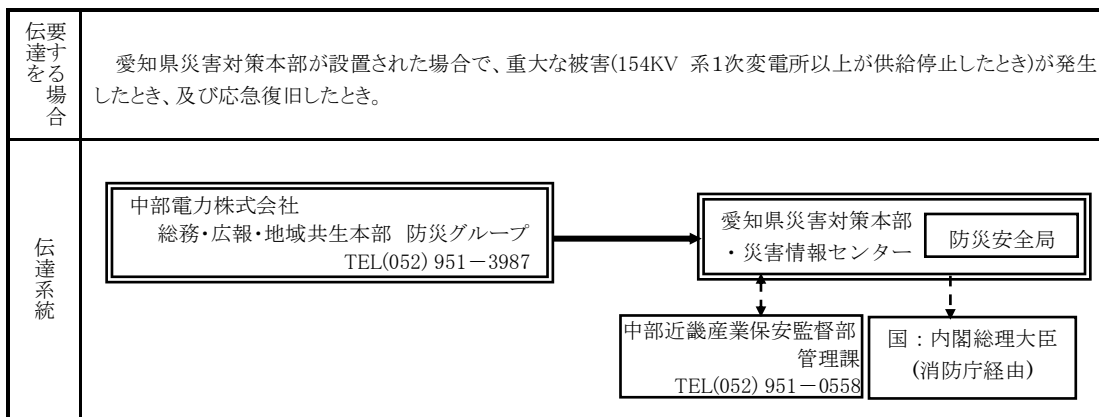
⑧ 鉄道施設被害



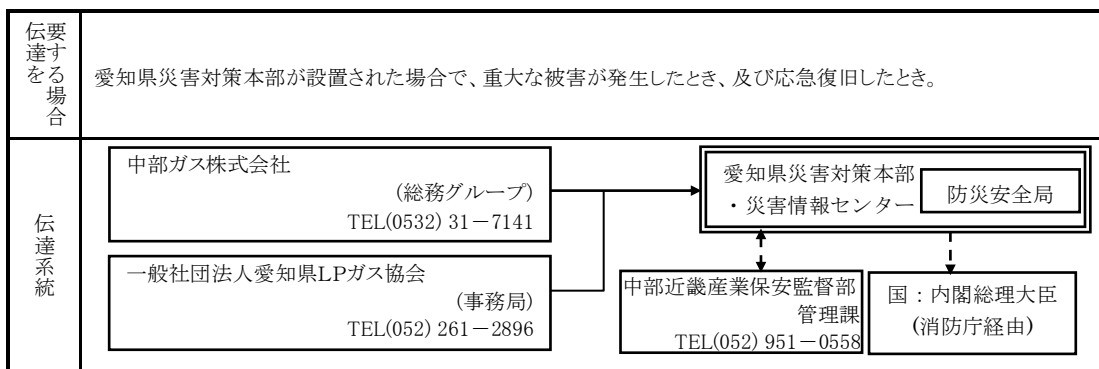
⑨ 電信電話施設被害



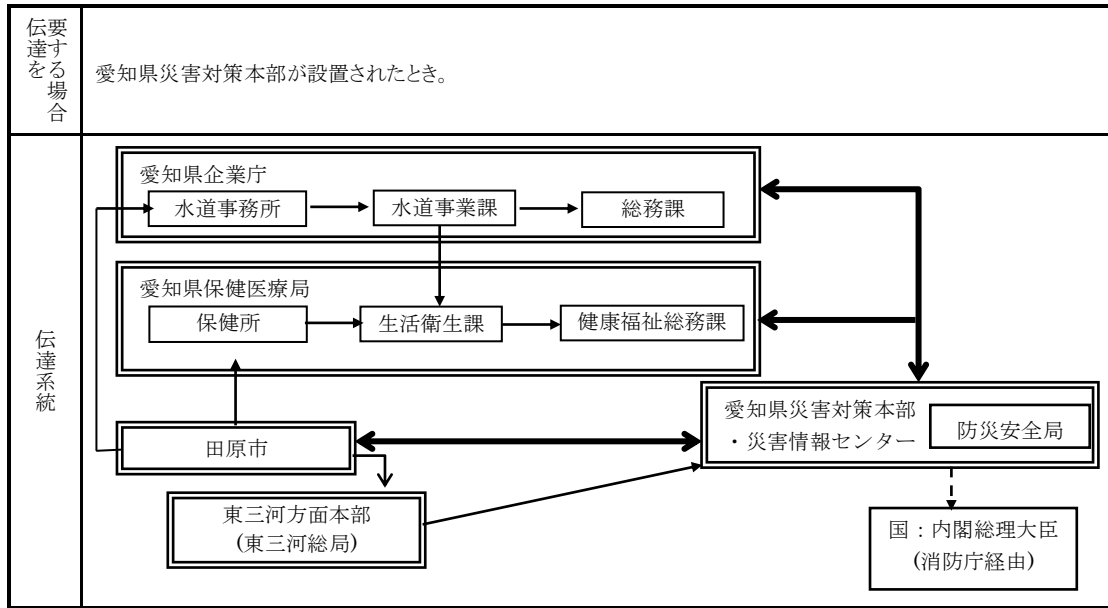
⑩ 電力施設被害



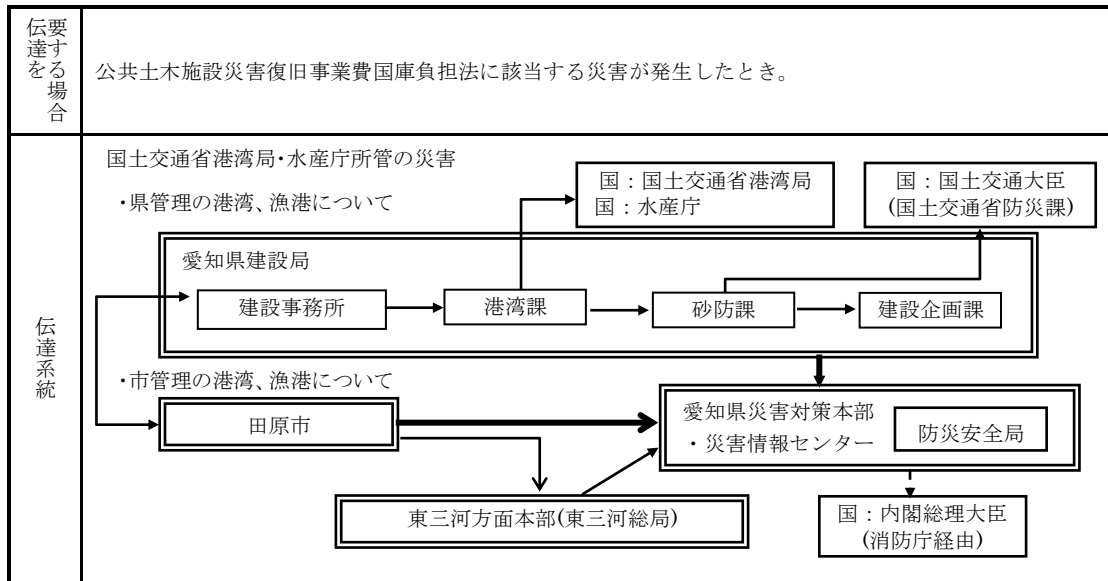
⑪ ガス施設被害



⑫ 水道施設被害



⑬ 公共土木施設被害



被害認定基準（被害判定基準）

被害区分		判定基準
人の被害	死者	当該被害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認できないが死亡したことが確実な者
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者 (重傷)1か月以上の治療を要する見込みの者 (軽傷)1か月未満で治療できる見込みの者
住家の被害	住家	現実に住居のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	一つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さな建築物(同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場)が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれを主屋の付属建物とみなす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。(同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を1世帯として取扱う。)
	全壊 (全焼・全流出)	住家その住居のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊	居住する住居が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満とする。
	半壊	住家その住居のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	一部損壊	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものであるものとする。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものととする。
非住家の被害	非住家	住家以外の建物で、他の被害箇所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。なお、この被害は、全壊・半壊の被害を受けたもののみ記入する。
	公共建物	庁舎、市民館、市立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他の被害	田の流失・埋没	田の耕土が流失又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没、畑の冠水	田の例に準ずる。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
	損壊	道路の全部又は一部の損壊又は崩土により通行不能あるいは通行規制になったもの及び応急処置が必要なものとする。
	冠水	道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。
	通行不能	道路の損壊、又は冠水等により通行が不能になったものとする。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋で、全部又は一部が流失したもの及び損壊により応急修理が必要なものとする。
	河川	河川法(昭和39年法律第167号)が適用若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
他の被害	破堤	堤防等の決壊により水が堤内にあふれ出たものとする。
	越水	堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。
	その他	破堤や越水はしていないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。
	港湾漁港	港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項及び漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第3条に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾・漁港の利用及び管理上重要な臨港交通のための施設とする。
	砂防	砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	がけ崩れ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊(いわゆるがけ崩れを含む。)による災害で人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。

	地すべり	地すべりによる災害で、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第2条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	土石流	土石流による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	鉄道不通	列車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀等	崩壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
火災	火災	地震の場合のみとすること。
	建築物	土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫その他これらに類する施設をいい、貯蔵槽その他これに類する施設を除く。
	危険物その他	消防法(昭和23年法律第186号)第11条に起因する市町村長等が許可した製造所等 建物及び危険物以外のもの
	罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
	罹災者	罹災世帯の構成員とする。
	公立文教施設	公立の文教施設をいう。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道及び公園とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設、その他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額(被害見込額)はカッコ書きするものとする。
	公共施設被害市町村数	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設、その他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

(注)被害の程度及び応急対策状況(経過)、要請事項等の記載の主たるものを例示すると、次のとおりである。

- ・人、住家の被害状況及びこれに対する災害救助活動状況
- ・避難の状況
- ・主要河川、海岸、ため池、砂防設備、港湾等の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・主要道路、交通機関の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・学校、病院、庁舎等重要公共施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況
- ・電力、ガス、水道、通信施設等公益事業施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・応援要請又は職員派遣の状況

様式1 (消防庁第4号様式 (その1))

第4号様式 (その1)

(災害概況即報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
通報者名	

消防庁受信者氏名 _____

災害名 _____ (第 報)

災害の概況	発生場所		発生日時	月 日 時 分							
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟	
		うち 災害関連死者	人				半壊	棟	床下浸水	棟	
不明		人	軽傷	人	一部破損		棟	未分類	棟		
119番通報の件数											
応急対策の状況	応急対策本部等の設置状況		(都道府県)		(市町村)						
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)								
	自衛隊派遣要請の状況										
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策										

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」欄に計上すること。

様式 2

(市町村用)

年 月 日 時 分 現在

災害発生状況等（速報・確定報告）

原 因				発 生 日 時									
発 信 場 所				発 信 者									
受 信 機 関				受 信 者									
区 分		被 害		区 分		被 害							
人 的 被 害	死 者	1	人	河 川	橋りょう	31	か所	そ の 他	水産被 害	61	千円		
	行方不明者	2	人		破 堤	32	か所		商工被 害	62	千円		
	負 傷 者	重 傷	3		人	越 水	33		か所	そ の 他	63	千円	
		軽 傷	4		人	その他 (法面崩壊等)	34		か所	被 害 総 額	64	千円	
住 家 被 害	全 壊	5	棟	そ の 他	港湾・漁港	35	か所	災 害 対 策 本 部 設 置 状 況	65	設置			
		6	世帯		砂 防	36	か所		66	廃止			
		7	人		清掃施設	37	か所	避 難 指 示 等 の 状 況	67	地区			
	半 壊	8	棟		崖くずれ	38	か所		68	世帯			
		9	世帯		地すべり	39	か所		69	人			
		10	人		土石流	40	か所	消防職員出動 延人数	70	人			
	一 部 破 損	11	棟		鉄道不通	41	か所	消防団員出動 延人数	70	人			
		12	世帯		被害船舶	42	隻	119 番通報件数		件			
		13	人		水 道	43	戸	避 難 所 数		か所			
	床 上 浸 水	14	棟		電 話	44	回線	避 難 人 数		人			
		15	世帯		電 気	45	戸	避 難 人 数 (うち自主避難)		人			
		16	人		ガ ス	46	戸	避 難 世 帯 数		世帯			
	床 下 浸 水	17	棟		ブロック塀等	47	か所	避 難 世 帯 数 (うち自主避難)		世帯			
		18	世帯		り災世帯数	48	世帯	被 害 程 度 及 び 応 急 対 策 状 況 (経 過)					
		19	人		り災者数	49	人						
	非 住 家	公 共 建 物	20		棟	火 災 発 生	建 物	50	件				
		そ の 他	21		棟		危 険 物	51	件				
	そ の 他	田	流 失 ・ 埋 没		22	ha	そ の 他	そ の 他	52	件			
			冠 水		23	ha		公 立 文 教 施 設	53	千円			
畑		流 失 ・ 埋 没	24	ha	農 林 水 産 業 施 設	54	千円						
		冠 水	25	ha	公 共 土 木 施 設	55	千円	要 請 事 項					
文 教 施 設		26	か所	そ の 他 の 公 共 施 設	56	千円							
病 院		27	か所	小 計	57	千円							
道 路		損 壊	28	か所	そ の 他	農 産 被 害	58	千円					
		冠 水	29	か所		林 産 被 害	59	千円					
	(うち通 行不能)	30	か所	畜 産 被 害		60	千円						

(注) 速報の場合は53から64までの項目については報告する必要はない。

(注) 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

様式3

(市町村用)

人的被害

(第 報)

報告の時刻	日 時 分現在	受信時刻	時 分
発信機関		受信機関	
受信者名		受信者名	
内 容			
発 生	日 時	日 時 分	
	場 所		
	原 因		
人 的 被 害 の 状 況	被害程度	1. 死亡 2. 行方不明 3. 重傷 4. 軽傷	
	氏名等	(氏名) (生年月日) (性別)	
	住 所		
	収 容 先		
	その他参考事項 (応急処置、情報源、確認・未確認の別、世帯主及び続柄等)		

様式4

(市町村用)

避難状況・救護所開設状況 (第 報)

報告の時点		日時分現在		受信時刻		時分					
発信機関				受信機関							
発信者名				受信者名							
内 容											
避難状況	避難先	地区名	避難指示等の発布日時	世帯数	人数	避難実世帯数	避難実人数	屋内屋外の別	今後の見通し	最大世帯数	最大人数
			日 時 分 (自主)	世帯	人	世帯	人	屋内 屋外		世帯	人
			日 時 分 (自主)					屋内 屋外			
			日 時 分 (自主)					屋内 屋外			
			日 時 分 (自主)					屋内 屋外			
			日 時 分 (自主)					屋内 屋外			
			日 時 分 (自主)					屋内 屋外			
			日 時 分 (自主)					屋内 屋外			
救護所開設状況	救護所名	設置場所	患者数		実施機関			収容人数の最大値			
			受入	搬送				重傷	軽傷		

※最大世帯数及び最大人数については、避難先毎の最大数を記入すること。

第9 報告の方法

- (1) 被害状況等の報告は、最も迅速確実な通信手段を活用するものとするが、県防災情報システムを有効に活用するとともに、県防災行政無線設置機関にあつては、原則、県防災行政無線により報告するものとする。なお、県防災行政無線未設置機関にあつては、原則、有線電話を使用するものとする。

また、県防災行政無線が途絶した場合は、有線電話を使用するものとする。

- (2) 県防災行政無線及び有線電話等が途絶した場合は、各防災関係機関が所有する専用電話の利用や警察無線等他機関の無線通信施設を利用するものとする。
- (3) 全ての通信施設が不通となった場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段を尽くして報告するよう努めるものとする。

第10 被害状況の照会・共有

- (1) 各機関は、他機関所管の被害状況を把握する必要があるときは、原則としてそれぞれを所管する関係機関に照会する。
- (2) 全県的な被害状況については、県防災情報システムを有効に活用して把握・共有するとともに、愛知県災害対策本部災害情報センター(河川、海岸、貯水池、ため池、砂防被害、港湾・漁港施設被害、道路被害、水道施設被害については、関係課)へ照会する。

第2節 通信手段の確保

第1 情報連絡手段の確保(市(防災局)、県(防災安全局、関係局)、防災関係機関)

- (1) 専用通信の使用
防災関係機関は、情報連絡手段として、無線を利用した専用通信を使用することとし、県は、災害情報の収集伝達のための中核施設として設置した防災行政無線網を使用する。
なお、通常は、その設備を他人の通信のために使用してはならないこととなっているが、災害時の通信連絡を行うに当たり緊急を要する場合は、所定の手続を経て、これを他人に利用させることができる。
- (2) 防災相互通信用無線局の使用
市、県及び防災関係機関は、防災対策に関する通信を相互に行うために設置した防災相互通信用無線局を活用して、災害現場等での円滑な情報の受伝達を行うこととする。
- (3) 衛星通信施設の使用
市、県及び防災関係機関は、地上系の防災行政無線網に障害や輻輳、混信が発生した場合には、地域衛星通信ネットワークを活用した衛星通信施設により、映像を含む情報の受伝達に努める。
- (4) 移動系無線局の使用
各防災関係機関は、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備するとともに、有効な運用を図り、地域の円滑な情報の受伝達を行う。
- (5) 非常通信
無線局は、免許状に記載された目的、又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないことになっている。ただし、災害時等において有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信(以下「非常通信」という。)

については当該無線局の目的以外にも使用することができる。

ア 非常通信の通信内容

- (ア) 人命の救助に関するもの。
- (イ) 災害の予警報(主要河川の水位を含む。)及び災害の状況に関するもの。
- (ウ) 緊急を要する気象等の観測資料に関するもの。
- (エ) 秩序維持のために必要な緊急措置に関するもの。
- (オ) 遭難者救護に関するもの。(日本赤十字社の本社及び支部相互間に発受するものを含む。)
- (カ) 電信電話回線の復旧のため緊急を要するもの。
- (キ) 鉄道の復旧、道路の修理、被災者の輸送、救援物資の緊急輸送等のために必要なもの。
- (ク) 中央防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部、特定災害対策本部、県・市町村の防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の調達、配分、輸送等に関するもの。
- (ケ) 電力設備の修理復旧に関するもの。
- (コ) 知事が医療、土木、建築、工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

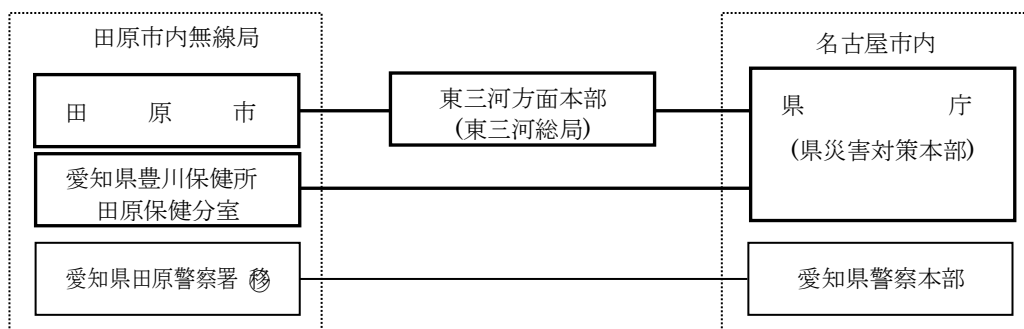
イ 非常通信の発受

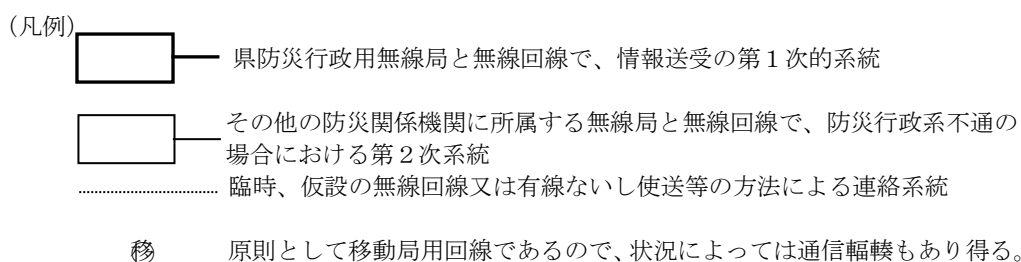
非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関する通報及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断の上、発信する。

ウ 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。依頼する無線局の選定に当たっては、非常通信協議会構成員所属の無線局を選定することが望ましい。なお、市から県災害対策本部へ通ずる非常通信ルートは、次のとおりである。

[田原市非常無線通信系統]





(6) 電話・電報施設の優先利用

各防災関係機関は、災害時の予警報の伝達、必要な通知又は警告等を迅速に行うため、電話若しくは電報施設を優先利用し、又は他機関の専用電話を使用することができる。

ア 一般電話及び電報

(ア) 災害時優先電話

災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続は制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時優先電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができる。

(イ) 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、全ての電報に優先して取り扱われる。

(ウ) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する別に掲げる事項を内容とする電報については、緊急扱いの電報とし、非常扱いの電報の次順位として取り扱われる。

イ 専用電話

災害時の通信連絡を行うに当たり緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用して行う。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、航空保安電話、海上保安電話、気象電話、鉄軌道電話、電気事業電話があり、その利用方法としては、一般電話に準じて行う。

(7) 携帯電話の使用

各防災関係機関は、迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、携帯電話の効果的な使用を行う。

(8) 放送の依頼

市長及び知事は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により放送事業者(受託放送事業者を除く。)に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報の放送を依頼(市長は、知事を通して依頼する。)することができる。

なお、放送事業者のとの連絡にあつては、放送局ホットラインにより、円滑な放送の依頼を確保する。

(9) 県防災情報システムの使用

各防災関係機関は、被害状況等の報告及び把握、応援等の要請などを迅速かつ的確に行うため、県防災情報システムの効果的な使用を行う。

第2 県（防災安全局）の応急措置

(1) 災害対策用指揮車等の使用

県は、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局により、被災地域等における防災情報の収集伝達を確保する。

(2) 耐震通信施設の使用

県は、地上系通信施設が被災し通信に障害が生じた場合は、県庁及び東三河総合庁舎直近の地下に設置した耐震通信施設を運用し、衛星通信により災害情報の収集伝達を行う。

(3) 国と県を結ぶ緊急連絡用回線(ホットライン)の使用

県は、内閣総理大臣官邸や内閣府(防災担当)、国の非常災害対策本部と県災害対策本部長や災害対策本部との間で開設した緊急連絡用回線(ホットライン)を使用して、迅速かつ円滑な情報の収集伝達を行う。

第8章 災害広報対策

○ 基本方針

市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市及び各防災関係機関は、緊密な連携のもとに広報機能を十分発揮し、情報の収集と併せて、災害状況、災害応急対策の実施状況等、災害に関する広報に万全を期すものとする。

また、災害の終息後は、広報活動を行い、災害地域住民の動向と要望事項の把握に努め、混乱と動揺を防ぎ、応急復旧対策の推進に努めるものとする。

○ 主な機関の応急復旧対策 ☹=災害対策本部

機関名	発災	数時間	1日	3日	1週間
	初動態勢の確立期	応急対策期			復旧対応期
☹ 企画部	○情報の収集				
	○住民への広報				
	○報道機関への発表				
	○広聴活動の実施				

第1節 災害広報広聴要領

第1 広報広聴（企画部）

1 災害広報の情報収集

広報班は、各種情報について検討し、市民への広報及び報道機関への発表に備える。そのため、防災関係機関との連絡を緊密に行い、災害発生の状況、復旧対策、公共交通機関の運行状況、交通規制の状況、火災の発生状況、危険箇所などの情報収集に万全を期すものとする。

2 多様な情報伝達手段の活用

災害対策本部との緊密な連携のもとに、危険が予想される地域に対して、災害の予想又は発生状況、警戒体制、注意すべき事項、避難誘導、医療機関の開設状況等について、Web サイト、ツイッター等ソーシャルメディア、安心安全ほっとメール、防災行政無線、地域防災無線、防災ラジオ、コミュニティFM、ケーブルテレビ、広報車、臨時広報紙、貼紙などのあらゆる手段により広報を行う。特に、停電や通信障害発生時は、被災者が情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については、チラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車で情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。

特に、インターネットによる広報については、大規模災害の発生時に、市のホームページのトップページを災害時用トップページに切り替え、次の情報の提供を行う。

- (1) 被害状況の最新情報(道路・交通情報、河川・港湾・橋梁等土木施設、電気・ガス・水道・電話状況、建物倒壊・火災発生状況、浸水状況など)
- (2) 避難所開設状況(被災者の収容状況)
- (3) 医療救護活動状況(医療機関開設状況、医療救護所開設状況)
- (4) 応急給食・給水供給情報

- (5) 衣料・生活必需品等供給情報
- (6) 被災者に緊急に知らせる情報（避難情報など）
- (7) 防災カメラ映像
- (8) その他災害応急対策など必要な事項

3 報道機関への発表

- (1) 市は、災害に関する情報、災害対策の実施状況及びその他市民に周知すべき事項を広報班が本部事務局と協議の上、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関へ提供し、広報活動を要望する。

特に避難情報等については、災害情報共有システム（Lアラート）を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。

- (2) 外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応として、可能な限り多言語による情報提供等も併せて行う。

なお、広報班は電話照会その他に応ずるため、係員1名以上を常時待機させるものとする。

4 報道機関との協力

市は、災害報道の取材活動のため報道機関から情報提供等の依頼があった場合には、災害における報道機関の役割は重要であるため積極的に協力するが、一方で災害対策本部や避難所などに報道機関が殺到すると混乱が生じることも想定されるため、市からの情報提供は、広報班に窓口を一元化し、報道発表の時間や場所などを指定して行う。

5 ケーブルテレビ局等との連携

地域に密着したニュースや情報を提供するケーブルテレビ局「ティーズ」に依頼し、避難指示、被害状況、交通情報、ライフライン復旧状況などの情報を提供する。また、市内にも配信されているFM放送局「エフエム豊橋」とも連携を図っておく。

6 広聴活動

市は、できる限り相談窓口等を開設し、被災地、避難所などにおいて、被災市民からの相談、要望等を聴取の上、必要な応急対策の対応に当たる。

第9章 障害物除去対策

○ 基本方針

障害物の除去は、特に物資及び人員の搬送が円滑に行われるように、道路等の障害物を除去するとともに、被災者が当面の日常生活を営むことができるようにするため、住宅の障害物を除去するものとする。

○ 主な機関の応急復旧対策

☉=災害対策本部

機関名	発災	数時間	1日	3日	1週間
	初動態勢の確立期		応急対策期		
☉ 都市建設部	【道路関係】		<ul style="list-style-type: none"> ○緊急輸送道路(市担当分)に関する障害物の除去・応急補修 → ○市道に関する障害物の除去・応急補修 → ○各関係機関に障害物の除去・応急補修を連絡 		
	【河川関係】		<ul style="list-style-type: none"> ○二級河川の障害物及び浮遊物の除去要請・協力 ○準用河川等の障害物及び浮遊物の除去 → ○各関係機関に障害物の除去を連絡 		
	【住宅関係】		<ul style="list-style-type: none"> ※災害救助法適用前 ○市長が必要と認めた住宅関係の障害物の除去 → ※災害救助法適用後 ○県へ住宅関係障害物の除去対象戸数・所在の調査結果を報告 ○県へ住宅関係障害物の除去の応援要求 		
県(建設局)	【道路関係】		<ul style="list-style-type: none"> ○緊急輸送道路(県担当分)に関する障害物の除去・応急補修 → ○県道に関する障害物の除去・応急補修 → 		
	【河川関係】		<ul style="list-style-type: none"> ○二級河川の障害物及び浮遊物の除去 → 		
第四管区海上保安本部・県・中部地方整備局	【航路・港湾関係】		<ul style="list-style-type: none"> ○航路・港湾の瓦礫等漂流物の障害物の除去 → 		

第1節 障害物の除去

第1 道路関係(都市建設部)

発災後、道路と橋梁等の構造物との境に段差が生じたり、倒壊した建築物や電柱、落下した看板などの障害物が道路上に散乱することが予想され、災害時における被災者の救助救出・救護活動はもとより緊急物資の輸送などにも支障が生じるおそれがある。

そのため、市は、防災関係機関や避難所などの防災活動拠点への路線等重要性の高い路線を選定して、緊急車両の通行に必要な車線を確認し、道路上の障害物(車両を含む。)を道路端等に寄せたり、道路の陥没や亀裂等を応急的に補修する。

- (1) 国道及び県道については、県東三河建設事務所の管理担当者に速やかに連絡する。
- (2) 市道については、都市建設部土木班が中心となり、田原土木協会などの協力を得て障害物の除去及び路面の応急補修を行う。なお、市道の障害物除去の優先順位は、次の基準による。

- ア 緊急輸送道路
- イ 緊急物資輸送ネットワークとなる路線
- ウ 支所・避難所など防災活動拠点に接続する応急対策活動のための路線
- エ 公共施設、消防署所、警察署等を結ぶ路線

※土木災害応援に関する協定は、附属資料を参照

第2 港湾・漁港・航路関係（都市建設部・第四管区海上保安本部・県・中部地方整備局）

港湾・漁港・航路関係は、第3編第29章第6節「港湾・漁港施設対策」を参照。

第3 河川関係（県（建設局））

二級河川の障害物及び浮遊物の除去は、県建設局（県東三河建設事務所）が行う。市は、県に対し、除去の要請を行うとともに、市においても準用河川等、できる限り除去作業を実施する。

第4 住宅関係

1 住宅障害物の除去（都市建設部）

被災住宅の障害物の除去は、日常欠くことのできない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行うものとする。

(1) 障害物の除去の実施

ア 障害物除去の対象住家

土石、竹木等が居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため、居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。

イ 除去の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

ウ 除去の費用

障害物の除去に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

エ 除去の期間

災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

オ 除去の方法

障害物の除去は、直接又は建築業者、土木業者に請負わせて実施する。

カ 給付対象者の範囲

住宅に土石、竹木等が運び込まれる被害を受けた者で、自らの資力では障害物の除去を行うことのできない者とする。

(2) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、他の市町村又は県へ障害物の除去を実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

2 協定締結団体等への要請（県（防災安全局））

県は、市から応援の要求があった場合は、協定締結団体等に協力を要請する。

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については、市長への委任を想定しているため、本市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第10章 救出・救助対策

○ 基本方針

市長(災害救助法が適用された場合は、知事及び救助実施市の長並びに事務の一部を行うこととされた市長)、消防団、県警察、第四管区海上保安本部は、災害により生命及び身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療救護所又は医療機関に搬送する。

市は、人命第一とし、可能な限り職員を動員し、消防部を中心に救出に当たる。その救出に当たっては、要配慮者を優先する。

発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、防災ヘリコプターを活用する。

○ 主な機関の応急復旧対策 ☉=災害対策本部

機関名	発災	数時間	1日	3日	1週間
	初動態勢の確立期		応急対策期		復旧対応期
☉ 消防部・協力部 消防団	<ul style="list-style-type: none"> ○消防活動態勢の確立 ○人命救助、救助活動 ○広域搬送 ○救助・救急活動に必要な重機等の調達 				→
☉ 企画部	<ul style="list-style-type: none"> ○他市町村への応援要請 ○自衛隊等への派遣要請 ○防災ヘリコプターの応援要請 				→
田原警察署・第四管区海上保安本部	<ul style="list-style-type: none"> ○救出救助活動 ○各種情報の収集・伝達 				
県(防災安全局)	<ul style="list-style-type: none"> ○自衛隊等への応援要求 ○他市町村への応援指示 ○防災ヘリコプターの協力 ○航空機の運用調整 				

第1節 救出・救助活動

第1 市(消防部、協力部)、消防団

- (1) 市は、消防団、県警察及び第四管区海上保安本部と緊密な連携のもとに救出を行い、負傷者については、医療機関(救護所を含む。)に搬送する。
- (2) 市は、自ら救出の実施が困難な場合、他市町村又は県へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。
- (3) 広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市(消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合を含む。)は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより消防相互応援を行う。
- (4) 緊急消防援助隊の派遣を受けた場合、市長(又は委任を受けた消防長)はこれを指揮し、迅速に重点的な部隊の配置を行う。

第2 県警察(田原警察署)

- (1) 県警察は、市と緊密な連携のもとに救出救助を行い、負傷者については、医療機関(救護所を含む。)に搬送する。なお、水没した場合には、第四管区海上保安本部とも連携を図る。

- (2) 県警察は災害時において、被災者の救出活動等を円滑に実施するため、「災害時における災害救助犬の出動に関する協定」に基づき必要な災害救助犬の出動を要請する。

第3 県（防災安全局）

- (1) 県は、自ら救出の実施又は市からの応援要求事項の実施が困難な場合、自衛隊等へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。
- (2) 県は、市の実施する救出につき、特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。
- (3) 県は、県内における大規模災害の発生に際し、消防庁長官に対して、人命救助活動等に当たる他の都道府県で編成している緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行うものとする。
- (4) ゼロメートル地帯では、津波等により広範囲が浸水し、長期間湛水するとともに、既存の防災活動拠点が浸水する可能性があることから、県は、ゼロメートル地帯において、県や市町村、消防、自衛隊等が迅速かつ効率的に救出・救助活動を実施するための「広域防災活動拠点」をあらかじめ整備する。

第4 県公安委員会

県公安委員会は、県内において大規模災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、警察法に基づき他の都道府県警察に対し、災害警察活動に当たる警察災害派遣隊等の援助の要求を行うものとする。

第5 災害発生事業所等

災害発生事業所等は、自衛消防隊その他の要員により救出活動を実施し、消防機関等救出機関の到着後はその指揮を受けて救出活動を実施する。

第6 関係機関

応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

第7 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「第1 市（消防部、協力部）、消防団」が行う業務は、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、本市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第2節 海上における避難救出活動

第1 第四管区海上保安本部における措置

- (1) 第四管区海上保安本部は、災害を局限化し、二次災害の発生を防止するため、防災活動を迅速かつ的確に行う。
- (2) 第四管区海上保安本部は、関係機関と緊密な連絡を保ち、各種情報の収集、伝達に万全を期するとともに、通信施設、船艇及び航空機の効率的かつ有機的な運用を図り、次の措置を講ずる。
 - ア 資材、人員等の輸送の場としての海上における船舶交通の安全を確保する。
 - イ 海上における被災者及び被災船舶の救助を行うとともに、必要に応じて自衛隊に災害派遣を要請し、救助体制を強化する。
 - ウ 災害発生時の混乱、人心の動揺等による不測事態の発生に備え、海上における各種犯

罪の予防、警戒等治安の維持を図る。

(3) 流出油等対策

ア 流出油等対策上、必要な資機材の確保及び輸送を行う。

イ 流出油等の拡散防止及び除去を行う。

ウ 付近海上の安全を確保するため、巡視船艇及び航空機による現場付近海域の警戒並びに船舶の航行、停泊、火気使用の制限又は禁止等必要な措置を講じ、安全通信(四管区航行警報)により船舶に周知する。

エ 災害発生船舶又は施設に対し災害局限措置の指示を行う。

(4) 船舶交通の安全確保対策

ア 津波情報を迅速に収集し、かつ、その周知を図る。

イ 津波により在港船が遭難するおそれがある場合又は船舶交通の安全を確保する必要がある場合には、在港船舶に対する避難勧告(港則法)、港の出入口付近等における交通整理等必要な措置を講ずる。

ウ 航路標識の流出、移動、損壊等が生じた場合、安全通信(四管区航行警報)により船舶及び関係機関に周知するとともに、復旧又は応急の措置を講ずる。

エ 水路が閉塞し、又は水深に異常を生じた場合は、水路の調査を行うとともに、安全通信(四管区航行警報)により船舶に周知し、また、巡視船艇による警戒等安全措置を講ずる。

オ 海上に流出した木材等の航路障害物について、当該所有者に除去を命じ、又は安全な場所に除去し、直ちに除去できない場合は安全通信(四管区航行警報)により船舶に周知するとともに、当該航路障害物の除去に関し必要な措置を講ずる。

カ 異常気象等により船舶交通の危険が生ずるおそれがある場合には、船舶に対し湾外等の安全な海域への避難勧告(海上交通安全法)等の船舶交通の規制を行うものとする。

(5) 救難対策

ア 船舶又は陸上の施設等から石油類等の危険物が流出し、海上火災が発生した場合は、巡視船艇を出動させ、消火及び救助活動を実施する。

イ 避難情報が発令された場合において、必要があるときは、避難者の誘導、海上輸送を行い、避難を援助する。

ウ 第四管区海上保安本部は、市及び県警察と連携して、海上漂流者等の救出を行い、負傷者については、市及び県警察が緊密な連携のもとに、医療機関(救護所を含む。)に搬送する。また、傷病者、医師、その他援助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を行う。

エ 自ら救出の実施が困難な場合、県、他市町村、自衛隊等へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

(6) 治安対策

海上における人命、財産の保護及び公共の安全と秩序の維持を図るため、災害海域を巡視警戒して、各種事犯の実態の把握、法令違反の取締りを行い、海上における治安を維持する。

第2 関係機関

関係機関は、第四管区海上保安本部と連携を図り、避難救出活動に協力する。

第3節 航空機の活用

第1 愛知県防災ヘリコプターの活用

(1) 防災ヘリコプターの応援要請

市長は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ名古屋市消防航空隊（夜間は名古屋市防災指令センター）に電話等により次の事項について速報を行ってから航空機隊支援出動要請書を提出するものとする。

- ア 災害の種別
- イ 航空機隊に求める活動の内容
- ウ 災害の発生場所
- エ 災害発生場所の気象及び地形の状況
- オ 離着陸場所の所在地
- カ 現場指揮本部の無線の呼出名称
- キ その他必要な事項

(2) 緊急時応援要請連絡先

名古屋市消防航空隊 電話 0568-54-1190 F A X 0568-28-0721

（夜間 名古屋市防災指令センター 電話 052-961-0119 F A X 052-953-0119）

第2 県（防災安全局）及び名古屋市（消防航空隊）における措置

愛知県防災ヘリコプターの活動内容及び出動要件等は、次のとおりとする。

(1) 活動内容

ヘリコプターの特性を十分に活用でき、その必要性が認められる次のような内容の活動を行うものとする。

- ア 被害状況調査等の情報収集活動
- イ 食料、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資並びに人員等の輸送
- ウ 災害情報、警報等の広報・啓発活動
- エ 火災防御活動
- オ 救急救助活動
- カ 臓器等搬送活動
- キ その他防災ヘリコプターによる災害応急対策が有効と認められる活動

(2) 災害発生等による出動

県域内において大規模な災害等が発生し、又はそのおそれがあるときは、防災ヘリコプターを出動させる。

(3) 市町村等の要請による出動

市町村長等（消防事務に関する一部事務組合の管理者を含む。以下この項において同じ。）から防災ヘリコプターの出動要請があったときに、次の要件のいずれかに該当するときは、防災ヘリコプターの出動による応援を行うものとする。

- ア 災害が隣接する市町村等に拡大し、又はそのおそれがあるとき
- イ 要請のあった市町村等の消防力によっては、防御が著しく困難な場合
- ウ その他救急救助活動等において、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

(4) 事務委託

(1)～(3)の措置は、地方自治法第252条の14(事務の委託)により、名古屋市の規程等に基づき、名古屋市消防航空隊が実施する。

(5) 他の防災航空隊との連携

県は、近隣県の防災航空隊と連絡を密にし、次のような場合に、災害応急活動等に支障をきたさないように協力体制を整える。

ア 本県の防災ヘリコプター及び名古屋市の消防ヘリコプターが点検整備等で緊急運航できないとき

イ 災害の規模が大きく、消防・防災ヘリコプターの応援が必要なとき

第3 航空機の運用調整

県は、県災害対策本部において、必要に応じて、消防、警察、海上保安庁、自衛隊等とともに、これらの機関が保有する航空機の運用に係る調整を行う。

消防、警察、海上保安庁、自衛隊等航空機を保有する機関は、県災害対策本部で行われる運用調整に参加し、協力するよう努める。

(1) 航空運用チームの設置

県は、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機を最も有効適切に活用するため、必要に応じて、県災害対策本部内に航空機及び無人航空機の運用を調整する部署(航空運用チーム)を設置する。

(2) 参画機関

航空運用チームには、警察、消防、中部地方整備局、海上保安庁、自衛隊、DMAT 都道府県調整本部の航空機運用関係者等の参画を得る。

(3) 調整事項等

航空運用チームにおいては、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、航空機の活動エリアや任務の調整などを行うとともに、必要に応じて、次の業務を行うものとする。

ア 自衛隊による局地情報提供に関する調整

イ 国土交通省に対する緊急用務空域の指定依頼

また、緊急用務空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。なお、政府の現地対策本部が設置されている場合には、同本部と連携するよう留意する。

航空機隊支援出動要請書

名古屋市消防長 様

市町村及び消防本部名
代表者（職・氏名）

発 信 者	所属（課） 職・氏名 TEL
要 請 日 時	年 月 日（ ） 時 分
災 害 種 別	火災 救助 救急 その他（ ）
要 請 活 動 内 容	消火 救助 救急 その他（ ）
発 生 場 所	場所（住所、経度、緯度） 目標
発 生 日 時	年 月 日（ ） 時 分頃
災 害 概 要	
気 象 （災害現場）	天候 風向 風速 m/s 気温 °C 視程 km 警報等（警報又は注意報）
出 動 先 又 は 活 動 拠 点 離 着 陸 場	離着陸場名（離着陸上以外は施設名等） 場所（住所、経度・緯度）
傷 病 者 等 搬 送 先 離 着 陸 場	離着陸場名（離着陸上以外は施設名等） 場所（住所、経度・緯度）
傷 病 者 等	氏名 生年月日 年 月 日生 歳 住所 傷病名 傷病程度 (確定した後、記載すること)
現 地 搭 乗 者	機関名 職・氏名
現 場 指 揮 本 部	指揮者氏名 無線種別（主運用波、統制波1・2・3）コールサイン
ドクターヘリ への運航要請	有 無
その他特記事項	

第11章 交通規制・緊急輸送対策

○ 基本方針

災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、道路交通法及び法に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

緊急輸送道路の復旧作業等を他の道路に優先して実施する。なお、津波被害発生時には、くしの齒ルート[※]の道路啓開を他の道路に優先して実施し、緊急通行車両の通行ルートを確認する。

市、県及び関係機関は、応急対策の実施に当たり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保するものとする。

○ 主な機関の応急復旧対策

☹=災害対策本部

機関名	発災	数時間	1日	3日	1週間
	初動態勢の確立期		応急対策期		復旧対応期
☹ 市民環境部			○ 救援物資等輸送車両のあっせん要請 ○ 食品・応急物資等の輸送		
☹ 総務部			○ 救援物資等輸送車両の調達 ○ 救援物資等輸送車両の配車計画		
☹ 都市建設部			○ 水防用資機材の輸送		
田原警察署・第四管区海上保安本部		○ 交通規制等			
		○ 主要幹線道路における車両検問			
		○ 警備本部の設置			
		○ 警備体制の確立			
		○ 情報の収集			
		○ 負傷者の救出等			
県(防災安全局・建設局)		○ 警備部隊の編成			
		○ 交通規制等の実施			
		○ 道路被害情報の収集			
		○ 情報の提供			
		○ 県車両等の配備態勢整備 ○ 関係機関に対する協力要請 ○ 緊急輸送車両等の確保			

※ 地元協定業者、県と災害対策支援に関する協定を締結する建設業団体(愛知県土木研究会、愛知県建設業協会、日本建設業連合会中部支店)により実施

第1節 道路交通規制等

第1 県警察

1 緊急交通路の確保

- (1) 人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員及び物資の輸送を優先した交通規制を行う。

- (2) 緊急交通路として交通規制を実施する範囲は、道路の交通容量(復旧状況)、交通量等に応じて段階的に見直しを行う。
- (3) 通行を認める車両の範囲は、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮しつつ段階的に見直しを行う。

2 緊急交通路の通行を認める車両の分類

分類	態様
緊急通行車両	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急自動車 ・緊急自動車のほか、災害応急対策に使用される車両
規制除外車両	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別のナンバープレートを有しているもの ・上記のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち災害発生時に優先すべきものに使用される車両

3 交通規制の実施

分類	態様	
初動対応	交通情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないか優先的に確認する。 ・道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者及び車両の安全を確保しつつ、道路管理者等と連携し、道路情報の収集を行う。
	緊急交通路の指定等に係る連絡及び調整	<ul style="list-style-type: none"> ・法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定又は検問体制に係る関係機関との連絡及び調整を行う。 なお、必要に応じて警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、被災区域への車両の流入抑制を行う。
第一局面 (災害発生直後)	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急通行車両及び規制除外車両(民間事業者等による社会経済活動に使用される車両のうち、人命救助及び輸送施設等の応急復旧に必要な車両に限る。)以外の車両については、原則として、第一局面での緊急交通路の通行を禁止する。 ・交通規制の方法は、法施行規則(昭和37年総理府令第52号)別記様式第2の標示を設置して行う。 なお、信号機の滅灯等がある場合は、信号機電源付加装置の活用等に配慮する。 	
第二局面 (交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面)	<p>第一局面において交通規制の対象とした車両について、必要に応じた見直しを図る。</p>	

4 強制排除措置

- (1) 緊急交通路を確保するため必要な場合は、緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置等を行う。
- (2) 緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置命令に従わない場合又は当該車両その他の物件の運転者等が現場にいないことから措置命令をすることができない場合は、警察官自ら当該措置を行うことができる。この場合やむを得ない限度で当該

措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

- (3) 警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、一般社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。
- (4) 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者(本節において「道路管理者等」という。)に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動について要請することができる。

5 緊急通行車両の確認等

- (1) 県公安委員会が法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、法施行令第33条の規定により緊急通行車両の確認を行う。
- (2) 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等届出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。
- (3) 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申請者に交付する。
- (4) 規制除外車両に対する確認事務については、県公安委員会が行う。

6 大震災発生時の交通規制計画

大規模な地震が発生した際には、高速道路等に交通規制を実施し緊急交通路として災害応急対策車両等の通行を確保する。

7 エリア交通規制

被害状況等により県内を名古屋・尾張エリア及び三河エリアに二分し、被害が集中したエリアに対してその境界及び県境において交通の状況に応じた交通の抑制、広報活動等を行う。

8 交通情報の収集及び提供

交通管制機器、交通情報板等を活用した交通規制及び道路の被災状況等に係る情報の収集及び提供を行う。

第2 自動車運転者

大地震が発生した場合は、次の「運転者が取るべき措置」について指導を徹底する。

- (1) 車両を運転中に大震災が発生したとき
 - a 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止すること。
 - b 停止後は、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
 - c 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。
 - d やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
 - e 駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
- (2) 車両を運転中以外である場合には、次の要領により行動すること。

- ア 津波から避難するためにやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。
 - イ 津波から避難するためにやむを得ず車両を使用するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意しながら運転すること。
- (3) 法に基づく交通規制が行われたとき
- 法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、同法第76条の2の規定により、緊急交通路内の一般車両の運転者は、次の措置を取らなければならない。
- ア 速やかに車両を次の場所に移動させること。
 - a 緊急交通路に指定された区間以外の場所
 - b 緊急交通路の区域に指定されたときは、道路以外の場所
 - イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
 - ウ 警察官又は道路管理者等の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等すること。

第3 相互協力

- (1) 車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、できるだけ道路管理者等及び関係機関が相互に緊密な連携を保ち、適切な交通規制を行うようにする。
- (2) 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関が協力し、必要な対策を講ずるものとする。

第4 自衛官及び消防職員による交通規制

災害派遣を命じられた自衛官及び消防職員は、警察官がその場にはいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急交通路において法第76条の3の規定により緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件に対して必要な措置を取ることができる。その場合、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を所管する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。

第2節 道路施設対策

第1 市の応急対策（都市建設部）

- (1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有
 - ア 巡視等の実施により、被害情報及び交通状況を速やかに把握する。
 - イ 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。
- (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保
 - ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。
 - イ 管理道路における緊急輸送道路指定路線及び重要物流道路（代替路及び補完路を含む。）について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。なお、津波被害発生時には、くしの歯ルート of 道路啓開を他の道路に優先する。また、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。
 - ウ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊

急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

エ 応急工事の実施が困難な場合、県への要員の確保について応援を要求する。

オ 重要物流道路(代替・補完路を含む。)において、道路啓開の実施が困難な場合、国に代行を要請する。

(3) 情報の提供

緊急輸送道路の確保状況、通行規制、う回路等の情報について関係機関、道路利用者等に対して情報提供を行う。

第2 中部地方整備局の応急対策

(1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有

ア 道路施設の被災状況及び交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所等においては、速やかに巡視を実施する。

イ ヘリコプター等の活用により、迅速かつ広域的な被害状況等の把握に努める。

ウ 被害状況等の把握、応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るために必要な災害対策車、照明車等を災害箇所へ移動させ、災害状況の把握及び連絡システムの確保に努める。

エ 道路情報システム、くしの歯防災システム等の活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。

(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保

ア 道路、橋梁等の緊急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。

イ 津波等により、甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するためのくしの歯ルートを最優先に道路啓開する。

ウ 緊急輸送道路及び重要物流道路(代替・補完路を含む。)について、その機能を確保するために被害の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。

エ 収集した道路被害情報をもとに、必要に応じてう回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。

オ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

カ 措置に当たっては、緊急輸送道路と広域輸送拠点とのアクセス道路の確保にも配慮することとし、関係する道路管理者等と連携しつつ必要な協力・支援を行う。

キ 応急工事の実施が困難な場合、県への要員の確保について応援を要求し、又は県を通じて自衛隊への応急工事の実施につき応援を要請する。

(3) 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)による活動支援

必要に応じて緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等を派遣し、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施する。

(4) 情報の提供

緊急輸送道路の確保状況及び通行規制等の道路情報については、道路情報板、道路情報提供システム、ビーコン等を利用するとともに、報道機関を通じて広く道路利用者等に対して情報提供する。また、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を公表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、う回経路等を示すものとする。さらには、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。

(5) 応急資機材等の確保

所管施設が被災した場合は、緊急輸送道路の早期確保、被害拡大の防止及び二次災害の発生防止を目的として、応急資機材等を確保し、被災施設の早期復旧に努める。

第3 県（建設局）の応急対策

(1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有

ア 被害状況及び交通状況を速やかに把握するため、地元協定業者による巡視を速やかに実施するとともに、市等から情報の収集に努める。

イ 状況に応じ、防災ヘリコプターの活用、職員による被害状況調査を実施し、的確な被害情報の把握に努める。

ウ 道路情報システムを活用し、他道路管理者と情報共有を行い、迅速かつ的確な被害情報の把握に努める。

(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保

ア 津波等により、甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するためのくしの歯ルートを最優先に道路啓開する。なお、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。

イ 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。

ウ 緊急輸送道路及び重要物流道路(代替・補完路を含む。)について、その機能を確保するために被害の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。

エ ア～イの復旧作業については、原則として防災安全協定に基づき地元協定業者に発注して実施する。被災により地元協定業者での対応ができない場合は、県と災害対策支援に関する協定を締結する建設業団体(愛知県土木研究会、愛知県建設業協会、日本建設業連合会中部支部)へ出動を要請する。

オ 収集した道路被害情報をもとに、必要に応じてう回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。

カ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

キ 措置に当たっては、緊急輸送道路と広域輸送拠点とのアクセス道路の確保にも配慮することとし、関係する道路管理者等と連携しつつ必要な協力・支援を行う。

ク 応急工事の実施が困難な場合、自衛隊に応急工事の実施につき応援を要求する。

ケ 重要物流道路(代替・補完路を含む。)において、道路啓開の実施が困難な場合、国に代行を要請する。

(3) 二次災害防止のための交通規制

道路の被害状況に応じ、安全が確保できるまでの間、二次災害防止のため通行止め等の措置を適切に行う。

(4) 情報の提供

災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急輸送道路の確保状況、う回路等の情報について、道路情報板、道路情報システム、ビーコン等により迅速かつ的確に道路利用者、防災機関等に対して情報提供を行う。

第3節 港湾・漁港施設対策

第1 港湾・漁港管理者（市（都市建設部）、県）における措置

(1) 応急工事の実施

港湾・漁港管理者は、防潮壁・防潮堤・水門等にき裂・倒壊等が生じた場合、潮止め工事、航路・泊地の浚渫、岸壁・物揚場の補強、障害物の除去等の応急工事を実施する。

(7) 耐震強化岸壁等が緊急時に十分機能を発揮できるよう関係機関と調整の上、海上漂流物等障害物の除去を実施し、輸送船舶の安全航行の確保を図るとともに、広場等の確保及び背後地の陸上輸送網との接続を図る。耐震強化岸壁に接続する緊急輸送道路に指定された臨港道路については、特に暫定的復旧措置を迅速に行い、最低一車線を確保する。

また、輸送経路との連携を考慮したヘリポートとして利用可能な土地を確保する。

(イ) 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、臨港道路の管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。

運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

(2) 県又は自衛隊に対する応急工事实施の応援要請

市は、港湾・漁港施設について応急工事の実施が困難である場合、県へ要員の確保につき応援を要求し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施につき応援を要請する。

(3) 国土交通省への支援要請(港湾法第55条の3の3)

港湾管理者は、非常災害時に国による自衛隊等の政府機関や民間企業との岸壁の利用に関する高度な調整、岸壁等の点検・使用可否判断、臨港道路の段差解消等の応急復旧のため必要がある場合は、国に支援の要請を行う。

(4) 航路啓開の実施

港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等に沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、国(国土交通省、農林水産省)等に報告するとともに、障害物の除去による航路啓開に努める。

第4節 緊急輸送手段の確保

第1 輸送機関

鉄道事業者、自動車運送事業者及びその他輸送機関は、災害輸送を行うに当たって、一般貨客の輸送に優先してこれを行い、必要に応じて運賃の割引、列車・車両の特発、う回運転、代替輸送等臨機の措置を講ずる。

第2 市（消防部・都市建設部・市民環境部・総務部）

- (1) 市は、あらかじめ定める大規模災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両等の調達先及び予定数を明確にし、人員・物資等の輸送手段を確保する。

災害輸送のための自動車等輸送力の確保は、おおむね次の方法による。

ア 確保順位

自動車等の確保、借上げは、おおむね次の順位による。

- (ア) 市所有の車両等
- (イ) 公共的団体の車両等
- (ウ) 営業者所有の車両等
- (エ) その他の自家用車両等

イ 営業用貨物自動車の借上げ

市所有の車両及び公共的団体の車両等によっても、災害輸送に必要な車両が不足するときは、営業用貨物自動車を借上げるものとする。この場合、市独自で必要数の確保が困難なときは、次の事項を明示して県及び他市町村に借上げの調達あっせんを要請する。

- (ア) 輸送区間及び借上げ期間
- (イ) 輸送人員又は輸送量
- (ウ) 車両等の種類及び台数
- (エ) 集結場所及び日時
- (オ) その他必要事項

ウ 鉄道による輸送

道路の被害等により自動車による輸送が不可能なとき、あるいは他都道府県等遠隔地において物資、資材等を確保したときで、東海旅客鉄道株式会社、豊橋鉄道株式会社等によって輸送することが適当なときは、市において鉄道等による輸送を行う。

エ 空中輸送

市において空中輸送を必要とするときは、県又は県知事を通じ自衛隊による空中輸送の出動の要請を行う。

オ 労務者等による輸送

車両等による輸送が不可能なときは、労務者等により輸送するものとする。

- (2) 市が運用又は調達する輸送車両等で不足が生じた場合は、次の事項を明示して県又は他市町村に調達あっせんを要請する。

- ア 輸送区間及び借上げ期間
- イ 輸送人員又は輸送量
- ウ 車両等の種類及び台数
- エ 集結場所及び日時
- オ その他必要事項

第3 県（防災安全局、各局）

- (1) 県の各局は、あらかじめ定める大規模災害時における配車計画により配備態勢をしき、その結果を速やかに災害対策本部長に報告する。
- (2) 各局は、それぞれの配車計画及び運用計画により所管の車両等を運用するものとするが、必要に応じて災害対策本部長が集中管理して運用する。
- (3) 市から輸送手段の確保について、県に要請があった場合又は災害対策本部長が必要と認

める場合は、関係機関に対し協力を要請する。

- (4) 知事は、輸送車両等が不足して災害応急対策の実施に支障があると認める場合は、中部運輸局長と協議して、法や災害救助法の規定に基づき、緊急輸送に必要な車両等を確保する。

また、関係機関に対して、災害応急対策必要物資の運送及び一時保管等を要請する。

第4 中部運輸局

- (1) 中部運輸局は、災害輸送の必要があると認めるときは、鉄道事業者、自動車運送事業者等の関係機関に対して、輸送力の確保に関して措置を取るよう指導を行うとともに、県の要請により車両等の調達のあっせんを行う。
- (2) 船舶運航事業者、港湾運送事業者等の関係機関に対して、輸送力の確保に関しての措置を取るよう指導を行うとともに、県の要請により、船舶等の調達のあっせんを行う。

第5 港湾・漁港管理者

緊急物資の荷役作業が円滑にできるよう、耐震強化岸壁など係留施設及びその背後の荷さばき地、野積場の利用調整を図る。

第6 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲

- (1) 応急(復旧)対策作業に従事する者
- (2) 医療、通信、調達等で応急(復旧)対策に必要とされる者
- (3) 食料、飲料水等、その他生活必需物資
- (4) 医薬品、衛生機材等
- (5) 応急(復旧)対策用資材及び機材
- (6) 被災者(滞留者、要配慮者、傷病者等)及びボランティア
- (7) その他必要な人員及び物資、機材

第7 緊急通行車両の事前届出及び確認

- (1) 緊急輸送等を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあつては、緊急通行車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会(県警察本部)が別に定めるところにより、県公安委員会(県警察本部)へ緊急通行車両の事前届出を行うこととする。
- (2) 法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限が行われた場合の、緊急通行車両であることの確認については、本章第1節第15に定める。

■別記様式 1

年 月 日	
緊急通行車両等届出書	
愛知県公安委員会殿	
届出者住所 (電話) 氏名	
番号標に表示されている番号	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)	
使用 者	住 所 (電話) 氏 名
通 行 日 時	() 局 番
通 行 経 路	出 発 地
	通 行 目 的
備 考	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

■別記様式 2

第 号	
年 月 日	
緊急通行車両確認証明書	
知 事 印 公安委員会 印	
番号標に表示されている番号	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)	
使用 者	住 所 (電話) 氏 名
通 行 日 時	() 局 番
	出 発 地
	通 行 目 的
備 考	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A5 とする。

■別紙様式3



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑色及び「緊急」の文字を赤色〔登録(車両)番号〕
「有効期限」、「年」、「月」、「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、
月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すも
のとする。
- 3 図示の長の単位は、センチメートルとする。

第12章 水防対策（水防計画）

○ 基本方針

この計画は、水防法第4条の規定に基づき、県知事から指定された指定水防管理団体の市が、同法第33条第1項及び法の趣旨に基づき、洪水、雨水出水、津波又は高潮による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するため、市内の各河川、海岸及びため池等に対する水防上必要な監視、予防、警戒、通信連絡、輸送及び水門若しくは閘門の操作、水防のための活動、水防管理団体相互間の応援並びに必要な器具資材、施設の整備と運用、避難立退きの実施について示したもので、水災の軽減に努めることを目的とする。

○ 主な機関の応急復旧対策 ☉＝災害対策本部

機関名	発災	数時間		1日	3日	1週間
	初動態勢の確立期	応急対策期				復旧対応期
☉ 都市建設部 ☉ 産業振興部 ☉ 渥美支所部 ☉ 上下水道部		○河川海岸の点検		○土のう積工 ○排水機応急修理の要請 ○水防用資機材の調達要請		
☉ 消防部 ・協力部 消防団		○河川海岸の点検		○土のう積工		
県（建設局・農林基盤局）				○水防用資機材の搬入		

第1節 総則

第1 水防の責任

1 水防管理団体の責任

市は、指定水防管理団体として、水防法第3条の規定に基づき区域内の水防を十分果たすべき責任を有する。

2 住民の義務

住民は、水防法第24条及び第29条の規定に基づき、常に気象状況、水防状況に注意し、水防管理者としての市長から要請があったときは水防に従事するとともに、水防管理者等から立退きの指示があったときはその指示に従うものとする。

第2 津波の留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類され、遠地津波の場合は地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来し、近地津波の場合は、地震発生から短時間のうちに津波が襲来するため、水防活動及び水防団（消防団）自身の避難可能な時間は異なる。遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なが、近地津波で、かつ安全な場所への避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員（消防団員）自身の避難以外の行動が取れないことが多い。従って、水防団員（消防団員）自身の避難時間を確保した上で避難誘導や水防活動を実施

しなければならない。

第3 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団員（消防団員）自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとし、避難誘導や水防作業の際も水防団員（消防団員）自身の安全は確保する。

第2節 水防組織

第1 水防本部

市内における水防を総括するため設置される組織であり、水防本部は、災害対策本部が設置された場合には、災害対策本部に統合される。

第2 田原市災害対策本部等

災害対策本部の組織、設置及び廃止、関係機関等との協力体制は、第3編第1章「活動態勢（組織の動員配備）」を参照。

第3節 水防施設

第1 水防倉庫及び水防資機材

水防活動に必要な杭、土のう袋、シャベル、掛矢等の水防資機材を備蓄するとともに、毎年出水期前に資機材の更新、補充などの整備、点検を実施する。

○市水防倉庫備蓄資機材

倉庫	名称		水防倉庫	江比間 水防倉庫	福江 水防倉庫	中山 水防倉庫	計
	住所		田原町二 ツ坂 18-1	江比間町 前田 125	福江町中 羽根 109	西山町須 賀 16-1	
	面積	m ²	114.22	33	33	33	
資材	杭木	本	200	180	324	322	1,026
	麻袋等	袋	4,400				4,400
	空俵	袋					
	かます	枚	50				50
	むしろ	枚					
	なわ	Kg	40				40
	鉄線	Kg	80	190	80	150	500
	作り番線	箱		19	17	15	51
	ナル	本		75	16	8	99
	強力ビニール袋	袋	600	9,000	7,500	21,800	38,900
	防水シート	枚		117	77	83	277
	ロープ	巻		4	6	10	20
	オイルロッター	箱			32	29	61
機材	たこづち	丁	4	5	5	12	26
	掛矢	丁	6	22	21	22	71
	シャベル	丁	10	70	69	45	194
	のこぎり	丁	8	21	12	38	79
	おの	丁	4	20	21	55	100
	ペンチ	丁	4				4
	なた・かま	丁	43	19	24	45	131
	竹み	丁		26	15	20	61
	つるはし	丁	6	5	19	12	42
	ハンマー	丁		7	14	6	27
	とうぐわ	丁		6	19	10	35
	なわとおし	丁					
	クリッパー	丁	3	11	12	15	41
	照明具	台		2	2		4
	一輪車	台		10	7	16	33
	下草刈り鎌	丁			24	4	28
	防水ライト	個		22	9	33	64
	しの	丁	8	36	44	41	129
	パール	丁		4	3	2	9
	サビキ	丁		5	4		9
	刈り払い機	台			2		2
	チェーンソー	台	3		2		5
	泉水のう	個			3		3
	県草刈り道具	式			4		4
	県消火器	個			1		1
	モンキー	丁			4		4
	給水ポンプ	個			5		5
発電機	台	1				1	
排水ポンプ	台	2				2	

第2 通信連絡及び輸送

災害時における各機関相互の通信連絡は、迅速かつ円滑に行う必要があるため、通信窓口及び連絡系統を明確にするとともに、非常の際の通信連絡の確保を図る方法について定めるものとする。

1 電気通信設備

災害時優先電話の登録及び非常通話については、第3編第7章第2節第1(6)「電話・電報施設の優先利用」を参照。

2 非常通信

災害時に有線通信が途絶し、利用できないとき、又は利用することが著しく困難であるときは、他機関の無線通信施設を利用することができる非常通信の発受、依頼及び通信ルートについては、第3編第7章第2節第1(5)「非常通信」を参照。

3 その他の通信連絡手段

その他の通信連絡手段については、第3編第7章「通信手段の確保」を参照。

4 輸送

被災者並びに災害応急対策及び救助活動に従事する者の移送、又は災害応急対策用物資、資材の輸送等(以下「災害輸送」という。)については、第3編第11章「交通規制・緊急輸送対策」を参照。

第4節 非常配備体制

第1 職員の動員体制

災害応急対策を円滑に実施するため市職員の動員体制、非常配備体制及び他機関に対する出動要請、応援要請に関する事項を確立し、非常の際はこれに基づき速やかに行動する。

1 配備の編成及び非常連絡員

配備の編成及び非常連絡員については、第3編第1章「活動態勢(組織の動員配備)」を参照。

2 非常連絡及び動員

非常連絡及び動員については、第3編第1章「活動態勢(組織の動員配備)」を参照。

3 非常参集

非常参集については、第3編第1章「活動態勢(組織の動員配備)」を参照。

4 災害対策本部設置基準及び非常配備基準

災害対策本部の設置基準及び非常配備基準については、第3編第1章「活動態勢(組織の動員配備)」を参照。

第5節 重要水防箇所

第1 評定基準

■市管理区間

区分 番号	種別	重 要 性			選 定 理 由 (例 示)
		A 水防上最も重要な区間	B 次に重要な区間	C やや危険な区間	
1	・堤防高 ・河川	計画高水流量に対して計画堤防余裕高が1/5以下の場合であり計画高水流量を疎通せしめるには最も危険な箇所、又は高潮区間の堤防にあっては計画高潮位が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量に対して計画堤防余裕高が1/5～1/2の場合であり、計画高水流量を疎通せしめるには危険な箇所、又は高潮区間の堤防にあっては、現況の堤防高が計画高潮位を上回るものの、計画堤防高に満たない箇所。	計画高水流量に対して計画堤防余裕高が1/2以上であり、計画堤防余裕高より低い箇所。	・堤防高不足
	・堤防高 ・海岸	設計高潮位が現況の堤防高を越える箇所。	現況の堤防高が設計高潮位を上回るものの、著しく設計堤防高に満たない箇所。		・堤防高不足
2	堤防断面	一連の堤防のうち計画堤防断面に対して特に断面が狭小である箇所。又は、堤防の上端幅(天端幅)が狭い箇所。(堤防断面積あるいは堤防の上端幅(天端幅)が計画の1/2以下の区間)。パラペットが設置されており、その高さが30cm以上の箇所。	一連の堤防のうち計画堤防断面に対して断面が狭小である箇所。又は、堤防の上端幅(天端幅)が狭い箇所。(堤防断面積あるいは堤防の上端幅(天端幅)が計画の2/3以下の区間)。パラペットが設置されており、その高さが30cm未満の箇所。		・堤防断面不足 ・堤防の上端幅(天端幅)不足 ・パラペット
3	堤防強度	堤体あるいは基礎地盤の土質が軟弱で法面が急勾配である箇所。法面の急勾配等により、法面崩壊、すべり、沈下等の実績がある箇所。水衝箇所の新堤で、完成後3年以下で安全面に不安が感じられる箇所。	堤体あるいは基礎地盤の土質が軟弱である箇所。土質等により、法面崩壊、すべり、沈下等が予想される箇所。新堤で完成後3年以下で安全面に不安が感じられる箇所。		・堤体土質軟弱 ・基礎地盤軟弱 ・法面不良 ・水衝部の新堤防 ・新堤防
4	漏水	堤体あるいは基礎地盤より漏水の実績があるもの又はそのおそれが十分ある箇所。	漏水の実績があり、これに対して応急措置を講じられた箇所。	漏水等の不安が考えられる箇所。	・漏水実績、おそれ
5	水衝	水衝部において、低水護岸等が度々破損され、あるいは破堤、破堤寸前程度までの実績があるもの。	水衝部において、低水護岸や高水護岸があるが完全とは考えられない箇所あるいは護岸等が古くなって効用が著しく減じている箇所。		・水衝部破堤実績 ・水衝部低水護岸破損 ・水衝部護岸老朽
6	深掘れ(洗掘)	堤防と接近している河岸が深掘れ(洗掘)されているところで、堤脚護岸の根固が現在洗われており危険が予想される箇所。又、橋台取付部やその他の工作物の突出による堤体の深掘れ(洗掘)についても考慮する。なお波浪による河岸決壊により危険に瀕した実績あるものを含む。	低水路の河岸が深掘れ(洗掘)されているか河床の深掘れ(洗掘)の著しい箇所堤脚護岸の根固め水制等が一部破損しており危険の生ずることが予想される箇所。		・河岸深掘れ(洗掘) ・河床深掘れ(洗掘) ・河岸波浪
7	工事施工	国債工事等でやむなく出水期中も樋門、樋管等の工作物を施工中のもので堤防を横断して開削している箇所その他工事施工に伴い一時的ではあるが危険が予想される場合。	樋管、橋台等施工箇所で堤防護岸が未施工の箇所。		・工事中
8	工作物	取水堰、樋門、樋管等の堤防横断工作物で設置時期が古く、不等沈下、漏水等により不慮の事故が予想される箇所。陸閘が設置されている箇所。	取水堰、樋門、樋管等工作物の護岸等の補強措置が未施工の箇所。		・工作物老朽 ・疎通能力不足 ・余裕高不足 ・陸閘 ・補強措置未施工

第2 重要水防箇所

重要水防箇所の現況把握に努め、その水防対策を確立し、水防計画書に明示しなければならない。また、河川、海岸及びため池の管理者は、予想される危険の防止、軽減等当該施設の保全に努めなければならない。なお、市内の河川、海岸及びため池で水防上注意を要する箇所は、「附属資料」を参照。

第3 評価基準参考資料

1 参考図

種別	A	B	C	備 考
河川一般部				H: 余裕高(計画) h: 余裕高(現況) HWL: 計画高水位 HHWL: 計画高潮位
河川高潮区間				
海岸				
堤防断面				W: 天端幅 A: 堤防断面積 w: 天端幅(現況) h: パラベットの
堤防強度				法面不良A: 一連勾配にくらべ、いちじるしく急勾配の箇所。ただし勾配は1:2未満とする。 法面不良B: 勾配が1:2以上であるが、法崩壊、すべりが発生すると思われる箇所

2 基本事項

- (1) 前記評価基準により、種別、重要度及び選定理由を評定する。
- (2) 各種別の考え方は、上下流一連の堤防の状況を比較して判断する(左右岸の比較も含む。)
- (3) 計画高水位は、必ずしも全体計画の値ではなく上記により判断する。
- (4) 評価基準日は、毎年3月31日現在とし、現在工事中でも工事完了が確実な箇所は対応する。

3 選定理由の説明

区分番号	種別	重要度	選 定 理 由	注 意 事 項
2	堤防断面	B	堤防の上端幅(天端幅)不足	「堤防断面積」とあるが堤防の上端(天端)幅で読む。
3	堤防強度	A・B	堤体土質軟弱	堤体と基礎地盤の軟弱とする。
			堤防斜面(法面)不良	堤防斜面(法)崩壊、すべり、急激な沈下とする。
6	深掘れ(洗掘)	A・B	新 堤	新堤と堤体盛土(既設堤防の上端(天端)幅の土)とする。
			深掘れ(洗掘)	根固等がなく護岸の基礎工が露出している場合をいう。
8	工作物	A	河 床 低 下	河床が全体に低下したことにより根固等がなく護岸の基礎工が露出している場合をいう。
			工 作 物 老 朽	工作物老朽、不等沈下、工作物の漏水等を含む。
			疎 通 能 力 不 足	堤防横断工作物の疎通能力の不足とする。
			余 裕 高 不 足	橋梁等により余裕高に不足を生じている場合とする。

4 低地域の分布状況

市内における海拔2メートル以下の分布状況は、「附属資料」を参照。

第6節 気象予警報

第1 予報・警報の種類と発表基準（令和4年5月26日現在）

1 大雨注意報

大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合

	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
田原市	15	106

2 高潮注意報

台風等による海面の異常上昇によって、一般の注意を喚起する必要がある場合

	潮位
田原市	三河湾側 1.6m、外海側 1.7m

3 洪水注意報

洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合

	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
田原市	汐川流域=6.9、新堀川流域=5.4、免々田川流域=6.5、天白川流域=6.0	汐川流域=(12, 5.0)、新堀川流域=(12, 4.3)、免々田川流域=(12, 5.2)、天白川流域=(7, 5.4)	—

4 大雨警報

大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合

	浸水害	土砂災害
田原市	表面雨量指数基準 19	土壌雨量指数基準 157

5 高潮警報

台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合

	潮位
田原市	三河湾側 2.5m、外海側 3.5m

6 洪水警報

洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合

	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
田原市	汐川流域=13.8、新堀川流域=6.8、免々田川流域=8.2、天白川流域=7.5	汐川流域=(12, 13.7)、天白川流域=(12, 7.1)	—

〈参考〉

土壌雨量指数：降雨による土砂災害の危険性を示す指標で、土壌中の貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。

流域雨量指数：降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指標。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。

複合基準：表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値。

7 気象情報

- (1) 災害に結びつくような激しい現象が発生する可能性のあるときに、「警報」や「注意報」に先だって現象を予告し注意を呼びかける場合、あるいは注意報・警報等を発表している場合に注意報・警報を補完するために発表されるときがある（「愛知県気象情報」、「東海地方気象情報」等）。
- (2) 「記録的短期間大雨情報」
1時間に100mm以上の猛烈な雨が観測又は解析された場合に発表される。
- (3) 「土砂災害警戒情報」
大雨警報発表中に、更に土砂災害発生危険度が高まったときに、愛知県と名古屋地方気象台が共同して、市町村を最小単位として発表される。
※ 気象情報のうち、平年から大きくかけ離れた気象状況が数日間、又はそれ以上の長時間に渡って続き、災害の発生する可能性がある等、社会的に大きな影響が予想されるときは、天候情報が発表される。
注1 発表基準欄に記載した数値は、愛知県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
2 注意報・警報は、その種類に関わらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表されるときは、それまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。
3 地面現象注意報及び浸水注意報は、その注意報事項を気象注意報に、地面現象警報及び浸水警報は、その警報事項を気象警報に含めて行う。
4 地震の被災地等に対する二次災害防止のため、現象の強さが基準に達しないと予想される場合でも、警報、注意報を発表することがある。

第2 津波警報等の種類・内容等（気象庁発表）

種類、発表基準等、津波情報、津波予報区は、第2編第11章第4節第1「災害発生直前対策」を参照。

第3 気象警報等の伝達系統

気象警報等の伝達系統については、第3編第7章「災害情報の収集・伝達」を参照。

第7節 水防警報

第1 水防警報の意義

指定河川、海岸について国土交通大臣又は知事が洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあると認めたときは、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表であり、水防管理団体の水防活動の指針を与えることを本質としている（水防法第16条第1項）。

第2 知事が水防警報を行う河川及び海岸

1 降雨等による河川の洪水又は海岸の高潮に関する水防警報

- (1) 降雨等による河川の洪水又は海岸の高潮に関する区域

河川海岸名	区 域	
愛知県沿岸	弥富市地先から	静岡県境まで

(2) 水防警報の発表基準

市町村等をまとめた地域（参考）	発表区域（市町村名）	発表基準（標高 m）		堤防高	発表者（建設事務所長）	備考
		準備	出動			
東三河南部	田原市	T. P 1.60	T. P 2.50	附属資料 「海岸保全施設（堤防高一覧）」、 「愛知県水防計画書付図」参照	東三河	三河湾側
		T. P 1.70	T. P 3.50			外海側

※いずれかが基準潮位に達すると予測される場合に発表

(3) 水防警報の段階と内容

段階	内容
準備	氾濫注意水位（警戒水位）を超過し、水防資材の整備点検、水門等の開閉準備、幹部員の出動を通知するもの。
出動	出動水位を超過し、水防団員（消防団員）等の出動を通知するもの。
情報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの。
解除	水防活動の終了を通知するもの。

2 津波に関する水防警報

(1) 津波に関する区域

①海岸線を有する市町村

田原市

②津波河川遡上の可能性がある県管理河川

市町村名	河川名
田原市	池尻川、精進川、天白川、免々田川、新堀川、今池川、汐川、清谷川、蜷川

注）津波による遡上の可能性があるのみで、直ちに浸水するおそれがあるものではない。
今後、被害予測分析等により修正予定。

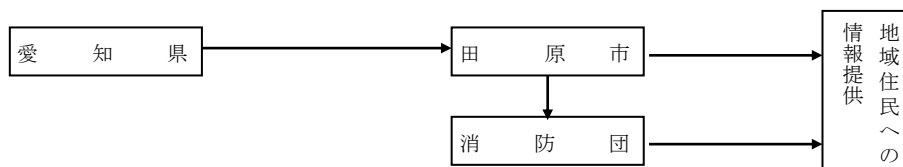
(2) 水防警報の発表基準

種類	内容	発表基準
情報収集	水防団員の安全を確保した上で水防活動に備えて津波発生の有無、津波到達時刻等を情報収集するもの	地震発生により津波到来のおそれが否定できないとき
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	伊勢・三河湾の大津波警報、津波警報、津波注意報が解除された場合。ただし、津波警報から津波注意報に切り替わった場合で、水防作業が安全に行える状態で、かつ、必要と認めるときは発表することができる。
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの	巡視等により被害が確認されなかったとき、又は、水防作業が終了したとき等、水防作業を必要とする河川（又は海岸）状況が解消したと認める場合

注）津波到達時間が短い場合、津波到達までに水防警報が発表できない場合が想定されるため、津波警報が発表されている間であって、水防警報が通知されるまでの間においては、水防管理者は、水防団員の安全を確保する措置を取ること。

第3 水防警報の伝達系統

1 知事の発する水防警報、伊勢湾及び三河湾沿岸水防警報



第8節 水防活動

第1 監視と通報

1 観測

(1) 水位の観測

高潮、洪水を早期に予知するため、次の観測点において量水標若しくは目視により水位を観測し、災害の防止に努めなければならない。観測は、水防体制下においては、関係区域分団長が確認をし、本部に連絡するものとする。

河川海岸名	観測点	確認者
清谷川	清谷橋	中部分団長
汐川	船倉橋	〃
田原海岸(吉胡)	吉胡樋門	童浦分団長
姫島漁港	姫島漁港	〃
田原海岸(仁崎)	仁崎樋門	野田分団長
今池川	港田橋	〃
仁皇川	中坪橋	東部分団長
青津川	源助橋	神戸分団長
汐川	中田橋	赤羽根分団長
大日川	大日橋	〃
赤羽根漁港	赤羽根漁港	〃
池尻川	池尻川樋門	〃
池尻川	茂川橋	〃
精進川	池尻橋	〃
天白川	天白橋	福江分団長
天白川	長倉橋	〃
免々田川	水戸橋	〃
免々田川	川坂橋	〃
免々田川	長州田橋	〃
新堀川	立川橋	泉分団長
今堀川	山崎橋	〃

(2) 雨量、風、気圧の観測

雨量、風向、風速及び気圧の観測は、消防本部の観測施設をもって本部において行なう。

2 平常時の巡視

水防管理者は、管轄区域内の河川、海岸、ため池及びその他水防上重要な施設について、随時巡視し、危険と認められる箇所があるときは管理者に連絡するものとする。

3 非常警戒

水防管理者は、非常配備体制が発動されたときから河川、海岸、ため池及びその他水防上重要な施設の監視及び警戒を厳重にし、特に既往の被災箇所その他重要な箇所を中心に、巡視するものとする。また、異常を発見した場合は、直ちに管理者に連絡するとともに、水防作業を開始する。

第2 消防団等の出動

1 消防団の体制

水防のための活動は、水防管理者、消防機関、消防団等をもって行い、その内、消防団の体制は次のとおりとする。

分団名	主な水防箇所	詰 所
東部分団	汐川右岸、蜷川、仁皇川、江繩川、木ノ下川、谷熊長池、田原海岸	1号車(豊島) 2号車(六連)
神戸分団	汐川左岸、汐川右岸、青津川、蓼川、越水川、西光寺池	1号車(神戸) 2号車(南神戸) 3号車(大草)
南部分団	汐川左岸、清谷川右岸、宮川、庚申池、新池、黒川池	1号車(加治) 2号車(大久保)
野田分団	今池川、前山池、田原海岸	1号車(野田) 2号車(仁崎)
中部分団	汐川左岸、清谷川、柳沢池、田原海岸	1号車(田原) 2号車(田原)
童浦分団	汐川左岸、炊事場池、田原海岸	1号車(浦) 2号車(浦)
赤羽根分団	汐川、大日川 池尻川、野添川、赤羽根漁港、精進川、猿田川	1号車(高松) 2号車(赤羽根) 3号車(若見)
泉分団	新堀川、今堀川	1号車(江比間) 2号車(江比間)
福江分団	天白川、免々田川	1号車(福江) 2号車(中山) 3号車(小中山) 4号車(亀山)

2 消防団の非常配備

消防団の出動準備、出動解除の段階は、水防情報、気象情報等状況を判断して実施する。

(1) 出動準備

気象情報の推移を見極め、災害対策本部の第2非常配備で詰所各分団とも幹部全員と巡視要員を配置し、管内における海岸、河川の堤防を見廻り、水位の監視を実施するとともに、消防団本部との連絡体制を確立して住民に対する情報の周知を徹底する。なお分団長は、管内巡視の結果を消防団本部に連絡し、危険区域に対する水防資材の整備と救援活動の準備を実施し、コミュニティ協議会長・自治会長との意見を調整して出動体制を整える。

(2) 出動

災害対策本部の第3非常配備体制と同時に全員出動することはもちろんであるが、第2

非常配備下にも地域の状況により全員の出動する体制となり、招集を完了した分団は、直ちに人員配置の状況を消防団本部に報告するものとする。

(3) 解除

水防作業が終了するか又は水防救助等非常活動の必要がなくなったとき行うものとする。

3 他分団の応援

高潮、洪水等の規模が地域水防力を超えるとき、又は超える可能性があると認めた場合は、当該地域の分団長は、その状況を消防団本部に通報する。その場合は、必ず必要人員、資材等の種別、人員数と応援隊の進入経路、到着位置を明確に報告しなければならない。

消防団本部においては、応援の要請を受けたときは、管内の状況を勘案して速やかに応援隊を派遣するよう措置を講ずる。

4 地域住民の出動

出動した消防団以外に水防作業の必要があるときは、地域住民の出動を促し、状況によっては全員出動を求める等適宜の措置を講ずる。この場合、女性等は、できる限り後方作業に従事するものとする。

第3 水門・閘門・排水ポンプ場・ため池等の操作

水門・閘門、排水ポンプ場、ため池等の管理者及び操作責任者は、気象等の状況の通知を受けた後は、水位の変動を監視し、操作規程等に定めた方法により、門扉等の開閉、排水ポンプの稼動又は停止の操作を適切に行う。また、平常時においても、水門・閘門等の操作について支障ないよう点検整備を行わなければならない。

第4 水防作業

1 水防活動中の心得

- (1) 命令なくして部所を離れたり勝手な行動を取らないこと。
- (2) 作業中は私語を慎み終始敢闘精神をもってこれに当たること。
- (3) 夜間など特に言動に注意し、みだりに「堤防からの水の溢れ(越水)」や「堤防の決壊(破堤)」等の想像による言動をしないこと。
- (4) 命令及び情報の伝達は、特に迅速、正確、慎重を期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに水防員を緊張によって疲れさせないように留意し、最悪事に最大の水防能力を発揮できるよう心がけること。
- (5) 滞水時間にもよるが、堤防に異常の起こる時期は、おおむね最大水位の前後である。しかし、堤防斜面(法)崩れ、陥没等は、減水時に生じる場合が多く、最大水位から4分の3程度に減水したときが最も危険である。したがって、洪水が最盛期を過ぎても、洪水が完全に流下するまでは警戒を解いてはならない。

2 水防工法

水防工法は、発生した事態に適応する工法を正確に判断し、その選定を誤らなければ1種類の工法を施工するだけで成果を上げることが多いが、場合によっては数種の工法を組み合わせ初めてその目的を達成することがあるため、当初施工の工法で効果が認められないときは、これに代わる工法を次々に行う必要がある。

堤防の組成材料、流速、堤防斜面(法面)、護岸の状態、使用材料がその付近で得やすいか否か等を考慮して工法を選定する。

堤防の異常状態に対応する工法は、おおむね次のとおり。

原因	工 法	施 工 箇 所	効 果	工 法 の 概 要
深掘れ（洗掘）	木流し工	水の流れが急となっている箇所 流水が激しく堤防を叩き、深掘れ（洗掘）し始めている箇所	流水を緩やかにし、川側（川表）が崩れるのを防ぐ。川側（川表）の淀欠けを防ぐ（緩流部）。	樹木に重り土のうをつけて流し局部を被覆する。
	表シート張り工	川側（川表）が崩れだした箇所 透水し始めた堤防	川側（川表）の崩壊を防ぐ。吸い込み口を塞ぎ透水を防ぐ。	川側（川表）の漏水面に防災シート等を張る。
	立てかご工	急流部の川側堤防斜面（川表斜面）や根固めが、深掘れ（洗掘）、決壊のおそれがある箇所	過去に深掘れ（洗掘）等した箇所の災害の再発を防ぐ。	川側堤防斜面（表法面）に蛇かごを立てて被覆する。
亀裂	折り返し工	堤防の上端（天端）に亀裂が生じた箇所（粘土質堤防）	竹の弾力性を利用して亀裂の拡大を防ぐ。	上端（天端）の亀裂を挟んで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する。
	打ち継ぎ工	堤防の上端（天端）に亀裂が生じた箇所（砂質堤防）	亀裂の拡大を防ぐ。	上端（天端）の亀裂を挟んで両肩付近に杭を打ち、鉄線で結束する。
	五徳縫い工	堤防の居住側斜面（裏法）、又は裏小段に亀裂が生じた箇所	竹の弾力性を利用して、亀裂の拡大を防ぐ。	居住側斜面（裏法面）の亀裂を竹で縫い崩落を防ぐ。
	かご止め工	堤防の居住側斜面（裏法）、又は裏小段に亀裂や崩れが起こりそうな箇所	堤防の居住側斜面（裏法面）や裏小段の亀裂や崩壊を防ぐ。	居住側斜面（裏法面）に菱形形状に杭を打ち、竹又は鉄線で縫う。
	つなぎ縫い工（竹）	堤防の上端（天端）や居住側斜面（裏法面）に亀裂が生じている箇所	竹の弾力性を利用して亀裂の拡大を防ぐ。	亀裂部分を挟んで杭を打ち、竹で結束する。
漏水	釜段工	堤防裏小段や堤防近くの平場	漏水の噴出口を中心に土のうを積んで水を貯え、その水圧により噴出を抑える。	裏小段、居住側斜面（裏法）先平地に円形に積み土のうにする。
	月の輪工	堤防の居住側斜面（裏法面）に漏水した水が噴き出している箇所	土のうを積んで河川水位と漏水口との水位差を縮めて水圧を弱め、漏水口の拡大を防ぐ。	居住側斜面（裏法）に半円形に土のうを積む。
越水（堤防からの水の溢れ）	積土のう工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	水が溢れること（越水）を防ぐ。	堤防上端（天端）に土のうを数段積み上げる。
	改良積土のう工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	水が溢れること（越水）を防ぐ。	堤防上端（天端）に杭を打ってシートを張り、土のうを数段積み上げる。
	せき板工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	水が溢れること（越水）を防ぐ。	堤防上端（天端）に杭を打ち、板を杭に釘付けし、背後に土砂又は土のうを積む。
	水マット工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	水が溢れること（越水）を防ぐ。	ビニロン帆布製水嚢を上端（天端）に置き、ポンプで水を注入する。
	蛇かご積み工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	水が溢れること（越水）を防ぐ。	堤防上端（天端）に土のうの代わりに蛇かごを置く。
	裏シート張り工	水が溢れる（越水）又はそのおそれのある箇所の居住側堤防斜面（裏法面）	水が溢れること（越水）による居住側斜面（裏法面）の崩壊を防ぐ。	堤防居住側斜面（裏法面）を防水シートで被覆する。
決壊防止	築き廻し工	堤防の川側斜面（表法面）の深掘れ（洗掘）が進んでいる箇所 堤防上端（天端）まで崩壊し、幅員不足になりつつある箇所	堤防断面の厚みをつけ、破堤するのを防ぐ。	居住側斜面（裏法面）に土のうを積む。
	杭打ち積み土のう工	堤防の居住側斜面（裏法面）が崩れた、又は崩れそうな箇所	居住側斜面（裏法面）の崩壊を防ぐ。	堤防斜面（法）崩れの下部に杭を打ち、土のうを積む。
	土のう羽口	堤防の居住側斜面（裏法面）が崩れた箇所	居住側斜面（裏法面）の崩れた箇所を補強し、堤防の崩れの拡大を防ぐ。	崩壊箇所に土のうを積み、竹で刺し貫いて、地上に突き出した竹を縫って固定する。
	わく入れ工	流れが急流となっている箇所 堤脚の深掘れ（洗掘）が見られる箇所	急流河川の流れを緩やかにする。 堤脚深掘れ（洗掘）の拡大を防ぐ。	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などを投入する。

第5 避難

1 避難情報の実施責任者

実施責任者	災害の種類	根拠法
水防管理者（市長）（指示） 知事、その命を受けた吏員（指示）	洪水、津波、高潮 洪水、津波、高潮 地すべり	水防法第29条 水防法第29条 地すべり等防止法第25条
市長（指示、警戒区域の設定） 警察官（指示、警戒区域の設定）	災害全般 " "	法第60条、第63条 法第61条、第63条 警察官職務執行法第4条
海上保安官指示、警戒区域の設定） 自衛官（指示）	災害全般	法第61条、第63条 自衛隊法第94条

各実施責任者は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがある危険地域の住民（居住者、滞在者、その他の者）に対し、生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、避難のための立退きの指示を行うものとする。

なお、市長の行う避難の指示について、緊急を要する場合は当然予想されるので、消防職員等が指示を行い得るよう市長の権限の一部を代行させる。

2 実施内容

(1) 水防管理者（市長）の避難指示

水防管理者（市長）は、市内において、洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められたときは、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し避難のため立退きを指示する。この場合、田原警察署長にその旨を通知するものとする。

(2) 知事の避難指示

知事は、県内において、洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められ、かつ必要と認める区域を管轄する水防管理者による避難指示が困難と認められたとき、又は水防管理者と連携を取り知事が行うべきと判断したときは、当該区域内の居住者に対し避難指示を行う。

(3) その他の避難情報

その他の避難情報については、第3編第14章「津波災害対策（津波避難計画）」を参照。

(4) 避難情報の区分基準

各実施責任者は災害の推移により次の三段階に区分し、避難情報を行う。

ア 高齢者等避難

災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況において、市町村長から必要な地域の居住者に発令される情報

イ 避難指示

災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において、市町村長から必要だと認める地域の必要と認める居住者に対し発令される情報

ウ 警戒区域の設定

警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる行為

(5) 避難指示等の方法

水防管理者又は知事が避難指示等を行うときは、次の方法により周知を徹底し、実効性を有するものとする。

- ア 避難指示等である旨、避難先、避難経路、避難方法その他必要事項を簡潔に明示する。
- イ 拡声器による放送等音声による方法は、雨風や風音に紛れて聞こえにくい可能性があることに留意する。
- ウ 視力障害者、聴力障害者等にも周知されるよう伝達方法を工夫する。
- エ 老幼等により自力で避難できない者の救出方法を事前に策定しておく。
- オ 警鐘、サイレン等を利用し次のとおり伝達する。

避難警報	水防信号	打鐘信号	余韻防止付サイレン信号
事前避難警報 (高齢者等避難)	水防警報信号	○—○ ○—○—○ ○—○ ○—○—○ (2点と3点の斑打)	約60秒 約60秒 ○——— ○——— 約60秒
緊急避難警報 (避難指示)	避難信号	○—○—○—○—○	約3秒 約3秒 ○—— ○—— (短声)約2秒

(注) 避難警報信号は、水防法第20条により県規則で定めたものである。

3 避難場所

- (1) 避難場所については、第2編第7章第2節「避難場所及び避難路の指定等」及び「附属資料」を参照。
- (2) 避難は原則として住民が自主的に行うものとするが、状況によっては、警察署及び市が誘導を行う。

第6 水防信号及び水防標識

水防信号及び標識は、「水防信号及び標識に関する規則（昭和31年愛知県規則第34号）」に定められているとおりとする（水防法第20条）。

1 水防信号

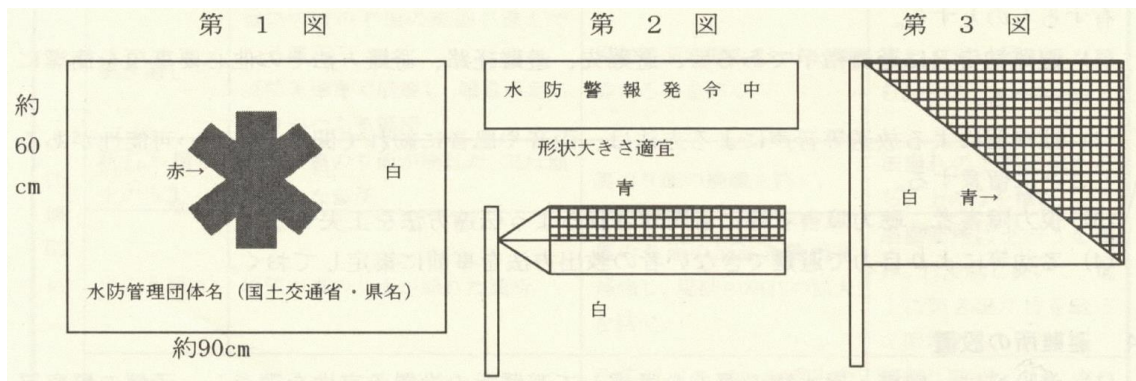
- (1) 出動信号とは、水防団（消防団）等に属する者に全員が出動すべきことを知らせるもの。
- (2) 避難信号とは、必要と認められる区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの。

種別	打鐘信号	余韻防止サイレン信号
出動	●—●—● ●—●—● (3点)	約5秒 ——— ——— ——— 約6秒
避難	●—●—●—●—● (5点)	約3秒 ——— ——— ——— 約2秒

備考1 信号継続時間は適宜とする。
2 打鐘のほか太鼓も併用する。

2 水防標識

- (1) 緊急自動車優先通行標識は、水防のため出動する水防用緊急自動車（道路交通法の規定に基づき公安委員会の指定を受けたもの。）は優先通行を確保するため、第1図の標識を用いるものとする。
- (2) 水防警戒発令標識は、第2図、第3図を用いるものとし、公衆の見やすい箇所に掲げるものとする。



第7 避難誘導及び輸送

市が指定した各地域単位の避難所について、自主防災会や自治会など地域住民の組織の関係者との間であらかじめ協議し、避難指示等が発令された場合に、地域住民が迅速かつ整然と避難できるように次により実施する。

- (1) 避難の誘導は、警察官、消防団員、自主防災会等があらかじめ地域ごとに責任者及び誘導員を定めて行うものとし、誘導に当たっては、極力安全と統制を図るものとする。
- (2) 避難の順序は、妊産婦、傷病人、老幼者を優先し、一般を次順位とする。
- (3) 誘導経路について事前に検討し、その安全を確認し、危険箇所には標示、縄張り等を行う外、要所に誘導員を配置し、事故防止に努める。
- (4) 移送の方法

避難の立退きに当たっての移送及び輸送は、避難者が各自に行うことを原則とする。ただし、避難者が自力により立退き不可能な場合は、市において車両や舟艇等によって行う。

- (5) 広域災害による大規模移送

被災地が広域で大規模な立退き移送を要し、市で処置できないときは、県本部に避難所移送の要請をする。なお、事態が急迫しているときは、直接隣接市、警察署長等と連絡して実施する。

- (6) 携帯品の制限

避難誘導者は、避難の立退きに当たって、避難所における避難者自身の飯食物その他生活用品等を除き、携帯品を必要に応じ最小限度に制限し、円滑な立退きについて指導する。

第8 決壊等の通報並びに決壊後の処理

1 決壊等の通知

- (1) 決壊等の意味

決壊とは堤防の全部又は一部の損壊を意味する用語で、浸食や堤防斜面(法)崩れも決壊

に含まれる。また、報告する際には、単に堤防決壊という表現では、堤防の全部が決壊（破堤）し、氾濫している状態と混同するおそれもあるので、具体的に以下の言葉を使用すること。

ア 堤防の決壊(破堤)	堤防が完全に切れ、水が居住側(堤内)に溢れ出たもの
イ 堤防斜面(法)崩れ	堤防の斜面(法面)が崩壊し、応急復旧が必要なもの
ウ 越水(水の溢れ)	堤防等は破堤していないが、水が堤防を乗り越えて居住側(堤内)へ氾濫しているもの
エ 漏水	堤体又は地盤に水が浸透し、水の通過する部分、いわば水みちが出来て居住側堤防斜面(川裏)に流れ出すもの
オ 亀裂	通常、亀裂は堤防の上端(天端)又は堤防斜面(法面)に、堤防に平行して生じる。上端(天端)に生じた亀裂は、大規模な堤防斜面(法)崩れの原因となる。

(2) 速報

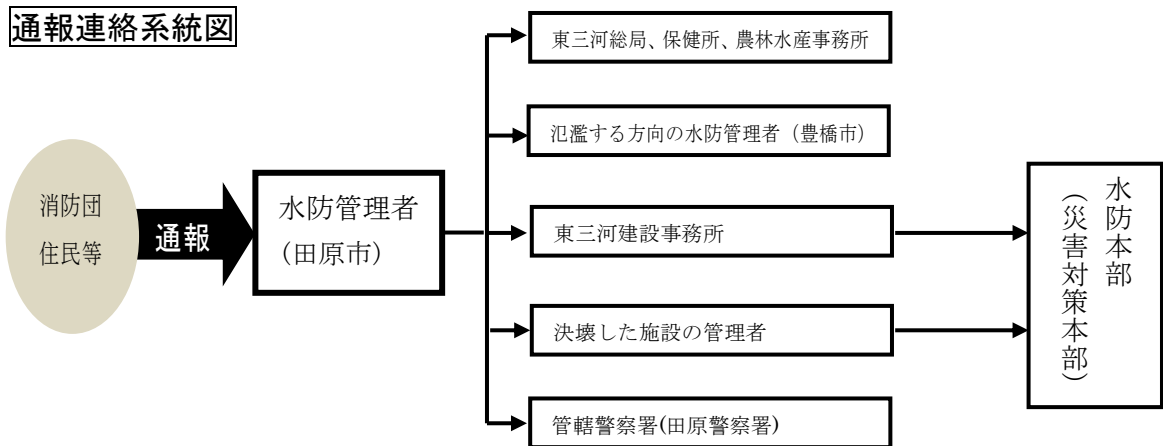
ア 速報の意義と留意点

初動時において災害対策上は、「正確かつ詳細な情報」ではなく、「断片的でも迅速な情報」が重要であり、「いつ、どこで、何があったか」が基本となる。速報における留意点は以下のとおりである。

- 速報は冷静に伝達し、不確実な情報には「・・・もよう」「・・・の情報あり」とする。
- 現場から情報を入手した場合、その時刻を必ず明記し併せて伝達しておく。
- 互いに名乗り合う。

イ 速報の伝達経路

水防管理者及び消防長は、堤防その他の施設が決壊して氾濫又は、氾濫のおそれがあるときは、直ちに管轄する県建設事務所、決壊した施設の管理者、氾濫する方向の水防管理者及び所轄の警察署、関係県機関（東三河総局、保健所、農林水産事務所等）へ通報しなければならない。なお、通報の連絡系統は次図のとおりである。



ウ 隣接する水防管理者(市町村)間の連絡体制の確立

水防管理者は、堤防の決壊(破堤)情報等を隣接する市に通報するに当たり、平常時からその通報体制について互いに確認し合い、密接な連携を図る。

2 決壊後の処置

水防管理者及び消防長は、次の事項に留意して、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

- (1) 適切な水防工法の実施
- (2) 避難指示等
- (3) 関係機関への通報
- (4) 自衛隊の派遣要請を知事に要請

3 決壊等による被害状況の報告

水防管理者及び消防長が、決壊や水の溢れ(越水)に起因する氾濫による被害を認知したときは、次のとおり速やかに報告する。

(1) 人的・住家被害

水防管理者及び消防長は、被害状況を取りまとめ、原則的に愛知県防災情報システムに入力し県に報告する。ただし、システム使用不可の場合等は、県地域防災計画所定の様式で報告する(様式及び伝達経路は、第3編第7章「災害情報の収集・伝達」を参照)。

(2) 公共土木施設被害

水防管理者及び消防長は、管轄する県建設事務所、港務所又は農林水産事務所(以下「建設事務所等」という。)に対し報告する。

第9 水防解除

水防管理者は、消防団等に水防の解除を命じたときは、これを一般に周知するとともに、県建設事務所に通知する。

第10 費用負担と公用負担

1 費用負担

水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする(法第41条)。ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援した水防管理団体との間の協議によって決める。

また、水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要した費用の一部は当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。ただし、その費用の額及び負担の方法は、両者の協議によって決め、協議が成立しないときは、知事にあつせんを申請することができる。その場合、他の県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の県の知事と協議する（水防法第42条）。

2 公用負担

(1) 公用負担権限

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者又は消防長は、次の権限を行使することができる（水防法第28条第1項）。

- ア 必要な土地の一時使用
- イ 土石、竹木、その他の資材の使用
- ウ 土石、竹木その他の資材の収用
- エ 車両、その他の運搬用機器の使用
- オ 工作物その他の障害物の処分

(2) 公用負担権限証明書

公用負担の権限を行使する者は、水防管理者又は消防長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、次の公用負担権限委任証を携行し、必要な場合にはこれを掲示しなければならない。

公用負担の権限を行使したときは、公用負担命令票（第3編第3章「公用負担」を参照）を2通作成してその1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

公用負担権限委任証	
○○○○ ○ ○ ○ ○	
上記のものに	区域における水防法第28条第1項の権限を委任したこ
とを証明する。	
年 月 日	
	田原市長 □ □ □ □ 印
	又は 田原市消防長 □ □ □ □ 印

3 損失補償

公用負担の権限行使によって損失を受けた者に対しては、水防管理団体は時価によりその損失を補償する（法第28条第3項）。

第11 水防報告と水防記録

1 水防管理者

水防管理者は、水防が終了したときは7日以内に次の事項を取りまとめて、第1号様式により管轄の県建設事務所に報告する（法第47条）。

- (1) 水防本部設置及び水防解除の日付及び時刻

- (2) 消防団又は消防機関に属する者の出動時期及び出動人員
- (3) 巡視警戒、水防工法等水防作業の状況
- (4) 堤防、水門・閘門等の異常の有無及びそれに対する処置とその効果
- (5) 使用資器材の種類・数量
- (6) 法28条による公用負担の内容
- (7) 応援の状況
- (8) 立退きの指示の発令日時、発令区域
- (9) 水防関係者の死傷
- (10) 水防功労者及び功績
- (11) 水防管理者の所見
- (12) その他必要事項

第1号様式

水 防 報 告 書 (水防管理団体)
報告者

番号

内線

水防管理団体名		年 月 日報告				
増水（出水）の概要		級 最高時間雨量 総雨量	川水系 mm mm	川始め 月 日 時 月 日 時	河川 月 日 時	地内 時
水防活動	実施日時	月 日 時頃 ～ 月 日 時頃				
	実施箇所	No	河川名	左右岸	位置	人員
		1			m	名
		2 3				
延出動人員	水防団 名 自衛隊 名		居住者 名			
水防作業の概要及び水防工法	消防団 名 () 名 計 名					
水防の結果	種 別	人	家屋	田畑	堤防	その他
	水防の効果	名	棟	ha	m	
	被 害					
使用資器材	種類	数量	単価	金額（円）		
特記事項						

備考

「増水（出水）の概要」・「実施箇所」… 複数ある場合は別紙に記載すること。

「特記事項」… ①水防功労者の氏名、年齢、所属、功績概要、②決壊（破堤）又は水が溢れた（越水）箇所を記入すること。紙面が足りない場合は別紙とすること。

第9節 他の水防機関等との協力体制

第1 河川管理者の協力

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 河川に関する情報の提供
- (2) 水防管理者が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (3) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材で不足するような緊急事態に際し、河川管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材の提供

(4) 水害に関する地域住民への啓発

第2 応援及び応援等の相互協力

1 居住者の義務等

消防長等は水防活動上緊急の必要がある場合は警戒区域を設定し、水防関係者以外の者の立ち入りを禁止し、制限し若しくは退去を命じることができる(法第21条第1項)。

水防管理者、消防長等は水防上やむを得ない必要があるときはその区域内の居住者又は水防現場にいるものを水防に従事させることができる(法第24条)。

洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くことを指示することができる(法第29条)。

2 警察官の応援

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求めるものとする(法第22条)。

3 他の水防管理団体の応援

水防管理者は、緊急の場合必要に応じ他の水防管理者、市町村長、消防長に対して応援を求めることができる(法第23条第1項)。

なお、広域的な応援要請を行う必要が生じた場合において、水防管理者が「愛知県内広域消防相互応援協定」に該当する市町村長であるときは、同協定及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより相互応援を行い、前記以外の水防管理者については県へ応援を要請するものとする。

応援のため派遣された者は、所要の器具、資材を携行し応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

4 自衛隊の応援

(1) 災害派遣要請者

知事

(2) 災害派遣要請手続

知事は、災害派遣要請の必要があると認めたとき、又は水防管理者から災害派遣要請の依頼を受けてその必要を認めたときは、直ちに派遣要請の手続きを取るものとする(自衛隊法第83条第1項、災害対策基本法第68条の2第1項)。

(3) 災害派遣部隊の受入れ

水防管理者は、次の事項に留意し、自衛隊の応援活動が充分達成されるよう努める。

ア 宿泊施設及び車両等の保管場所は、県立渥美農業高等学校屋外運動場及び第3農場とする。

イ 派遣部隊との連絡員は、田原市災害対策本部の庶務班とする。

ウ 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画を立て、部隊到着後、速やかに作業できる準備をすること。

エ 派遣部隊を目的地へ誘導するとともに部隊の指揮官と協議し、作業が他の機関の活動と競合、重複することなく効果的な作業分担ができるよう配慮すること。

(4) 自衛隊の派遣について

この節に定めるもののほか、第3編第4章「応援協力・派遣要請」を参照。

第10節 水防訓練

風水害期前に実際の被害を想定して、水防法第32条の2に基づいて年間1回以上次の項目により水防訓練を実施する。この訓練には特に一般住民の参加を得て、水防思想の高揚と避難、立退き等諸動作の訓練に努める。

- (1) 観測(水位、潮位、雨量、風速)
- (2) 通報(電話、無線、口頭伝達)
- (3) 動員(消防団員の動員、居住者の応援)
- (4) 輸送(資材、人員)
- (5) 工法(各種水防工法)
- (6) 樋門角落しの操作
- (7) 避難立退き(危険区域居住者の避難)
- (8) 応急救護(災害救助隊の活動の準備体制)

上記の訓練の実施の時期は、4月から9月までの間に行うように努めるものとする。

第13章 水害防除対策

○基本方針

災害による農林関係被害の防除活動を的確に実施するため農地、農業用施設、農作物、家畜、林産物に対してなすべき措置を実施する。
洪水、高潮等による木材の流出から安全を確保するため、流木の防止措置を実施する。

○ 主な機関の応急復旧対策

☉＝災害対策本部

機関名	事 前	被害発生中	事 後
☉産業振興部 ☉渥美支所部		○農地等のポンプ排水	○農作物等の応急措置
貯木木材所有者	○木材、筏の混乱、流散の防止	○流木の除去	
第四管区海上保安本部 港湾管理者等		○流木所有者への除去命令 ○船舶への周知	

第1節 農地及び農業用施設に対する応急措置

第1 市（産業振興部、渥美支所部）、県（農林基盤局）、独立行政法人水資源機構及び土地改良区

(1) ポンプ排水による農地の湛水排除

市及び土地改良区は、河川等の氾濫により農地に湛水した場合は、ポンプ排水による湛水排除を行い、できる限り被害が拡大しないように努める。ポンプ排水を行うに当たっては、排水河川の状況を十分把握する。また、県は、一方の実施する湛水作業が他方に影響を及ぼす場合は、両者間の調整を行う。

(2) 土のう積等による排水機の浸水防止

市及び土地改良区は、排水機場に浸水のおそれのあるときは、土のう積等により浸水を防止して排水機場の保全に努める。被災により機能を失ったときは、応急排水ポンプ（移動用ポンプ）により湛水の排除に努める。

(3) ため池の堤防決壊防止

県、市、独立行政法人水資源機構（豊川用水総合事業部豊橋支所管理課）及び土地改良区は、ため池が増水し、漏水、溢水のおそれがある場合、堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか、必要があると認めるときは取水樋管を開放し、下流への影響を考慮の上、水位の低下に努める。なお、堤防決壊防止のための応急工事の実施に当たっては、水防管理団体と相互に連絡を密にして行う。

(4) 用排水路の決壊防止

市及び土地改良区は、取水樋門、立切等操作あるいは応急工事を実施することにより水路の決壊防止に努める。なお、豊川用水の幹線水路については、独立行政法人水資源機構（豊川用水総合事業部豊橋支所管理課）が水位の調節及び応急工事を行う。

第2 市（産業振興部）、県（農業水産局）及び農業協同組合

(1) 災害対策技術の指導

県は、被害の実態に即し、必要な技術対策を樹立し、市、愛知みなみ農業協同組合と一体となって技術指導を行う。

(2) 種子粃の確保

県は、愛知県米麦振興協会等において種子粃の供給が困難である場合、東海農政局に対し、種子粃を愛知県米麦振興協会等へあつせんするよう依頼し、種子粃を確保する。

(3) 病虫害の防除

ア 防除指導等

病虫害の異常発生又はそのまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、市は、県とその対策を検討し、愛知みなみ農業協同組合と一体となって、具体的な防除の実施を指示、指導する。

イ 農薬の確保

国、県に農薬の確保を要請するとともに、貸与申出があった場合、これを貸与する。市内外の農薬取扱業者及び非被災農家に依頼収集し、被災農家へ配布する。

ウ 防除器具の確保

県は、緊急的に大面積の防除の必要が生じ、県内の防除器具のみでの対応が困難な場合は、国に防除器具の貸与を依頼し、防除器具を確保する。

(4) 凍霜害防除

市は、名古屋地方気象台から発表される霜に関する注意報を受けた場合、愛知みなみ農業協同組合とともに、有線放送等を活用して農家へ注意喚起し、事前に対策を講ずるよう措置する。なお、注意喚起期間は原則として毎年3月10日から5月31日までとする。

第3 市（産業振興部）、県（農業水産局）及び畜産関係団体

(1) 家畜の管理指導

県は、災害発生に伴う家畜の管理について地域の実情に応じた指導を行う。

市は、畜産関係団体とともに県に協力する。

(2) 家畜の防疫

県は、各種家畜伝染病の発生のおそれがある場合は、畜舎等の消毒を行い、必要があると認めたときは緊急予防注射を実施し、また家畜伝染病が発生した場合は、家畜等の移動を制限する等の措置を取る。

市は、家畜防疫員とともに県に協力する。

(3) 飼料の確保

市は、農業協同組合等において飼料の供給が困難である場合、県への連絡を通じて、愛知県飼料工業会等に対し、市経由で飼料を売却するよう依頼し、飼料を確保する。

第4 応援協力関係

(1) 農業用施設に対する応急措置

ア 市及び土地改良区は、湛水排除の実施に当たり、必要に応じて、県へ可搬式排水ポンプの貸与を依頼し、県は依頼状況を広域的に勘案の上、貸与を行う。また、市及び土地改良区は単独で排水作業を行うことが困難な場合には県へ応援を要求する。

イ 県は、市及び土地改良区からの貸与要求事項の実施が困難な場合、東海農政局へ可搬

式ポンプの貸与を依頼する。

ウ 市及び土地改良区は、ため池、用排水路について応急工事の実施が困難な場合、他市町村、土地改良区へ応急工事实施のための要員、資機材の確保につき、又は県へ資機材の確保につき応援を要求する。

エ 応援の要求を受けた機関はこれに積極的に協力する。

(2) 農作物に対する応急措置

被災地域が広大で、集団的に一斉に病虫害の防除を実施する必要があると認めるときは、県は、農薬の空中撒布の実施につき、農林水産航空協会へヘリコプターの供給を要請する。

第2節 流木の防止

第1 貯木木材所有者・占有者

木材の所有者・占有者は、洪水が予想される時期においては、自己の木材が流木とならないよう適切な措置を取るとともに、それが流木となった場合には、直ちにこれを安全な場所に除去する等被害の軽減に努める。

第2 第四管区海上保安本部、港湾管理者及び市（産業振興部）

港湾区域内及び付近海上に流出した流木について、第四管区海上保安本部、港湾管理者及び市は、緊密に連絡を取り、その所有者が判明している場合は当該所有者に除去を命じ、所有者が不明な場合には、港湾管理者等が船舶の航行や港湾施設の利用上支障とならないよう措置し、直ちに除去できない場合は、安全通信（四管区航行警報）により船舶に周知するとともに、当該航路障害物の除去に関し必要な措置を講ずる。

第3 漁港管理者

漁港水域内に漂流する流木については、漁港管理者は、その所有者が判明している場合は、当該所有者に直ちに除去させ、所有者が不明の場合は、直ちにこれを安全な場所に除去して早急な漁業活動の復旧を図る。

第4 河川管理者及び市（産業振興部）

河川区域内に漂流する流木については、河川管理者及び市は、その所有者が判明している場合は、当該所有者に直ちに除去させ、所有者が不明の場合は、直ちにこれを安全な場所に除去する等被害の軽減を図る。

第5 県警察及び市（産業振興部）

湛水又は浸水地域に漂流する流木については、県警察及び市は第3に準じた措置を取る。

第6 応援協力関係

第四管区海上保安本部、港湾管理者、漁港管理者、河川管理者、市、県警察は、流木の除去活動の実施が困難である場合、自衛隊へ流木の除去活動の実施について応援を要求する。ただし、第四管区海上保安本部及び県以外の機関に当たっては、県を通じて自衛隊へ応援を要請する。

第14章 津波災害対策（津波避難計画）

○ 基本方針

市は、津波による被害、特に人的な被害を防止するためには、できるだけ早く情報を伝達し被害を受けるおそれのある地域から住民、観光客、漁民等あるいは漁船、漁具、ヨットなどを避難させることが重要となるため、情報伝達、避難誘導を始めとする津波災害に対する応急対策を講ずる。

○ 主な機関の応急復旧対策

☹=災害対策本部

機関名	発災	数時間	1日	3日	1週間
	初動態勢の確立期		応急対策期		
☹ 都市建設部 ☹ 産業振興部 ☹ 上下水道部 ☹ 渥美支所部			○河川海岸の点検及び応急復旧 ○土のう積工 ○排水機応急修理の要請 ○水防用資機材の調達要請		
☹ 防災局 ・協力部 消防団	○情報伝達 ○避難指示等の発令 ○避難誘導		○河川海岸の点検及び応急復旧 ○土のう積工		
県(建設局・農林基盤局)			○水防用資機材の搬入		

第1節 田原市津波避難計画

第1 総則

1 計画の目的

この計画は、南海トラフ地震等により発生する津波から市民等の生命を守るための避難計画である。

2 用語の定義

(1) 津波危険地域(避難対象地域)

津波が発生した場合に避難すべき地域で、住民の安全確保、円滑な避難等を考慮し、津波浸水予想地域よりも広い範囲で市が指定する。

(2) 避難困難地域

津波危険地域(避難対象地区)のうち、想定される津波の到達時間までに避難対象地区外(避難する必要がない安全な地域)へ避難することが困難な地域、又は揺れや液状化による損傷や津波等による浸水により避難路を断たれることが想定される地域をいう。

(3) 避難路

市が指定する避難するための道路

(4) 避難経路

自主防災組織、住民等が設定する避難する場合の道路

(5) 指定緊急避難場所(津波)(市内29か所)

津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定める場所をいい、市が指定する。

第2編第7章第2節「■指定緊急避難場所」を参照。

(6) 一時避難場所(市内120箇所。附属資料の一覧表を参照)

指定緊急避難場所へ避難する前の中継地点で、津波の危険から回避するために、避難対象地域の外に定める場所をいい、自主防災組織、住民等と調整し、市が確保する。

なお、付近に高台等がない避難困難地域においては、地域の実情等を踏まえ高台等の避難場所を整備する。

第2 津波危険地域・避難対象区域の指定

市は、南海トラフ地震の津波浸水想定等を基に、津波による人・住家等に被害を受ける危険があると予想される地域を「津波危険地域」として次のとおり指定し、これを「避難対象区域」とする。防災マップを参照。

コミ	自治会名	津波避難（世帯・人数はH23.10.1現在）			
		避難対象区域(行政区)	避難対象区域字名	避難対象世帯	避難対象人数
六連	久美原、 浜田、 百々	久美原の一部	東海岸、西海岸の各一部	—	—
		浜田の一部	浜辺の一部	—	—
		百々の一部	浜田境、南浜辺、東郷中、中郷中、西郷中の各一部	—	—
神戸	川岸、 漆田一区、 漆田二区、 漆田三区、 東赤石、 サンコート、 南町、 谷ノ口、 東ヶ谷	川岸の全域	川岸の全域	210	578
		漆田一区の一部	新大坪、明土、西ノ門の各一部	16	49
		漆田二区の一部	大坪、ヤンベ、一丁目の全域、西ノ門、 二丁目の各一部	181	460
		漆田三区	大坪、新大坪の全域	336	794
		東赤石の一部	東二丁目、四丁目、神戸町赤石の全域、 五丁目の一部	103	276
		サンコートの全域	東赤石三丁目の全域	160	342
		南町の一部	遠新田、南浜辺、東浜辺、長坂、 中浜辺、荒子の各一部	—	—
		谷ノ口の一部	方辺の一部	—	—
大草	大草	大草の一部	西じり、じり、高砂、西ノ谷、 雨堤の各一部	—	—
		東赤石の一部	東二丁目、四丁目、神戸町赤石の全域、 五丁目の一部	103	276
田原東部	谷熊、 豊島、 御殿山	谷熊の一部	石塚、谷熊下、宮沖新田、東洲崎、 洲崎、川尻、高尾、宮下、 宮崎、平三、西輪、寺新田、 江縄、高田、森下、備後、 松ノ本の全域、鍛冶屋前、 岩前の各一部	19	60
		豊島の一部	神垣、安原、今田、城下新田、 当新田、西島、西新田、 道南の全域、天白、中坪、 黒下の各一部	34	70
		御殿山の一部	御殿山の一部	4	12
童浦	吉胡、 浦、 西浦、 波瀬、 片浜、 白谷、 光崎、 片西 童台	吉胡の一部	中新地、北新地、吉胡下の全域、 矢崎下、矢崎、郷中、 下屋敷、高畑、下畑、山瀬、 瀬戸田の各一部	20	86
		浦の一部	川北、天白、浜海道、東田、 鬼塚、西浦の全域、川向、 北条、国府田、青尾、北浦の 各一部	47	187
		童台の一部	北落方の一部	—	—
		西浦の一部	西浦の全域、南松崎、丸山の 各一部	134	377
		波瀬の一部	塩浜、波瀬北、波瀬口、井田、 光崎の全域、宮前、西郷の 各一部	1	6
		片浜の一部	森下の全域、西畑、中瀬古の 各一部	2	7
		白谷の一部	犬喰、平松、谷津、清水、 中畑、中原、坂下、東山の 各一部	13	42
		光崎の全域	光崎の全域	280	937
片西の一部	二丁目、三丁目の各一部	4	7		

コ ミ	自治会名	津波避難（世帯・人数は H23.10.1 現在）			
		避難対象区域（行政区）	避難対象区域字名	避難対象世帯	避難対象人数
田原中部	一番東、四番南、四番東、萱町、新町	一番東の一部	南晩田、築出の全域、巴江、殿町の各一部	47	126
		四番組南の一部	晩田の全域、巴江、南新地の各一部	181	437
		四番組東の一部	北荒井の一部	2	5
		萱町の一部	萱町二区の全域、萱町一区、萱町三区の各一部	655	1,699
		新町の一部	西大浜の全域、新町、南番場、清谷の各一部	24	63
衣笠	加治、赤石	加治の一部	諸田の全域、宮下の一部	1	4
		赤石の一部	三丁目、六丁目の全域、二丁目、五丁目の各一部	186	477
野田	東馬草、山ノ神、西馬草、仁崎	東馬草の一部	坂下の一部	—	—
		山ノ神の一部	宮東、宮下、井戸藪、田尻、建長平芝、坂下の各一部	23	72
		西馬草の一部	坂下、塩谷坪、湊田、大荒古、小山、西山の各一部	2	8
		仁崎の一部	前洲、北畷、大湯、前田の全域、三丈ヶ、新坂、瀬戸畑、ホウベ、畑ヶ田、仲坪、浜辺、上ノ山、黒石、中小川の各一部	23	88
高松	高松	高松の一部	弥八島、一色、名幸、東島、大荒古、西山、西脇、宮方辺、中瀬古、羽根、井戸屋、東原の各一部	—	—
赤羽根	赤東、赤中、赤西	赤東の一部	明神、寺山、於三畑、中瀬古、大石、長沢の各一部	—	—
		赤中の一部	仏供田、八反田、向八反田、太田、西瀬古、東瀬古の各一部	—	—
		赤西の一部	池尻田の全域、西、大西、曲、三枚、新井戸、四貫目、浜田、美之手田、猪荒、八六、北浦、長尻、山ノ田、八分、柿木、池ノ神、源六、越白、枝古、堂瀬古、市場、根上りの各一部	22	45
若戸	池尻、若見、越戸	池尻の一部	下田、精進川の全域、尾山塚、向山、下り畑、下り瀬古、中瀬古、上り瀬古、宮脇の各一部	52	195
		若見の一部	目代橋、新居、土手ノ内、市場、松淵、広畑、鳥居の各一部	—	—
		越戸の一部	番土、広畑、童子、寺前、三竹、九五三、曲尺手、狐沢の各一部	—	—
和地	和地	和地一色の一部	徳右衛門荒子、前畑の各一部	—	—
		和地の一部	船間、川尻、寺口、下ノ宮、東松元、松元、京田、砂場波治神、東、東畑、西本村、地藏田、夕海道、立岩の各一部	19	74
		土田の一部	下狐沢、下中島、土田郷、砂場、野藪、西原、下鮎川の各一部	—	—
堀切	堀切、小塩津	堀切の全域	堀切の全域（山部を除く。）	406	1,427
		小塩津の一部	新田、西瀬古、里瀬古、中村、先祖畑、東瀬古、甚大夫の全域、中瀬古、宮前、寺道、内荒古、出口、中荒古、南荒古、北荒古、大切、右善坊下の各一部	132	559
伊良湖	伊良湖、日出	伊良湖の全域	伊良湖の全域（山部を除く。）	125	492
		伊良湖港湾区域	宮下、古山、恋路浦の各一部		
		日出の一部	浜、浜辺、松山吹出、浜辺汐除地、植松、新屋敷、小藪、東瀬古、世戸畑、中瀬古、長畑、西瀬古の全域中畑、本畑、又三畑、骨山の各一部	85	324

コミ	自治会名	津波避難（世帯・人数は H23.10.1 現在）			
		避難対象区域（行政区）	避難対象区域の字名	避難対象世帯	避難対象人数
亀山	亀山、西山	亀山の一部	西田原、地ノ神、大辻、札ノ辻、本畑、十七畑、三本松、川地、農畑の全域、起、小林、上中原、上ノ越、瀬戸畑、野丹場、大構の各一部	91	366
		西山の全域	西山の全域	197	640
中山	中山、小中山	中山の全域	中山の全域	656	2,558
		小中山の全域	小中山の全域	743	2,365
福江	福江、保美、向山	福江の一部	浜田、天神、原ノ島、八反坪、堂前、仲田、横井、漆藪、門田、五反田、高田、吉野、清水の全域、宮ノ脇、沢、下地、下紺屋瀬古、清水塚、向田の各一部	344	1,076
			柴置場、仲畑、広畑、今ノ田、郡治、御坊、日比浜の全域、葎原田、金五郎坂、蓼池、今ノ田上、新西畑、新郡治、直江、上ノ山、本構、新御坊、附山の各一部	157	580
		向山の全域	向山の全域		
		保美の一部	後田の全域、平城、唐沢、沢、仲新古、下地、西原、今田、段土の各一部	128	291
清田	高木、折立、古田	高木の一部	脇荒古、西田、亀井、羽広、東田の全域、東原、宮下、中畑下、荒古下の各一部	26	81
		折立の一部	原の全域、折立、茶畑、蔵道上、西原畑の各一部	97	310
		古田の一部	背戸山、椽木間、郷中の各一部	79	235
泉	宇津江、江比間、伊川津、石神、夕陽が浜	宇津江の一部	東田、仲田、浜田の全域、長尾、ワルマ、上野山、前田、居山の各一部	1	5
		江比間の一部	惣浦、五字郷中、西砂畑、新田、二字郷中、三字郷中、女郎川、西前田、寺ノ前、川向の全域、東山、郷中、前田、下ノ道、東坂ノ上の各一部	405	1,313
		伊川津の一部	新田、仙田、小割、砂地、東砂地、大藪、下地、大島、伊井新田、横浜、貝ノ浜、郷中、大歳、五郎丸、前田、作兵衛、横津新田、細田、横津、沖田、上ノ下、川坂の全域、東上地、上地、中島の各一部	172	603
		石神の一部	浜田、西田、森下の全域、沖田、西沖田、向山、宮ノ前、北屋敷の各一部	47	137
		夕陽が浜の全域	夕陽が浜の全域	79	247
合 計				6,771	21,192

※避難対象区域の字名には、住家の有無を問わず全ての字名が含まれる。
 ※津波危険区域は、平成23年度に市が実施した地震防災対策基礎調査結果による津波浸水区域(M=8.8)や過去の津波災害履歴、専門家による最大クラスの津波浸水区域などを参考に指定したもので、この津波危険区域を「避難対象区域」とする。
 ※表中「コミ」は「コミュニティ協議会」の略

第3 初動体制

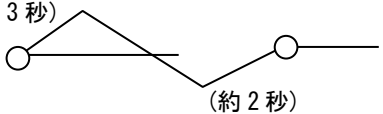
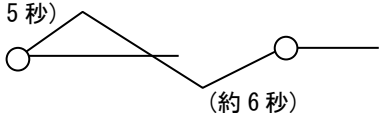
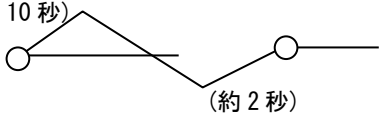
愛知県外海及び伊勢・三河湾の津波予報区に、津波警報及び津波注意報が発令された場合の職員の連絡・参集体制は、第3編第1章「活動態勢(組織の動員配備)」及び「田原市災害対策本部運営チェックマニュアル」による。

第4 津波情報の収集・伝達

- (1) 津波予報及び津波情報の受信手段、受信経路は、第3編第7章「災害情報の収集・伝達」による。愛知県外海及び伊勢・三河湾の津波予報区に津波注意報や警報が発表された場合、又は強い地震の揺れを感じた場合等には、高台や防災カメラで海面状況を監視する。

- (2) 被害情報の収集については、初動期も含み第3編第7章「災害情報の収集・伝達」及び各職員の登庁時における状況も収集する。
- (3) 住民等への伝達方法については、同報無線及び地域防災無線を活用するとともに、広報車による広報を行う。また、海岸地域の事業所等で放送設備等を備えているものがあればそれを活用する。(※広報文は、本章末尾の「津波警報、大津波警報発令時の放送文例」による。)
- (4) 愛知県外海及び伊勢・三河湾の津波予報区に津波警報等が発令された場合の住民への周知については、全国瞬時警報システム(J-ALERT)を利用し、同報無線屋外子局を活用する。
また、全国瞬時警報システム(J-ALERT)が作動しなかった場合は、同報無線及びデジタル地域防災無線を活用し、市役所勤務時間内は、防災対策課員が行い、閉庁日や市役所勤務時間外については、消防署指揮係職員(通信担当)が行う。
- (5) 津波警報等
種類、発表基準等、津波情報、津波予報区については、第2編第10章第4節第1「災害発生直前対策」を参照。

■津波警報等の標識

標識の種類	標 識	
	サイレン音等	
大津波警報標識	(約3秒) 	(3回繰返し) (約2秒)
津波警報標識	(約5秒) 	(3回繰返し) (約6秒)
津波注意報	(約10秒) 	(3回繰返し) (約2秒)

第5 避難指示等の判断基準、伝達方法等

1 避難指示の判断基準

どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。

次のいずれか1つに該当する場合に、避難指示を発令するものとする。

- (1) 愛知県外海又は伊勢・三河湾の津波予報区において、大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合
- (2) 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受け取ることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合

2 避難の対象とする地域

- (1) 大津波警報：最大クラスの津波により浸水が想定される地域を対象とする。
- (2) 津波警報：海岸堤防等がない又は海岸堤防等が低い場合、高さ3mの津波によって浸水が想定される地域を対象とする。
- (3) 津波注意報：漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、

海岸堤防等より海側の地域を対象とする。

3 遠地地震の場合

日本から遠く離れた場所で発生した地震による津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。市は、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、高齢者等避難、避難指示の発令を検討するものとする。

4 伝達方法

同報無線を活用するとともに、デジタル地域防災無線、広報車等による広報を行う。

第6 要配慮者の避難対策

津波危険地域内(避難対象地区内)における要配慮者等について、自主防災会と協力の下、地域住民等と協働し災害時における避難支援体制を確保しておくものとする。

第7 観光客等の避難対策

年間を通し観光客や釣り客などが多数来訪することから、地理的な諸情報を知らない者に対し、避難誘導看板の設置や渥美半島観光ビューロー等の各種団体と連携して実施するチラシによる啓発や各種訓練等を実施するよう努める。

また、津波警報及び大津波警報発令時には、全国瞬時警報システム(J-ALERT)により、自動的に同報無線から一斉放送し、周知を図るとともに、海岸部に設置した回転灯付屋外子局により、危険を知らせ、安全な場所に避難するよう呼びかける。

なお、観光地に訪れた狭義の観光客だけでなく、交通機関や道路等が寸断された場合に帰宅するまでに相当の時間を要する帰宅困難者も対象として対策を図るものとする。

1 観光客等に対する情報提供手段及び体制の確立

防災マップや避難誘導看板等を作成し、観光客等に周知するとともに、ホームページ等を活用して観光客等に情報提供できる体制づくりを進める。

2 観光関係機関と公共交通機関等における情報連絡体制の確立

観光関係機関等と鉄道、バス、船舶等の公共交通機関が連携を図り、災害時における交通情報を速やかに共有するための情報連絡体制を確立する。

3 道の駅の防災機能強化

道の駅は、大規模災害時において、観光客等帰宅困難者の一時避難場所や災害情報の発信場所として、有効な役割を果たすことが期待できることから、防災機能を有する道の駅として、計画的な整備・充実を推進する。

第8 津波対策の教育・啓発

津波に関する基礎知識、応急対策、避難路等について啓発活動を行うとともに、地域住民に対し津波に関する知識の普及に努める。

また、地域住民の参画を得て作成した地震・津波避難マップにより、災害時における人命の安全確保を図る。

第9 避難訓練の実施

円滑な避難と津波対策の問題点の検証を行うため、毎年1回以上の津波避難訓練を含めた防災訓練を実施するよう努める。

第10 津波浸水予想図

防災マップを参照。

第2節 津波災害対策

第1 市（都市建設部、産業振興部、上下水道部、渥美支所部）、県（防災安全局、関係局）及び関係機関

(1) 点検及び応急復旧

ア 地震、津波が発生した場合は、あらかじめ定めた基準により河川、海岸の点検を行い、被災後の降雨による二次災害の可能性が認められる箇所においては、速やかに応急復旧を行うものとする。

イ 排水機場、水門等は、沈下・変形等により運転や開閉操作等が円滑に行われない場合が想定されることから、特に重要な施設について専門業者への緊急連絡体制を整え、速やかに応急復旧できる体制をあらかじめ構築する。

(2) 浸水対策資機材

ア 市は、その所管区域における浸水対策を十分果たせるよう水防倉庫等の資機材を整備するとともに、資機材の緊急調達の方法について、あらかじめ定めておくものとする。

イ 県は、市の備蓄する水防用資機材に不足を生ずるような緊急事態に際し、応急支援するため水防用資機材を確保するものとし、市長から要請があった場合には、状況を勘案して応急支援する。

(3) 漏水、溢水防止応急復旧活動

ア 各管理者は、堤防、水門、樋門、ため池、高圧又は高位部の水路等の被害状況を確認し、必要に応じて応急復旧対策を実施するほか、被害状況に応じて可搬式ポンプによる応急排水を実施する。

イ 市は、可搬式ポンプに不足等が生じた場合、県に対し貸付を要請する。

第2 河川、海岸、港湾及び漁港管理者の措置

河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波警報の伝達を受けたとき又は伝達ルートに関係なく覚知した場合は、水門及閘門の閉鎖(工事中の場合は中断等)措置を講じる。

なお、施設の操作は、現場作業員の安全を優先した上で行わなければならない。

津波警報・大津波警報発令時の放送文例（同報無線放送）

田原市が属する津波予報区(愛知県外海、伊勢・三河湾)に津波警報・大津波警報が発令された場合は、全国瞬時警報システムが自動起動し、同報無線屋外子局から、下記放送文が市内一斉に放送される。

【全国瞬時警報システム 通報内容文】

津波注意報

サイレン吹鳴（10秒吹鳴2秒休止）2回繰返し

「こちらは、田原市災害対策本部です。
ただいま、愛知県沿岸に津波注意報が発表されました。
海の中や海岸付近は危険です。ただちに海岸から離れて高い場所に避難してください。」 ※繰返し

津波警報

サイレン吹鳴（5秒吹鳴6秒休止）3回繰返し

「こちらは、田原市災害対策本部です。
ただいま、愛知県沿岸に津波警報が発表されました。
ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に避難してください。
ただいま、愛知県沿岸に津波警報が発表されました。
ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に避難してください。」 ※繰返し

大津波警報

サイレン吹鳴（3秒吹鳴2秒休止）3回繰返し

「こちらは、田原市災害対策本部です。
ただいま、愛知県沿岸に大津波警報が発表されました。
ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に避難してください。
ただいま、愛知県沿岸に大津波警報が発表されました。
ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に避難してください。」 ※繰返し

【同報無線・広報車 放送文例】

津波注意報

サイレン吹鳴（10秒吹鳴2秒休止）3回繰返し

「こちらは、田原市災害対策本部です。
〇〇〇〇に津波注意報が発表されたため、
〇〇時〇〇分に津波災害に関する避難指示を発令しました。
海の中や海岸付近は危険です。ただちに海岸から離れて高い場所に避難してください。」 ※繰返し

強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合

サイレン吹鳴（5秒吹鳴6秒休止）3回繰返し

「緊急放送、緊急放送、避難指示発令。こちらは、田原市災害対策本部です。
強い揺れの地震がありました。
津波が予想されるため、〇〇時〇〇分に〇〇地域に津波災害に関する避難指示を発令しました。
ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に避難してください。」 ※繰返し

津波警報

サイレン吹鳴（5秒吹鳴6秒休止）3回繰返し

「緊急放送、緊急放送、避難指示発令。こちらは、田原市災害対策本部です。
〇〇〇〇に津波警報が発表されたため、
〇〇時〇〇分に〇〇地域に津波災害に関する避難指示を発令しました。
ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に避難してください。」 ※繰返し

大津波警報

サイレン吹鳴（3秒吹鳴2秒休止）3回繰返し

「緊急放送、緊急放送、避難指示発令。こちらは、田原市災害対策本部です。
〇〇〇〇に大津波警報が発表されたため、
〇〇時〇〇分に〇〇地域に津波災害に関する避難指示を発令しました。
ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に避難してください。」 ※繰返し

※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効

第15章 消防活動

○ 基本方針

大地震発生時には、火災の多発により極めて大きな人命危険が予想されるため、消防団員はもとより市民、事業者をあげて出火防止と初期消火を行う。

消防機関は、関係消防機関と連携を保ちつつその全機能をあげて避難の安全確保を始め、重要な地域、対象物の防御と救助・救急及び地震による火災の防御等に当たり、激甚な大規模災害から市民の生命、身体及び財産を保護する。

○ 主な機関の応急復旧対策 ☑=災害対策本部

機関名	発災	数時間			1日	3日	1週間
	初動態勢の確立期	応急対策期				復旧対応期	
☑ 消防部	<ul style="list-style-type: none"> ○非常配備体制の発令 ○消防活動態勢の確立 ○情報収集等 ○消防活動路の確保 <ul style="list-style-type: none"> ○消火活動 ○救助・救急活動 	→					
☑ 消防団	<ul style="list-style-type: none"> ○居住地付近の住民に出火防止と初期消火の呼びかけ ○情報収集 ○消火活動、避難道路防護活動 ○消防隊の応援 <ul style="list-style-type: none"> ○救出活動、負傷者への応急救護・搬送 ○避難場所への誘導等 	→					
県(防災安全局)	<ul style="list-style-type: none"> ○情報収集及び消防庁への報告 ○市町村等への情報提供 						

第1節 消防活動

第1 市(消防部)

- (1) 市は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行うものとする。特に、大規模な震災の場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め迅速に対応するものとする。
- (2) 市は、災害事象に対応した防御活動を展開し、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、発災害時の被害を軽減するため、大震火災防御計画を樹立しておくものとする。

ア 大震火災防御計画の目標

地震による災害は、地震そのものの強さやその他の条件によって大小さまざまであるので、被害発生規模により物的被害の軽減から人命の安全確保まで、段階的に防御対象と範囲を定め、最も効率的な被害軽減を目標として計画する。なお、激甚な大規模災害が発生した場合、消火栓の使用不能、道路寸断等により、早期に消防力が投入できないことも考えられるため、そうしたことを踏まえた防御計画とする。

(ア) 火災が比較的少ない場合は、全ての火災に出動し、全火災を鎮圧する。

(イ) 火災が多い場合は、重要地域及び重要対象物を優先的に防護する。

- (ウ) 火災が著しく多発し、最悪の条件下においても避難路等の確保により、人命の安全だけは確保する。
- イ 大震火災防御計画の推進
 - (ア) 防御方針
 - a 火災発生が少ないと判断したときは、積極的な防御を行い一挙鎮滅を図る。
 - b 火災件数が消防力を上回るような場合は、重要かつ消防効果の大きい火災を優先的に防御する。
 - c 火災が随所に発生し、消防隊個々の防御では効果を収め得ない場合は、部隊を集中して人命の確保と最重要地域の確保のための防御に当たる。
 - d 火災が著しく多発、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして避難者の安全確保のための防御に当たる。
 - e 大量の人命救助事象が発生した場合は、火災状況により優先的にこれを実施する。
 - f 高層建築物、地下駐車場、その他大量の消防部隊を必要とし、他への延焼危険が少ない火災は、他の延焼火災を鎮圧した後に部隊を集中して防御に当たる。
 - g 大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火した場合、あるいは既に延焼してしまった場合は、初期においては市街地への延焼危険のある部分のみを防御し、後に上記の要領により防御する。
 - h 火災・水災等の災害が同時に発生した場合は、原則として、火災防御を優先とする。
 - (イ) 重要対象物の指定

消防署長は、避難所、救援物資の集積場所、救護施設、応急復旧に直接必要な災害対策の中核機関、市民生活に直接影響を及ぼす公共機関及び報道機関等の施設を、地震時における重要対象物として指定する。
 - (ウ) 延焼阻止線

延焼阻止線は、火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域からの延焼拡大した火災を延焼阻止効果のある所で集中的に防御し、阻止しようとするもので地形地物、空地、水利の状況と動員部隊とを勘案して予定する(25m以上の道路)。
 - (エ) 避難地・避難路

避難地は市決定の「避難場所」とするが、他の機関が定める一時避難地についても熟知しておくものとする。また、避難場所に通ずる幹線道路を一応の避難路とするが、防御の重点は河川に面した所は橋梁付近、その他の地点については避難上特に障害が予想され、混乱を生ずると思われる地点とする。
 - (オ) 消防活動計画図の作成

防御計画図は、部隊運用の基本をなすもので、危険区域、木造住宅の密集状況、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難地、避難路などを調査し、消防署、本庁とそれぞれの立場において検討調整を行い、作成するものとする。
 - (カ) 部隊運用要領
 - a 消防の組織
 - (a) 消防部等の設置

大地震の発生により火災等の災害発生が予測された場合は、平常の事務を一時

停止して、消防本部を消防部とし、消防課に消防班、予防課に予防調査記録班、消防署に指揮班、警防班を設置する。警防班は消防隊を編成し災害の活動に専念する。

(b) 消防団本部の設置

消防団長は消防団本部を設け、所属団員を指揮して所轄区域内の消防団活動に当たる。

b 消防隊の部隊運用要領

(a) 重要な地域の火災を重点とした部隊運用を図る。

(b) 避難命令が出された場合は、人命の安全確保を最大の目的とした避難路確保に全力を尽くして、防御に当たる部隊運用を図る。

(キ) 計画の検討・調整

集中防御地点・避難予定路等の決定に当たっては、消防活動に重大な影響を及ぼすので、木造住宅の密集状況や航空写真などにより検討し、各分署との調整を図る。

- (3) 広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより消防相互応援を行い、県は、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の要請、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行うなど、全国的な消防応援体制の充実を図る。

第2 消防団

- (1) 消防団は地域に密着した防災機関として、次により出火防止を始めとする住民指導及び現有装備を活用して、延焼火災その他災害の防御に当たるものとする。

ア 出火防止

発災と同時に居住地付近の住民に対し、出火防止を広報するとともに、出火した場合は住民を督促して初期消火の徹底を図る。

イ 消火活動

消防隊の出場が不能若しくは困難な地域における消火活動又は主要避難路確保のための消火活動を単独若しくは消防隊と協力して行う。

ウ 消防隊の応援

消防隊の応援要員として消火活動に従事するとともに、道路障害の排除及び消防隊の誘導に当たる。

エ 救助救急

要救助者の救助・救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所への搬送を行う。

オ 避難方向の指示

避難の指示等がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡を取りながら火勢の状況等正しい情報に基づき、住民に安全な方向を指示する。

- (2) 激甚な大規模災害が発生した場合、指揮命令系統の途絶も考えられることから、分団又は班単位で消火・救助等の活動が行えるよう資機材等の整備を検討する。

第16章 危険性物質対策

○ 基本方針

災害により危険物施設等が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止するための適切かつ迅速な緊急措置を実施し、周辺住民等に被害を及ぼさないように努めるとともに、それらの情報等を提供し、周辺住民等を早急に避難させる。

○ 主な機関の応急復旧対策 ☒=災害対策本部

機関名	発災	数時間	1日	3日	1週間
	初動態勢の確立期		応急対策期		
☒ 消防部 ☒ 都市建設部	○非常配備態勢の発令				
	○消防活動態勢の確立				
	○情報収集等	→			
	○消防活動路の確保	→			
	○救助・救急活動				
県(防災安全局)	○情報収集及び消防庁への報告				
	○市町村等への情報提供				

第1節 危険物施設対策計画

第1 事業所の所有者、管理者又は占有者

(1) 情報収集及び防災要員の確保

事業所の所有者、管理者又は占有者は、災害発生後直ちに災害に関する情報を収集し、関係者に伝達するとともに、防災要員を確保する。

(2) 応急措置及び通報

事業所の所有者、管理者又は占有者は、危険物施設の実態に応じ、危険物の流出、出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検を行い、被害状況を把握する。

また、危険物施設が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止するため応急措置を講ずるとともに、直ちに警察、消防機関等へ通報する。

(3) 情報の提供及び広報

事業所の所有者、管理者又は占有者は、災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合は、周辺住民に対し、災害の状況や避難の必要性等に関する正確な情報を速やかに提供するとともに、いたずらに住民の不安を増大させないための災害広報活動を積極的に行う。

第2 市(消防部)

(1) 市は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

(2) 市は、危険物の所有者、管理者、占有者に対し、危険防止のための措置を取るよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

- (3) 市は、消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者から報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。なお、消火活動等を実施するに当たっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分注意して行う。
- (4) 災害の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。
- (5) 市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

第3 県（防災安全局）

- (1) 県は、市等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。
- (2) 県は、関係省庁から応急対策の実施に当たり必要な情報等を受けた場合、市、関係機関等へ連絡する。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。

第2節 高圧ガス大量貯蔵所対策計画

第1 事業所の所有者、管理者又は占有者

- (1) 第1節「危険物施設対策計画」に係る措置のほか、次の(2)以降の措置を実施する。
- (2) 高圧ガス製造施設が被害を受け、ガス漏えい等異常事態が発生した場合には、高圧ガスによる災害の拡大を防止するための適切かつ迅速な緊急措置を実施し、火災、爆発などの二次災害の防止を図ることにより、周辺住民に被害を及ぼさないように努める。
- (3) 地震防災体制の確立(地震災害時に限る。)
 - ア 防災組織の確立
地震発生後、地震防災本部を設置し、緊急時の指揮命令システムを確保し、地震の規模に応じて、緊急運転、保安防災、避難救護、広報などの地震防災組織を確立する。
 - イ 情報の収集伝達
地震防災本部は、地震発生後、事業所内の被害状況、設備の運転状況を把握するとともに、災害報道などにより、地震の規模、地震地域の全般的被害状況、道路被害状況など必要な情報を収集し、事業所内各部署に伝達する。また、高圧ガス製造施設の被害状況、災害の発生状況について、消防機関等関係機関に通報する。
- (4) 高圧ガス製造設備(貯蔵設備を含む。以下同じ。)の運転停止
大規模な地震が発生した場合又は高圧ガス製造設備の安全な運転に影響を及ぼすと判断される場合は、高圧ガス製造設備の運転を緊急停止する。
- (5) 高圧ガス製造設備の運転再開のための点検
高圧ガス製造設備の運転を停止した場合には、高圧ガス保安法に定める「定期自主検査」に準ずる詳細点検を実施した後、運転を再開する。
- (6) 高圧ガス製造施設の被害状況点検及び応急対策
 - ア 防災担当及び運転担当は、災害発生後直ちに人身被害、火災、爆発、高圧ガスの大量漏えい等の災害の有無について迅速に一次点検を行い、災害が発生している場合は、災害の拡大防止と安全確保のための防災活動を実施する。
 - イ 一次点検の結果災害が発生していない場合においても、二次点検としてガスの漏えい

点検、運転管理点検、保安設備点検等を実施する。

(7) 広報・通報等

災害が発生し、周辺住民その他第三者に被害を及ぼすおそれがある場合又は不安を与えるおそれがある場合には、災害の状況や避難の必要性等について、迅速かつ正確な情報提供を実施する。

第2 市（関係部局）

(1) 市は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

(2) 市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

第3 県（防災安全局）

(1) 県は、市等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。

(2) 県は、関係省庁から応急対策の実施に当たり必要な情報等を受けた場合、市、関係機関等へ連絡する。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。

第3節 毒物劇物取扱施設対策計画

第1 事業所の所有者、管理者又は占有者

(1) 第1節「危険物施設対策計画」に係る措置のほか、次の(2)の措置を実施する。

(2) 毒物劇物貯蔵設備が被害を受け、毒物劇物の流出事故が発生した場合には、それによる被害の拡大を防止するために、第一に当該施設の従業員及び周辺の住民に対し、それらの情報等を提供し、早急に避難させることが重要である。

第2 市（関係部局）

(1) 市は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

(2) 市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

(3) 災害の状況等により事故処理剤が不足する場合、事故処理剤の確保について県に要請する。

(4) 地震により災害が発生し、周辺住民等に被害を及ぼしたり不安を与えるおそれがある場合は、災害の状況や避難の必要性等について、速やかに正確な情報を提供する。

第3 県（保健医療局）

(1) 県は、市等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。

(2) 県は、関係省庁から応急対策の実施に当たり必要な情報等を受けた場合、関係市町村、関係機関等へ連絡する。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。

(3) 市から事故処理剤の確保について要請を受けたときは、隣県及び国へ協力要請を行うなど積極的に支援する。

第17章 避難所・要配慮者支援対策

○ 基本方針

市は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者への支援体制を整備するものとする。

○ 主な機関の応急復旧対策 ☒=災害対策本部

機関名	発災	数時間	1日	3日	1週間
	初動態勢の確立期		応急対策期		
☒ 防災局 ☒ 市民環境部 ☒ 都市建設部 ☒ 産業振興部 ☒ 企画部 ☒ 教育部 ☒ 健康福祉部	○避難の誘導 ○他市町村・県への応援要求 ○児童・生徒、園児等の安全確保 ○施設の安全確保		○被害状況の報告 ○保護者への連絡 ○児童等の引渡し		
☒ 教育部 ☒ 健康福祉部	○避難所の開設・運営 ○避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保		○福祉避難所の開設(随時) ○避難行動要支援者の受入		
第四管区海上保安本部・自衛隊・田原警察署	○立退きの指示 ○避難の誘導				
県(防災安全局・保健医療局)	○情報収集・支援体制の整備 ○第四管区海上保安本部、自衛隊、県警察への応援要請 ○他市町村への応援指示 ○広域調整・市町村支援 ○多言語による情報発信 ○帰宅困難者に対する情報提供				

第1節 避難所の開設・運営

第1 市(教育部、健康福祉部)

(1) 避難所の開設

市は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。また、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、当該地域に指定避難場所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県はその情報を国に共有するよう努めるものとする。

(2) 多様な避難所の確保

要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

(3) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら避難所の開設が困難な場合、他市町村又は県へ避難所の開設につき応援を要求する。

第2 県（防災安全局）

県は、市の実施する避難所の開設につき、特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

第3 避難所の運営

市は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所と災害対策本部の連絡体制を確保するとともに、自主防災会が中心となり避難所の運営に当たる。必要に応じて、市の職員等を配置する。その運営に当たっては、次の点に留意する。

(1) 避難所運営マニュアル等に基づく避難所運営

市や県が作成した避難所運営マニュアル等に基づき、避難所の円滑な運営を図ること。

(2) 避難者の把握

必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努めること。なお、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。

また、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

(3) 避難所が危険になった場合の対応

避難所が万一危険になった場合、再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずること。

(4) 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮

避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。

(5) 避難所運営における女性の参画等

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

(6) 避難者への情報提供

常に市の災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安の解消に努めること。

特に、自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努めること。

また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情報提供方法について、「田原市地震避難所運営チェックマニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮すること。

(7) 要配慮者へ支援

避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。なお、必要に応じて

福祉施設への入所、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行うこと。

(8) 物資の配給等避難者への生活支援

給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置を取ること。

なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「田原市地震避難所運営チェックマニュアル」を参考に配慮すること。

(9) 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応

避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、健常者であっても災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。

(10) 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営

避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した NPO やボランティア等の協力が得られるよう努めること。

(11) ペットの取扱い

各避難所では、必要に応じてペットの飼育場所の確保に努めるとともに、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

(12) 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請

市は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ要請する。避難所の衛生的な環境の確保が困難となった場合は、「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」に基づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。

(13) 感染症対策

市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

第4 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、本市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第2節 要配慮者の支援対策

第1 市（防災局、健康福祉部）

(1) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保

市は被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供するものとする。

(2) 福祉避難所の設置等

自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、避難所での集団避難生活に支障がある場合、市内の協定福祉避難所への避難を依頼し、移送を行う。また、協定福祉避難所での受入れも収容能力等により困難な場合、福祉避難所を開設し、要配慮者等の受入れを行う。併せて被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。

また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

■協定福祉避難所

区分	協定先	施設	電話番号	収容可能人員
1	福寿園	福寿園、田原福寿園、田原ゆの里、パシフィック、渥美福寿園、花の里	27-0008	70
2	成春館	蔵王苑、蔵王の杜	22-1145	52
3	誠淳会	伊良湖ケアセンター	34-6686	4
4	愛知県厚生農業協同組合連合会	あつみの郷	22-0283	4
合 計				130

(3) 福祉サービスの継続支援

福祉サービス提供者等と連携を図り、福祉サービスが継続されるよう支援する。

(4) 県に対する広域的な応援要請

保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、広域的な応援が必要な場合は、県へ要請するものとする。

(5) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握

次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。

ア たはら国際交流協会や各種ボランティア団体との連携

イ 愛知県災害多言語支援センター(大規模災害時に設置)が発信する多言語情報の活用

ウ 通訳ボランティア等の避難所等への派遣

第2 県(福祉局、保健医療局、県民文化局)

(1) 情報収集・支援体制の整備

市、県保健所等から情報収集し、必要な支援体制を整備するものとする。

(2) 広域調整・市町村支援

保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、厚生労働省始め関係機関、関係団体への要請を行うとともに、広域調整等により市を支援するものとする。

(3) 多言語による情報発信

県国際交流協会との連携や大規模な災害時に開設する愛知県災害多言語センターにより、外国人支援のための多言語による情報発信、相談対応等を行うとともに、必要に応じて被災地への語学ボランティアの派遣等を行う。

(4) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制の整備

災害時に、障害者が必要な情報を取得することができるよう、市町村その他関係機関と連携して、障害者の家族及び支援者の協力を得つつ、災害その他非常の事態の場合における障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制の整備に努めるものとする。

第3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しており、避難所の供与等の事務については、本市が実施することとなる。ただし、災害派遣福祉チーム（DCAT）の編成・派遣については、県が実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第18章 帰宅困難者対策

○ 基本方針

本市では、臨海企業等の従業員、観光客、釣り客、サーファー、学校への通学者など、多くの流入者が滞在しているため、大規模災害により交通機能が停止した場合、帰宅困難者が多数発生し、大きな混乱が予想される。

このため、帰宅困難者が安全に帰宅できるような的確に対策を実施するものとする。

○ 主な機関の応急復旧対策 ☒=災害対策本部

機関名	発災	数時間	1日	3日	1週間
	初動態勢の確立期		応急対策期		
☒ 防災局 ☒ 産業振興部 ☒ 企画部 ☒ 市民環境部	○滞在者の情報収集 ○帰宅困難者に対する情報提供 ○避難所の開設・運営 ○事業者に対する一斉帰宅の抑制呼びかけ	○帰宅困難者の受入	○代替輸送手段の確保		
事業所等 豊橋鉄道(株)	○従業員、生徒等の安全確保 ○安否確認や交通情報等の収集及び従業員等の一斉帰宅の抑制 ○駅周辺等の混乱防止				
県(防災安全局)	○帰宅困難者に対する情報提供 ○事業者に対する一斉帰宅の抑制呼びかけ				

第1節 帰宅困難者対策

第1 市の対策（防災局、産業振興部、企画部、市民環境部、都市建設部）

- (1) 「むやみに移動(帰宅)を開始しない」旨の広報及び一時滞在施設(滞在場所)の確保等
 市は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動(帰宅)を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。
 また、必要に応じて、一時滞在施設(滞在場所)の確保等の支援を行うものとする。
- (2) 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供
 市は、安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して鉄道等公共交通機関の運行状況や帰宅支援ルート、コンビニエンスストアなどの徒歩帰宅支援ステーションの情報提供に努める。
 ※市防災マップ(徒歩帰宅支援ルートマップ)及び市臨海地区災害時徒歩帰宅支援ルートマップを参照
- (3) その他帰宅困難者への広報
 市は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業者の責務等、必要な広報に努める。
- (4) 帰宅途中で救援が必要となった人等への対策
 市は、帰宅途中で救援が必要となった人、避難所での受入れが必要となった人への救助対策、避難所等対策を図る。また、一時的に避難所を確保する必要があるため、公共施設・民間施設を問わず、受入れ可能な一時的な避難所の確保に努める。

※市と県立成章高等学校は、臨海企業従業員の一時的な避難所として協定済み

第2 事業者や学校等の対策

(1) 一斉帰宅行動の制御

事業者や学校などは、発災時において、従業員や児童・生徒の安全確保、保護、家族の安否確認を行うとともに、交通情報等の収集を行い、災害状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策を取るものとする。

(2) 災害時の体制整備

従業員や児童・生徒を一時的に事業所等や学校に待機させるため、飲料水、食料、生活必需物資等の備蓄や災害時の対応マニュアルの整備など体制整備に努める。

(3) 駅周辺等の混乱防止

豊橋鉄道株式会社は、駅構内の乗降客等の滞留者に対し、避難場所(田原中部小学校)、帰宅可能地域、徒歩帰宅可能経路等の必要な情報を提供する。

第19章 水・食品・生活必需品等の供給

○ 基本方針

被災住民に対し、最低限必要な水、食料、生活必需品を供給する。

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

○ 主な機関の応急復旧対策

☉=災害対策本部

機関名	発災	数時間	1日	3日	1週間
	初動態勢の確立期		応急対策期		復旧対応期
☉ 企画部 ☉ 市民環境部 ☉ 産業振興部			<ul style="list-style-type: none"> ○備蓄食料の分配 <ul style="list-style-type: none"> ○県等からの食料の調達 ○各種協定による食料の調達 ○救援物資の受入、仕分け等 		
			<ul style="list-style-type: none"> ○備蓄倉庫からの生活必需品の分配 <ul style="list-style-type: none"> ○県等からの生活必需品の調達 ○救援物資の受入・仕分け等 ○不足分の生活必需品の発注・調達 		
			<ul style="list-style-type: none"> ○避難所の備蓄生活必需品の分配 <ul style="list-style-type: none"> ○不足分の要請 		
☉ 健康福祉部・ 教育部			<ul style="list-style-type: none"> ○炊き出しの実施 ○不足分の要請 		
☉ 上下水道部			<ul style="list-style-type: none"> ○県災対本部へ応急給水の要請 ○給水拠点の設置 ○応急給水の実施 		
			<ul style="list-style-type: none"> ○給水拠点の設置 ○車両輸送等による給水 ○仮設給水柱の設置 ○水・要員・給水資機材の応援要請 		
県(防災安全局・ 保健医療局)		<ul style="list-style-type: none"> ○水・食料等の調達あっせん ○応援活動の実施 			

第1節 給水

第1 市(上下水道部)

- (1) 被災者等へ飲料水、生活用水等を供給する。
- (2) 断水が生じた場合、目標水量を目安にし、必要な措置を講じる。
- (3) 応急給水は、公平に行うものであるが、医療施設や避難所等を優先的に行うよう配慮する。
- (4) 飲料水の供給は、市民館、小中学校など避難場所を単位とし、耐震性貯水槽や配水池等の水源を直接確保して行う拠点給水、あるいは、給水車、ポリタンク等を用いて輸送する運搬給水によるが、現地の状況によっては、適宜な方法により行う。

- (5) 直ちに断水原因を調査するとともに、田原市上下水道工事業協同組合と協力し復旧作業を行う。

第2 県（保健医療局、企業庁）

- (1) 市から要請があった場合、又は必要と認める場合には、応急給水の応援を行う。
(2) 企業庁においては、県水受水市町村等に対して、可能な限り所要の給水量を確保する。

第3 応急給水（上下水道部）

- (1) 実施主体は、市であり、県はこれを応援する。
(2) 市及び県は、給水体制の組織についてあらかじめ編成を考慮して、それぞれの分担を明確化しておくものとする。
(3) 給水の対象は、災害により水道・井戸等の給水施設が損壊して、飲料水が得られない被災者を対象とする。
(4) 応急給水量は、下表に示すとおり被災後の経過日数ごとに、目標水量を定め、確保するよう努める。

地震発生からの日数	目標水量 (ℓ/人・日)	主な給水方法
発生～3日	3	拠点給水又は運搬給水
4日～10日	20	仮設給水、拠点給水又は運搬給水
11日～21日	100	同上
22日～28日	被災前給水量 (約250)	拠点給水や運搬給水による給水は解消

- (5) 給水の方法は、目標水量に基づく非常用水源からの「拠点給水」あるいは給水車等で輸送する「運搬給水」とするが、状況等により臨機に対応する。

第4 応援体制（上下水道部）

- (1) 市は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資機材につき応援を要求する。
(2) 市町村相互の応援体制については「水道災害相互応援に関する覚書」に定める内容を基本として給水活動を実施する。
(3) 県は、被害状況により、必要があると認めたときは、応援の可能な県内水道事業者等へ応援するよう指示する。
(4) 県の応援体制については「愛知県災害対策実施要綱」に定める事務分担による。
(5) 県は、応急給水の支援が円滑に行えるように、県外水道事業者等への応援要請を含めた広域応援体制を整備する。
(6) 県は、市への応援事項について、自衛隊あるいは国等への応援を要請する。特に近隣県からの応援は初動に有効となるため、応援体制と緊急時の窓口を整え、その実効性を確保するものとする。

第5 非常用水源の確保（上下水道部）

震災時における応急給水用の水源について、平常時からあらかじめ選定しておく必要があるが、非常用水源の確保につき留意しておかなければならない事項は、次のとおりである。

- (1) 給水対象及び給水量
非常用水源の規模決定に当たっては、第3(4)の表を参考にして給水の対象人口とその単

位給水量をつかんでおかななくてはならない。

(2) 非常用水源の確保

非常用水源としてあらかじめ次のようなものについて選定しておいて、平常時からの維持管理をしておく必要がある。

ア 水道用貯留施設の利用

浄水池、ポンプ井、配水池、受水槽、圧力タンク、耐震性貯水槽

イ 最寄利用可能水源の利用

最寄水道水源あるいは最寄水道施設から路上配管等により応急給水する。

ウ 受水槽の利用

公共施設、ビル、病院、アパート等の受水槽を利用して応急給水する。

エ プール、ため池、沈澱池、河川の利用(生活用水)

(ア) 比較的汚染の少ない水源をあらかじめ選定しておき、あらかじめ公的機関等による水質検査を受けること。

(イ) 飲料水等の清浄な水が必要とされる場合は、ろ水機等で処理をしたのち、塩素剤により滅菌して応急給水すること。

オ 井戸の利用(生活用水)

(ア) 浅井戸あるいは深井戸などは、地震により崩壊、水脈変化による水質・水量の変化等の心配があるので、使用に当たっては水質に十分注意してから使用すること。

(イ) 生活用水を確保するため県が指定する災害時井戸情報を活用する。

◆非常用水源一覧表

施設名	容量	住所等
東馬洗浄水場浄水池	860 m ³	田原市田原町東馬洗26-1ほか
赤羽根受水場	72 m ³	〃 赤羽根町長沢88-3
和地受水場	1,248 m ³	〃 和地町北浦25-3ほか
六連配水場	10,000 m ³	〃 六連町弥栄69-2ほか
蔵王配水池	3,000 m ³	〃 田原町石取1-4ほか
加治配水池	2,000 m ³	〃 加治町奥恩中62-258
滝頭配水池	750 m ³	〃 田原町吹付1-16
赤羽根第1配水池	1,200 m ³	〃 赤羽根町東山1-24
赤羽根第2配水池	600 m ³	〃 若見町小山29-71
小塩津配水池	4,840 m ³	〃 小塩津町沢48-77ほか
泉配水池	1,084 m ³	〃 江比間町一ノ谷1-9
伊良湖配水池	2,198 m ³	〃 伊良湖町新田126-1ほか
小計	27,852 m ³	※災害時貯水量は容量の67%とする
飲料水兼用耐震性貯水槽	100 m ³	田原中学校グラウンド
〃	60 m ³	田原福祉センター駐車場
〃	60 m ³	神戸市民館駐車場
〃	60 m ³	中部市民館駐車場
〃	60 m ³	セントファール裏
〃	60 m ³	童浦市民館駐車場
〃	60 m ³	赤羽根市民館駐車場
〃	100 m ³	中山市民館駐車場
〃	60 m ³	旧福江市民館駐車場
〃	60 m ³	泉小学校運動場
小計	680 m ³	※災害時貯水量は容量の100%とする
合計	28,532 m ³	※災害時貯水量は19,340 m ³ とする

◆予備水源一覧表(生活用水)

施設名	容量	住所等
六連小学校プール	360 m ³	田原市六連町栗穴43-1
神戸小学校プール	395 m ³	〃 神戸町殿畑26
大草小学校プール	330 m ³	〃 大草町東畑43-2
田原南部小学校プール	348 m ³	〃 加治町奥恩中 62-17
田原中部小学校プール	505 m ³	〃 田原町殿町 33
衣笠小学校プール	480 m ³	〃 田原町東栄敷 70
野田小学校プール	330 m ³	〃 野田町宮前 1
高松小学校プール	368 m ³	〃 高松町蔵屋敷 5
赤羽根小学校プール	393 m ³	〃 赤羽根町西瀬古 87
若戸小学校プール	386 m ³	〃 若見町小山 26
亀山小学校プール	375 m ³	〃 亀山町小中原 68-1
中山小学校プール	479 m ³	〃 中山町天白 1-1
福江小学校プール	295 m ³	〃 福江町宮ノ脇 20
清田小学校プール	325 m ³	〃 古田町寺ノ前 1-1
東部中学校プール	500 m ³	〃 神戸町中尾 16-1
田原中学校プール	480 m ³	〃 田原町椿 1-1
赤羽根中学校プール	507 m ³	〃 赤羽根町堂瀬古 25-1
福江中学校プール	510 m ³	〃 中山町北松瀬4
小計	7, 366 m ³	※災害時貯水量は容量の80%とする
緊急水源1号井	1, 184 m ³ /日	〃 相川町栗穴1135-2
緊急水源2号井	1, 184 m ³ /日	〃 相川町一本木251
緊急水源4号井	200 m ³ /日	〃 六連町高畑60-3
小計	2, 568 m ³ /日	

※ 緊急水源井は、水質検査により飲料水としての使用が可能である場合のみ使用し、それ以外の場合には、生活用水としての使用とする。

第6 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、本市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第2節 食品の供給（健康福祉部、産業振興部、教育部）

第1市（健康福祉部）

(1) 炊き出しその他による食品の供給

市は、炊き出し、その他による食品の供給をおおむね次のとおり実施するものとする。

ア 備蓄物資、自ら調達した食品、(2)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引き渡された食品を、状況に応じて被災者に供給する。

イ 熱源の使用不可能時には、調理が不要な食品及び飲料水(ペットボトル等)を供給する。

第1段階 乾パン、ビスケットなど

第2段階 パン、おにぎり、弁当など

ウ 熱源の使用可能時には、簡単な調理を前提とした即席めん、乾めん、生めん、レトルト食品、包装米飯等の食品を供給する。

エ 高齢者や乳幼児等に対しては、雑炊、おかゆ、粉ミルク等の食品を供給する。

また、食物アレルギー等にも配慮し、食品を供給する。

オ 在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

(2) 他市町村又は県への応援要求

備蓄物資や自ら調達した食品では、被災者への食品の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要求するものとする。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

第2 県（防災安全局、農業水産局、経済産業局）

(1) 県は、被害状況の把握とともに、必要な食料品の確保に努め、市等の要請に応じて迅速に食品(米穀等の主食、飲料水(ペットボトル)、副食品、調味料等)を輸送する。

なお、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災市町村に対する食品を確保し輸送する。

(2) 輸送する食品は、県の備蓄物資のほか、次の方法で確保する。

ア 協定締結事業者等からの調達、事業者団体からの調達あっせん

イ 他の地方公共団体、国等への応援要請、要求

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

第3 主食等の備蓄

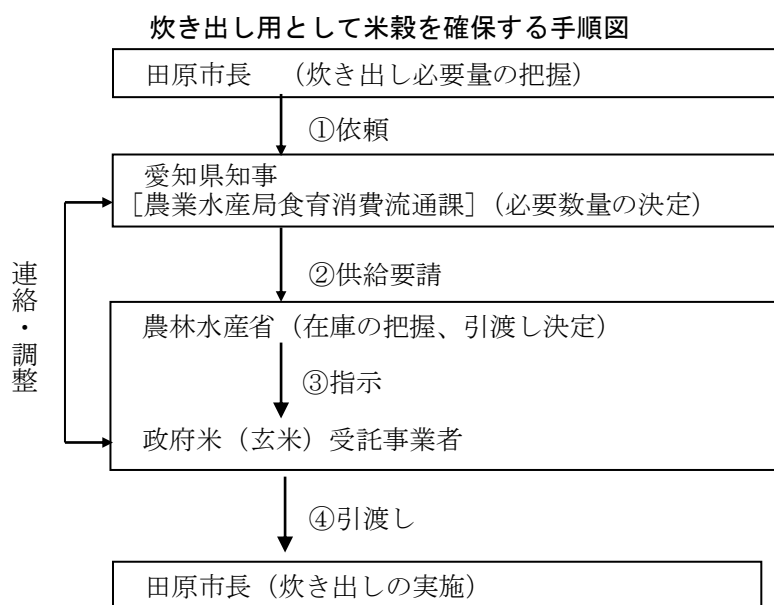
(1) 乾パン、米飯缶詰、フリーズドライを始めとして、食料備蓄が進められつつあるが、今後も実情に即しつつ、一層拡充強化に努める必要がある。

(2) 広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において3日分以上(可能な限り1週間分程度)程度の食料を備蓄しておくとともに、市においても食料を備蓄しておくことが必要である。

第4 米穀の原料調達（経済産業局）

(1) 市は、炊き出しを実施する場合の米穀の原料(玄米)調達に当たっては、「愛知県応急用米穀取扱要領」に基づき実施する。

- (2) 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料(玄米)調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(第4章I第11の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き)」により調達を図る。
- (3) 市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省(農政局長)に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。
- (4) 市は、活用可能な精米施設を確保する。なお、長期停電により県内の稼働施設がない場合は、他県施設の活用を申し入れる。



第5 副食品、調味料の調達あっせん

県は、広域かつ重大な被害により副食品等の供給が困難となるおそれのある場合には、関係機関の協力を求めてその確保を図るとともに、市町村等からの要請に応じ、調達あっせん措置を講ずる。

第6 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、本市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第3節 生活必需品の供給

第1 市(市民環境部)

- (1) 市は、災害に備え、生活必需品の備蓄を図るよう努力するものとする。なお、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。
- (2) 市は、被災者に対して生活必需品の供給を行うこととする。生活必需品は、備蓄物資、自ら調達した物資、(3)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され

引渡された物資から、状況に応じて被災者に供給する。

- (3) 供給することが困難な場合は、他市町村又は県に対して必要な応援を要請する。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

第2 県（防災安全局、農業水産局、経済産業局）

- (1) 県は、災害に備え、生活必需品の備蓄を図るよう努力するものとする。なお、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。

- (2) 県は、災害時に迅速に生活必需品を調達あっせんできるよう、関係業者・業界との連携を深めるよう努力するものとする。

- (3) 生活必需品の輸送

県は、災害の状況により、必要な生活必需品の確保に努め、市等の要請に応じて迅速に生活必需品を輸送する。なお、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災市町村に対する生活必需品を確保し輸送する。

- (4) 生活必需品の確保

輸送する生活必需品は、県の備蓄物資のほか、次の方法で確保する。

ア 協定締結事業者等からの調達、事業者団体からの調達あっせん

イ 他の地方公共団体、国（中部経済産業局、自衛隊）等への応援要請

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

- (5) 燃料の優先供給に係る調整

県は、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努める。

第3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、本市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第20章 医療救護対策

○ 基本方針

大規模災害により、地域の医療機関が診療能力を超えるほど多数の死者、傷病者が発生した場合や医療機関が被害を受けて診療能力が大幅に低下し、医療の空白が生じた場合などには、医療救護所を設置して医療の確保を図る。

また、医療救護については、血液製剤の供給や医療資器材の調達などに努め、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、国立病院機構の病院、県立病院等広範囲な協力体制の確立に努め、被災者の救援に万全を期する。

○ 主な機関の応急復旧対策 ☞=災害対策本部

機関名	発災	数時間	1日	3日	1週間		
	初動態勢の確立期		応急対策期			復旧対応期	
☞ 健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ○防災関係機関・医師会等との連絡調整 ○保健医療調整会議への参画 ○情報収集 		<ul style="list-style-type: none"> ○医師会等への協力要請 ○医療救護班等を編成 <ul style="list-style-type: none"> ○医薬品・医療資器材等の調達 ○医薬品等の搬送 ○医療系派遣職員等の要請・受入 ○医療救護所の設置 <ul style="list-style-type: none"> ○透析患者・在宅難病患者への対策 ○DPAT(災害派遣精神医療チーム)の派遣要請 ○保健活動及び心のケア 				
☞ 消防部 県、県警察、自衛隊、第四管区海上保安本部			<ul style="list-style-type: none"> ○救急搬送 				
市医師会 市歯科医師会 市薬剤師会 渥美病院	<ul style="list-style-type: none"> ○保健医療調整会議への参画 ○臨機応変な医療活動 ○渥美病院による重傷患者の受入・広域搬送 		<ul style="list-style-type: none"> ○傷病者に対する応急処置 ○後方医療施設への負傷者搬送の要否順位の決定 ○医薬品等の在庫管理・服薬指導等 ○死亡の確認 				
県(保健医療局)	<ul style="list-style-type: none"> ○保健医療調整本部及び保険医療調整会議による保健医療に関する医療情報収集 ○DMAT(災害派遣医療チーム)及び医療救護班への派遣要請 ○医療品等の確保 <ul style="list-style-type: none"> ○日赤愛知県支部等から血液製剤の調達 ○広域医療搬送実施のためのSCU(航空搬送拠点臨時医療施設)の設置 ○地域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○県域を越えた協力体制の確立 ○DPATの派遣及び派遣要請 ○保健活動及び心のケア ○DHEAT(災害時健康危機管理支援チーム)の派遣及び派遣要請 						
県医師会	<ul style="list-style-type: none"> ○保健医療調整本部への参画 ○愛知県救急医療情報センターによる医療情報収集 ○医療救護活動の実施 ○JMAT(日本医師会災害医療チーム)の派遣調整 						

第1節 医療情報の収集及び伝達(健康福祉部)

第1 情報連絡体制等

災害時に効果的な医療活動を行うためには、医療機関等の被害状況などの把握が必要であるため、医師会などと連携し、災害状況に対応できる連絡網や伝達方法の確立、医療救護活動の初動マニュアルを作成する。

第2 医療情報の提供

市で収集した医療機関等の被災状況や診療状況などを取りまとめ、市ホームページへの掲載や避難所や市内主要施設への掲示により情報を提供する。

第2節 医療救護態勢（市（健康福祉部）・県（保健医療局）・市医師会・日本赤十字社愛知県支部）

- (1) 市は、医療救護所を設置し、救護班などによる救護活動を行うほか、災害時の医療救護活動の協定等に基づき、必要に応じて市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会等に対して協力を求め、地域の医療体制確保に努めるとともに、避難所等における医療ニーズの把握に努めるものとする。
- (2) 市は、保健医療調整会議に参画して、医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や医薬品提供等の支援を要請する。
- (3) 市医師会は、初期においては、臨機応急な医療活動に努める。
- (4) 市医師会は、保健医療調整会議に参画して、情報の共有を図る。

第1 市の活動態勢

市は、救護班等を編成し次の救護活動を行う。

- (1) 県・防災関係機関・医師会等との連絡調整
- (2) 情報収集・連絡
- (3) 医師会等への協力要請
- (4) 医薬品・医療資器材等の調達・搬送
- (5) 医療系の派遣職員等の要請・受入れ
- (6) 医療救護所の設置及び管理運営
- (7) 後方医療施設である渥美病院等への負傷者搬送
- (8) 傷病者に対する応急処置
- (9) 転送が困難な場合の助産

第2 医療救護班及び災害派遣精神医療チーム(DPAT)の編成・派遣等

市は、災害状況により医療救護の必要を認めるときは、医師会等に医療救護班の派遣を要請する。

- (1) 医療救護班
 - ア 医療救護班は、おおむね医師1～3名、看護師2～3名、事務員等(薬剤師等を含む。)1～2名とし、次の業務を行うものとする。
 - (ア) 傷病者に対する応急措置
 - (イ) 災害時医療拠点等の後方医療施設への転送の可否や転送順位の決定
 - (ウ) 転送困難な患者や避難所等における軽易な患者に対する医療
 - (エ) 死亡の確認

- イ 市独自で医療救護活動ができない場合には、県に対して医療救護班の派遣を要請する。
 - ウ 市医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、国、国立病院機構、県立病院の医療救護班で十分な医療救護活動ができない場合には、県内の公的・自治体病院、その他の医療機関の協力を得て医療救護活動を実施する。
 - エ 医療救護班において応急手当後、医療機関での診療を必要とする者については、的確な情報に基づき最適な医療機関へ搬送する。
 - オ 助産対象者については、原則として渥美病院等に搬送するが、緊急時には医療救護班が当たる。また、地域の助産師に協力が得られる体制を整える。
 - カ 医療救護班の活動に必要な医薬品、その他衛生機材は、災害時における活動内容等を踏まえて検討し、整備しておくことを原則とする。
 - キ 避難所が設置された場合は、医療救護班による巡回診療を実施し、避難者及び地域住民の医療の確保を図る。
 - ク 県は、独自で十分な医療救護活動が実施できない場合には、隣接県等へ医療救護班の派遣、被災地からの搬送患者の受入れを要請する。
- (2) 災害派遣精神医療チーム(DPAT)
- ア DPATは、精神科医師をリーダーとし、看護師、事務員等3～5名による編成とする。
 - イ DPATは、県内の公的、自治体病院、その他の医療機関の協力を得て編成し、活動を行う。

第3 県（保健医療局）

- (1) 保健医療調整本部及び保健医療調整会議の設置
- 県は、県全域の医療及び公衆衛生活動に関する調整や、他都道府県からの支援の調整を行う保健医療調整本部を設置するとともに、2次医療圏等の区域ごとの医療及び公衆衛生に関する調整を行う保健医療調整会議を設置し、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾンや関係機関とともに医療及び公衆衛生活動に関する調整を行う。この際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。
- (2) 災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣要請
- 県は、県内のDMAT指定医療機関に対し、災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣を要請する。DMAT指定医療機関から派遣された災害派遣医療チーム(DMAT)は、地域内活動として地域内搬送・病院支援・現場活動の業務を行う。
- (3) 医療救護班の派遣要請
- 県は、県医師会、県歯科医師会、県病院協会、日本赤十字社、国、国立病院機構、県立病院等の医療救護班等に指示、情報提供し派遣を要請する。要請を受けた医療救護関係機関は、これに積極的に協力する。
- (4) 保健医療調整本部における医療情報収集
- 県は、保健医療調整本部において愛知県広域災害・救急医療情報システムなどを活用し、保健医療調整会議等を通じて、管内地域の医療情報の収集に努めるとともに、医療の確保に努める。
- (5) 市、医療機関との情報共有
- 県は、保健医療調整会議において、2次医療圏等の区域内の医療情報の収集に努め、こ

これらの情報を市、関係機関と共有するとともに、医療の確保に努める。

(6) 他市町村への応援指示

県は、市の実施する医療、助産につき、特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。なお、応援の要求等を受けた機関は、これに積極的に協力する。

(7) 広域医療搬送実施のための SCU の設置

県は、必要に応じ、広域医療搬送(被災地で対応困難な重症患者を被災地外に搬送し、根治的な治療を行うために政府全般の協力の下行う活動)実施のため、愛知県名古屋飛行場内に航空搬送拠点臨時医療施設(ステージングケアユニット：SCU)を設置する。

(8) 地域医療搬送実施のための SCU の設置

県は、保健医療調整会議の要請等により、地域医療搬送(被災地内外を問わず、都道府県、市及び病院が各防災関係機関の協力を得て、ヘリコプター、救急車等により患者を搬送する医療搬送(県境を越えるものも含む。)であって、広域医療搬送以外のものをいう。)の実施のため必要と認めるときは、市や関係機関と協力して SCU を設置する。

(9) 医療救護関係機関に対する医療救護班の派遣等の要請

県は、必要があると認めるときは、医療救護関係機関(県薬剤師会、県歯科医師会、県看護協会、県柔道整復師会、県病院協会)に対して医療救護班の編成・派遣等を要請する。

(10) 県域を越えた協力体制の確立

県は、被災地の状況を把握し、必要があると認めるときは、厚生労働省に対して災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣を要請するとともに、災害派遣医療チーム(DMAT)の活動場所(医療機関、救護所、航空輸送拠点等)及び必要に応じた参集拠点の確保を図るなど関係機関の協力を得て、愛知県の県域を越えた協力体制を確立する。

なお、全国からの災害派遣医療チーム(DMAT)は、派遣後の被災地域内での機動的な移動を考慮し、原則として車両による陸路参集を行うこととなっている(遠方の災害派遣医療チーム(DMAT)の参集に当たっては、ドクターヘリを含めた空路参集も考慮)。

(11) 愛知 DPAT の派遣

ア 県は、必要があると認めるときは、DPAT(災害派遣精神医療チーム)先遣隊を派遣する。

イ 県は、必要があると認めるときは、県精神科病院協会等関係機関に対して、DPAT の編成・派遣等を依頼する。

(12) DPAT の派遣要請

ア 県は、必要があると認めるときは、国及び他の都道府県に対して DPAT の派遣要請を行う。

イ 県は、DPAT の派遣を要請した場合、その受入に係る調整等を行うものとする。

第4 県医師会

(1) 県医師会は、保健医療調整本部に参画して、情報の共有を図る。

(2) 県医師会は、市又は県の要請に基づき、日本医師会災害医療チーム(JMAT)の派遣等を日本医師会と調整し、積極的に医療救護活動に協力する。

(3) 県医師会は、保健医療調整会議への地区医師会の参画を調整する。

(4) 愛知県救急医療情報センターは、愛知県広域災害・救急医療情報システムなどを活用し、県内の医療情報の収集と保健医療調整本部への情報提供に努める。

第5 日本赤十字社愛知県支部

- (1) 日本赤十字社愛知県支部は、保健医療調整本部に参画して、情報の共有を図る。
- (2) 日本赤十字社愛知県支部は、災害救助法による県及び救助実施市からの委託又は自主的な判断に基づき、積極的に医療救護活動を実施する。

第6 医療救護所の設置予定場所

医療救護班は、原則、市が設置予定の次の医療救護所において医療救護活動を行う。主に、傷病者のトリアージ機能を担うとともに、地域の傷病者等の応急処置、軽傷者への医療提供を行う。

■医療救護所

名称	住所	連絡先	医療救護所	
			第1次	第2次
田原中部小学校	田原町殿町 33	22-1245		○
田原中学校	田原町椿 1-1	22-1218	○	
東部中学校	神戸町中尾 16-1	22-0407	○	
野田小学校	野田町宮前 1	25-0007		○
赤羽根中学校	赤羽根町出口 107	45-2057	○	
泉小学校	江比間町女郎川 67-1	37-0024		○
福江中学校	中山町北松淵 4	32-0112	○	
渥美運動公園体育館	小塩津町後山 1	38-0111		○

第7 救急搬送の実施（消防部、県、県警察、自衛隊、第四管区海上保安本部等）

医療救護所において対応できない重症者や特殊な医療を要する者は、渥美病院、災害拠点病院（豊橋市民病院等）などの後方医療施設に搬送する。

なお、渥美病院は、田原市医師会の医療活動を支援するとともに、重傷患者等の受入拠点及び広域搬送の拠点となる。

- (1) 患者の搬送は、原則として消防部及び応援消防機関の救急車両等及びヘリコプター等の航空機により行う。
- (2) 消防の救急車両が手配できない場合は、市及び渥美病院で確保した車両により搬送を実施する。
- (3) 道路や交通機関の不通時等又は遠隔地及び SCU へ搬送する場合には、要請に基づき県、県警察、自衛隊、第四管区海上保安本部等がヘリコプター等により空輸する。
- (4) 重症患者の緊急空輸については、ドクターヘリを活用する。
- (5) 第四管区海上保安本部は、医療活動場所の提供、災害応急対策等に従事する者の宿泊について要請があった場合には、海上における災害応急対策の実施に支障を及ぼさない範囲において、その設備を有する巡視船で支援を行う。

第8 医薬品その他衛生材料の調達

1 医薬品等の確保

- (1) 医療救護活動に必要な医薬品等は、市が医療救護所にあらかじめ配備した救急医療セットを優先的に使用し、不足が生じたときは田原市薬剤師会に要請し、さらに災害の状況等により不足する場合は、市は2次医療圏等の区域ごとに設置される保健医療調整会議に調達の要請をする。

- (2) 保健医療調整会議は、災害発生後、圏内の医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握するとともに、市から医薬品等について調達の要請を受けた場合は、圏内の医薬品等販売業者に対し供給を要請する。圏内での調達が不可能な場合は、保健医療調整本部に調達を要請する。
- (3) 保健医療調整本部は、災害発生後、医薬品等販売業者等の被害状況を速やかに把握し、災害薬事コーディネーターとともに、愛知県医薬品卸協同組合、中部衛生材料協同組合、愛知県医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び東海歯科用品商協同組合愛知県支部に医薬品等の供給を要請する。
- (4) 県薬剤師会は、市又は県の要請に基づき医薬品等の供給及び支援薬剤師の派遣に協力する。
- (5) 県は、県内において医薬品等を調達できない場合は、隣接県及び国の協力を得て、調達する。
- (6) 県は、陸上の交通手段が確保できない場合は、名古屋市消防航空隊とヘリコプターの出動を調整するとともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の出動を要請して、医薬品等の空輸を行う。

2 医薬品等の搬送

- (1) 医療救護所の開設時又は医療救護班から医薬品等の搬送の要請があったときは、救護班等が行う。

3 医薬品等の管理

- (1) 県は災害の規模に応じ医薬品等集積所を設置し、調達した医薬品等の保管・管理を行う。
- (2) 県薬剤師会は、県の要請に基づき医薬品等集積所における医薬品等の保管・管理に協力する。
- (3) 県薬剤師会は、市、県、県医師会及び県歯科医師会と協力して、避難所等において被災者に対する医薬品等の服薬指導及び医薬品等に関する相談を行う。

4 血液製剤の確保

- (1) 県は、災害発生後速やかに県内血液センターを始めとする献血ルーム等の被災状況及び必要とされる血液量を把握する。
- (2) 県は、血液センターと連携を図り、次のとおり血液製剤を確保し、供給する。
 - ア 平常時と同様に医療機関と血液センターの間で血液製剤の供給が行われている場合は、災害時にあってもそれを優先する。
 - イ 血液センターの被災等により連絡が不通の場合は保健所から県保健医療調整本部(医療安全課)を通じて日本赤十字社愛知県支部へ要請する。
 - ウ 血液製剤の県内確保が困難な場合は、県から日本赤十字社血液センターを通じて東海北陸ブロック血液センターへ要請し、県外からの血液製剤の導入を図る。
- (3) 県は、通常の輸送体制が取れない場合は、名古屋市消防航空隊とヘリコプターの出動を調整するとともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の出動を要請して、血液製剤の空輸を行う。

県は県外から血液製剤の導入を図る際に通常の輸送体制が取れない場合は、調達先の都道府県に対し輸送への協力を要請する。

第9 医療機関等における活動の支援

県看護協会は、医療救護活動を行う医療機関や医療救護班において看護師確保が困難な場合の看護師派遣や医療救護所における医療救護及び避難所等における生活支援・健康管理等の看護活動を行う看護職の派遣に協力する。

第10 透析患者・在宅難病患者の対策

1 透析患者対策

愛知県透析医会の災害時情報ネットワークに準じて、東三河地区透析医会のネットワークで連携し、透析患者の医療救護に当たる。東三河地区透析医会では、4ブロックに分け、ブロック内で協力して医療救護に当たり、医療ニーズの把握は、東三河地区透析医会との連絡により行う。

東三河地区を越えた医療救護が必要な場合は、愛知県透析医会のネットワークを活用するとともに、県と連携して情報収集に努め、県災害医療調整本部に支援を要請する。

2 在宅難病患者対策

人工呼吸器を装着している在宅難病患者などは、病状が不安定であり専門医療を要することから災害時には医療施設等で救護する必要があるため、市は、平常時から患者の把握を行うとともに県や医療機関、訪問看護ステーションとの連携により、災害時における在宅難病患者の搬送や救護体制の整備に努めるものとする。

第11 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、直接の事務は本市で行われる。また、当該災害が広域災害の場合は、日本赤十字社愛知県支部への救助事務の委託を想定している。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第21章 防疫・保健衛生対策

○ 基本方針

災害発生時における防疫措置は、生活環境の悪化、罹災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われるものであるため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)に従い迅速に実施し、感染症流行の未然防止に万全を期するものとする。

また、大規模災害が発生した際、その被害を最小とし、その後の市民の健康回復、生活再生への可能性を最大にするため、避難所等における健康の維持、管理及び増進に関する保健衛生対策を迅速かつ円滑に行う。

○ 主な機関の応急復旧対策

☹=災害対策本部

機関名	発災	数時間	1日	3日	1週間
	初動態勢の確立期		応急対策期		
☹ 市民環境部 ☹ 健康福祉部			<ul style="list-style-type: none"> ○保健活動及び心のケア ○DPAT、保健師等の派遣要請 ○防疫組織の編成 ○防疫活動 	→	→
県(保健医療局)			<ul style="list-style-type: none"> ○保健活動及び心のケア ○DPAT、保健師等の派遣及び派遣要請 ○防疫組織の編成 ○防疫活動 	→	→

第1節 防疫・保健衛生

第1 市の防疫・保健衛生活動等(市民環境部、健康福祉部、上下水道部)

(1) 防疫組織等

市は、市災害対策本部に防疫組織として環境班を、保健衛生組織として救護班を設ける。

(2) 防疫活動

ア 県の指示及び指導に基づき、感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

イ 感染症法による生活の用に供される水の供給を実施する。

ウ 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。

(3) 臨時予防接種の実施

市は、知事から臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い適確に実施する。

第2 県の防疫・保健衛生活動等(保健医療局、感染症対策局)

(1) 積極的疫学調査及び健康診断

ア 県に保健医療調整本部が設置されたときは、防疫組織を編成し、関係機関と連絡を取り、被害状況の早期把握に努める。

イ 被災地を管轄する保健所に防疫班を派遣し、浸水地域及び集団避難所、その他衛生条

件の良好でない地域を優先的に、緊急度に応じて段階的に、疫学的調査及び感染症法第17条第1項及び第2項に基づく健康診断を順次実施する。

(2) 防疫措置

ア 生活環境に対する措置

県は次に掲げる事項の指示を災害の規模、様態に応じ範囲及び期間を定めて速やかに市に対し行うほか、必要に応じこれを実施する。

- (ア) 感染症法第27条第2項の規定による感染症の病原体に汚染された場所の消毒
- (イ) 感染症法第28条第2項の規定によるねずみ族・昆虫等の駆除
- (ウ) 感染症法第29条第2項の規定による物件の消毒

イ 患者等に対する措置

- (ア) 県は被災地域において、一類感染症等が発生し、まん延を防止するため必要があると認めるときは、患者に対して感染症指定医療機関に入院すべきことを勧告し、当該患者の移送を行う。
- (イ) 感染症指定医療機関に入院することが困難な場合には、県が適当と認める病院又は診療所に入院すべきことを勧告する。

(3) 器具器材の整備

- ア 市及び県の防疫用器具器材の保有状況を把握し、市からの借上要請に対応する。
- イ 市からの薬剤購入あっせん要請に応じて、薬剤の調達に努める。
- ウ 必要に応じて、県内の非罹災市町村や近隣縣市を始めとする他の都道府県等から、器具器材及び薬剤を調達する。

(4) 予防教育及び広報活動

県は、市町村、報道機関等の協力を得て、被災地の地域住民に対し、感染症予防のための指導及び広報に努める。

(5) 臨時予防接種

県は、まん延予防上緊急の必要があると認めるとき、又は国から予防接種を行うよう指示を受けた場合は、臨時に予防接種を行い、又は市に行うよう指示する。

(6) 応援体制

- ア 被災市を管轄する保健所は、防疫活動を実施するに当たり、人的能力に不足があると認めた場合は、保健医療局に対し、隣接又は全保健所の職員の派遣依頼をする。
- イ 県は、必要に応じて、近隣縣市を始めとする他の都道府県等に応援を要請するものとする。

(7) 自宅療養者等の避難確保

- ア 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。
- イ 市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

第3 食品衛生指導

市及び県は、炊き出しの施設等における食品の衛生的取扱等について、指導する。

第4 栄養指導等

- (1) 市及び県は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。
- (2) 市町村は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努める。

第5 健康管理

- (1) 市及び県は、必要に応じ、避難所等に保健師、管理栄養士、歯科衛生士等を配置し、被災者等の健康相談や口腔ケアを行うとともに、保健師、管理栄養士、歯科衛生士による巡回健康相談を行う。
- (2) 要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、医療を確保するとともに、福祉施設等での受入れや介護職員等の派遣等、保健・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。

第6 健康支援と心のケア

- (1) 被災状況の把握と避難所・地域の保健活動
 - ア 市は、地域の被災状況を把握し、避難所等へ保健活動方針と方法を決定し、それに基づき避難所・地域での巡回健康相談及び家庭訪問を実施するなど住民の健康状態の把握と対応を行う。
 - イ 県は、保健活動に必要な災害情報を収集し、市に情報提供と支援を行う。
- (2) 長期避難者等への健康支援
 - ア 避難生活が長期にわたるとストレスが蓄積し、心身ともに様々な問題が生じやすいため、健康増進への支援、ストレスなど心の問題等を含めた健康相談体制の充実、自治活動の支援等を行う。
 - イ ストレス症状の長期化・悪化、あるいはPTSD・うつ病・アルコール依存症の人を適切に専門機関への橋渡しを行うなど、住民のニーズに沿った精神保健福祉相談体制を充実させる。
- (3) 児童・生徒への健康支援活動
 - ア 学校において健康診断を実施するとともに、スクールカウンセラーによる学校内でのカウンセリングや家庭訪問等で心のケアを行う。
 - イ 児童相談センターでも相談窓口を設置する。
- (4) 職員等支援活動従事者の健康管理

支援活動従事者が過重勤務等から心身のバランスを崩すことを未然に防ぐため、定期的なミーティング等により心身の健康状態を把握し、適切な勤務体制を整える。

第7 避難所の生活衛生管理

市及び県は、避難所の生活衛生を確保するため、飲料水等の衛生指導を行う。

第8 動物の保護

- (1) 県は、被災動物の保護及び収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。
- (2) 獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。

第9 災害時健康危機管理の全体調整

- (1) 県は、県の行う防疫・保健活動及び市の行う防疫・保健活動の支援といった健康危機管理に必要な情報収集・分析や全体調整を行う。
- (2) 県は、必要があると認められるときは、DHEAT(災害時健康危機管理チーム)を編成・派遣する。

第10 応援協力関係

- (1) 市は、県の実施する臨時予防接種について対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力を行う。
- (2) 市は、自ら防疫・保健活動の実施が困難な場合、他市町村、県又は関係機関へ防疫・保健活動の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。
- (3) 県は、市の実施する防疫・保健活動につき、必要があると認めたときは自ら応援し、また他市町村に応援するよう指示する。
- (4) 県は、自ら防疫活動の実施又は市からの応援要請事項の実施が困難な場合、臨時予防接種については、国立病院機構、日本赤十字社愛知県支部、自衛隊、他都道府県へ、その他の防疫措置については、自衛隊、他都道府県へこれらの実施又はこれに要する資機材につき応援を要請する。
- (5) 県は保健師等の派遣について、必要に応じて、国や近隣市を始めとする他の都道府県等に応援を要請する。
- (6) 市は、保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対してDPATの派遣要請を行う。
- (7) 県は、市からの求めに応じ、又は、必要と認めるときは、DPATを派遣する。
- (8) 県は、DPATの派遣について、必要と認めるときは、国及び他都道府県に対し、DPATの派遣を要請するものとする。
- (9) 県は、必要に応じて保健所設置市に対してDHEATの編成・派遣等を依頼するとともに、必要と認めるときは、国、他の都道府県及び救助実施市に対し、DHEATの派遣を要請するものとする。
また、県はDHEATの派遣を要請した場合、その受入に係る調整等を行うものとする。
- (10) 応援の要請等を受けた機関は、これに積極的に協力する。

第2章 ごみ・し尿・がれき処理対策

○ 基本方針

災害時には、ごみ及びし尿が大量に発生し、市民の生活環境に重大な影響を及ぼすことが懸念され、さらに被災地では道路障害物等により、一時的に通常の態勢によるごみ及びし尿の処理が困難になることも予想される。こうした状況に適切に対応し、発生したごみ及びし尿の処理を速やかに行い、市民の生活環境の保全に努める。

また、地震・津波等により発生するがれきを速やかに処理し、復旧復興事業を円滑に進める。

○ 主な機関の応急復旧対策 ☹=災害対策本部

機関名	発災	数時間	1日	3日	1週間
	初動態勢の確立期		応急対策期		
☹ 市民環境部・協力部	【ごみ処理】		<ul style="list-style-type: none"> ○被害状況の把握 ○作業計画の策定 ○臨時集積所の設置 ○臨時配車要請 ○器具機材等の確保 ○ごみ等の処理 ○分別・集積・収集についての広報 		
	【がれき処理】			○適正処理の指導事務	
☹ 都市建設部・協力部	【がれき処理】		○仮置場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○障害物除去作業に伴うがれき搬送 ○がれき処理の手続き等の周知 ○解体・撤去申請の受付窓口の設置 ○解体・撤去作業の委託 	
☹ 上下水道部	【し尿処理】		<ul style="list-style-type: none"> ○下水道機能の活用 ○簡易トイレ等の活用 ○し尿処理計画の策定 ○協定業者によるし尿収集車等の確保 ○し尿の収集・処理 		○仮設トイレの設置
☹ 産業振興部	【腐敗性廃棄物の処理】			○家畜死体の処理	

第1節 災害廃棄物の処理（市民環境部、都市建設部）

第1 対象廃棄物

災害発生時に対象とする廃棄物は、次の災害廃棄物等とする。

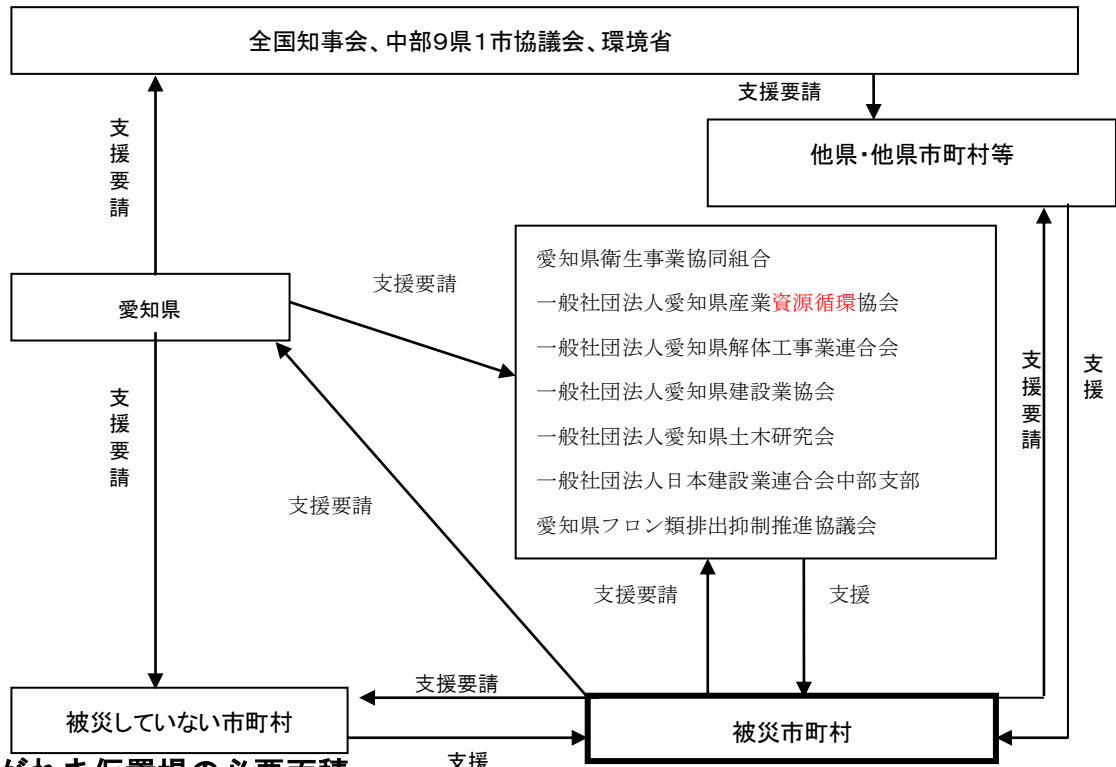
廃棄物の区分	種 類
がれき等	木くず、コンクリートがら、アスファルトくず、金属くず、可燃物、不燃物、廃家電、有害廃棄物、処理困難物
避難所ごみ	避難所などから発出される生活ごみ等
その他廃棄物	津波堆積物、腐敗性廃棄物、廃自動車、廃船舶

第2 対象業務

倒壊建物の解体は、その所有者が自己責任で実施することが原則であり、市は解体後のがれき等、災害廃棄物の収集、運搬、処分を実施する。

第3 災害時における相互協力体制

大規模災害時に本市だけでは業務ができなくなる可能性があるため、協定を締結している市町村や民間関係団体、防災関係機関への協力を要請するものとする。市では、平成26年1月に「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る災害相互応援に関する協定」及び平成27年8月に「災害時における災害廃棄物の処理に関する協定」を締結している。



第4 がれき仮置場の必要面積

災害発生時の解体建物や漂流物などがれき処理体制や処理計画を検討する上のがれき発生量は、約1,818,000 t(※)で、仮置場の必用面積は、約801,500 m²(※)と想定している。
※「田原市南海トラフ地震被害予測調査 (H27.3)」から抜粋

第5 排出計画

被災建築物や構造物の解体、除去に伴うがれきを次のとおり分別する。なお、生活ごみや避難所ごみは、平常時と同様の区分で分別する。

■がれきの分別

区 分	種 別	処理方法
木くず	柱、板	木屑として再利用可能なものは、できる限り利用
金属くず	鉄筋、鉄骨、サッシ	金属くずとしてできる限り再利用
コンクリート	コンクリート塊	民間施設等で破碎し、できる限りリサイクル
可燃物	紙、畳、布団など	再利用可能なものは利用
不燃物	瓦、レンガ、ガラス、アスファルト等	埋立処分場に埋立て
以上の分別後の混合廃棄物	その他	

■がれき以外の分別

平常時の区分			被災地での区分		備考	
収集 ごみ	もやせるごみ	紙類	被 災 地 で の 区 分	可燃ごみ	リ サ イ ク ル で き る も の は、 仮 置 場 に て 可 能 な 限 り 分 別	
		こわすごみ		不燃ごみ		
		埋めるごみ		有害ごみ		
	資源 ごみ	資源 ごみ		紙類		紙・布類
				布類		金属類
				空缶		ガラスびん
				小物金属		ペットボトル
				電化製品類		プラスチック容器等
				発泡スチロール		廃家電
				有害ごみ		上記の内、フロン回収物
				ガラスびん		その他処理困難物
				ペットボトル		
	プラマークごみ					
白色トレイ						
処理 不 適 物	処理 不 適 物	廃家電				
		上記の内、フロン回収物				
		その他処理困難物				

第6 収集・運搬計画

1 仮置場の設置

被災状況や中継機能を考慮し、被災者が排出する場所として指定する一次仮置場と、一時保管や分別など長期的な作業を行う二次仮置場に分けて設置する。

一次仮置場	廃棄物処理施設、公園、公共施設の駐車場、保育園跡地、空地など
二次仮置場	臨海部埋立地

2 収集・運搬

道路の損壊、建物倒壊による通行障害、緊急車両・緊急物資搬送車両の走行、被災者の避難等によって被災後の市内道路は大渋滞が懸念され、収集効率が低下することから、災害廃棄物の収集運搬を交通量の少ない夜間に行うことや、仮置場、最終処分場への搬入経路の指定などにより実施する。

第7 災害廃棄物処理の進行管理計画

災害発生後、災害廃棄物の処理は、次のように進行管理し、復旧復興へつなげる。なお、収集・運搬したごみは、田原リサイクルセンター、東部資源化センター、赤羽根環境センター及び渥美資源化センターにおいて処分し、不燃性又は焼却できないものは、埋立処分する。

	第1週	第2週	第3週	第4週	第5週	第6週	第7週	第8週	第9週
可燃ごみ	収集・処分								
不燃ごみ	収集			処分					
家電製品	収集			分別・処分					
木くず	収集			破 碎		処 分			
がれき	解 体 ・ 収 集								

第2節 し尿の処理（上下水道部、協力部）

第1 基本方針

- (1) 下水道機能に支障がない場合は、生活用水を確保することにより、既存水洗トイレの継続利用やマンホールトイレを使用するなど下水道機能の有効活用を図る。
- (2) 下水道機能に支障がある場合は、仮設トイレと併せて簡易トイレやマンホールトイレなどを使用する。
- (3) 収集したし尿は、原則としてし尿処理施設（衛生センター）で処理する。し尿処理施設の機能に支障がある場合は、下水処理施設及び主要管渠で指定するマンホールなどへの投入により処理する。

第2 避難場所等における対応

1 避難場所・避難所での対応

学校等のプール、井戸、河川など、生活用水を確保し、可能な限り水洗トイレの活用を図るとともに、水洗トイレが不足する場合は、市防災倉庫に備蓄されている簡易トイレや仮設トイレにより対応する。なお、延焼の状況、避難者数、水洗トイレの使用の可否などの状況により、その対応を判断する。

2 地域での対応

汲み置き、井戸、河川などにより生活用水の確保に努め、可能な限り水洗トイレを使用するとともに、各事業所・家庭において備蓄している簡易トイレなどを活用する。なお、市は、日頃から断水時における生活用水の確保や簡易トイレ等の備蓄に努めるよう周知する。

第3 し尿の処理計画

- (1) 災害が収まり次第、避難所等の水洗トイレや仮設トイレ等の状況を把握し、し尿の処理計画を策定し迅速な処理に努める。
- (2) し尿の収集に当たっては市衛生センターが対応するが、対応できない場合には、市内の許可業者に協力要請を行うとともに、必要に応じて県に応援を要請する。
- (3) 計画の実施後も定期的にし尿の貯留状況などを確認し、必要に応じて見直しを行う。

第23章 遺体の取扱い

○ 基本方針

周囲の状況から判断して、災害により死亡したと思われる者は、速やかに捜索・収容し、所要の処理をした後、埋葬又は火葬(以下「埋火葬」という。)する。

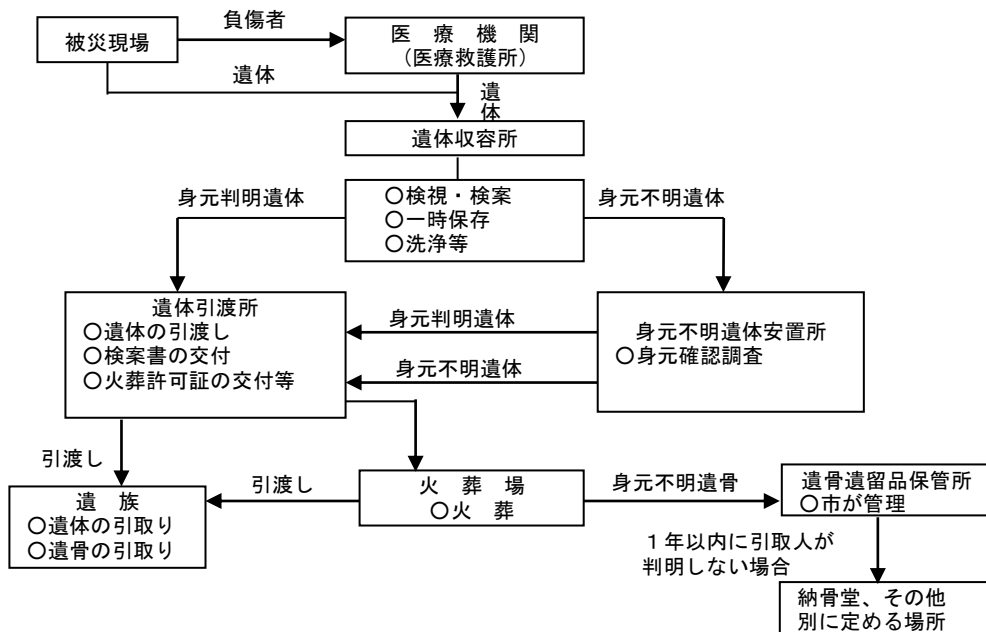
遺体の取扱いに当たっては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行う。

○ 主な機関の応急復旧対策

☉=災害対策本部

機関名	発災	数時間	1日	3日	1週間
	初動態勢の確立期		応急対策期		
☉消防部 ☉市民環境部 ☉協力部			○遺体の捜索 ○遺体収容所、遺体安置所の設置・運営 ○遺体収容所へ遺体の搬送 ○遺体の引渡し ○死亡届の受理 ○火葬許可書の発行 ○火葬の実施調整		
田原警察署 第四管区海上保安本部			○遺体の捜索協力 ○検視班等の編成・派遣・検視 ○検案の要請 ○検視・検案に必要な資器材等の調達 ○遺体の身元確認 ○遺体の引渡し		
県(防災安全局・保健医療局)			○検案班の編成・派遣・検案 ○検視・検案に必要な資器材等の調達		

○ 遺体の取扱いの流れ



第1節 遺体の捜索・収容

第1 市（消防部、市民環境部、協力部）

- (1) 遺体の捜査
県警察・第四管区海上保安本部と緊密に連絡を取りながら遺体の捜索を実施する。
- (2) 検視(調査)
遺体を発見したときは、その現場で警察官又は海上保安官の検視(調査※)を得る。
現場での検視(調査)を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。
※ 「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察等が死因及び身元を明らかにするために行う調査(外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等)
- (3) 応援要求
市は、自ら遺体の捜査・収容の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の捜査の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。

第2 県（防災安全局）

市の実施する遺体の捜索につき特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。

第3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため本市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第2節 遺体の処理

第1 市（市民環境部）

- (1) 遺体の収容及び一時保存
市は、身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日の埋火葬できない場合等においては、遺体安置所を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。なお、遺体安置所は、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設をあらかじめ選定しておくよう努めるものとする。
- (2) 遺体の検視(調査)及び検案
市は、警察官又は海上保安官の遺体の検視(調査)を得るとともに、医師による遺体(医師の診療中に死亡した者を除く。)の検案(死亡の確認及び死因その他の医学的検査)を受ける。
- (3) 遺体の洗淨等
市は、検視(調査)及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗淨、消毒等の措置を行う。
- (4) 遺体の身元確認及び引き渡し
市は、身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。身元が判明し、引き取り人があるときは、速やかに遺族等へ引き渡す。なお、被災地以外に漂着した遺体のうち身元が判明しない者は、行旅死亡人としての取扱いとする。

(5) 応援要求

市は、自ら遺体の処理の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の処理の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。

第2 県（防災安全局、保健医療局）

(1) 必要物資等の確保

ドライアイス等遺体の処理に必要な物資の確保に努め、市の要請に応じて迅速に調達あつせんの措置を講じる。

(2) 応援指示

市の実施する遺体の処理につき特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。

(3) 検案の依頼

県警察と連携し、県医師会に検案の依頼を行う。

第3 県警察及び第四管区海上保安本部

(1) 遺体発見現場で遺体の検視（調査）を実施する。なお、現場での検視（調査）が困難な場合は、市及び医師と連携を密にし、遺体安置所において検視（調査）を行う。

(2) 身元識別のため必要があるときは、血液の採取、爪の切除等を実施する。また、必要に応じて県歯科医師会に応援を要請する。

第4 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため本市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第3節 遺体の埋火葬

第1 市（市民環境部）

(1) 死亡届の受理、火葬（埋葬）許可証の交付

市は、死亡診断書又は死体検案書が添付された死亡届を受理するとともに、火葬（埋葬）許可証を交付する。

(2) 遺体の搬送

市は、遺体安置所又は火葬場までの遺体の搬送を行う。

(3) 埋火葬

市は、火葬（埋葬）許可証を確認し、遺体を埋火葬する。

(4) 棺、骨つぼ等の支給

市は、棺、骨つぼ等を現物で遺族に支給する。

(5) 埋火葬相談窓口の設置

市は、速やかな埋火葬を要望する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支援する。

(6) 応援要求

市は、自ら遺体の埋火葬の実施が困難な場合、「災害発生時における火葬場の相互応援協

力に関する協定書」に基づき、県へ遺体の埋火葬の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請、又は応急仮埋葬を行う場所を調整する。仮埋葬をした場合は、早期に火葬に付す。

また、「災害時における葬祭用品の供給及び遺体の搬送等の協力に関する協定書」に基づき、関係機関へ葬祭用品の供給等の協力を要請する。

第2 県（防災安全局、保健医療局）

(1) 必要資機材の確保

棺、骨つぼ等埋火葬に必要な資機材や要員、遺体搬送のための車両等の確保に努め、市からの要請に応じて調達あっせん等の措置を講じる。

(2) 応援の指示

「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定書」に基づき、県内の火葬場の被災状況その他広域的な埋火葬に必要な情報を収集し、市町村の実施する遺体の埋火葬につき特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。

第3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため本市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第24章 住宅応急対策

○ 基本方針

あらかじめ登録された各種調査の判定士を現地に派遣して技術的な危険度判定を行い、その危険性を周知することにより、余震等による二次災害を未然に防止し、市民の生命の保護を図る。

判定活動の実施に当たっては、各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。

住宅に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。

応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空き家・空室が存在する地域においては、民間賃貸住宅等の借上げによる方法を積極的に活用する。

市町村は平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

○ 主な機関の応急復旧対策

☒ = 災害対策本部

機関名	発災	数時間	1日	3日	1週間	
	初動態勢の確立期		応急対策期			復旧対応期
㉔ 都市建設部 ㉔ 総務部	《応急危険度判定の実施》 ○被災建築物応急危険度判定実施本部等の設置 ○判定活動の実施		○被災住宅等の調査 ○提供する住宅の選定・確保 ○応援協力の要請 ○設置の要請			○相談窓口の開設 ○一時入居の開始
	《被災住宅等の調査》 《公共賃貸住宅等への一時入居》 《応急仮設住宅の設置》 《住宅の応急修理》		○建設用地の確保 ○入居者の選定・運営管理 ○応急修理の実施又は補助			○市長が必要と認めたものについて住宅関係障害物の除去 ※災害救助法 適用後 ○住宅関係障害物の除去対象戸数・所在の調査結果の報告
県(建築局)	《応急危険度判定の実施》 ○被災建築物応急危険度判定支援本部等の設置 ○判定活動の支援		○提供する住宅の選定・確保 ○応援協力の要請 ○応援協力の要請			○相談窓口の開設 ○一時入居の開始
	《公共賃貸住宅等への一時入居》 《応急仮設住宅の設置》 《住宅の応急修理》		○建設 ○賃貸住宅の借上げ ○応急修理の実施			

第1節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

第1 実施本部の設置等（総務部、都市建設部）

- (1) 被災建築物応急危険度判定支援本部及び被災宅地危険度判定支援本部の設置
市は、市域で応急危険度判定を実施するに当たり、災害対策本部の中に被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の支援本部へ支援要請を行う。

- (2) 判定活動の実施

実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、判定活動を実施する。

判定活動の実施にあたっては、被災建築物応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住家に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

第2 判定結果の表示（都市建設部）

応急危険度判定による調査結果は、「危険」「要注意」「調査済」の三種類のステッカーにより、建築物の出入口等の見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者、居住者、歩行者等に周知を図る。

第3 支援本部の設置等（県建築局）

- (1) 被災建築物応急危険度判定支援本部及び被災宅地危険度判定支援本部の設置
県は、実施要綱等に基づき、市の応急危険度判定の実施とともに、応援判定士の派遣等の後方支援を行う被災建築物応急危険度判定支援本部及び被災宅地危険度判定支援本部（以下「支援本部」という。）を設置する。

支援本部は、市の被災建築物応急危険度判定支援本部及び被災宅地危険度判定支援本部からの要請内容や被害状況を勘案して、支援実施計画を作成する。

- (2) 判定活動の支援

支援本部は、被害の状況から必要に応じて国土交通省等に対して判定士の派遣等について応援要請するなど、支援が円滑に行われるよう努める。

第2節 被災住宅等の調査

第1 調査の実施（都市建設部、総務部）

市は、大規模災害のため住家に被害が生じた場合、罹災証明書の交付、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、及び住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。

※ 内閣府が定めた建物の被害調査の基準である「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を参照。

- (1) 住家の被害状況
- (2) 被災地における住民の動向
- (3) 応急仮設住宅建設現地の活動上の支障事項等
- (4) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

第2 状況把握と調査の支援（県防災安全局、県建築局）

県は災害のため住家に被害が生じた場合、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の事項について状況把握を行う。また、必要に応じて、市が行う調査を支援する。

- (1) 住家の被害状況
- (2) 被災地における住民の動向及びこれを踏まえた住宅に関する市の要望事項
- (3) 住宅に関する市の緊急措置の状況及び予定
- (4) 応急仮設住宅建設現地の活動上の支障事項等
- (5) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

第3節 公共賃貸住宅等への一時入居

第1 一時的な住まいの提供（都市建設部、県建築局、住宅供給公社）

市、県及び住宅供給公社は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとしてそれぞれが管理している公共賃貸住宅の空家を提供する。

- (1) 提供する住宅の選定・確保
提供する住宅の選定に当たっては、地域の被災状況をできる限り考慮し、利用可能な空家を確保する。
- (2) 相談窓口の開設
入居相談窓口は、被災地域の状況により適宜開設する。
- (3) 一時入居の終了
この被災者対策は、応急措置として被災者の一時的な居住場所を提供するものであるため、一定期間をもって終了とする。なお、終了に際しては被災者個々の状況を考慮して適宜対応する。
- (4) 使用料等の軽減措置
被災者が被災による多額の経費負担を伴うことを考慮し、一時入居する住宅の使用料等については、できる限り軽減措置を図るものとする。
- (5) 他の都道府県への応援協力の要請
被災者数が多く、市内で用意した戸数では対応が難しい場合は、県を通じて他の市町村又は都道府県に、被災者の受入れについて協力依頼を行い、必要な戸数の確保に努める。

第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営

応急仮設住宅の供与については、広域災害等の場合は知事が実施し、市長が補助を行う。局地的災害の場合は、知事の委任を受けて市長が実施する。ただし、災害の規模、態様等により、市長が実施することもあり得る。

また、市は、自ら応急仮設住宅の設置をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ応急仮設住宅の設置又はこれに要する要員及び建築資機材につき応援を要求する。

第1 仮設住宅の設置等（県（建築局）、救助実施市及び市（都市建設部））

県及び救助実施市は、災害救助法に基づき、家屋に被害を受けた被災者の一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を設置する。

応急仮設住宅の設置は、建設又は賃貸住宅の借り上げによるものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。

(1) 応援協力の要請

市は、住宅の被害状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。

市から要請を受けた県及び救助実施市は、応急仮設住宅の設置に当たっては、協定締結団体に協力を要請する。

(2) 建設用地の確保

ア 建築の場所の選定に当たっては、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水が得やすく、保健衛生上適当な場所を選定する。また相当数の世帯が集団的に居住する場合は、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等についても考慮する。

イ 市は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として事前に予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定し、県へ報告する。

なお、企業等の民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。また、二次災害に充分配慮する。

ウ 応急仮設住宅を迅速に供与するため、市は、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。

■ 応急仮設住宅建設予定用地

施設名	所在地	有効面積 (㎡)	建設 可能戸数	所有者	防災活動 拠点の区分
神戸運動公園	神戸町前畑地内	11,000	132	市(教育委員会)	
東神戸運動広場	東神戸町寺東地内	4,600	34	市	
東部運動公園	六連町神ノ釜地内	11,000	126	市(教育委員会)	
笠山農村公園	浦町笠山地内	10,000	55	市・浦区	
滝頭公園多目的広場	田原町滝頭地内	11,000	111	市(教育委員会)	
滝頭公園野球場	田原町滝頭地内	10,000	100	市(教育委員会)	
赤羽根文化広場	高松町尾村崎地内	25,600	234	市(教育委員会)	防災活動拠点
渥美運動公園野球場	小塩津町後山地内	8,400	80	市(教育委員会)	〃
渥美運動公園多目的広場	小塩津町後山地内	16,321	120	市(教育委員会)	
渥美福祉センター駐車場	保美町段土地内	1,980	16	市	
計		109,901	1,008		

(3) 応急仮設住宅の建設

ア 建物の規模及び費用

(ア) 一戸当たりの建物面積及び費用は、災害救助法施行細則(昭和40年愛知県規則第60号)に定める基準とする。ただし、世帯の構成人数、資材の調達状況等により、基準運用が困難な場合は、市町村ごとに基準内において調整し、その規模及び費用の追加ができるものとする。

(イ) 建設資材の県外調達により、限度額での施工が困難な場合は、内閣総理大臣の承認を受けて当該輸送費を別枠とする。

イ 建設の時期

災害が発生した日から原則として20日以内に着工するものとする。ただし、大規模災

害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長するものとする。

ウ 建設方法

所定の基準により直接建設業者に依頼し、原則としてリース又は買取りにより設置する。

ただし、状況に応じて、知事の事務の一部を行うこととされた市長が当該事務を行うことができる。

(4) 賃貸住宅の借上げ

県及び救助実施市は、「災害時における民間賃貸住宅の活用についての手引き」（平成24年12月国土交通省・厚生労働省）等を参考に賃貸住宅の借上げを行う。

(5) 被災者の入居及び管理運営

市は、応急仮設住宅への入居対象者の選定とその管理運営を、次のとおり行う。

ア 入居対象者

災害により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。

- (ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。
- (イ) 居住する住家がない者であること。
- (ウ) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができないものであること。

イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県が行う救助の補助として、県から受託して、市がこれを行う。なお、入居者の選定に当たっては要配慮者に十分配慮する。

ウ 管理運営

(ア) 応急仮設住宅の管理運営については、県が行う救助の補助として県から受託して市がこれを行う。

(イ) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。

エ 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。なお、供用期間終了後は、県及び救助実施市が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

第2 災害救助法の適用

- (1) 災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、当該事務は市長への委任を想定しているため、本市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

- (2) 災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は、市が行う。

第5節 住宅の応急修理

災害にかかった住宅の応急修理については、広域災害等の場合は知事が実施し、市長が補

助を行う。局地的災害の場合は、知事の委任を受けて市長が実施する。

第1 応援要請等（都市建設部）

市は、住宅の応急修理が困難な場合、他市町村又は県へ住宅の応急修理又はこれに要する要員及び建築資機材につき応援を要求する。

なお、住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定とあっせん等の業務、請求書の取りまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。

第2 被災住宅の応急修理（県建築局及び救助実施市）

県及び救助実施市は、災害救助法に基づき被災住宅の応急修理を行う。被災住宅の応急修理は、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修するものであり、次のとおり実施する。

(1) 応急修理の実施

ア 応急修理を受ける者の範囲

(ア) 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者

(イ) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

イ 修理の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

ウ 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

エ 修理の期間

災害が発生した日から3か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

オ 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

(2) 応援協力の要請

市から要請を受けた県及び救助実施市は、被災住宅の応急修理に当たっては、協定締結団体に対して協力を要請する。

第3 災害救助法の適用

(1) 災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が、局地災害の場合は、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、本市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

(2) 災害救助法が実施されない場合の住宅の応急修理は、市が行う。

第6節 障害物の除去（都市建設部）

障害物の除去については、本編第9章第1節第4「住宅関係」を参照。

第25章 地域安全（警備）対策

○ 基本方針

災害発生時には、災害現場の混乱、人心の動揺等により不測の事案の発生が予測されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪等の予防、警戒活動を推進する。

○ 主な機関の応急復旧対策

☒ = 災害対策本部

機関名	発災	数時間		1日	3日	1週間
	初動態勢の確立期	応急対策期				復旧対応期
田原警察署 第四管区海上保安 本部	○警備本部の設置	→				
	○警備体制の確立	→				
	○情報の収集	→				
	○負傷者の救出等	→				
	○警備部隊の編成	→				
	○地域安全対策	→				
	○海上の情報収集、警戒、取締り	→				
		○犯罪の予防・検挙等				→

第1節 地域安全対策

第1 警備活動等安全対策（県警察（田原警察署））

(1) 社会秩序の維持対策

- ア 被災地及びその周辺において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。
- イ 地区自治会等地域防犯団体などに対して、火災及び盗難の予防、交通整理、関係機関が行う諸活動の補助、情報の伝達に関する事項等について、協力を要請する。
- ウ 被災地の混乱に乗じた集団による不法行為、生活必需物資等の欠乏に伴う悪質業者の買占め、売り惜しみ、暴利販売等について取り締まりを強化する。
- エ 災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び市民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

(2) 広報、相談活動

ア 広報活動

被災者の不安を解消し、混乱を防止するため、被害の規模・区域、火災の発生・延焼状況、避難場所、避難経路、医療救護所の設置場所、津波等の気象情報、交通規制状況等について積極的な広報を行う。

イ 相談活動

田原警察署に災害相談窓口を開設し、又は避難所等を訪問して各種相談活動を推進する。

(3) 行方不明者発見・保護活動

行方不明者を早期に発見・保護するための活動拠点として、田原警察署等に行方不明者相談窓口を設置する。

(4) 一般社団法人愛知県警備業協会への出動要請

県警察本部長は、被災地の被害拡大の防止を図るとともに、救援活動、救護活動等を円

滑に実施するため、一般社団法人愛知県警備業協会との「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき、警備員の出動要請を行うものとする。

第2 海上の警備活動（第四管区海上保安本部）

第四管区海上保安本部は、海上における犯罪の予防、混乱の防止を図るため、情報の収集、警戒、取締りを行う。

第3 警備活動への協力（総務部）

市は、県警察の実施する地域安全活動に対し、積極的に協力する。

第26章 応急教育

○ 基本方針

小学校、中学校及び高校の応急対策等の確立を通して、児童・生徒・学生(以下、本章において「児童等」という。)の生命及び身体の安全の確保について万全を期すものとする。

災害のため児童等に対して、平常の教育を実施することが困難となった場合は、教育施設及び教職員の確保については県教育委員会、市教育委員会及び市が、小学校児童及び中学校生徒に対する教科書・学用品等の給与については、市長(災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長)が、応急措置を講じ、応急教育を実施するものとする。

○ 主な機関の応急復旧対策 ☒=災害対策本部

機関名	発災	教時間	1日	3日	1週間
	初動態勢の確立期		応急対策期		復旧対応期
☒ 教育部	<ul style="list-style-type: none"> ○気象警報等の把握・伝達 ○避難等、児童生徒の安全確保 ○施設の安全確認 <ul style="list-style-type: none"> ○被害状況の報告 ○保護者への連絡 ○児童生徒の引渡し → ○臨時休業等の措置 			<ul style="list-style-type: none"> ○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○応援の要求・指示 	<ul style="list-style-type: none"> ○学用品の調達・配分 → ○応急教育の実施 →
☒ 健康福祉部 (田原福祉専門学校)	<ul style="list-style-type: none"> ○気象警報等の把握・伝達 ○避難等、学生の安全確保 ○施設の安全確認 <ul style="list-style-type: none"> ○被害状況の報告 ○保護者への連絡 ○学生の引渡し → ○臨時休業等の措置 				○応急教育の実施
県(教育委員会)				<ul style="list-style-type: none"> ○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○応援の要求・指示 	

第1節 事前準備

- (1) 学校長は、学校の立地条件などを考慮した上で、あらかじめ災害時の応急対策及び応急教育計画の方針を定めるとともに、指導の方法等についても明確にする。
- (2) 学校長は、常に気象状況等に注意し、災害発生のおそれがある場合は、応急教育態勢に備えて次に掲げる事項を講じる。
 - ア 学校行事、会議、教職員の出張等を中止するとともに、状況に応じて教育委員会などと連絡の上、臨時休校など適切な措置を取ること。
 - イ 児童等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者との引渡し方法や連絡方法を確認しておくこと。また、登下校時に災害が発生した場合に備え、通学路等の安全性などを把握し、緊急時に適切な行動がとれるよう避難計画を策定し、その周知徹底を図ること。
 - ウ 市教育委員会、市、警察署、消防署、保護者及び自主防災会等関係機関との連絡態勢を確認しておくこと。

- エ 施設の窓ガラスの飛散防止及び備品等の転倒防止措置を講じておくこと。
- オ 勤務時間外における所属教職員の非常参集方法の策定・周知しておくこと。

第2節 気象警報・津波警報等の伝達、臨時休業及び避難等

(1) 気象警報・津波警報等の把握・伝達

学校に対して特定の対策等を伝達する必要がある場合は、次の区分により行う。また、家庭（保護者）への連絡方法をあらかじめ定めておく。

ア 県立学校

県教育委員会が、あらかじめ定められた伝達系統により行う。

イ 市立学校

災害等に関する情報は、本編第7章「災害情報の伝達・収集」に基づき市に対して伝達されるので、市教育委員会が、各学校等に対して伝達する。

(2) 臨時休業等の措置

授業を継続実施することにより、児童等の安全の確保が困難であると思われる場合には、次により臨時休業等の措置を取る。

ア 県立学校

学校の置かれている地域の気象・水象、津波警報等に留意し、あらかじめ定めた基準により学校教育法施行規則に基づき学校長が行う。休業措置を実施した場合は速やかに県教育委員会に報告する。

イ 市立学校

災害の発生が予想される場合は、市教育委員会又は学校長が行うものとする。

ただし、学校長が決定し行う場合は、市教育委員会と協議し、市教育委員会があらかじめ定めた基準によるものとする。

(3) 避難等

学校等において災害が発生し、又はそのおそれがある場合には、事態に即応して各学校であらかじめ定めた計画により避難する。

市から、避難所等の開設の要請を受けた学校等にあつては、市と緊密な連絡を取るとともに、これに積極的に協力する。

第3節 災害時の態勢

- (1) 学校長は、状況に応じ、適切な緊急避難を指示するとともに、津波災害など、児童等をやむを得ず一時避難場所等へ避難させるときは、児童等の歩行能力等を勘案した上で、あらかじめ定めた避難路・避難経路を直ちに避難するものとする。
- (2) 学校長は、児童等の安全確保、職員及び施設の被害状況の把握に努め、その被害状況を市教育委員会等に報告する。
- (3) 学校長は、避難所の開設など災害応急対策に協力し、施設管理に必要な教職員を確保し万全の態勢を確立する。
- (4) 学校長は、準備した応急教育の方針に基づき、災害状況に応じて臨時の学級編成を行うなど速やかに調整する。
- (5) 学校長は、応急教育の実施に当たり、市教育委員会に報告するとともに、決定次第速や

かに開始時期、方法等について、児童等及び保護者に周知徹底を図る。

第4節 教育施設及び教職員の確保

第1 応援要求（教育部）

市教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、他市町村教育委員会又は県教育委員会へ教育施設及び教職員の確保につき応援を要求する。

第2 教育施設及び教育の確保（教育部）

(1) 応急な教育施設の確保と授業等の実施

ア 校舎等の被害が軽微な場合

速やかに応急修理を行い、授業等を実施する。

イ 被害が相当に大きいが校舎等の一部が使用可能な場合

使用可能な校舎において安全を確保し、授業等を実施する。

なお、一斉に授業が実施できない場合は、二部授業又は地域の公共施設利用による分散授業を実施するなどの措置を講ずる。

ウ 校舎等が被災により全面的に使用困難な場合

市内の市民館等公共施設、近隣の学校の校舎等を借用し、授業等を実施する。

エ 特定地域内の教育施設の確保が困難な場合

他地域の市民館等公共施設、校舎等を借用し、授業等を実施する。

オ 校舎等が集団避難施設となる場合

授業実施のための校舎等の確保は、イからエの場合に準ずるものとする。また、校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難活動との調整について市と県は協議を行い、授業の早期再開を図る。なお、利用できる施設の確保が困難な場合は、応急に設置された仮校舎で授業等を実施する。

(2) 教職員の確保

校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要するため、児童等を集団的に避難させた場合は、原則として当該校の教職員がそれに付き添って行くものとするが、教職員の人的被害が大きく、応急の教育の実施に支障があるときは、他の教育機関の了承を得て他校の教職員の援助を求め、又はこれに必要な教職員を臨時に採用する等、必要教職員の確保の万全を期する。

第3 県の応援要請等（県教育委員会）

(1) 他県に対する応援要請

県教育委員会は、自ら学校教育を実施し、又は市教育委員会からの応援要求事項を実施することが困難な場合、他県へ教育の実施又はこれに要する教育施設、教職員等につき応援を要求する。

(2) 他市町村教育委員会に対する応援指示

県教育委員会は、市教育委員会の実施する教育につき、特に必要があると認められるときは、他市町村教育委員会に応援するよう指示する。

第4 情報伝達（教育部）

市は、通信が途絶した場合、学校への情報伝達をデジタル地域防災無線等により行うものとする。

第5節 教科書・学用品等の給与

第1 教科書・学用品等の給与（教育部）

(1) 児童等に対する教科書・学用品等の給与

市は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来した市立学校の児童・生徒に対して、教科書・学用品等を給与する。ただし、教科書については、給与するために必要な冊数等を、「事故発生等の報告について(平成22年3月26日21教総第947号)」別紙様式6により、速やかに(7日以内)県教育委員会に報告するものとする。

ア 対象者

住家が全壊(焼)、流失、半壊(焼)、床上浸水等による被害を受けた、小中学校の児童生徒で、学用品を滅失又はき損し、入手することができない者

(注) 対象者は被災台帳に登載されている児童、生徒

イ 給与の方法

給与の対象となる児童生徒の数を、被災者名簿と当該学校における学籍簿等と照合し、被害別、学年別に給与対象人員を正確に把握して、教科書にあつては、学年別、学科別、発行所別に調査集計し、調達配分する。

文房具、通学用品にあつては、前述の給与対象人員に基づいた学用品購入(配分)計画表により購入配分する。ただし、教科書については、必要に応じて県が一括購入の上、所轄学校長を通じて支給することもある。

ウ 学用品の給与品目

(ア) 教科書又は教科書以外の教材

(イ) 文房具 ノート、鉛筆、消ゴム、クレヨン、絵具、画用紙、下敷、定規等

(ウ) 通学用品 運動靴、傘、カバン、長靴等

以上3種類の範囲内に限られる。ただし、文房具及び通学用品の中には、例示した品目以外のものもあり、被災状況、程度等実情に応じ、特定の品目に重点を置くことも差し支えなく、また、文房具及び通学用品の内容については例示であることから、災害の状況、物資調達の状況等によりある程度代えたりすることもできる。

なお、教科書以外の教材については、原則として教育委員会に届出又は承認を受けて使用している事実をあらかじめ確認するものとする。

エ 整備保存すべき帳簿

(ア) 学用品購入(配分)計画表

(イ) 学用品交付簿

(ウ) 学用品出納に関する帳簿(受払関係)

(エ) 学用品購入関係支払証拠書類

(2) 他市町村又は県に対する応援要請

市は、自ら教科書・学用品の給与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ教科書・学用品の給与の実施調達につき、応援を求める。

第2 県の応援要請等（県教育委員会）

(1) 文部科学省等に対する応援要請

県は、県立高等学校や特別支援学校、私立学校等の児童及び生徒に対して自ら教科書・学用品等の給与を実施し、又は市からの応援要求事項を実施することが困難な場合、教科

書については文部科学省へ、その他の学用品等については中部経済産業局へ調達につき応援を求める。

(2) 他市町村に対する応援の指示

県は、市の実施する学用品等の給与につき、特に必要があると認められるときは、他市町村に応援するよう指示する。

第3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため本市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第27章 応急保育

○ 基本方針

災害発生の際、避難行動を取るなど、保育園及び認定こども園(本章において、「保育園等」という。)の園児の安全を確保するとともに、応急対策及び復旧活動を速やかに実施し、被害状況に対応した保育を行うことにより、保育行政の万全を期すものとする。

○ 主な機関の応急復旧対策

☉=災害対策本部

機関名	発災	数時間	1日	3日	1週間
	初動態勢の確立期		応急対策期		
☉健康福祉部 (市立保育園)	<ul style="list-style-type: none"> ○避難等、園児の安全確保 ○施設の安全確認 ○被害状況の報告 ○保護者への連絡 ○園児の引渡し 		→		○応急保育の実施 →
私立保育園設置者	<ul style="list-style-type: none"> ○避難等、園児の安全確保 ○施設の安全確認 ○被害状況の報告 ○保護者への連絡 ○園児の引渡し 		→		○応急保育の実施 →
私立認定こども園設置者	<ul style="list-style-type: none"> ○避難等、園児の安全確保 ○施設の安全確認 ○被害状況の報告 ○保護者への連絡 ○園児の引渡し 		→		○応急保育の実施 →

第1節 応急保育の確保(健康福祉部、設置者)

第1 事前準備

- (1) 保育園長及び認定こども園長(本章において、「園長」という。)は、保育園等の立地条件などを考慮し、あらかじめ災害時の応急対策及び応急保育の方針を定めるものとする。
- (2) 園長は、災害発生に備えて次に掲げる事項を講じる。
 - ア 災害時の避難計画の策定
 - イ 園児に対する避難訓練及び防災指導の実施
 - ウ 施設の窓ガラスの飛散防止及び備品等の転倒防止措置
 - エ 保護者に引渡すまでの安全確保、必要な食料、飲料水、医療品等の確保
 - オ 必要な設備、備品等の保全
 - カ 保護者との連絡及び園児の引渡し方法の策定・周知
 - キ 市、警察署、消防署及び自主防災会等関係機関との連絡体制及び協力体制の確立
 - ク 勤務時間外における所属職員の非常参集方法の策定・周知

第2 気象警報、津波警報等の伝達、臨時休業及び避難等

- (1) 気象警報・津波警報等の把握・伝達

保育園等に対して特定の対策等を伝達する必要がある場合は、次の区分により行う。ま

た、家庭(保護者)への連絡方法をあらかじめ定めておく。

ア 市立保育園

災害等に関する情報は、本編第7章「災害情報の伝達・収集」に基づき市に対して伝達されるので、市健康福祉部が、各保育園に対して伝達する。

イ 私立保育園

園長は、関係機関と連絡を密にし、災害予防の適正を期する。

ウ 私立認定こども園

園長は、関係機関と連絡を密にし、災害予防の適正を期する。

(2) 臨時休業等の措置

保育を継続実施することにより、園児等の安全の確保が困難であると思われる場合には、次により臨時休業等の措置を取る。

ア 市立保育園

災害の発生が予想される場合は、市健康福祉部又は各保育園長が行うものとする。

ただし、各園長が決定し行う場合は、市健康福祉部と協議し、市健康福祉部があらかじめ定めた基準によるものとする。

イ 私立保育園

園の置かれている地域の気象・水象、津波警報等に留意し、園が定めた基準により園長が行うものとする。

ウ 私立認定こども園

園の置かれている地域の気象・水象、津波警報等に留意し、各園が定めた基準により各園の園長が行うものとする。

(3) 避難等

保育園等において災害が発生し、又はそのおそれがある場合には、事態に即応して各保育園等であらかじめ定めた計画により避難する。

市から、避難所等の開設の要請を受けた保育園等にあつては、市と緊密な連絡を取るとともに、これに積極的に協力する。

第3 災害時の態勢

(1) 園長は、状況に応じ、適切な緊急避難の措置を講ずる。

(2) 園長は、園児の安全確保、職員及び施設の被害状況を速やかに把握し、災害対策本部へ被害状況を報告するとともに、関係機関と緊密な連携の下に応急対策に当たり、保育園等の管理に万全を期する。

(3) 園長は、津波災害など、園児を一時避難場所等へ避難させるときは、あらかじめ定めた避難経路により直ちに避難するものとする。

(4) 指定の避難場所等への移動に当たり、保護者にその旨を伝達するための措置(掲示板等)を講ずる。

(5) 園長は、臨時のクラス編成を行うなど、状況に応じた応急保育を速やかに実施する。

第4 応急的な保育施設の確保と保育の実施

(1) 園舎の被害が軽微な場合

速やかに応急修理を行い、保育を実施する。

(2) 被害が相当に大きい、園舎の一部が使用可能な場合

使用可能な園舎で安全を確保し、保育を実施する。なお、一斉に保育が実施できない場合は、地域の公共施設の利用による分散保育を実施するなどの措置を講ずる。

- (3) 被災により園舎が全面的に使用困難な場合
市民館等公共施設、近隣の校舎等を借用し、保育を実施する。
- (4) 津波浸水区域外の保育施設の確保が困難な場合
他地域の安全な保育園への集約や公共施設、校舎等を借用し、保育を実施する。
- (5) 園舎が避難所となっている場合
保育実施のための園舎の確保は、(2)から(4)の場合に準ずる。また、園舎での避難生活が長期にわたる場合は、応急保育活動と避難活動との調整について市と園長は協議を行い、保育の早期再開を図る。なお、利用できる施設の確保が困難な場合は、応急に設置された仮園舎で保育を実施する。
- (6) 保育士の確保
園舎が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要するため、園児を集団的に避難させた場合は、当該園の職員がそれに付き添って行くものとするが、職員の人的被害が大きく、応急の保育の実施に支障があるときは、他の保育園の了承を得て他園の職員の援助を求め、又はこれに必要な職員を臨時に雇上げる等、必要職員の確保に万全を期する。

第5 応急保育の再開の広報

応急な保育活動の開始に当たっては、開始時期、運用方法等について園児、保護者等への周知を図る。

第6 情報伝達

市は、通信が途絶した場合、保育園等への情報伝達をデジタル地域防災無線により行うものとする。

第28章 応急学童保育等

○ 基本方針

災害発生の際、避難行動を取るなど、児童の安全を確保するとともに、応急対策及び復旧活動を速やかに実施し、被害状況に対応した学童保育を行うことにより、児童の健全育成の万全を期すものとする。

○ 主な機関の応急復旧対策 ☹=災害対策本部

機関名	発災	数時間	1日	3日	1週間
	初動態勢の確立期		応急対策期		
☹教育部	<ul style="list-style-type: none"> ○避難等、児童の安全確保 ○施設の安全確認 <li style="padding-left: 20px;">○被害状況の報告 <li style="padding-left: 40px;">○保護者への連絡 <li style="padding-left: 40px;">○児童の引渡し 		→		○応急学童保育等の実施 →

第1節 応急学童保育等の確保（教育部）

第1 事前準備

- (1) 市は、市民館等の立地条件などを考慮し、あらかじめ災害時の応急対策及び応急学童保育等の方針を定めるものとする。
- (2) 市は、災害発生に備えて次に掲げる事項を講じる。
 - ア 児童に対する避難訓練及び防災指導の実施
 - イ 災害時の事後処理について具体的な計画の策定
 - ウ 施設の窓ガラスの飛散防止及び備品等の転倒防止措置
 - エ 保護者に引渡すまでの安全確保、必要な食料、飲料水の確保
 - オ 必要な設備、備品等の保全
 - カ 保護者との連絡及び児童の引渡し方法の検討・周知
 - キ 指導員、市、警察署、消防署及び自主防災会等関係機関との連絡体制の確立

第2 気象警報、津波警報等の伝達、臨時休業及び避難等

- (1) 気象警報・津波警報等の把握、伝達
 - 学童保育実施施設に対して特定の対策等を伝達する必要がある場合は、次により行う。
 - また、家庭(保護者)への連絡方法をあらかじめ定めておく。
 - ア 学童保育実施施設等
 - 災害等に関する情報は、本編第7章「災害情報の伝達・収集」に基づき市に対して伝達されるので、市教育委員会が、指導員等に対して伝達する。
- (2) 臨時休業等の措置
 - 学童保育を継続実施することにより、児童等の安全の確保が困難であると思われる場合には、次により臨時休業等の措置を取る。
 - ア 学童保育実施施設等
 - 災害の発生が予想される場合は、市教育委員会が行うものとする。

(3) 避難等

学童保育実施施設等において災害が発生し、又はそのおそれがある場合には、事態に即応して各施設等であらかじめ定めた計画により避難する。

第3 災害時の態勢

- (1) 指導員は、市と連携の下、状況に応じ、適切な緊急避難の措置を講ずる。
- (2) 指導員は、児童の安全確保、職員及び施設の被害状況の把握に努め、被害状況を報告するとともに、関係機関と緊密な連携を下に応急対策に当たる。
- (3) 指導員は、津波災害など、児童をやむを得ず一時避難場所等へ避難させるときは、児童の歩行能力等を勘案した上で、あらかじめ定めた避難路・避難経路を直ちに避難するものとする。
- (4) 指定の避難場所等への移動に当たり、保護者にその旨を連絡するため措置(掲示板等)を取る。
- (5) 指導員は、状況に応じた応急学童保育等を実施する。

第4 応急的な施設の確保と学童保育等の実施

- (1) 施設の被害が軽微な場合
速やかに応急修理を行い、学童保育等を実施する。
- (2) 被害が相当に大きい、施設の一部が使用可能な場合
使用可能な施設で安全を確保し、学童保育等を実施するが、利用者が相当程度に及ぶ場合は、地域の公共施設を利用し分散して実施するなどの措置を講ずる。
- (3) 被災により施設が全面的に使用困難な場合
地域の公共施設、近隣の校舎等を借用し、学童保育を実施する。
- (4) 施設が避難所となっている場合
学童保育等を実施するための施設の確保は、(2)及び(3)の場合に準ずる。
- (5) 指導員の確保
職員の人的被害が大きく、応急の学童保育等の実施に支障があるときは、これに必要な職員を臨時に雇上げる等、必要職員の確保に万全を期する。

第5 応急学童保育等の再開の広報

応急な学童保育等の活動開始に当たっては、開始時期、方法等について児童、保護者等への周知を図る。

第29章 公共施設・交通施設の応急対策

○ 基本方針

庁舎、学校等の公共施設は、災害対策本部等の防災活動拠点や避難所等に当てられているので、迅速に修理を実施し、災害応急対策の実施に支障を来たさないよう復旧を早急を実施する。

道路、鉄道、港湾等交通施設は、災害時において対策要員及び資機材の輸送等を迅速に行うには欠かすことのできない施設であるため、交通の円滑を図るため応急復旧活動を実施するとともに、輸送機能の確保に努める。

○ 主な機関の応急復旧対策 ☉=災害対策本部

機関名	発災	数時間	1日	3日	1週間
	初動態勢の確立期		応急対策期		
☉ 総務部 ☉ 各部	○公共施設の安全点検や被害状況の調査 ○応急修理計画 ○危険箇所の安全措置				
☉ 産業振興部 ☉ 都市建設部	【港湾・漁港関係】		○港湾・漁港の障害物の除去・応急補修		
	【道路関係】		○道路に関する障害物の除去・応急補修		
県(建設局)			○港湾区域内の障害物の除去・応急補修 ○応急補修		
第四管区海上保安本部			○航路障害物の除去		
豊橋鉄道(株)	○列車の停止 ○旅客の避難誘導		○駅・鉄道に関する障害物の除去・応急補修		

第1節 庁舎等の応急修理

1 被害状況調査及び応急修理計画

- (1) 市は、発災後、施設管理者からの施設・設備の被害状況の報告を集約し、庁舎等公共施設の応急修理計画を作成する。
- (2) 発災後から活動拠点となる庁舎、消防署所、学校、市民館等は優先して安全点検や被害状況調査を行い、必要に応じて、危険表示や防御柵の設置などの安全措置を行う。
また、ライフラインの機能障害は、関係機関に連絡し、優先復旧を依頼する。

2 応急修理の方法

公共施設の安全性の確認や応急補修を迅速に行うため、田原建設業協会等の協力を得る。

第2節 河川施設応急対策（都市建設部）

水防活動と平行し、工事中の箇所や危険箇所を重点的に巡視警戒し、被害発生の際は直ちに必要な措置を講ずるとともに、道路を含めて速やかに県東三河建設事務所へ報告する。

第3節 海岸保全施設応急対策（県（建設局）、市（都市建設部））

海岸保全を図るため、水閘門操作規定の定めるところにより必要な措置を講ずる。

第4節 道路応急対策

第1 市（都市建設部）

市は、応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求する。

第2 道路管理者（県（建設局）、市（都市建設部））

(1) 道路情報の収集及び関係機関との情報交換

被害を受けた道路状況及び交通状況を速やかに把握するため、道路パトロールカーによる巡視等の実施により、道路情報の収集に努め、道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。

(2) 道路、橋梁等の緊急復旧

道路、橋梁等の被害の状況を把握し、道路啓開ルートを確保するとともに応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。

ア 市は、被害を受けた道路、特に応急救助、物資輸送及び復旧活動に必要な道路の復旧作業を重点的に行う。

イ 市は、道路の被害を受けた場合は、速やかに県に連絡するとともに、被害の状況に応じた応急復旧作業を行い、交通路の確保に努める。

応急復旧作業は、「土木災害応援に関する協定書」に基づき、田原土木協会の土木業者の協力を得て行う。

ウ 上下水道、電気、ガス、電話等の道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設の管理者に通報する。ただし、緊急のため、その時間がないときは、応急措置を取り事後連絡を行う。

第3 県（建設局、防災安全局）

県は、応急工事の実施が困難な場合、自衛隊に応急工事の実施につき応援を要求する。

第5節 鉄道施設対策（豊橋鉄道株式会社）

(1) 災害対策本部の設置

災害が発生したときは、その被害の規模に応じて災害対策本部を設けるとともに、関係機関への連絡通報を行って、速やかに応急対策を実施する。

(2) 緊急応急措置の実施

ア 乗務員関係

(ア) 地震等による異常を感知したときは、高い盛土区間、深い切取区間、橋梁の上、津波浸水が予想される区間等危険と思われる箇所を避けて速やかに列車を停止させる。

(イ) 異常を認めたときは、駅又は運転指令へ連絡をする。

(ウ) 旅客に対して乗務員の指示誘導に従うよう案内をする。

(エ) 沈着かつ適切な判断に基づいて旅客の救護・誘導を行う。

イ 駅関係

(ア) 地震等による異常を認めたときは、列車の停止手配を取るとともに、列車の出発を見合わせる。

- (イ) 運転指令と連絡の上、列車の運転に必要な事項を乗務員に指示、伝達する。
 - (ウ) 駅周辺及び沿線の被害状況等の把握に努め、旅客等に周知させる。
 - (エ) 旅客等に対して、駅員の指示誘導に従うよう案内する。
 - (オ) 避難口の状況、落下物についての注意を与え、かつ、救護誘導を行って混乱の防止に努める。
- ウ 鉄道施設
- (ア) 地震災害により電車運転に直接支障を生ずる事態が発生した場合は、電車の避難並びに停止を行う。
 - (イ) 鉄道新設改良工事現場においては、使用資機材の倒壊、盛土又は掘削現場の崩壊等の防止を重点的に適切な処置を取る。
 - (ウ) 線路、橋梁等関係施設に被害を生じた場合、緊急度により仮線路、仮橋の架設等の応急工事により、とりあえずの交通を確保する。
 - (エ) 応急工事の実施が困難な場合、他の鉄道事業者へ要員、資機材の確保につき、応援を要求する。
 - (オ) 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保につき応援を要請し、又は県を通じて自衛隊に対し応急工事の実施につき応援を要請する。
- エ 通信連絡体制
- 鉄道電話を第一優先とし、ほかに西日本電信電話株式会社加入電話、作業用無線等を活用して緊急通信連絡を行う。
- (3) 応急復旧活動の実施
- ア 地震等の被害が発生したとき、又は発生したと思われるときは、マニュアルにより諸施設の担当係員が点検、巡回、警備を行う。
 - イ 被害が発生したときは、速やかに応急復旧にかかるが、被害の状況によっては当該係員のほか、外注工事を行って早期復旧に努める。
 - ウ 応急復旧資材の管理点検は、定期的に行う。

第6節 港湾・漁港施設対策

第1 港湾・漁港管理者（県（建設局）、市（都市建設部））

- (1) 応急復旧活動
- 防潮壁・防潮水門に、き裂倒壊等が生じた場合、民間事業者団体等との協力体制に努め、当該施設の機能の保持、回復を図る。特に、局部的な被害を受け、応急復旧の遅延がさらに次の被害を誘発し、重大な機能障害を生ずるおそれのある場合は、被害の局限化を図る措置を速やかに講ずる。
- (2) 放置車両や立ち往生車両の移動等
- 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、臨港道路の管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。
- 運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

(3) 輸送機能の確保

耐震強化岸壁等が緊急時に十分機能を発揮できるよう関係機関と調整の上、海上漂流物等障害物の除去を実施し、輸送船舶の安全航行の確保を図るとともに、広場等の確保及び背後地の陸上輸送網との接続を図る。耐震強化岸壁に接続する緊急輸送道路に指定された臨港道路については、特に暫定的復旧措置を迅速に行い、最低一車線を確保する。

また、輸送経路との連携を考慮したヘリポートとして利用可能な土地を確保する。

(4) 県又は自衛隊に対する応急工事实施の応援要請

市は、港湾施設について応急工事の実施が困難である場合、県へ要員の確保につき応援を要求し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施につき応援を要請する。

(5) 国土交通省への支援要請(港湾法第55条の3の3)

港湾管理者は非常災害時に、国による自衛隊等の政府機関や民間企業との岸壁の利用に関する高度な調整、岸壁等の点検・使用可否判断、臨港道路の段差解消等の応急復旧のため必要がある場合は、国に支援の要請を行う。

第2 第四管区海上保安本部

(1) 船舶交通の整理・指導

海上交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理・指導を行う。

(2) 船舶交通の制限等

海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限又は禁止する。

(3) 必要な措置

海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者に対し、港湾・漁港管理者(市、県)と連携しつつ、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

(4) 水路の安全確保

水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

(5) 航路標識の保全

航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

第3 木材等の航路障害物の除去

第四管区海上保安本部及び港湾管理者は、緊密に連携し、海上に流出した木材等の航路障害物について、その所有者に除去を命じ、又は安全な場所に除去し、直ちに除去できない場合は、安全通信(四管区航行警報)により船舶に周知するとともに、当該航路障害物の除去に関し必要な措置を講ずる。

第30章 ライフライン施設等の応急対策

○ 基本方針

被害復旧対策にとって必要不可欠な条件となっている電力を、円滑に供給するため、発生後は被害状況を早期的確に把握し、要員及び資機材を確保するとともに機動力を発揮し、応急復旧を迅速に実施するものとする。

ガス供給施設に甚大な被害を受けた場合、的確な情報の把握により災害規模を迅速に総合判断し、被災地域へのガスの供給を停止して、火災、爆発など二次災害の防止を図るとともに、早期復旧を実施し、さらに、被災地域以外へは、可能な限りガスの供給を継続する。

水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最小限の飲料水の応急給水を実施するとともに、被害施設を短期間に復旧するため取水、送水及び配水施設の十分な機能を確保する。

工業用水の供給は、その必要量が多量であるため、断水箇所の早期復旧を進めるための迅速な対応を行う。なお、復旧可能な箇所から随時給水を開始し、受水事業所の必要受水量を把握し、その状況に応じた復旧方法を実施する。

下水管渠、ポンプ場、終末処理場の被害に対して、機能回復を図るための応急措置を講ずる。特に排水機能の被害については、住民生活に多大な影響を及ぼすばかりか、衛生的にも悪い状態を招くため、優先的に応急復旧させる。

復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

○ 主な機関の応急復旧対策

☒=災害対策本部

機関名	発災	数時間	1日	3日	1週間
	初動態勢の確立期		応急対策期		
中部電力パワーグリッド株式会社 株式会社 JERA 関西電力株式会社 電源開発株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ○非常災害対策本部等の設置 ○各設備の運転保守 ○要員の確保 		<ul style="list-style-type: none"> ○被害状況の収集、周知 	<ul style="list-style-type: none"> ○感電事故防止周知 ○復旧活動 	
ガス会社 LPガス協会	【体制・情勢の基盤整備・確立】				
	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部・支部等の設置 ○社員等の動員 → ○協力会社等と連携 ○活動基盤の整備 → ○応援部隊の受入れ準備 ・安全確認・安否確認・連絡手段の確保・移動手段の確保 ○情報の収集、処理等 → ○情報資料の処理 ・機能的な偵察・情報収集努力・道路状況の把握・各施設被害状況の把握 				
	【初動措置(お客さま対応)】				
<ul style="list-style-type: none"> ○マイコンメーター対応 ※安全のために止まったメーターへの対応 ○特定需要家への対応 ○供給契約需要者への対応 					
【初動措置(対外広報)】					
<ul style="list-style-type: none"> ○広報活動 → ○緊急措置に関して → ○復旧計画に関して ・漏えい危険・マイコンメーター復帰等 					

上下水道部	【上水道】 ○給水対策本部の設置 ○応急対策活動	○復旧活動 ○応急給水活動		
	【下水道】 ○応急措置、本復旧の方針だて ○排水機能の維持	○枝線の本復旧、幹線の応急復旧又は、本復旧		
県(企業庁)		○応急復旧活動の実施(上水道、工業用水、下水道) ○応援要請	○応援・受援体制の確立	
西日本電信電話株式会社	○重要通信の確保及び通信の途絶の解消			
放送事業者	○放送事業の継続			
郵便事業者	○郵便事業の継続			

第1節 電力施設対策(電力事業者)

第1 非常災害対策本部の設置

大地震等災害が発生した場合は、非常体制を発令し、本店等に非常災害対策本部を設置する。

第2 情報の収集と伝達

非常災害対策本部は通信の確保を図り、情報の収集と伝達を行う。通信方法は社内電話・加入電話、衛星通信、移動無線等の施設を利用する。

第3 災害時における危険防止措置

災害時において危険があると認められるときは、直ちに当該範囲に対し、送電遮断等の適切な危険予防措置を講ずる。

第4 復旧方法

(1) 優先的に復旧する設備、施設

ア 電力会社側

(ア) 火力設備

(イ) 超高压系統に関連する送変電設備

イ 利用者側

(ア) 人命に関わる病院

(イ) 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、自衛隊、ガス、水道、交通、通信などの機関、避難施設

(2) 復旧方法

ア 発電設備

発電所は、供給力確保を重点に地震発生後の需給状況、被害状況等を勘案し、また、変電所は、重要度、被害状況等を勘案して早期復旧を図る。

イ 送配電設備

被害を受けた線路の重要度、被害状況等を勘案し、保安上支障のない限り仮設、他ルートからの送電、移動用発電機の利用等で順次送電区域を拡大しながら早期復旧を図る。

(3) 関係機関との連携

路上障害物により被害箇所への到着や復旧作業が困難な場合には、道路啓開について関係機関と連携、協力し、迅速な復旧に努める。

第5 要員、資機材等の確保

(1) 要員の確保

発災後、復旧要員を確保するとともに必要に応じ、請負会社等及び他電力会社へ応援を依頼する。

(2) 資機材の確保

発災後、復旧資機材が不足する場合は、他電力会社へ融通を依頼する。また、大規模災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現時点での配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

(3) 電源車等の配備(株式会社 JERA、関西電力株式会社を除く。)

大規模停電発生時には、直ちに国及び県と調整を行い、電源車等を県が決定した配備先に配備するよう努める。

第6 広報体制

(1) 利用者に対する広報

ア 災害時における PR

電気の復旧状況、公衆感電事故防止 PR を主体とした広報 PR を広報車及びテレビ、ラジオ、Web サイト等の広報機関その他を通じて PR する。

イ 臨時電気相談窓口の設置

被災地域における需要家の電気相談を実施し、公衆感電事故防止を図るため、臨時電気相談窓口の設置を検討・実施する。

(2) 地域防災機関との協調

地域復旧体制への協力と被害状況の把握のため地域防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

第7 広域運営による応援

電力広域的運営推進機関と協調すると共に、必要に応じて他電力会社へ応援を依頼する。

第8 県(防災安全局、関係局)による措置

県は、大規模停電発生時には、直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。

また、国、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定するよう努める。

第2節 ガス施設対策

第1 サーラエナジー株式会社

1 災害対策本部の設置

災害発生後、速やかに災害対策本部等を設置する。緊急動員については、災害対策規程等によって定める動員体制によって行う(震度5弱以上の地震が発生したときは、防災要員は呼出しを待たずに自動出社する。)

2 情報の収集

供給区域内の主要点の地震計情報を速やかに入手し、地震の規模、被害程度を推定するとともに、導管網の主要地点における供給圧力の変化、移動無線車及び各事業所からの需要家等の被害状況、漏えい通報等の情報に加え、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的に被害程度を把握する。

3 津波からの避難対策

- (1) 津波警報等が発表された場合、震度4程度以上の強い揺れを感じた場合、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、従業員、見学者、訪問者等に対し、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難するよう呼びかける。

また、関係事業所等の見学者、訪問者等に対しては、津波警報が発表された旨を伝達し、市が指定する避難場所への避難や時間的余裕があると認められる場合には、帰宅等を要請する。

- (2) 津波警報等が発表された場合は、着積中のLNG船等に対し港外避難を要請する。

4 緊急対応措置の実施

- (1) 地震が発生した場合、次に掲げるような大きな災害が確認されたブロックでは、即時にガス供給を停止する。

ア 地震計のSI値があらかじめ定めた供給停止判断基準値以上を記録した場合

イ 製造所又は供給所ガスホルダーの送出量の大変動、主要整圧器等の圧力の大変動により供給継続が困難な場合

- (2) 地震が発生した場合、地震計のSI値があらかじめ定めた供給停止判断基準値未満を記録したブロックでは、緊急巡回点検やガス漏えい通報の受付状況などにより、経時的に得られる被害状況により、次に掲げるような二次災害の発生が予想される場合には、速やかにガス供給を停止する。

ア 道路及び建物の被害状況や主な導管の被害状況から、ガス工作物の被害が甚大である事が容易に推測できる場合

イ ガス漏えい通報等により発見されたガス工作物の被害状況が、緊急時対応能力を超えるおそれのある場合

5 応援要請

被害の程度に応じて、一般社団法人日本ガス協会に要請して他ガス事業者の応援を受ける。

6 応急復旧作業

供給を一時停止した地域に対しては、直ちに次の順序で復旧する。

- (1) 需要家の閉栓の確認
- (2) 導管の被害箇所の調査及び修理
- (3) 需要家の内管、消費機器の被害箇所の調査及び修理
- (4) 需要家の開栓、試点火

なお、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。

また、復旧用資機材置場や仮設用地等が必要となる場合は、関係機関と連携し、迅速な確保に努める。

7 広報活動

ガス施設の被害状況、ガス供給停止のお知らせ、復旧の見通し、ガス使用上の注意、マイコンメーターの復帰方法等を広報車等により周知し、さらに報道機関を通じて呼びかける。

第2 一般社団法人愛知県 LP ガス協会

1 災害対策本部の設置

災害が発生した場合、速やかに一般社団法人愛知県 LP ガス協会内に災害対策本部を設置する。必要に応じ、各支部に現地対策本部を設置し、あらかじめ定められた動員計画に基づき応援要員を招集する。

2 情報の収集

県内5支部のあらかじめ定められた情報ルートを通じ、地震の規模、被害程度を推察するとともに、被害通報、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的な被害状況を把握する。

3 緊急対応措置の実施

愛知県 LP ガス災害対策マニュアルに基づき、被害状況の確認と二次被害の発生防止の措置を講じる。二次災害のおそれがある施設に対しては、使用停止又は容器撤去を行うとともに、安全確認が完了するまで、容器バルブを閉止してガスの使用を中止するよう消費者に要請する。

4 応援の要請

被害の状況により、特定の地域に被害が集中した場合は、本部長の指示により他の現地対策本部は相互支援体制に移行する。

必要に応じ、一般社団法人全国 LP ガス協会に対し、速やかに全国規模で救援隊派遣を要請する。同時に、他地域からの応援要員がその機能を十分発揮できるよう受入体制を整備する。

5 応急復旧作業の実施

愛知県 LP ガス災害対策マニュアルに基づき、緊急対応措置の後、応急的な使用のための安全確認をして、可能な限り速やかに使用再開の措置を講じる。

なお、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。

6 広報活動の実施

地震後の LP ガスによる二次災害防止の措置、使用再開に当たっての注意、設備一斉点検の実施等について、チラシ類の配布及び報道機関等を通じて呼びかける。

第3節 上水道施設対策（市上下水道部及び県企業庁）

被害施設を短期間に復旧するため取水、送水及び配水施設の十分な機能を確保し、配水池等の水源から主要給水所に至る送配水幹線を最優先として配水本管、配水支管、給水装置の順に復旧を進め、給水の再開に努める。

(1) 応急復旧活動の実施

ア 配管設備破損の場合

- (ア) 応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網からの給水を図る。
- (イ) 大規模な配水管が破損し、復旧が困難な地区に対しては、応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。
- (ウ) 県企業庁の施設に大きな被害が発生し、県水受水市町村等への送水ができない場合

は、広域調整池(県)、連絡管(市)等からの給水を図る。

イ 水源破壊の場合

復旧が困難な水源では、廃止のための措置を執り、配管設備の復旧活動に努める。

(2) 応援の要請

ア 水道事業者は、施設の復旧が困難な場合は、近隣水道事業者あるいは県へ応援を要請する。

イ 県は、被害状況により必要があると認めたときは、応援可能な県内水道事業者等へ応援するよう指示する。

ウ さらに県は、水道事業者への応援事項について、自衛隊あるいは国等への応援を要請する。

(3) 応援・受援体制の確立

被災した県内の水道施設を早期に復旧するため、県内水道事業者等の被災情報等を一元的に管理し、県内外からの応援活動の迅速かつ円滑な調整を図ることを目的として、「愛知県水道震災復旧支援センター」を設置し、愛知県水道震災広域応援体制を整える。

第4節 工業用水道施設対策（県企業庁）

(1) 応急復旧活動の実施

工業用水道施設の被災に対する復旧は、二次災害の発生箇所若しくは発生可能性のある箇所を優先的に行うこととする。

多数の断水箇所を生じた場合には、ライフライン等公共性の高い事業所への給水を可能な限り早期に応急復旧させることも考慮する。

(2) 応援の要請

被災時において、県内の関係職員、関係業者(復旧作業協力者)等による対応が不十分な場合には、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び名古屋市の工業用水道事業者の間で締結している「東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書」に基づき、他の事業体に応援の要請に当たる。また、必要に応じ関係省庁に対し、復旧のために必要な手続きの特例措置等を要請する。

(3) 受援体制の確立

他府県からの応援を迅速に受け入れられる体制とするため、緊急時の窓口を整え、その実効性を確保するものとする。

第5節 下水道施設対策（市上下水道部及び県建設局）

下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは次の措置を講ずる。

(1) 応急復旧活動の実施

ア 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管（水管橋）の止水及び排水機能の回復に努める。

また、状況に応じて、バキュームカー等による汚泥の運搬を行う。

イ ポンプ場、終末処理場

各施設の被害状況に応じて、関係機関に情報伝達の上、緊急措置を講ずる。また、停電、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるように努める。

次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限にとどめるため、処理場内の使用可能な池等を沈殿池や塩素消毒池に転用する等、簡易処理を弾力的に行うとともに、復旧に努める。

(2) 応援の要請

愛知県独自では対応が不十分であると判断された場合には、中部10県4市の相互応援体制を定めた「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、下水道事業災害時中部ブロック支援対策本部へ応援要請する。

第6節 通信施設対策

第1 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）の応急対策

西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

(1) 災害対策本部の設置

非常参集等の緊急プログラムを発動し、復旧要員等を動員し、災害対策本部を設置する。

(2) 緊急対応措置の実施

垂れ下がった通信ケーブル等による住民等への二次災害の防止を図るとともに、被災電気通信設備の復旧計画を作成し、復旧要員、資機材及び災害対策機器について所要数を検討する。

(3) 応急復旧活動の実施

発災後の初期段階においては、動員可能な社員を中心に支店内手持ちの資機材を活用し、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、通信の孤立防止、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。具体的な応急復旧措置は、次のとおりである。

ア 伝送路が被災した場合

可搬型無線装置、応急光ケーブル等を使用し、伝送路の応急復旧を図る。なお、可搬型無線装置の使用については、電波干渉を考慮し、総合的な判断により設置する。

イ 交換機が被災した場合

非常用可搬型デジタル交換機等を使用し、応急復旧を図る。

ウ 電力設備が被災した場合

非常用移動電源車、可搬型電源装置等を使用し、応急復旧を図る。

エ 一般加入電話提供の通信設備が被災した場合

非常用移動無線車、ポータブル衛星通信システムを使用し、回線の応急復旧を図る。なお、避難所等へ特設公衆電話等を設置し通信の確保を図る。

(4) 災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板の運用

震度6弱以上の地震が発生した場合は、電話の輻輳を緩和するため、直ちに災害用伝言

ダイヤルを提供するとともに、報道機関への連絡等を行う。また、インターネットを利用して安否確認を行う災害用伝言板を、災害用伝言ダイヤルの提供に準じて運用する。

(5) 応援体制の確立

激甚な大規模災害の場合は、本社を中心にグループ全体としての応援体制(広域応援体制)により効率的復旧を図る。

第2 移動通信事業者(株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社)の応急対策

緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

(1) 災害対策本部の設置

災害対策本部を設置し、通信設備の被災状況把握、早期サービス回復に努める。

(2) 応急復旧活動の実施

ア 基地局の故障により利用できなくなった地域を救済するために、周りの基地局から対象地域を補完する。

イ 周りの基地局から補完できない場合は、移動無線基地局車を出動させて救済する。

ウ 電源供給が停止した基地局へは、発動発電機又は移動電源車を出動させ電力供給を実施する。

(3) 災害用伝言板の運用

震度6弱以上の地震が発生した場合には、被災地域への通信の疎通確保対策として、災害用伝言板を運用する。

(4) 応援体制の確立

本社を中心にグループ全体としての応援体制(広域応援体制)により効率的復旧を図る。

また、西日本電信電話株式会社及び関係機関と密接な連絡調整を図り、速やかに応急復旧を行う。

第3 専用通信施設の応急措置(防災局、県(防災安全局、総務局)、防災関係機関)

大規模災害の発生により、電気通信が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた専用通信である。特に防災関係機関の情報連絡網は極めて重要な役割をもっているため、適切な応急措置が要求されるため、次の点に特に留意して有効、適切な対応を図る。

(1) 要員の確保

専用通信施設の点検、応急復旧に必要な要員の確保を図る。

(2) 応急用資機材の確保

非常用電源(自家発電用施設、電池等)、移動無線、可搬形無線機等の仮回線用資機材など。

(3) 訓練の実施

各機関は、定期的又は随時に通信訓練を実施し、発災時に備えるよう努力する。

携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが不通になることが想定される。その際に避難所等を兼ねる施設に整備された無料公衆無線 LAN サービス(フリーWi-Fi)を活用し、避難者が被災情報の収集等を行える状態にすることは有効である。

また、携帯電話やスマートフォンが長期に利用できない状態が長時間継続する場合で、

県が無料公衆無線 LAN を認証フリーにすべきであると判断した場合には、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」について、通信事業者(株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス)に災害時モードへの切替えを指示し、通信事業者は認証フリーでインターネットに接続できるように設定情報を変更する。

第4 放送事業者の応急対策

大規模災害及びこれに伴う二次災害の発生時において、放送設備が故障又は被災し、放送が中断した場合等に備えて、可及的速やかに放送を再開すること等のために、次のような対策の推進に努めるものとする。

- (1) 放送局の演奏所が被災しても放送が継続できるよう、可能な限り送信所内に最小限の放送設備を設ける。
- (2) 中波放送については、可能な限り非常用放送設備を設ける。
- (3) 放送番組中継回線及び防災関係機関との連絡回線が不通となった場合は、臨時無線回線を設定し、放送の継続や災害情報の収集を図ることができるような措置を講ずる。
- (4) 具体的な災害応急対策計画を立て、適時、訓練を実施する。

第7節 郵便業務の応急措置

第1 日本郵便株式会社の応急措置

- (1) 郵便物の送達の確保

ア 被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずるものとする。

イ 災害時において、重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、災害の規模及び郵便事業施設の被災状況に応じ、地域及び期間を限って郵便物の運送若しくは集配便を減便し、又は運送業務若しくは集配業務を休止するものとする。

- (2) 郵便局の窓口業務の維持

災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった店舗について、仮店舗による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずるものとする。

なお、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱いを実施するものとする。

ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。

ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。

第8節 ライフライン施設の応急復旧対策

第1 市、県及びライフライン事業者等における措置

- (1) 現地作業調整会議の開催

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する省庁、県、市町村、ライフライン事業者は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

(2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開

合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。

第31章 海上災害対策

○ 基本方針

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水等の海難及び事業所の火災、爆発等の事故に伴う海上への油流出等の災害が発生した場合における、流出油等の防除活動、災害拡大防止活動等の応急措置を迅速に実施するものとする。

なお、特別防災区域内に係る事故等については、石油コンビナート等防災計画による。

○ 主な機関の応急復旧対策

☉＝災害対策本部

機関名	事前	被害発生中	事後
事故原因者等		○災害発生の通報 ○排出油等防除活動 →	
☉消防部 ☉企画部		○沿岸住民への周知及び警戒区域の設定 ○沿岸漂着油等の防除措置及び巡視・警戒 ○事故施設への指導 ○他市町村・県への応援要請	
第四管区海上保安本部		○災害発生の伝達及び状況把握 ○捜索及び救助・救急活動 → ○連絡調整本部の設置 ○人員・物資の緊急輸送 → ○危険物等の防除活動 → ○災害海域の巡視警戒 → ○自衛隊への応援要請	
県警察		○警察用航空機等による情報収集 ○救出救助活動 → ○避難誘導、立入禁止区域の警戒及び危険物等の防除活動 ○遺体の収容、捜索、検視等 → ○交通規制 → ○関係機関への支援活動 →	
中部地方整備局		○油等回収船による排出油等の除去活動 →	
県		○漂着油等の防除活動への協力 → ○防災ヘリコプターによる応急対策活動 ○必要資機材確保等の応援要求への対応 ○他県等への応援要請	
港湾・漁港管理者		○消火活動等への協力 → ○港湾・漁港施設への被害防止措置 →	
海上災害防止センター		○海上保安庁長官の指示に基づく防除活動 ○事故船舶所有者等の委託に基づく防除活動	

第1節 海上災害対策

第1 海難の事故原因者等（事故船舶の所有者、船舶管理者、船舶運行者、荷主、保険会社等関係者から委託を受けた者及びこれらの代理人）

- (1) 災害発生の通報
第四管区海上保安本部、関係機関及び付近の船舶等に災害の発生を直ちに通報する。
- (2) 排出油等の広がり防止措置
オイルフェンスの展張、その他排出された油の広がりの防止措置を取る。
- (3) 損傷箇所の修理
損傷箇所の修理、その他油の流出の防止措置を取る。
- (4) 流出油等の処理

浮流油及び沿岸への漂着油の回収、油処理剤の散布等による流出油の処理を行う。

(5) 損傷した船舶の残油等の処理

損傷した船舶の残油等の処理その他必要な防止措置を取る。

第2 事故発生事業所等

(1) 災害発生の通報

第四管区海上保安本部、市又は市消防部に災害の発生について直ちに通報するとともに、現場付近の者又は船舶に対して注意喚起を行う。必要と認めるときは、付近住民に避難するよう警告する。

(2) 自衛消防隊等による消火活動、流出油等防除活動

事業所の自衛消防隊、その他の要員により次のとおり消火活動、流出油等防除活動を実施するとともに、必要に応じ関係事業所等の応援を求める。なお、消火活動等の実施に当たっては、陸上への波及防止について十分留意して行うものとする。

ア 大量の油の排出があった場合

(ア) オイルフェンスの展張、その他排出された油の広がり防止措置を取る。

(イ) 損傷箇所の修理、その他油の流出の防止措置を取る。

(ウ) タンクの損傷による場合は、損傷したタンク内の残油を他の損傷していないタンクに移し替える。

(エ) 流出した油の回収を行う。

(オ) 油処理剤の散布等により流出油の処理を行う。

イ 危険物の排出があった場合

(ア) 損傷箇所の修理を行う。

(イ) タンクの損傷による場合は、損傷したタンク内の残油を他の損傷していないタンクに移し替える。

(ウ) 薬剤等により、排出された危険物の処理を行う。

(エ) 火気の使用制限を行い、ガス検知を実施する。

(オ) 船舶にあつては曳航索の垂下を行う。

(カ) 船舶にあつては安全な海域へ移動し投錨する。

(キ) 消火準備を行う。

ウ 海上火災が発生した場合

(ア) 放水、消火薬剤の散布を行う。

(イ) 付近にある可燃物を除去する。

(ウ) 火災の発生していないタンク等への冷却放水を行う。

(エ) 火点の制御を実施する。

(オ) 船舶にあつては曳航索の垂下を行う。

(カ) 船舶にあつては安全な海域へ移動し投錨する。

(3) 消防機関の受け入れ

事故発生事業所は、消防機関の到着に際しては進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性物品の所在施設、船舶の配置及び災害の態様を報告し、消防機関の指揮に従い積極的に消火活動を実施する。また、関係機関の指揮に従い積極的に流出油防除活動を実施する。

第3 市（消防部、企画部）

(1) 沿岸住民への周知及び警戒区域の設定

被害の及ぶおそれのある沿岸住民に対し、災害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ又は一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

(2) 沿岸漂着油等の防除措置及び巡視・警戒

沿岸漂着油の防除措置を必要に応じ講じ、地元海面の浮流油等を巡視、警戒する。

(3) 事故貯油等施設の所有者に対する指導

事業所の事故にあつては、事故貯油施設の所有者に対し、海上への油等流出防止措置について指導する。

(4) 消火及び流出した危険物の拡散防止活動

消防計画等により消防隊を出動させ、第四管区海上保安本部と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、消火及び流出した危険物の拡散防止活動を実施する。消火活動等を実施するに当たっては、陸上への波及防止について、十分留意して行うものとする。

なお、「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」により、(ア)ふ頭又は岸壁にけい留された船舶及び上架又は入渠中の船舶並びに(イ)河川湖沼における船舶の消火活動は主として消防機関が担任し、(ア)及び(イ)以外の船舶の消火活動は主として海上保安官署が担任し、相互に協力して消火活動を行うことになっているので、これに基づき相互に緊密な連絡のもとに円滑な消火活動を実施するものとする。

(5) 他の市町村又は県その他の防災関係機関に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合、又はさらに消防力等を必要とする場合は、陸上における火災の場合に準じて、他の市町村又は県その他の防災関係機関に対して、応援の要請を行う。

第4 第四管区海上保安本部

(1) 災害発生の伝達及び状況把握

海上災害の発生を覚知したときは、伝達系統に基づき伝達し、巡視船艇及び航空機等によりその状況の把握に努める。

(2) 連絡調整本部の設置

海上に原油等の危険物等が大量に排出された場合において、国に警戒本部が設置された場合は、原則として第四管区海上保安本部に連絡調整本部を設置する。

(3) 海上における捜索及び救助・救急活動

巡視船艇及び航空機等により、海上における捜索及び救助・救急活動を行い、必要に応じて市・県等の活動を支援する。また、市及び県警察と緊密に連携して、海上漂流者等の救出を行う。

(4) 人員・物資の緊急輸送

人員、物資の緊急輸送の要請があつた場合、速やかに可能な範囲でその要請に応じる。また、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ船舶交通を制限し、又は禁止する。

(5) 船舶火災及び海上火災に対する消防活動

船舶火災及び海上火災が発生した場合は、火災発生状況を把握するとともに、必要に応じ市(消防機関)と連携し、港湾関係団体等の協力を得て消防活動を実施する。

また、必要に応じ、船体その他の財産を使用し、移動し、若しくは処分し、又はその使用を制限する。

(6) 危険物等の防除活動及び航行船舶の避難誘導活動

危険物等が大量に海上に流出した場合、原因者の対応が不十分なときは、巡視船艇等により応急的な防除活動を行う等被害を最小限に食い止めるための措置を講じ、また、航行船舶の避難誘導活動等必要な措置を講じるとともに、排出の原因者等が必要な措置を講じていない場合は、措置を講じるよう命ずる。

また、緊急に排出特定油の防除措置を講ずる必要がある場合において、必要に応じて、海上災害防止センターに防除措置を講ずべきことを指示する。

(7) 航行警報等による船舶への周知及び航行の制限等

船舶交通に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、航行警報灯により船舶に周知し、航行の制限、禁止及び移動等を命じ、付近海域における火気の制限若しくは禁止する等の措置を講じる。

(8) 災害海域の巡視警戒

海上における人命、財産の保護及び公共の安全と秩序を図るため、災害海域を巡視警戒して、海上における治安を維持する。

(9) 関係機関に対する応援要請

関係機関に対し応援を要求するとともに、必要に応じて、第四管区海上保安本部が自衛隊に対しても災害派遣要請を行う。

(10) 自衛隊への派遣要請手順等の取り決め

自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておく。

第5 県警察

(1) 警察用航空機等による情報収集

警察用航空機、警察用船舶等を活用し、被害状況等の情報収集を実施する。

(2) 救出救助活動

遭難者、行方不明者等に対し、警察用航空機、警察用船舶を活用し、第四管区海上保安本部、消防機関等の関係機関と連携して捜索及び救出救助活動を実施する。

(3) 地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、危険物等の防除活動

危険物が大量に流出した場合、沿岸における漂着物の調査及び監視を行い、関係機関と連携し、地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、危険物等の防除活動を行う。

(4) 遺体の収容、捜索、検視等

死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、検視等は、本編第23章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(5) 交通規制

事故発生地及びその周辺の交通規制を実施する。

(6) 関係機関への支援活動

関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

第6 中部地方整備局

油等回収船を出動させ、流出油等の除去活動を実施する。

第7 県（農業水産局、建設局、防災安全局）

- (1) 情報の収集及び市等関係機関への連絡
防災ヘリコプター(テレビ電送システム)、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局等により、流出油等の状況を偵察する等情報の収集に努め、市等関係機関に連絡する。
- (2) 漂着油等の防除活動への協力
港湾管理者及び市等の行う漂着油等の防除活動に積極的な協力、指導を行うとともに、必要に応じ港湾・漁港管理者として防除活動を実施する。また、沖合いの排出油についても第四管区海上保安本部と緊密な連携をとり、防除活動を実施する。
- (3) 防災ヘリコプターによる応急対策活動
救急救助活動、消防活動等の応急対策活動において、県は、自ら防災ヘリコプターの出動を名古屋市消防航空隊と調整するほか、沿岸市町村等からの「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づく依頼により、防災ヘリコプターを活用する。
- (4) 伊勢湾排出油等防除協議会の総合調整本部等との連携
防除活動の実施に際し、伊勢湾排出油等防除協議会(第四管区海上保安本部が事務局)に総合調整本部が設置された場合や、名古屋港排出油等防除協議会、衣浦港排出油等防除協議会及び三河湾排出油等防除協議会に調整本部が設置された場合は、同総合調整本部等と密接な連携のもとに防除活動の実施の推進を図るものとする。
- (5) 災害対策本部の設置
必要に応じて災害対策本部を設置し、関係機関、市との連絡調整を図るものとする。
また、必要に応じ現地災害対策本部を設置する。
- (6) 必要資機材確保等の応援要求への対応
第四管区海上保安本部又は市から、化学消火薬剤等必要資機材の確保等について応援の要求があった場合は、積極的に応援するとともに、その他陸上の火災における場合に準じて必要な措置を取る。
第四管区海上保安本部、市及び漁業協同組合等から、オイルフェンス、油処理剤等排出油等防除資材の要求があった場合は、県保有の資機材を輸送するとともに、関係機関、民間企業の備蓄資機材の調達についてあっせんする。資機材の備蓄及び調達先は、県地域防災計画附属資料に掲げるとおりである。
- (7) 他の県等に対する応援要請
災害の規模が大規模で、県及び県内市町村では、十分な応急措置が実施できないと認められる場合は、「災害時等の応援に関する協定書」等に基づき、他の県等に応援を要請する。
- (8) ボランティアの受入れ
通常の行政のシステムや処理能力では十分な対応が実施できないと認められる場合は、ボランティアの受入れ等を実施する(本編第4章「応援協力・派遣要請」参照)。

第8 港湾、漁港管理者

名古屋港管理組合は、港湾機能に支障をきたすおそれがある場合又は第四管区海上保安本部若しくは関係市町村から協力を求められた場合は、消火活動等に協力する。

その他港湾・漁港管理者は、港湾・漁港施設に及ぶ被害の防止措置を講ずる。

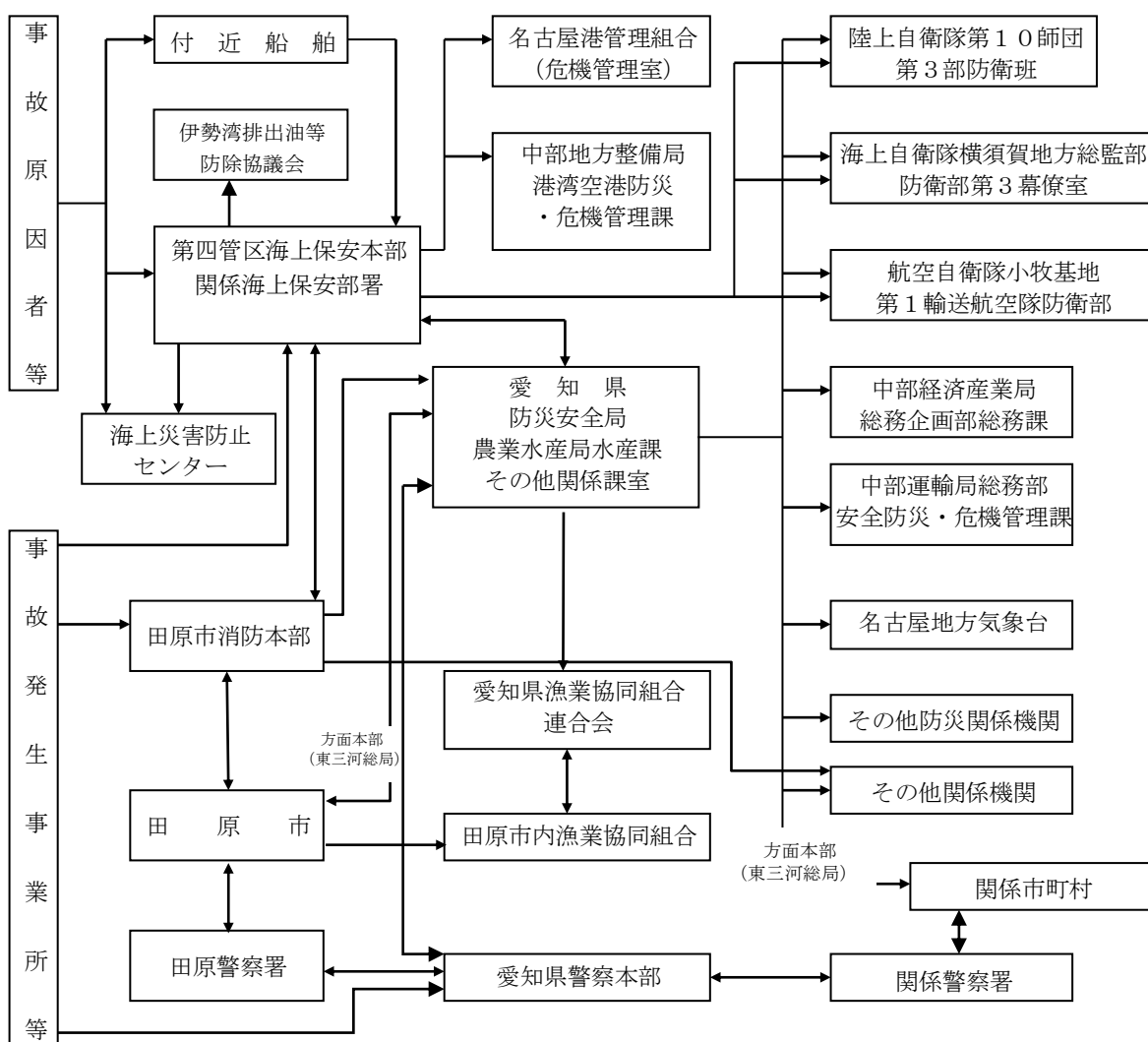
第9 海上災害防止センター

- (1) 大量の原油等の油が海上に流れ出し、緊急に防除を行う必要がある場合に防除を行うべき原因者がその措置を講じていないとき、海上保安庁長官の指示に基づき防除を実施する。
- (2) 事故を起こした船舶の所有者等の委託に基づき、海上に流れ出た燃料油や積み荷の原油等の油又は各種の有害液体物質の防除並びに船舶火災の消火及び延焼の防止等の海上防災のための措置を実施する。

第10 情報の伝達系統

海上災害が発生した場合における情報の収集、伝達系統は次のとおりである。

なお、海上事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、関係事業者等は直ちに第四管区海上保安本部(118番)に連絡する。



【注】1 海上災害防止センターは、事故原因者からの委託又は海上保安庁長官からの指示があった場合に活動する。
 2 陸上の事故発生事業所が石油コンビナート等災害防止の規定に基づく特別防災区域内の特定事業所の場合は、別途「石油コンビナート等防災計画」に連絡通報体制が定められている。

第11 応援協力関係

- (1) 第四管区海上保安本部は、流出油防除活動等の実施が困難な場合、海上防災活動が実施可能である市町村及び港湾管理者等へ応援を要求する。
- (2) 市は、市の勢力をもってしても流出油防除活動等の実施が困難な場合、他市町村へ要員、資機材の確保につき応援を要求する。
- (3) 第四管区海上保安本部、中部地方整備局及び市は、流出油防除活動等を実施するに当たって必要な資機材の確保が困難な場合、県に対しその確保を要請する。
- (4) 第四管区海上保安本部又は県は、流出油防除活動を実施するに当たって必要があると認めるときは、自衛隊へ応援を要請する。
- (5) 市から指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求められたときは、関係の指定地方行政機関に対して、そのあっせんを行う。また、特に必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対してそのあっせんを求めるとともに、他の都道府県に対して応援を要求する。
- (6) 救助・救急活動、死体の処理及び港湾施設の応急工事等の応援協力関係については、本編第10章「救出・救助対策」、第20章「医療救護対策」、第21章「防疫・保健衛生対策」、第23章「遺体の取扱い」、第29章「公共施設・交通施設の応急対策」の定めにより実施する。
- (7) その他の防災関係機関及び関係企業は、第四管区海上保安本部、市、又は県からの応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

第3章 航空災害対策

○ 基本方針

航空機の墜落炎上等による災害から地域住民等を守るため、防災関係機関は早期に初動体制を確立し、緊密な協力の下に各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

○ 主な機関の応急復旧対策

☎=災害対策本部

機関名	事前	被害発生中	事後
☎消防部 ☎健康福祉部 ☎市民環境部 ☎企画部		○航空機事故発生時の通報 ○警戒区域の設定 → ○一般住民等に対する立入制限・退去等の命令 ○救助及び消防活動 → ○医療班の派遣及び医療機関への搬送等 ○応援要請	
県		○航空機事故発生時の通報 ○市町村への消防・救急活動の指示等 ○自衛隊への災害派遣要請 ○医療救護班の派遣 →	
県警察		○航空機事故発生時の通報 ○警察用航空機等による情報収集 ○救出救助活動 → ○立入禁止区域の設定及び避難誘導 ○遺体の収容、捜索、検視等 → ○交通規制 → ○関係機関への支援活動 →	
第四管区 海上保安本部		○航空機事故発生時の通報 ○海上における捜索及び救助・救急活動 ○遺体の捜索活動等 ○人員・物資の緊急輸送 →	
航空自衛隊		(民間機の場合) ○負傷者の救出、消防活動 → ○愛知県知事の要請に基づく災害応急活動 (自衛隊機の場合) ○航空機事故発生時の通報 ○応急活動及び事故現場の復旧 →	
大阪航空局 中部空港事務所		○自衛隊への派遣要請 ○他空港との連携	

第1節 航空災害対策

第1 市（消防部、健康福祉部、市民環境部、企画部）等

(1) 航空機事故発生時の通報

航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等から通報を受けたときは、本節第6「情報の伝達系統」により県及び関係機関に通報する。

(2) 警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限・退去等の命令

中部国際空港株式会社等と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限・退去等を命ずる。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

(3) 救助及び消防活動

- 必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助及び消防活動を実施する。
- (4) 市内医療機関等で組織した医療救護班の派遣及び医療機関への搬送等
負傷者が発生した場合、市内医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ医療救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。なお、死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、処理活動等は、本編第23章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。
- (5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保
必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。
- (6) 他の市町村に対する応援要請
災害の規模が大きく、市で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。
- (7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等
被災者の救助及び消防活動等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保について応援を要請する。
また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

第2 県（都市・交通局、防災安全局、保健医療局）

- (1) 航空機事故発生 of 通報
航空機事故の発生を知ったとき、又は発見者等からの通報を受けたときは、本節第6「情報の伝達系統」により関係機関に通報する。
- (2) 市町村に対する消防・救急活動の指示等
地元市町村の実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに市からの要請により他の市町村に応援を指示する。
- (3) 自衛隊に対する災害派遣要請
市から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき、又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。また、市から化学消火薬剤等必要資機材の確保等について、応援の要求を受けたときは、積極的に応援する。
- (4) 災害対策本部の設置
必要に応じて災害対策本部を設置し、関係機関、関係市町村との連絡調整を図る。
- (5) 指定地方行政機関の職員の派遣に係るあっせん等
市から指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求められたときは、関係の指定地方行政機関に対して、そのあっせんを行う。また、特に必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して、当該職員の派遣を要請し又は内閣総理大臣に対してそのあっせんを求めるとともに、他の都道府県に対して応援を要請する。
- (6) 関係機関の行う応急対策活動の調整
必要に応じて、関係機関の行う応急対策活動の調整を行う。
- (7) DMAT・医療救護班の派遣

大規模な航空機事故において多数の死傷者が発生し、地元医療機関のみでは対応が困難な場合は、DMAT・医療救護班を現地に派遣する。

第3 県警察

(1) 航空機事故発生 の 通報

航空機事故の発生を知ったとき、又は発見者等からの通報を受けたときは、本節第6「情報の伝達系統」により関係機関に通知する。また、情報収集活動を実施する。

(2) 警察用航空機等による情報収集

警察用航空機等を活用し、被害状況等の情報収集を実施する。

(3) 救出救助活動

関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。

(4) 立入禁止区域の設定及び避難誘導

立入禁止区域を設定するとともに、避難誘導を実施する。

(5) 遺体の収容、捜索、検視等

死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、検視等は、本編第2章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(6) 交通規制

災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。

(7) 関係機関への支援活動

関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

第4 第四管区海上保安本部

(1) 航空機事故発生 の 通報

航空機事故の発生を知ったとき、又は通報を受けたときは、本節第6「情報の伝達系統」により関係機関に通報する。

(2) 海上における捜索及び救助・救急活動

大阪航空局中部空港事務所及び航空自衛隊等と協力し、巡視船艇・航空機等により海上における捜索及び救助・救急活動を行い、必要に応じ、市等の活動を支援する。

(3) 遺体の捜索活動等

死者が発生した場合の遺体の捜索活動等は、本編第2章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(4) 人員・物資の緊急輸送

人員、物資の緊急輸送の要請があった場合、速やかに可能な範囲でその要請に応じる。

また、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ、船舶の交通を制限し、又は禁止する。

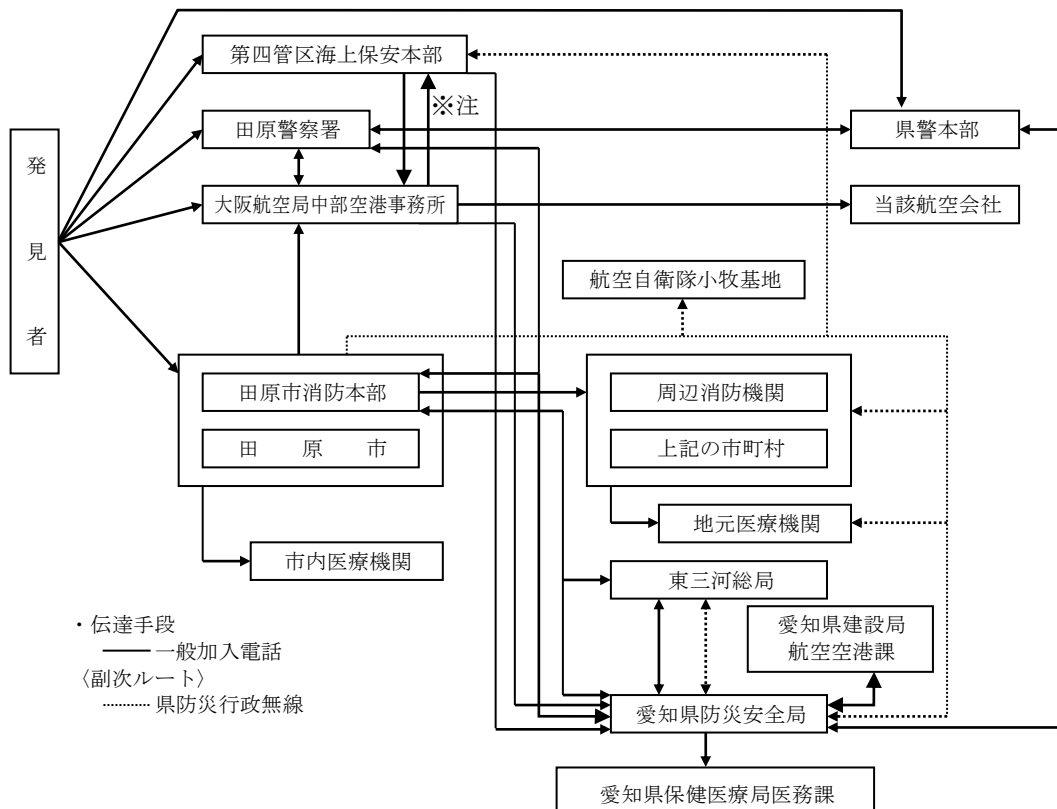
第5 応援協力関係

その他防災関係機関は、市、県、空港事務所等から応援の要請を受けたときは、積極的に協力して救助活動及び消防活動を実施する。

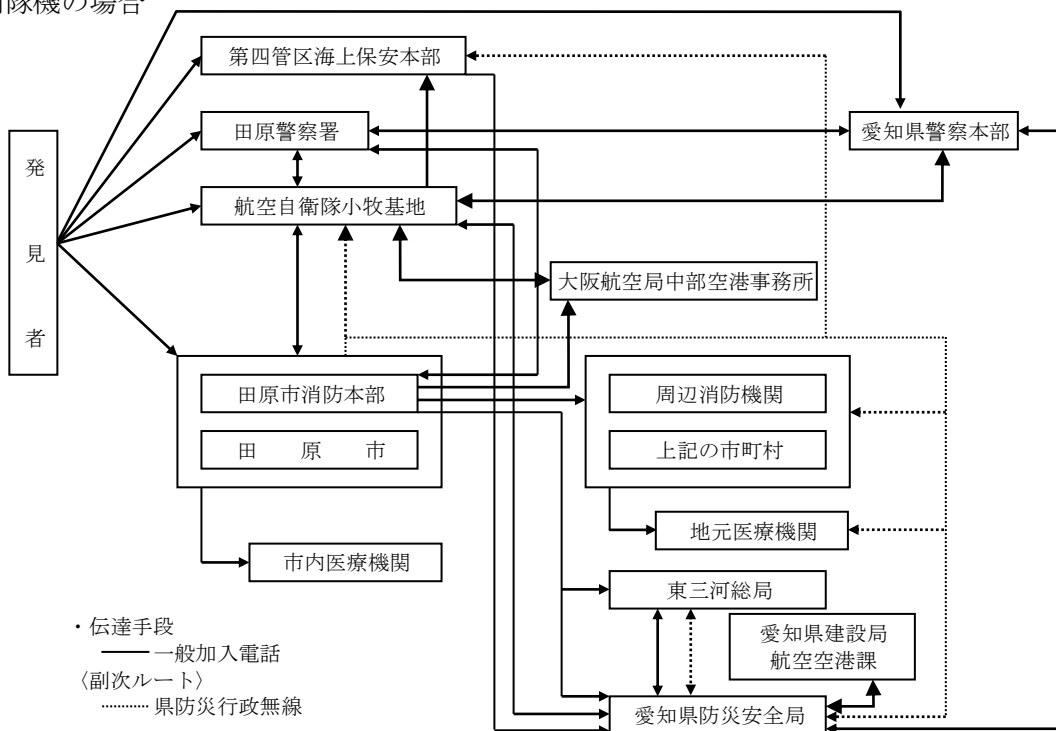
第6 情報の伝達系統

市域で民間航空機あるいは自衛隊機の墜落炎上等による事故が発生した場合、その情報の伝達系等は以下のとおりである。

(1) 民間航空機の場合



(2) 自衛隊機の場合



第3章 鉄道災害対策

○ 基本方針

鉄道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害(以下「大規模鉄道災害」という。)に対する救助・救急活動等の応急措置を迅速に実施するものとする。

○ 主な機関の応急復旧対策

☒ = 災害対策本部

機関名	事前	被害発生中	事後
豊橋鉄道(株)		<ul style="list-style-type: none"> ○中部運輸局又は国土交通省への連絡 ○関係列車の非常停止及び乗客の避難 ○救助・救急活動及び消防活動 → <li style="padding-left: 20px;">○代替交通手段の確保 → <li style="padding-left: 20px;">○鉄道施設の応急措置 → <li style="padding-left: 20px;">○他の鉄道事業者への応援要請 	
<ul style="list-style-type: none"> ☒ 総務部 ☒ 消防部 ☒ 健康福祉部 ☒ 市民環境部 ☒ 企画部 		<ul style="list-style-type: none"> ○県への連絡 ○警戒区域の設定及び一般住民等への立入制限・退去等の命令 ○救助・救急活動及び消防活動 → <li style="padding-left: 20px;">○医療班の派遣及び医療機関への搬送 <li style="padding-left: 20px;">○応援要請 	
中部運輸局		<ul style="list-style-type: none"> ○県及び国土交通省への連絡 ○応急対策の調整 → 	
県		<ul style="list-style-type: none"> ○消防庁等関係機関への連絡 ○市町村の消防・救急活動の指示 <li style="padding-left: 20px;">○防災ヘリコプターによる応急対策活動 <li style="padding-left: 40px;">○自衛隊への災害派遣要請 <li style="padding-left: 40px;">○他県等に対する応援要請 <li style="padding-left: 20px;">○医療救護班の派遣 → 	
県警察		<ul style="list-style-type: none"> ○県への通報 ○警察用航空機等による情報収集 ○救出救助活動 → ○立入禁止区域の設定及び避難誘導 ○鉄道事業者等と連携した二次災害防止措置 ○遺体の収容、捜索、検視等 → ○交通規制 → ○関係機関への支援活動 → 	
第四管区 海上保安本部		<ul style="list-style-type: none"> ○海上における捜索及び救助・救急活動 ○人員・物資の緊急輸送 → 	

第1節 鉄道災害対策

第1 豊橋鉄道株式会社

- (1) 市、県、中部運輸局又は国土交通省への連絡
大規模鉄道災害が発生した場合は、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、速やかに市、県、警察、中部運輸局及び国土交通省に連絡する。
- (2) 関係列車の非常停止及び旅客の避難
大規模鉄道災害が発生した場合は、災害の拡大の防止のため、乗務員は速やかに関係列車の非常停止及び避難の手配、旅客の避難等の必要な措置を講ずる。
- (3) 救助・救急活動及び消防活動
大規模鉄道災害の発生直後における負傷者の救助・救急活動、初期消火活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動及び消防活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める(本編第10章「救出・救助対策」参照)。

- (4) 代替交通手段の確保
大規模鉄道災害が発生した場合は、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。
- (5) 鉄道施設の応急措置
鉄道施設の応急措置については、本編第29章「公共施設・交通施設の応急対策」の定めにより実施する。
- (6) 他の鉄道事業者への応援要請
応急工事の実施が困難な場合、他の鉄軌道事業者へ要員、資機材の確保の応援を要請する。

第2 市（総務部、消防部、健康福祉部、市民環境部、企画部）

- (1) 県への連絡
豊橋鉄道株式会社から大規模鉄道災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。
- (2) 警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限・退去等の命令
必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。
また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。
- (3) 救助・救急活動及び消防活動
必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動及び消防活動を実施する。
- (4) 市内医療機関等で組織した医療救護班の派遣及び医療機関への搬送等
負傷者が発生した場合、市内医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ医療救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。なお、死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、処理活動等は、本編第23章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。
- (5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保
必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。
- (6) 他の市町村に対する応援要請
市で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。
- (7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等
被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

第3 中部運輸局

- (1) 県及び国土交通省への連絡
大規模鉄道災害が発生した場合は、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め速やかに県及び国土交通省に連絡する。

(2) 応急対策の調整

関係機関と緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

第4 県（防災安全局、保健医療局）

(1) 情報収集及び消防庁等関係機関への連絡

大規模鉄道災害の発生を知ったときは、市等から情報収集するとともに、自らも防災ヘリコプター（テレビ電送システム）、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局等により、被害状況を偵察する等情報の収集に努め、消防庁等関係機関に連絡する。

(2) 市の実施する消防、救急活動の指示等

市の実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに市からの要請により他の市町村に応援を指示する。

(3) 防災ヘリコプターによる応急対策活動

救急救助活動、消防活動等の応急対策活動において、県が自ら防災ヘリコプターの出動を名古屋市消防航空隊と調整するほか、沿岸市町村等からの「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づく依頼により防災ヘリコプターを活用する。

(4) 災害対策本部の設置

必要に応じて災害対策本部を設置し、豊橋鉄道株式会社、市等の関係機関と連絡調整を図るものとする。

(5) 自衛隊に対する災害派遣要請

市から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき、又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。また、市から化学消火薬剤等必要資機材の確保等について、応援の要求を受けたときは、積極的に応援する。

(6) 他の県等に対する応援要請

大規模鉄道災害が発生した場合、県及び県内市町村では、十分な応急措置が実施できないと認められる場合は、「災害時等の応援に関する協定書」等に基づき、他の県等に応援を要請する。

(7) 医療救護班の派遣

大規模鉄道災害が発生した場合で、地元医療機関のみでは対応が困難な場合は医療救護班を現地に派遣する（本編第20章「医療救護対策」参照）。

第5 県警察

(1) 県への通報

大規模鉄道災害の発生を知ったときは、県に通報する。

(2) 警察用航空機等による情報収集

警察用航空機等を活用し、被害状況等の情報収集を実施する。

(3) 救出救助活動

関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。

(4) 立入禁止区域の設定及び地域住民等の避難誘導

脱線した鉄道車両が高架から人家密集地域に転落するおそれがある等被害拡大のおそれがある場合、立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等の避難誘導を実施する。

(5) 鉄道事業者等と連携した二次災害防止措置

捜索・救出救助活動等に当たっては、豊橋鉄道株式会社等と連携し、後続車両の衝突等

の二次災害の防止措置を行う。

(6) 遺体の収容、捜索、検視等

死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、検視等は、本編第23章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(7) 交通規制

鉄道災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。

(8) 関係機関への支援活動

関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

第6 第四管区海上保安本部

(1) 海上における捜索及び救助・救急活動

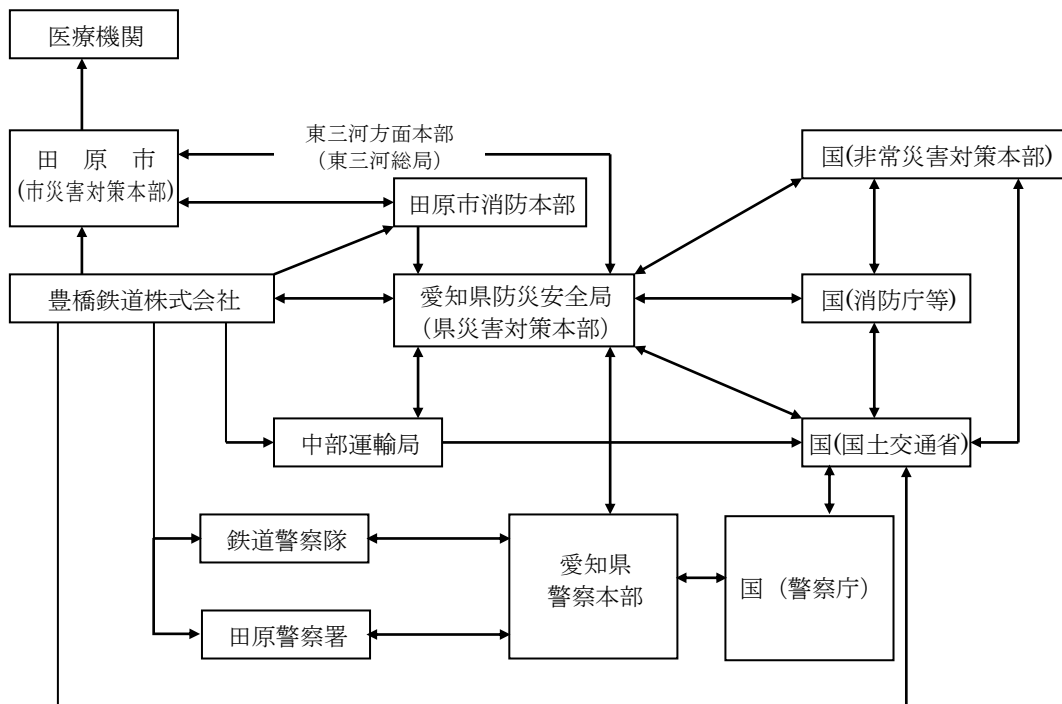
巡視船艇・航空機等により海上における捜索及び救助・救急活動等を行い、必要に応じ、市等の活動を支援する。

(2) 人員・物資の緊急輸送

人員、物資の緊急輸送の要請があった場合、速やかに可能な範囲でその要請に応じる。また、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ、船舶の交通を制限し、又は禁止する。

第7 情報の伝達系統

大規模鉄道災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



第8 応援協力関係

(1) 豊橋鉄道株式会社は、応急工事、救助活動等の実施が困難な場合、県へ要員の確保の応援を要請し、又は県を通じて自衛隊に対し応急工事の応援を要請する。

(2) 救助及び消防活動等の応援要請を受けた機関は、積極的に協力する。

第34章 道路災害対策

○ 基本方針

トンネル、橋梁等の道路建造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害(以下「大規模道路災害」という。)に対する救助・救急活動等の応急措置を迅速に実施するものとする。
なお、タンクローリーの横転等による事故災害については、本編第35章「危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策」による。

○ 主な機関の応急復旧対策

☒ = 災害対策本部

機関名	事前	被害発生中	事後
☒ 総務部 ☒ 都市建設部 ☒ 消防部 ☒ 健康福祉部 ☒ 市民環境部 ☒ 企画部		○ 県、国土交通省等関係機関への連絡 ○ 警戒区域の設定及び一般住民の立入制限、退去命令 ○ 救助・救急活動及び消防活動 → ○ 医療班の派遣及び医療機関への搬送等 ○ 応援要請	
道路管理者		○ 道路パトロールカーによる巡視及び国土交通省及び県への連絡 ○ 交通規制 → ○ 初期の救助 → ○ 危険物の防除活動及び避難誘導活動 ○ 他の道路管理者への応援要請	
中部地方整備局		○ 危険物の防除活動及び避難誘導活動 ○ 他の道路管理者への応援要請	
県		○ 消防庁、国土交通省等関係機関への連絡 ○ 市町村の実施する消防、救急活動の指示等 ○ 防災ヘリコプターによる応急対策活動 ○ 自衛隊に対する災害派遣要請 ○ 他の県等に対する応援要請 ○ 医療救護班の派遣 →	
県警察		○ 警察用航空機等による情報収集 ○ 救出救助活動 → ○ 立入禁止区域の設定、避難誘導及び危険物の防除活動 ○ 遺体の収容、捜索、検視等 → ○ 交通規制 → ○ 関係機関への支援活動 →	
第四管区 海上保安本部		○ 海上における捜索及び救助・救急活動 ○ 人員・物資の緊急輸送 →	

第1節 道路災害対策

第1 市（総務部、都市建設部、消防部、健康福祉部、市民環境部、企画部）

- (1) 情報収集及び県、国土交通省等関係機関への連絡
大規模道路災害が発生した場合は、道路パトロールカーによる巡視等を実施し、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、県、国土交通省等関係機関に連絡する。
- (2) 警戒区域の設定及び一般住民の立入制限、退去命令
必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。
また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。
- (3) 救助・救急活動及び消防活動
必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動及び消防活動を実

施する。

(4) 市内医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等

負傷者が発生した場合、市内医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ医療救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。なお、死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、処理活動等は、本編第2章「遺体の取扱い」により実施する。

(5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保

必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供する。また、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

(6) 県及び他の市町村に対する応援要請

市で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

第2 道路管理者（中部地方整備局、県（建設局）、市（都市建設部））

(1) 道路パトロールカーによる巡視並びに国土交通省及び県への連絡

大規模道路災害が発生した場合は、道路パトロールカーによる巡視等を実施し、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、国土交通省及び県に連絡する。

(2) 交通規制

大規模道路災害が発生した場合は、通行の禁止・制限又は迂回路の設定、代替路線の指定等の交通規制を実施する（本編第1章「交通規制・緊急輸送対策」参照）。

(3) 初期の救助及び消防活動への協力

市、県等の要請を受け、初期の救助及び消防活動に協力する。

(4) 危険物の防除活動及び避難誘導活動

危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、二次災害の防止に努める。

(5) 他の道路管理者への応援要請

応急工事の実施が困難な場合、他の道路管理者へ要員、資機材の確保の応援を要請する。

第3 中部地方整備局

(1) 危険物の防除活動及び避難誘導活動

危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、二次災害の防止に努める。

(2) 他の道路管理者への応援要請

応急工事の実施が困難な場合、他の道路管理者へ要員、資機材の確保の応援を要請する。

第4 県（建設局、防災安全局、保健医療局）

(1) 情報収集及び消防庁、国土交通省等関係機関への連絡

大規模道路災害の発生を知ったときは、市等から情報収集するとともに、自らも防災へ

- リコプター(テレビ電送システム)、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局等により、被害状況を偵察する等情報の収集に努め、消防庁、国土交通省等関係機関に連絡する。
- (2) 道路情報の把握及び関係機関との情報交換
被害を受けた道路や冠水による道路状況及び交通状況を速やかに把握するため、道路パトロールカーや協定業者による巡視等の実施、道路情報システム等の活用により、道路情報の把握に努め、関係機関と密接な情報交換を行う。
 - (3) 市の実施する消防、救急活動の指示等
市の実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに市からの要請により他の市町村に応援を指示する。
 - (4) 防災ヘリコプターによる応急対策活動
救急救助活動、消防活動等の応急対策活動において、県が自ら防災ヘリコプターの出動を名古屋市消防航空隊と調整するほか、沿岸市町村等からの「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づく依頼により防災ヘリコプターを活用する。
 - (5) 災害対策本部の設置
必要に応じて災害対策本部を設置し、関係機関と連絡調整を図るものとする。
 - (6) 自衛隊に対する災害派遣要請
市から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき、又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。また、市から化学消火薬剤等必要資機材の確保等について、応援の要求を受けたときは、積極的に応援する。
 - (7) 他の県等に対する応援要請
大規模道路災害が発生した場合、県及び県内市町村では、十分な応急措置が実施できないと認められる場合は、「災害時等の応援に関する協定書」等に基づき、他県等に応援を要請する。
 - (8) 医療救護班の派遣
大規模道路災害が発生した場合で、市内医療機関のみでは対応が困難な場合は医療救護班を現地に派遣する(本編第20章「医療救護対策」参照)。

第5 県警察

- (1) 警察用航空機等による情報収集
警察用航空機等を活用し、被害状況等の情報収集を実施する。
- (2) 救出救助活動
関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。
- (3) 立入禁止区域の設定、避難誘導及び危険物の防除活動
被害の拡大のおそれがあるときは、関係機関と連携し、立入禁止区域を設定するとともに、避難誘導及び危険物等の防除活動を実施する。
- (4) 遺体の収容、搜索、検視等
死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、検視等は、本編第23章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。
- (5) 交通規制
事故発生地及びその周辺の交通規制を実施する。
- (6) 関係機関への支援活動

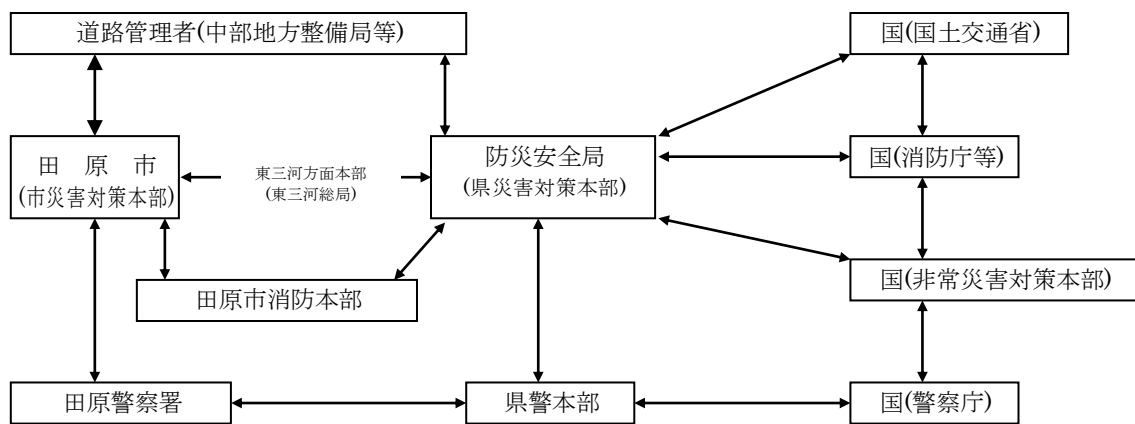
関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

第6 第四管区海上保安本部

- (1) 海上における捜索及び救助・救急活動
巡視船艇・航空機等により海上における捜索及び救助・救急活動を行い、必要に応じ、市等の活動を支援する。
- (2) 人員・物資の緊急輸送
人員、物資の緊急輸送の要請があった場合、速やかに可能な範囲でその要請に応じる。
また、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ、船舶の交通を制限し、又は禁止する。

第7 情報の伝達系統

大規模道路災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



第8 応援協力関係

- (1) 道路管理者は、応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保の応援を要請し、又は県を通じて自衛隊に対し応急工事の応援を要請する。
- (2) 救助及び消防活動等の応援要請を受けた機関は、積極的に協力する。

第35章 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策

○ 基本方針

危険物等施設が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を実施するものとする。

○ 主な機関の応急復旧対策

☞ = 災害対策本部

機関名	事前	被害発生中	事後
危険物等施設の所有者等		<ul style="list-style-type: none"> ○危険物等の安全な場所への移動等安全措施 ○消防署等への通報 ○初期消火活動 → 	
<ul style="list-style-type: none"> ☞ 総務部 ☞ 消防部 ☞ 企画部 		<ul style="list-style-type: none"> ○県への通報 ○危険物等所有者等への危害防止のための措置等 ○警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令 ○消防隊の出動による救助及び消火活動 ○応援要請 	
県警察		<ul style="list-style-type: none"> ○県への通報 ○危険物所有者等への危害防止措置の命令 ○警察用航空機等による情報収集 ○救出救助活動 → ○立入禁止区域の設定及び避難誘導 ○遺体の収容、捜索、検視等 → ○交通規制 → ○関係機関への支援活動 → 	
県		<ul style="list-style-type: none"> ○市町村の実施する消火活動等の指示 ○自衛隊の災害派遣要請 	
第四管区海上保安本部		<ul style="list-style-type: none"> ○県への通報 ○輸送機関への危害防止措置の指示 	

第1節 危険物等施設

第1 危険物等施設の所有者、管理者、占有者

(1) 危険物又は毒物劇物等化学薬品類の安全な場所への移動等の安全措施

施設が危険な状態になったときは、直ちに危険物又は毒物劇物等化学薬品類を安全な場所に移動し、あるいは注水冷却する等の安全措施を講ずる。

(2) 災害発生に係る消防署等への通報

消防署、市長の指定した場所、警察署、又は、海上保安機関へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。また、海域に災害が波及し又は波及するおそれがあるときは、第四管区海上保安本部(118番)にも連絡するものとする。

必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

(3) 自衛消防組織その他の要員による初期消火活動

自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て延焼防止活動を実施する。なお、消火活動等を実施するに当たっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。

(4) 消防機関の受け入れ

消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに爆発性、引火性・有毒性物品の所在、並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告し、消防機関の指揮に従い積極的に消火活動を実施する。

第2 市（総務部、消防部、企画部）

(1) 災害発生に係る県への通報

県へ災害発生について、直ちに通報する。

(2) 危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者等に対する危害防止措置の指示

危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置を取るよう指示し、又は自らその措置を講ずる。

(3) 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

必要があると認めるときは警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

(4) 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するに当たっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。

(5) 他市町村に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。なお、広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(6) 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援を要求する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

第3 県警察

(1) 県への通報

県へ災害発生について、直ちに通報する。

(2) 危険物等所有者への危害防止のための措置等

危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者、管理者、占有者に対し危害防止のための必要な措置を取るよう命令し、又は自らその措置を講ずる。

(3) 警察用航空機等による情報収集

警察用航空機等を活用し、被害状況等の情報収集を実施する。

(4) 救出救助活動

関係機関と連携し、被災者の救出救助・避難誘導を実施する。

(5) 立入禁止区域の設定及び避難誘導

立入禁止区域を設定するとともに、避難誘導を実施する。

(6) 遺体の収容、捜索、検視等

死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、検視等は、本編第2章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(7) 交通規制

事故発生地及びその周辺の交通規制を実施する。

(8) 関係機関への支援活動

関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

第4 県（防災安全局、保健医療局）

(1) 市の実施する消火活動等の指示

市の実施する消火活動について、特に必要があると認めるときは、必要な指示を行うとともに、市からの要請により他の市町村に応援するよう指示する。

(2) 自衛隊の災害派遣要請

市から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。また、市から化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材の確保等について応援の要求を受けたときは、積極的に応援する。

(3) 災害対策本部の設置

必要に応じて災害対策本部を設置し、関係機関、関係市町村との連絡調整を図るものとする。

(4) 指定地方行政機関の職員の派遣に係るあっせん等

市から指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求められたときは、関係の指定地方行政機関に対して、そのあっせんを行う。また、特に必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対してそのあっせんを求めるとともに、他の都道府県に対して応援を要求する。

第5 応援協力関係

その他の防災関係機関及び関係企業等は、市又は県若しくは災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

第2節 危険物等積載車両

第1 危険物等輸送機関、県警察、市（消防部）及び県（防災安全局、保健医療局）

危険物等輸送機関、県警察、市及び県は、それぞれ本章第1節「危険物等施設」に準じた措置を講ずる。

第3節 危険物等積載船舶

第1 危険物等輸送機関

本章第1節「危険物等施設」に準じた措置を講ずるとともに、第四管区海上保安本部（118番）へ災害発生について直ちに通報する。

第2 第四管区海上保安本部

(1) 災害発生に係る県への通報

県へ災害発生について直ちに通報する。

(2) 輸送機関に対する危害防止措置の指示

輸送機関に対し、危害防止のための措置を取るよう指示し、又は自らその措置を講じ、火災発生時には消防活動を行う。

第3 県警察、市（消防部）及び県（防災安全局、保健医療局）

必要に応じ、それぞれ本章第1節「危険物等施設」に準じた措置を講ずる。

第36章 高圧ガス災害対策

○ 基本方針

高圧ガス製造施設等が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危険を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を実施するものとする。

○ 主な機関の応急復旧対策

☉＝災害対策本部

機関名	事 前	被害発生中	事 後
高圧ガス施設等の所有者等		○ガスの安全な場所への移動等安全措置 ○消防署等への通報	
☉総務部 ☉消防部 ☉企画部		○危険物等施設に準じた措置	
県警察		○危険物等施設の場合に準じた措置	
県		○製造業者等への高圧ガス製造施設等の使用停止命令 ○高圧ガス容器の所有者等への廃棄命令 ○自衛隊の災害派遣要請	
中部近畿 産業保安監督部		○経済産業大臣が県の措置に準じた命令等を発するよう措置	
第四管区 海上保安本部		○危険物等積載船舶に準じた措置	

第1節 高圧ガス施設

第1 高圧ガス施設等の所有者、占有者

(1) ガスの安全な場所への移動等安全措置

製造施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、充てん容器が危険な状態となったときは、直ちにこれを安全な場所に移し、又は水(地)中に埋める等の安全措置を講ずる。

(2) 災害発生に係る所轄消防署等への通報

市消防本部又は市長の指定する場所へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

また、海域に災害が波及し、又は波及するおそれがあるときは、第四管区海上保安本部(118番)にも通報するものとする。

第2 市(総務部、消防部、企画部)

本編第35章第1節「危険物等施設」の場合に準じた措置を講ずる。

第3 県警察

本編第35章第1節「危険物等施設」の場合に準じた措置を講ずる。

第4 県(防災安全局)

(1) 製造業者等に対する高圧ガス製造施設、貯蔵所の使用停止命令

製造業者、販売業者、貯蔵所の所有者若しくは占有者又は消費者等に対して、高圧ガス製造施設、貯蔵所の全部又は一部の使用の一時停止を命じ、又は製造、引渡、貯蔵、移動、

- 消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。
- (2) 高圧ガス容器の所有者等に対する廃棄又は所在場所の変更命令
高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者、占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずる。
 - (3) 自衛隊の災害派遣要請、指定地方行政機関の職員の派遣に係るあっせん等
本編第35章第1節「危険物等施設」の場合に準じた措置を講ずる。
 - (4) 災害対策本部の設置
必要に応じて災害対策本部を設置し、関係機関、関係市町村との連絡調整を図るものとする。

第5 中部近畿産業保安監督部

経済産業大臣が県の措置に準じた命令等を発するよう措置を講ずる。

第6 応援協力関係

その他の防災機関及び特定事業所等は、市又は県若しくは災害発生事業所からの応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

第2節 高圧ガス積載車両

第1 高圧ガス輸送業者、県警察、県（防災安全局）及び市

高圧ガス輸送業者、県警察、県、中部近畿産業保安監督部及び市は、それぞれ石油類等施設の場合に準じた措置を講ずる。

第2 中部近畿産業保安監督部

経済産業大臣が県の措置に準じた命令等を発するよう措置を講ずる。

第3節 高圧ガス積載船舶

第1 高圧ガス輸送業者

本編第35章第1節「危険物等施設」の場合に準じた安全措置を講ずるとともに、第四管区海上保安本部(118番)へ災害発生について直ちに通報する。

第2 第四管区海上保安本部

本編第35章第3節「危険物等積載船舶」の場合に準じた措置を講ずる。

第37章 火薬類災害対策

○ 基本方針

火薬類施設等が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危険を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を実施するものとする。

○ 主な機関の応急復旧対策

☞＝災害対策本部

機関名	事前	被害発生中	事後
火薬類施設等の所有者等		○火薬類の安全な場所への移動等安全措置 ○県警察等への通報	
☞総務部 ☞消防部 ☞企画部		○県への通報 ○火薬類所有者等への危害防止措置の指示及び警戒区域の設定 ○消防隊の出動による救助及び消火活動 ○応援要請	
県警察		○県への通報 ○火薬類施設及び火薬類の所有者等に対する危害防止のための措置等 ○警察用航空機等による情報収集 ○救出救助活動 → ○立入禁止区域の設定及び避難誘導 → ○遺体の収容、捜索、検視等 → ○交通規制 → ○関係機関への支援活動 →	
県		○製造業者等への製造施設等の使用停止命令 ○火薬類の所有者等への廃棄命令 ○県警察への通報	
中部近畿産業保安監督部		○経済産業大臣が製造施設の使用停止命令を発するよう措置	
第四管区海上保安本部		○県への通報 ○輸送機関への危害防止措置の指示	

第1節 火薬類関係施設

第1 火薬庫又は火薬類の所有者、占有者

(1) 火薬類の安全な場所への移動等の安全措置

火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これを移し、かつ見張人をつけ、移す余裕のない場合には水中に沈め、あるいは火薬庫の入口を密閉し、防火の措置を講ずる等安全な措置を講ずる。

(2) 災害発生に係る県警察等への通報

県警察及び市へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。また、海域に災害が波及し、又は波及するおそれがあるときは、第四管区海上保安本部(118番)にも通報するものとする。

第2 市(総務部、関係部局、企画部)

(1) 災害発生に係る県への通報

県へ災害発生について、直ちに通報する。

(2) 火薬類の所有者等に対する危害防止措置の指示及び警戒区域の設定

火薬類の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置を取るよう指示し、又

は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

(3) 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

(4) 他市町村に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。なお、広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(5) 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保等について応援を要求する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

第3 県警察

(1) 県への通報

県へ災害発生について、直ちに通報する。

(2) 火薬類施設及び火薬類の所有者等に対する危害防止のための措置等

火薬類施設及び火薬類の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための必要な措置を取るよう命令し、又は自らその措置を講ずる。

(3) 警察用航空機等による情報収集

警察用航空機等を活用し、被害状況等の情報収集に努める。

(4) 救出救助

関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。

(5) 立入禁止区域の設定及び避難誘導

立入禁止区域を設定するとともに、避難誘導を実施する。

(6) 遺体の収容、搜索、検視等

死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、検視等は、本編第23章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(7) 交通規制

災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。

(8) 関係機関への支援活動

関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

第4 県（防災安全局）

(1) 製造業者等に対する製造施設、火薬庫の使用停止命令

製造業者（知事権限に係るもの）、販売業者又は消費者等に対して、製造施設又は火薬庫の使用の一時停止を命じ、又は製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又

は制限する。

- (2) 火薬類の所有者等に対する所在場所の変更又は廃棄命令
火薬類の所有者、占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又は廃棄を命ずる。
- (3) 県警察への通報
(1)、(2)の措置を講じたときは、直ちにその旨、県警察(公安委員会)へ通報する。
- (4) 災害対策本部の設置
必要に応じて災害対策本部を設置し、関係機関、関係市町村との連絡調整を図る。

第5 中部近畿産業保安監督部

製造業者(大臣権限に係るもの)に対して、経済産業大臣が、製造施設の使用の一時停止命令を発するよう措置を講ずる。

第6 応援協力関係

その他の防災関係機関及び関係企業等は、市又は県若しくは災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

第2節 火薬類積載車両

第1 火薬類輸送機関

本章第1節「火薬類関係施設」に準じた措置を講ずるほか、鉄道車両について災害が発生した場合は、中部運輸局へも通報する。

第2 市

本章第1節「火薬類関係施設」に準じた措置を講ずる。

第3 県警察

本章第1節「火薬類関係施設」第3に準じた措置を講ずるほか、自動車について災害が発生した場合は、本章第1節「火薬類関係施設」第3(1)・(2)に準じた措置を講ずる。

第4 中部運輸局

鉄道車両について災害が発生した場合は、国土交通大臣が本章第1節「火薬類関係施設」第4に準じた措置を講ずる。

第3節 火薬類積載船舶

第1 火薬類輸送機関

本章第1節「火薬類関係施設」第1に準じた措置を講ずるとともに、第四管区海上保安本部及び中部運輸局へ災害発生について直ちに通報する。

第2 第四管区海上保安本部

- (1) 災害発生に係る県への通報
県へ災害発生について直ちに通報する。
- (2) 輸送機関に対する危害防止措置の指示
輸送機関に対し、危害防止のための措置を取るよう指示し、又は自らその措置を講じ、火災発生時には消防活動を行う。

第3 中部運輸局

国土交通大臣が、本章第1節「火薬類関係施設」第4に準じた措置を講ずる。

第4 県警、市及び県(防災安全局)

必要に応じ本章第1節「火薬類関係施設」に準じた措置を講ずる。

第38章 大規模な火事災害対策

○ 基本方針

大規模な火事(陸上における火事で、林野火災以外のもの)による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害(以下「大規模な火事災害」という。)の被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。なお、本編第35章「危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策」、第36章「高圧ガス災害対策」及び第37章「火薬類災害対策」の定めについても留意するものとする。

○ 主な機関の応急復旧対策

☞＝災害対策本部

機関名	事前	被害発生中	事後
⑧ 防災局 ⑧ 総務部 ⑧ 消防部 ⑧ 企画部 ⑧ 健康福祉部 ⑧ 市民環境部		○県への連絡 ○避難指示等 ○警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等命令 ○消防ポンプ自動車等による消防活動 ○応援要請 ○救助・救急活動 → ○医療班の派遣及び医療機関への搬送等	
県		○消防庁等関係機関への連絡 ○市町村の実施する消防、救急活動の指示等 ○防災ヘリコプターによる応急対策活動 ○自衛隊への災害派遣要請 ○他県等に対する応援要請 ○消防庁長官に対する緊急消防援助隊等の応援要請 ○医療救護班の派遣 →	
県警察		○警察用航空機等による情報収集 ○救出救助活動 → ○立入禁止区域の設定及び避難誘導 ○遺体の収容、搜索、検視等 → ○交通規制 → ○関係機関への支援活動 →	
第四管区 海上保安本部		○人員・物資の緊急輸送 →	

第1節 大規模な火事災害対策

第1 市(防災局、総務部、消防部、企画部、健康福祉部、市民環境部)

- (1) 大規模な火事災害に係る県への連絡
発見者等から大規模な火事災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。
- (2) 避難情報
地域住民等の避難の指示等については、第2編第7章「避難行動の促進対策」の定めにより実施する。
- (3) 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等命令
必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。
また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。
- (4) 消防ポンプ自動車等による消防活動
直ちに火災現場に出動し、消防ポンプ自動車等の消火用資機材を活用し、消防活動を実施

する。

(5) 県及び他市町村への応援要請

市で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(6) 救助・救急活動

必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動を実施する。

(7) 市内医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等

負傷者が発生した場合、市内医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ医療救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。なお、死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、処理活動等は、本編第23章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(8) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保

必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

(9) 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼、資機材確保の応援要請等

被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

第2 県（防災安全局、保健医療局）

(1) 情報収集及び消防庁等関係機関への連絡

大規模な火事災害の発生を知ったときは、市等から情報収集するとともに自らも防災ヘリコプター（テレビ電送システム）、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局等により、被害状況を偵察する等情報の収集に努め、消防庁等関係機関に連絡する。

(2) 市の実施する消防、救急活動の指示等

市の実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに市からの要請により他の市町村に応援を指示する。

(3) 防災ヘリコプターによる応急対策活動

救急救助活動、消防活動等の応急対策活動において、県が自ら防災ヘリコプターの出動を名古屋市消防航空隊と調整するほか、沿岸市町村等からの「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づく依頼により防災ヘリコプターを活用する。

(4) 災害対策本部の設置

必要に応じて災害対策本部を設置し、関係機関と連絡調整を図るものとする。

(5) 自衛隊に対する災害派遣要請

市から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき、又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。また、市から化学消火薬剤等必要資機材の確保等について、応援の要求を受けたときは、積極的に応援する。

(6) 他の県等に対する応援要請

大規模な火事災害が発生した場合、県及び県内市町村では、十分な応急措置が実施できないと認められる場合は、「災害時等の応援に関する協定書」等に基づき、他の県等に応援を要請する。

- (7) 消防庁長官に対する緊急消防援助隊、広域航空消防応援等の応援要請
大規模な火災の発生に際しては、必要に応じ消防庁長官に対し人命救助活動等に当たる他の都道府県で編成している緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行う。
- (8) 医療救護班の派遣
大規模な火災が発生した場合で、市内医療機関のみでは対応が困難な場合は医療救護班を現地に派遣する(本編第20章「医療救護対策」参照)。

第3 県警察

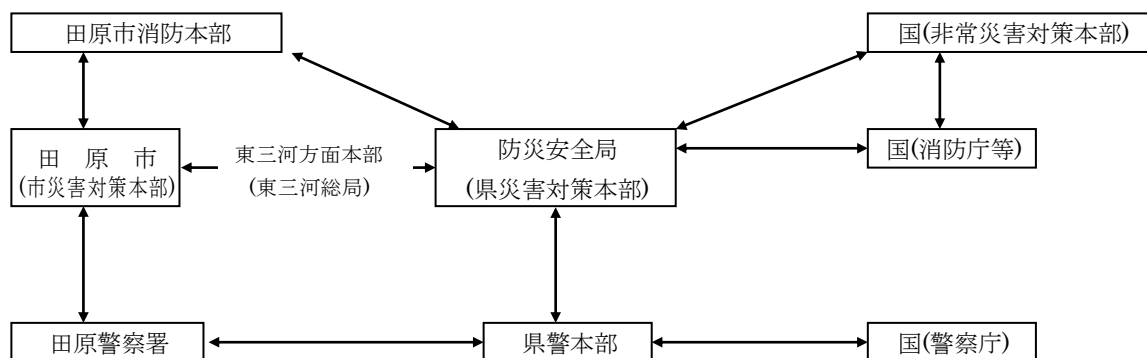
- (1) 警察用航空機等による情報収集
警察用航空機等を活用し、情報収集に努める。
- (2) 救出救助活動
関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。
- (3) 立入禁止区域の設定及び避難誘導
立入禁止区域を設定するとともに、避難誘導を実施する。
- (4) 遺体の収容、捜索、検視等
死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、検視等は、本編第23章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。
- (5) 交通規制
事故発生地及びその周辺の交通規制を実施する。
- (6) 関係機関への支援活動
関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

第4 第四管区海上保安本部

人員、物資の緊急輸送の要請があった場合、速やかに可能な範囲でその要請に応じる。また、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ、船舶の交通を制限し、又は禁止する。

第5 情報の伝達系統

大規模な火事災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



第6 応援協力関係

- (1) 市又は県は、遠隔地から化学消火薬剤等緊急必要資機材を輸送するに当たって、必要があると認めるときは、県警察へ先導等を依頼する。
- (2) 救助及び消防活動等の応援要請を受けた機関は、積極的に協力する。

第39章 林野火災対策

○ 基本方針

火災による広範囲にわたる林野の消失等といった林野火災（以下「大規模な林野火災」という。）の被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

○ 主な機関の応急復旧対策

☞＝災害対策本部

機関名	事 前	被害発生中	事 後
☞ 防災局 ☞ 総務部 ☞ 消防部 ☞ 企画部 ☞ 健康福祉部		○県への連絡 ○避難指示等 ○警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等命令 ○防火水槽、自然水利等による消防活動 ○応援要請 ○救助・救急活動 →	
県		○消防庁等関係機関への連絡 ○市町村の実施する消防、救急活動の指示等 ○防災ヘリコプターによる応急対策活動、空中消火 ○自衛隊への災害派遣要請 ○他県等に対する応援要請 ○消防庁長官に対する緊急消防援助隊等の応援要請 ○医療救護班の派遣 →	
県警察		○警察用航空機等による情報収集 ○救出救助活動 → ○立入禁止区域の設定及び避難誘導 ○遺体の収容、捜索、検視等 → ○交通規制 → ○関係機関への支援活動 →	
中部森林管理局		○初期消火活動 → ○消火用資機材の貸与 →	
第四管区 海上保安本部		○人員・物資の緊急輸送 →	

第1節 林野火災対策

第1 市（防災局、総務部、消防部、企画部、健康福祉部）

- (1) 大規模な林野火災に係る県への連絡
発見者等から大規模な林野火災の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。
- (2) 避難情報
地域住民等の避難の指示等については、第2編第7章「避難行動の促進対策」の定めにより実施する。
- (3) 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等命令
必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。
また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。
- (4) 防火水槽、自然水利等による消防活動
直ちに火災現場に出動し、防火水槽、自然水利等を活用し、消防活動を実施する。
- (5) 県及び他市町村への応援要請

市で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(6) 救助・救急活動

必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動を実施する。

(7) 市内医療機関等で組織した医療救護班の派遣及び医療機関への搬送等

負傷者が発生した場合、市内医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ医療救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。なお、死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、処理活動等は、本編第23章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(8) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保

必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

(9) 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼、資機材確保の応援要請等

被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

(10) 県及び中部森林管理局名古屋事務所に対する林野火災対策用資機材の確保要請

林野火災対策用資機材の確保が困難な場合、県及び中部森林管理局名古屋事務所へその確保の応援を要求する。

(11) 県に対する防災ヘリコプターの出動要請

空中消火活動の必要があると認められる場合は、「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づく防災ヘリコプターの出動を要請する(本編第10章第3節「航空機の活用」参照)。

第2 県(農業基盤局、防災安全局、保健医療局)

(1) 情報収集及び消防庁等関係機関への連絡

大規模な林野火災の発生を知ったときは、市等から情報収集するとともに自らも防災ヘリコプター(テレビ電送システム)、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局等により、被害状況を偵察する等情報の収集に努め、消防庁及び林野庁等関係機関に連絡する。

(2) 市の実施する消防、救急活動の指示等

市の実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに市からの要請により他の市町村に応援を指示する。

(3) 防災ヘリコプターによる応急対策活動

救急救助活動、消防活動等の応急対策活動において、県が自ら防災ヘリコプターの出動を名古屋市消防航空隊と調整するほか、沿岸市町村等からの「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づく依頼により防災ヘリコプターを活用する。

(4) 防災ヘリコプターによる空中消火

自衛隊と連携を図りつつ、防災ヘリコプターを積極的に活用し、空中消火の早期実施を行うよう努める。

(5) 災害対策本部の設置

必要に応じて災害対策本部を設置し、関係機関と連絡調整を図るものとする。

(6) 自衛隊に対する災害派遣要請

林野火災の空中消火の実施又は空中消火資機材、薬剤等の輸送について必要があると認めるときは、自衛隊へ応援を要請する。また、市から化学消火薬剤等必要資機材の確保等について、応援の要求を受けたときは、積極的に応援する。

(7) 他の県等に対する応援要請

大規模な林野火災が発生した場合、県及び県内市町村では、十分な応急措置が実施できないと認められる場合は、「災害時等の応援に関する協定書」等に基づき、他の県等に応援を要請する。

(8) 消防庁長官に対する緊急消防援助隊、広域航空消防応援等の応援要請

大規模な林野火災の発生に際しては、必要に応じ消防庁長官に対し人命救助活動等に当たる他の都道府県で編成している緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行う。また、市長は、大規模な災害等が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づき援助要請を行う。

(9) 医療救護班の派遣

大規模な林野火災が発生した場合で、市内医療機関のみでは対応が困難な場合は医療救護班を現地に派遣する(本編第20章「医療救護対策」参照)。

第3 県警察

(1) 警察用航空機等による情報収集

警察用航空機等を活用し、被災状況等の情報収集に努める。

(2) 救出救助活動

関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。

(3) 立入禁止区域の設定及び避難誘導

立入禁止区域を設定するとともに避難誘導を実施する。

(4) 遺体の収容、捜索、検視等

死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、検視等は、本編第23章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(5) 交通規制

事故発生地及びその周辺の交通規制を実施する。

(6) 関係機関への支援活動

関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

第4 中部森林管理局

(1) 初期消火活動

自発的な初期消火活動を行うとともに、市(消防機関)に協力するよう努める。

(2) 消火用資機材の貸与

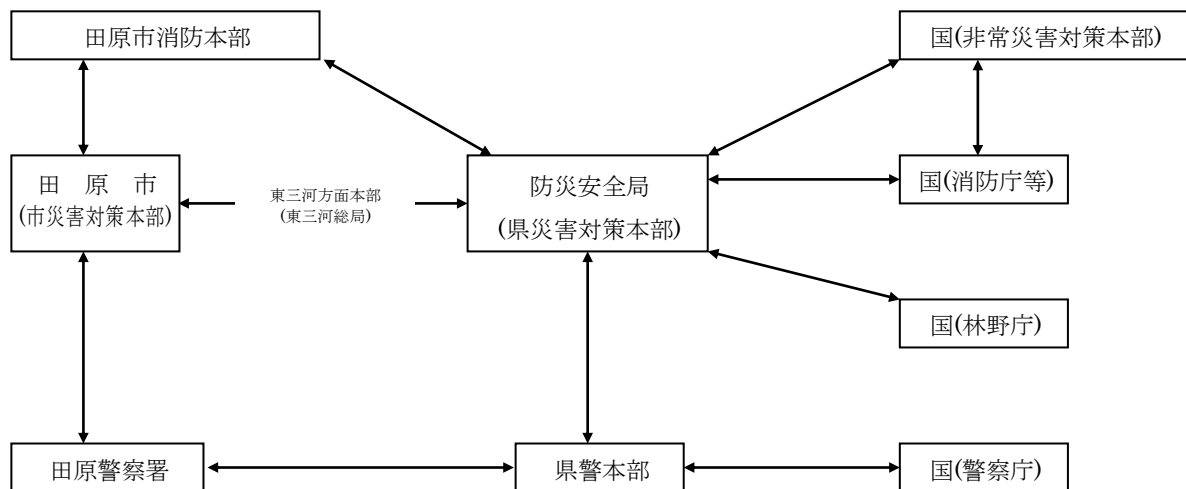
市や県からの要請により、消火用資機材の貸与を行う。

第5 第四管区海上保安本部

人員、物資の緊急輸送の要請があった場合、速やかに可能な範囲でその要請に応じる。また、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ、船舶の交通を制限し、又は禁止する。

第6 情報の伝達系統

大規模な林野火災が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



第7 応援協力関係

- (1) 市又は県は、遠隔地から化学消火薬剤等緊急必要資機材を輸送するに当たって、必要があると認めるときは、県警察へ先導等を依頼する。
- (2) 救助及び消防活動等の応援要請を受けた機関は、積極的に協力する。